

令和6年度
包括外部監査の結果報告書

男女共同参画の推進に関する施策に係る
財務事務の執行について

令和7年3月
山口県包括外部監査人
村 田 治 子

目 次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査対象期間	2
5. 外部監査対象機関	2
(1) 部署及び所管課	2
(2) 関連する出先機関及び財政的援助団体等	2
6. 監査対象とする財政的援助団体等（外郭団体）の概要	3
(1) 公益財団法人山口きらめき財団	3
(2) 公益財団法人やまぐち産業振興財団	4
7. 外部監査の実施期間	5
8. 外部監査の方法	5
(1) 監査要点	5
(2) 主な監査手続	5
9. 包括外部監査人及び監査補助者	6
10. 利害関係	6
第2 外部監査対象の概要	7
1. 第5次山口県男女共同参画基本計画の概要	7
(1) 計画の位置付と役割	7
(2) 「第4次山口県男女共同参画基本計画」策定後の国・本県の主な動き	7
(3) 計画の期間	11
(4) 基本目標	11
(5) 計画の重点項目	14
(6) 計画の推進	21
(7) 第5次男女共同参画基本計画の目標指標一覧	24
2. 令和5年度事業を終えての現状と課題（令和6年版 山口県男女共同参画白書より）	26
3. 予算の概要	39
4. 監査対象事業	53
(1) 監査対象事業の選定方法	53
(2) 事前ヒアリングの概要	53
(3) 監査対象事業の一覧	53
第3 外部監査の結果及び意見（概要）	56

1. 結果（指摘）及び意見の判断基準.....	56
2. 指摘及び意見の件数.....	56
3. 指摘及び意見の項目一覧.....	58
4. 指摘及び意見の総評.....	66
【総論】	66
(1) 特に全庁的に見直しを図られたい事項について.....	66
【各論】	69
(1) 委託契約事務の統制について.....	69
(2) アウトカム指標による評価を推進するための具体的な提言.....	73
(3) その他の提言.....	75
第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）	78
1. 男女共同参画パワーアップ事業.....	78
2. 女性の活躍応援事業.....	91
3. 女性活躍応援資金（中小企業制度融資）	101
4. 「新しい働き方」導入支援事業.....	105
5. 女性デジタル人材育成事業.....	121
6. 講師・アドバイザー派遣事業.....	126
7. 講座開催事業	133
8. 男女共同参画推進事業.....	141
9. 看護職員確保促進事業.....	150
10. 地域子ども・子育て支援事業（こども政策課）	174
11. 地域子ども・子育て支援事業（こども家庭課）	183
12. 放課後児童クラブ体制整備緊急対策事業.....	190
13. 県内創業・事業承継促進事業（女性創業の支援）	198
13-1. 県内創業・事業承継促進事業（女性創業の支援）（（公財）やまぐち産業振興財団）	205
14. 子育て女性等の活躍応援事業.....	210
15. 女性・シニア新規就業促進事業.....	219
16. 建設産業活性化推進事業.....	230
17. 女性教員出生対策事業.....	238
18. みんなで子育て応援推進事業.....	240
19. 山口しごとセンター管理運営費.....	254
19-1. 山口しごとセンター管理運営費（㈱日本マンパワー）	261
20. 労働福祉金融対策費.....	264
21. 地域雇用創造事業（労働政策課）	268
21-1. 地域雇用創造事業（（公財）やまぐち産業振興財団）	278

22. 地域雇用創造事業（産業人材課）	281
22-1. 地域雇用創造事業（（公財）やまぐち産業振興財団）	287
23. 地域共生社会推進事業	289
24. 子ども食堂サポート事業	305
25. 女性が輝く農林水産業づくり推進事業	313
26. 生活改善士活動促進事業	318
27. 農林漁業女子ステキ・スタイル応援事業	322
28. 人権啓発推進費	331
29. 「男女共同参画推進月間」推進事業	352
30. 表彰事業	360
31. 教職員等研修事業	363
32. 男女共同参画相談センター(女性相談所)事業費	367
33. 配偶者暴力等（DV）対策事業	372
34. 性暴力被害者支援事業	387
35. 女性保護施設運営費	394
36. 切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業（妊娠・出産・子育て包括支援推進事業）	398
37. 周産期医療体制総合対策事業	406
38. つながりサポート事業（コロナ関連事業）	424
39. 生活困窮者自立支援事業	431
40. ひとり親家庭等就業支援強化事業	441
41. 母子・父子自立支援員等活動費	450
42. ひとり親家庭自立支援給付金事業	455
43. 母子・父子福祉センター運営費	462
43-1. 母子・父子福祉センター運営費（（一財）山口県母子寡婦福祉連合会）	465
44. 母子父子寡婦福祉資金	468
45. 児童扶養手当支給事業費	477

【数値について】

- ・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

【数値等の出所について】

- ・報告書中の数値は、山口県が公表している資料及び監査対象機関から入手したものであり、また、それらを監査人が加工しているものである。

【法人格の表記について】

- ・報告書中の法人格は、略語により表記している場合がある（下記例示参照）。

[株式会社：(株)、有限会社：(有)、地方独立行政法人：(地独)、公益財団法人：(公財)、一般財団法人：(一財)、一般社団法人：(一社)、特別非営利活動法人：(特非) または NPO 法人 等]

【元号の表記について】

- ・報告書中の元号は、略語により表記している場合がある（下記例示参照）。

[平成：H、令和：R]

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

男女共同参画の推進に関する施策に係る財務事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、なお一層の努力が必要と考えられ、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）が制定された。さらに、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮し、職業生活における活躍が一層重要となっていることから、上記の法律の基本理念に則り、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。平成27年法律第64号）が制定された。

本県においても、国の施策に呼応し、2000（平成12）年10月、「山口県男女共同参画推進条例」を施行するとともに、2002（平成14）年3月には「山口県男女共同参画基本計画」を策定し、2016（平成28）年策定の「第4次基本計画」からは、「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画として位置付け、女性活躍に係る施策の推進もあわせて実施している。

こうした中、2021（令和3）年3月に「第5次山口県男女共同参画基本計画（計画期間：2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）」を策定し、社会の幅広い分野において男女共同参画を進めるとともに、2022（令和4）年12月に策定された県の総合計画である「やまぐち未来維新プラン」の重点施策に「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、産学公連携による女性の活躍推進のみならず、困難な問題を抱える女性に対する支援など、「誰もがいきいきと輝く地域社会」の実現に向けた取組が進められている。これまでの様々な取組により、県内の事業所における管理職に占める女性割合は多少増加しているものの、固定的な性別役割分担意識の改善は十分とは言えず、未だ多くの分野で女性に比べて男性が優遇されていると感じている割合が高いなど、依然として性別に対する不平等感が強いことが窺える¹。

¹ 出所：令和5年度版「山口県男女共同参画白書」P8「1 各分野における男女の地位の平等感」

こうした現状を踏まえ、「山口県男女共同参画基本計画」に基づく施策が、本県の県政運営の総合的な指針である「やまぐち未来維新プラン」をはじめ、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」、「やまぐち産業労働プラン」などの本県の男女共同参画に関連する計画等と密接に連携し、整合性を図りながら、総合的に展開されているか否かについては、多くの県民にとって極めて高い関心がある分野と考えられる。また、これらの施策の有効性に関しても、日々の生活に密接した身近な問題として、ますます県民の意識が高まっていると推察する。さらに、令和5年版「山口県男女共同参画白書」において、2023（令和5）年度における男女共同参画関連施策の予算は約250億円が計上されており、その財務事務に関する合规性、経済性・効率性及び有効性の観点から監査を実施することは大いに意義があると判断した。

以上のことから、「男女共同参画の推進に関する施策に係る財務事務の執行について」を特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 外部監査対象期間

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

5. 外部監査対象機関

（1）部署及び所管課

部局	所管課
環境生活部	男女共同参画課、人権対策室
健康福祉部	厚政課、医療政策課、こども・子育て応援局こども政策課、こども・子育て応援局こども家庭課
産業労働部	経営金融課、労働政策課、産業人材課
農林水産部	農林水産政策課
土木建築部	監理課
教育庁	教職員課

（2）関連する出先機関及び財政的援助団体等

部局	出先機関及び財政的支援団体等の名称
環境生活部	男女共同参画相談センター
健康福祉部	東部社会福祉事務所、宇部健康福祉センター 【指定管理】（一財）山口県母子寡婦福祉連合会
産業労働部	東部高等産業技術学校、（公財）やまぐち産業振興財団

部局	出先機関及び財政的支援団体等の名称
	【指定管理】(株) 日本マンパワー
教育庁	やまぐち総合教育支援センター
	(公財) 山口きらめき財団

6. 監査対象とする財政的援助団体等（外郭団体）の概要

(1) 公益財団法人山口きらめき財団²

①設立目的

山口県において、県民の自主的・主体的な県民活動を支援し、男女がともに協力し参画する社会の形成や地域性豊かで多彩な文化芸術活動の振興などに資する事業を総合的に推進することにより、県民一人ひとりがきらめき、元気で活力ある住み良い社会の実現に寄与する。

②沿革

平成 24（2012）年 4 月（財）やまぐち県民活動きらめき財団、（財）やまぐち女性財団、（財）山口県文化振興財団の 3 財団が合併し、公益財団法人として設立された。

③組織

理事 10 名 監事 2 名 評議員 10 名

事務局

支部 秋吉台国際芸術村〔県・美祢市指定管理〕

④主な事業

- ・県民活動に対する助成、支援及び普及啓発に関する事業
- ・県民活動における多様な主体との連携・協働に関する事業
- ・男女共同参画社会の実現に必要な意識啓発に関する事業
- ・男女共同参画のネットワーク形成に関する事業
- ・地域の文化・芸術の振興に関する事業
- ・県民活動に対する助成、支援及び普及啓発に関する事業及び地域の文化・芸術の振興に関する事業を行うための文化施設の管理運営事業
- ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

⑤県の出資（出捐）金額（令和 6 年 4 月 1 日現在）

² 出所：公益財団法人山口きらめき財団定款、履歴事項全部証明書及び公益財団法人山口きらめき財団ホームページ

1,087,269 千円（総額 1,555,128 千円に占める割合 69.9%）

(2) 公益財団法人やまぐち産業振興財団³

①設立目的

山口県の産業技術の高度化、中小企業等の振興発展及び新たな産業の創出を総合的に支援し、もって広く県内産業の振興と魅力ある地域社会の建設に寄与することを目的とする。

②沿革

平成 12（2000）年（財）山口県中小企業振興協会と（財）山口県産業技術開発機構を統合し、（財）やまぐち産業振興財団となり、平成 24（2012）年 4 月に公益財団法人として設立された。

③組織

理事 10 名 監事 2 名 評議員 8 名
事務局（経営企画部、事業管理室、事業支援部）

④主な事業

- ・経営課題に係る相談・支援に関する事業
- ・経営・技術等に係る情報の収集・提供及び情報化の支援に関する事業
- ・経営・技術等の人材育成に関する事業
- ・設備投資の支援に関する事業
- ・創業及び事業化の促進に関する事業
- ・新商品・新技術等に係る販路開拓の支援及び下請け取引のあっせん等に関する事業
- ・技術研究開発等の支援に関する事業
- ・損害保険代理事業
- ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

⑤県の出資（出捐）金額（令和 6 年 4 月 1 日現在）

822,000 千円（総額 1,796,854 千円に占める割合 45.7%）

³ 出所：公益財団法人やまぐち産業振興財団定款、履歴事項全部証明書及び公益財団法人やまぐち産業振興財団ホームページ

7. 外部監査の実施期間

令和6年4月4日から令和7年2月21日まで

8. 外部監査の方法

(1) 監査要点

① 合規性

男女共同参画の推進に関する施策に係る財務事務の執行について、関連する法令及び条例・規則等に準拠して執行されているか。

② 有効性

男女共同参画の推進に関する施策に係る財務事務の執行について、事業目的に適合した有効なものであるか。

事業の有効性を適正に評価しうる体制となっているか。男女共同参画の一層の推進を図るための合理的な目標を設定し、その効果が適切に検証されているか。検証された結果は次年度以降の事業へ反映、または見直しを実施しているか。また、それらの体制を整え、運用しているか。

③ 経済性・効率性

男女共同参画の推進に関する施策に係る財務事務の執行について、最小の経費で最大の効果を挙げているか。すなわち、無駄な経費がないか。

事務手続及び事業の実施は最善の方法で効率的に実施されているか。

補助金の交付先や委託先が外郭団体の場合、事業目的にかなった支出となっているか、県が直接事業を実施する場合に比べて成果とコストの関係が合理的であるか。

(2) 主な監査手続

①実施した事業の概要を把握するため、ヒアリング及び関連する法令及び条例・規則等の閲覧を実施した。

②財務事務の執行（事務処理及び承認等）が上記の監査要点に照らして適切になされていることを確認するため、ヒアリング及び関連資料の閲覧並びにサンプルチェックを実施した。

③上記①、②終了後、各事業別の結果報告を作成し所管課等へ提示しフィードバックを求め、事実誤認や認識違い等について相互確認を実施し、見解が相違する論点については監査人の見解を再度説明し合意を得た。

④その他、包括外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

なお、詳細な監査手続については、「第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」における各事業の頁に記載している。

9. 包括外部監査人及び監査補助者

包括外部監査人	公認会計士	村 田 治 子
補助者	公認会計士	品 川 充 洋
補助者	公認会計士	花 井 宏 行
補助者	公認会計士	山 田 康 雄
補助者	公認会計士	上 條 玲
補助者	公認会計士	蘭 顕 紹
補助者	公認会計士	崎 西 明 子
補助者	弁 護 士	内 田 邦 彦
補助者	弁 護 士	岡 田 卓 司

10. 利害関係

包括外部監査人及び監査補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査対象の概要

1. 第5次山口県男女共同参画基本計画の概要

本県では令和3年3月に「第5次山口県男女共同参画基本計画」を策定しており、以下において当該計画の概要を抜粋要約する。なお、抜粋要約するにあたり、監査人が加筆及び加工を行っている箇所がある。

(1) 計画の位置付と役割

「山口県男女共同参画基本計画」は、「男女共同参画社会基本法」及び「山口県男女共同参画推進条例」に基づき策定するとともに、「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画として位置づける。

また、本県の県政運営の総合的な指針である「やまぐち未来維新プラン」の分野別計画として位置付け、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」、「やまぐち産業労働プラン」などの本県の男女共同参画に関連する計画等と密接に連携しながら施策を推進することとし、次のような役割を担うこととする。

- ① 県においては、市町と一体となって、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本指針とする。
- ② 市町に対しては、男女共同参画に関する施策推進の共通指針として、県と一体となった取組の推進を期待する。また、国の男女共同参画基本計画とともに、市町男女共同参画計画の基準となることを期待する。
- ③ 県民、関係機関・団体、事業者に対しては、この計画の推進について理解と協力を求め、その自主的な活動を期待する。
- ④ 県民、市町、関係機関・団体、事業者と連携して取り組む計画である。

(2) 「第4次山口県男女共同参画基本計画」策定後の国・本県の主な動き

① 国の動き

ア 「女性活躍推進法」の改正

一般事業主行動計画の策定等の義務を常用労働者301人以上から101人以上の企業に拡大することや、女性活躍に関する情報公表項目の拡大等を内容とする女性活躍推進法等一部改正法が令和元（2019）年5月に成立し、令和2（2020）年4月から施行された。（一般事業主行動計画策定の対象企業の拡大については令和4（2022）年4月施行）

イ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が、平成 30（2018）年 5 月に施行された。国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められた。

ウ 「働き方改革関連法」の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することを目的とした、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、時間外労働の上限設定や 5 日以上の年次有給休暇の取得義務の導入等が定められた「労働基準法」が平成 31（2019）年 4 月から施行された。（中小企業の「時間外労働の上限設定」は、令和 2（2020）年 4 月施行）

また、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を改善するための規定の整備等を内容とする「パートタイム・有期雇用労働法」が改正され、令和 2 年 4 月から施行された。（中小企業は、令和 3（2021）年 4 月施行）

エ 「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正

職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置について事業主への義務付けを内容とする「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正され、平成 29（2017）年 1 月に施行された。

また、これらの法律を改正し、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等、ハラスメント対策の強化について、令和 2（2020）年 6 月に一部施行された。

オ 「配偶者暴力防止法」の改正

DV 被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、「配偶者暴力防止法」が改正され、令和 2（2020）年 4 月に施行された。これにより、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることが明確化された。

カ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和 2（2020）年度から令和 4（2022）年度までの 3 年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、教育・啓発の強化などに取り組むことが、令和 2（2020）年 6 月に決定された。

キ SDGs 達成に向けた取組

平成 27（2015）年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な環境や社会を実現するために、「誰一人取り残さない」を理念とする行動計画（SDGs）における 17 ある目標の 1 つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられた。平成 28（2016）年に総理を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs 推進本部」を設置し、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のために取り組んでいる。

ク 国の「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27（2015）年 12 月策定）を改定した、「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定された。

国の第 5 次男女共同参画基本計画の概要

○根拠法令

男女共同参画社会基本法第 13 条

○策定期間

令和 2（2020）年 12 月 閣議決定

○進捗状況

- ・令和 2（2020）年 11 月、国男女共同参画会議において総理大臣へ「第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を答申
- ・令和 2（2020）年 12 月、「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定

○男女共同参画社会として目指すべき社会

- ・男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ・男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ・仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ・あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

②本県の動き

ア 「やまぐち維新プラン」の策定

新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、本県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針として、平成 30（2018）年 10 月に策定した。

プランの重点施策に、「M字カーブの解消に向けた女性就業支援の強化」や「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、事業所や地域における女性の活躍を促進することとしている。

イ 第 2 期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第 1 期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築したうえで、本県の実情に応じた実践的な計画として令和 2（2020）年 3 月に策定した。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、女性の活躍を促進することとしている。

ウ 「山口県配偶者暴力等対策基本計画」の改定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正等を踏まえて、「第 5 次山口県配偶者暴力等対策基本計画」を令和 3（2021）年 3 月に改定し、DV 対応と児童虐待対応との連携などを強化した。

エ 性暴力相談ダイヤル「あさがお」の開設

性暴力被害に特化した相談専用電話を平成 29（2017）年 1 月に県男女共同参画相談センターに開設し、関係機関と連携しながら、24 時間 365 日の運用体制で、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等）を実施している。

オ 男女共同参画に関する県民調査の実施

男女平等や仕事、家庭、地域等に関する県民の意識や配偶者等からの暴力の実態を把握することを目的として、18 歳以上の県民を対象に「男女共同参画に関する県民意識調査」、「男女間における暴力に関する調査」を令和元（2019）年 9 月に実施した。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、令和 3 年（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間とする。

(4) 基本目標

①計画の目指す方向

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」を目指す。

②計画の構成

山口県男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、また、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」、県の「やまぐち未来維新プラン」等を踏まえながら、目指すべき方向の大きな柱とするよう、「3 つの基本目標」及び「8 つの重点項目」の体系により、「施策の基本方向（基本目標）」及び「取り組むべき課題（重点項目）」を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていく。

山口県男女共同参画推進条例の基本理念

①男女の人権の尊重

②社会における制度又は慣行についての配慮

③施策等の立案及び決定への共同参画の推進

④家庭生活における活動と他の活動の両立の推進

⑤生殖に関する自己決定の尊重及び健康への配慮

⑥国際社会の動向の勘案

③計画における 3 つの基本目標の考え方

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり

男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画することは、社会の多様性と活力を高めるために重要である。

そのためには、ポジティブ・アクションの促進による、男女間格差の改善や女性の能力発揮を促進するための支援などにより、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大することが必要である。

また、女性も男性も、仕事と家庭、地域活動を両立し活躍するために、長時間労働の縮減や多様で柔軟な働き方の推進、ニーズに応じた子育て支援策の充実、地域活動への参画推進などの取組を進めていく。

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会である。

しかし、「固定的な性別役割分担意識」は改善の傾向にあるものの、男女の地位の平等感については、多くの分野で「男性優遇」と感じる人が依然として多い状況である。

こうした状況は、多様な生き方を選択することを妨げることにもつながるため、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる分野・世代において、男女共同参画について認識を深めるための取組を進め、意識の改革を推進する。

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

男女共同参画社会を形成していくうえで、一人ひとりの人権が尊重されることが重要である。

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場における各種ハラスメント等の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その根絶のための取組を推進する。

また、人生 100 年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現に向けて、心身の健康に関する正しい知識と情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるように支援する。

さらに、地域社会を取り巻く環境が変化する中で、ひとり親家庭、高齢者、障害者など全ての人が安心して暮らせるよう、生活や就業に対する支援を推進する。

④施策体系

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり

重点項目 1	あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
A	事業者等における女性の参画拡大【※】
B	行政等における女性の参画拡大【※】
C	様々な分野における女性の参画拡大【※】
重点項目 2	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
A	仕事と生活の調和に向けた就業環境の整備【※】
B	多様な選択を可能とする子育てや介護の支援【※】
C	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保【※】
D	多様で柔軟な働き方の導入促進と就業機会の創出【※】
重点項目 3	地域における男女共同参画の推進
A	地域活動における男女共同参画の推進【※】
B	農山漁村における男女共同参画の推進【※】
C	防災における男女共同参画の推進【※】

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

重点項目 4	男女共同参画の推進に向けた意識の改革
A	県民意識の醸成に向けた取組の推進
B	人権を尊重した取組の推進
C	男性の家事・育児等参画の促進【※】
重点項目 5	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
A	男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進
B	国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

重点項目 6	男女間における暴力の根絶
A	男女間の暴力を根絶するための基盤づくり
B	DV対策の推進
C	性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者支援
D	ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等への対策の推進
重点項目 7	生涯を通じた男女の健康の支援
A	生涯を通じた健康の保持増進対策の推進
B	妊娠・出産等に関する健康支援
C	心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進
重点項目 8	みんなが安心して暮らせる社会づくり
A	ひとり親家庭等に対する支援【※】
B	高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備
C	障害者が地域で安心して暮らせる環境の整備

【※】は女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画

(5) 計画の重点項目

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり

重点項目1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針決定過程に共に参画し、女性の活躍が進むことは、多様な視点が確保され、社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながる。

近年、女性の労働力率は上昇し、県及び市町の審議会等委員や管理職、事業所・団体の管理職に占める女性の割合も増加しているが、平成27（2015）年国勢調査によると、管理的職業従事者（会社役員、会社管理職員、管理的公務員等）に占める女性の割合は17.2%と、全国平均の16.4%を上回っているものの、女性は政策・方針決定の場に十分に参画できていない状況である。

令和元年度に山口県が実施した「男女共同参画に関する県民意識調査」（以下「意識調査」という。）によると、社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由として最も多かったのが、「男性優位の組織運営」であり、女性の参画を進めるため、行政自らが率先してポジティブ・アクションを推進するとともに、事業者、団体に対しても女性の参画拡大を推進するよう積極的に働きかけを行い、意識改革を図る必要がある。

また、女性も自ら意欲を高め、持てる力を十分に発揮して社会で活躍できるよう、女性活躍に向けた支援を行うとともに、政治・行政、経済、社会など様々な分野における意思決定の場への女性の参画拡大を推進していく必要がある。

【施策の展開方向】

A 事業等における女性の参画拡大

経営者等の意識改革などを通じ、事業者・団体における女性の登用や女性活躍に向けた取組を促進する。

B 行政等における女性の参画拡大

県や市町の女性職員の登用や職域拡大の推進、仕事と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備、審議会等委員の女性の参画を推進するとともに、政治分野における女性の参画に向けた気運醸成を図る。

C 様々な分野における女性の参画拡大

就職や創業、キャリアアップなど、女性のチャレンジを支援するとともに、様々な分野における女性の参画を推進する。

重点項目 2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

【現状と課題】

就業は生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものであることから、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮し、また、その環境を整備することは男女共同参画社会の実現にとって重要である。

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく事業者の取組、保育の受け皿整備、両立支援等、関係機関と連携した取組促進により、女性労働力率のM字カーブは改善しているものの、継続就業を望んでいるにもかかわらず、出産・育児・介護などを理由に離職する女性は依然として多い状況である。

女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護等を含む生活との二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮することが重要であり、そのためには、一人ひとりが仕事と家庭生活・地域活動などをバランスよく充実させ、多様な生き方を選択できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、長時間労働の縮減や子育て・介護の支援体制の充実を図ることが必要である。

また、パートタイム労働等の非正規雇用は、多様な就業ニーズに対応している側面もあるが、男性に比べ女性の方が非正規雇用の割合が高いことが男女間の賃金格差の一因となっていることや、職場での各種ハラスメントの被害など、男性に比べて困難に陥りやすい状況となっている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の雇用に影響が表れており、こうした状況について注視する必要がある一方、テレワークの導入など、多様な働き方が選択できるよう就業環境の整備を図るとともに、どのような働き方を選択しても公正な処遇が確保され、能力を十分に発揮することができるよう職場環境の整備に取り組む必要がある。

【施策の展開方向】

A 仕事と生活の調和に向けた就業環境の整備

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、長時間労働を前提とした働き方を見直すとともに、育児・介護休業制度や短時間勤務制度の定着など、柔軟な働き方に向けた就業環境の整備を推進する。

B 多様な選択を可能とする子育てや介護の支援

男女が共に仕事と家庭生活・地域活動を両立できるよう、子育て支援策や保育・介護サービスの充実を図る。

C 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

男女の均等な機会と待遇の確保に向け、ハラスメント等が行われない職場環境づくりを促進するため、関係法令等の周知啓発や相談体制の充実に努める。

D 多様で柔軟な働き方の導入促進と就業機会の創出

テレワークなどの多様で柔軟な働き方や、女性が継続して働き能力を発揮できるよう、職場環境の整備や女性の職域拡大などを促進するとともに、いったん離職した女性等に対する相談、情報提供、職業能力の開発など、就業への支援を行う。

また、女性の起業・創業の活性化や、事業承継の支援などにより、多様なニーズに応じた創業支援体制の整備・充実を図る。

重点項目 3 地域における男女共同参画の推進

【現状と課題】

地域においては、人口減少・少子高齢化の進行、単身世帯の増加や人間関係の希薄化等の様々な変化が生じており、活力ある地域社会をつくっていくためには、幅広い年代の男女が地域活動に参画することで、新たな視点の導入や多様な人材の活用が図られるよう、男女共同参画の視点に立った地域社会づくりを推進する必要がある。

農山漁村においては、女性は担い手の過半数を占めており、仕事・生活の両面で重要な役割を果たしている。農山漁村女性の経営及び地域活動への参画は進みつつあるが、さらなる農山漁村における男女共同参画の推進に向け、女性が能力を発揮できる環境を整備し、方針決定の場へ参画する女性リーダーや女性経営者・経営参画者を育成する必要がある。

また、災害時には、男女のニーズの違い等への配慮などが重要となることから、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営等を実施する必要がある。

【施策の展開方向】

A 地域活動における男女共同参画の推進

幅広い年代の男女が地域活動に参画し、地域を支え活躍できるよう、それぞれの個性や能力が発揮できる環境を整備するとともに、地域の課題解決に向けた活動を行う団体や人材の育成・支援を行う。

B 農山漁村における男女共同参画の推進

持続可能な豊かで活力ある農山漁村の実現のため、主要な担い手である女性が、役割や働きに見合う適正な評価を受け、能力を十分に発揮することができるよう、研修機会の提供や就業環境の整備に取り組み、農林漁業経営等への女性の参画を促進するとともに、地域や組織において提言し、課題解決に向けた活動を実践できる女性リーダーの育成・支援を行う。

C 防災における男女共同参画の推進

平常時の備え、避難所など様々な場面において、男女共同参画の視点からの取組が進むよう、防災分野における女性の参画を促すとともに、男女のニーズの違いや女性の視点の重要性などの周知啓発を行う。

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

重点項目 4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識などにとらわれずに、主体的で多様な選択による、自分らしい生き方が尊重されるよう、男女共同参画への理解を深め、意識を育んでいくことが必要である。

意識調査によると、固定的な性別役割分担意識は改善の傾向にあるものの、男女の地位の平等感について、「社会通念・慣習・しきたり」、「政治経済活動」、「就職の機会や職場」、「家庭生活」などさまざまな場面で「男性優遇」と感じている人が多い。

男女共同参画社会を実現していく上で、私たちの意識の中に形成された固定的な性別役割分担意識や人権尊重を基盤とした男女平等感の形成などが大きな課題となっており、子どもをはじめ様々な世代で、男女共同参画への理解を深め、意識改革を進めることが重要である。

また、LGBT など、性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々についての正しい理解を促進し、性の多様性を認め合う意識の醸成を図るため、人権尊重の観点からの取組が必要である。

男女がともに仕事と家庭の責任を分かち合える社会をめざして、男性の家庭への参画を促す取組や、社会全体の理解の醸成や意識改革に向けた取組を推進する。

【施策の展開方向】

A 県民意識の醸成に向けた取組の推進

男女共同参画の必要性について、県民一人ひとりが認識し、理解できるよう、きめ細やかで分かりやすい意識啓発や広報活動を推進する。

B 人権を尊重した取組の推進

すべての人が互いの人権を尊重するような教育・啓発を推進するとともに、様々なメディア等による情報発信が人権に配慮し、適切な表現となるよう促す。

C 男性の家事・育児等参画の推進

男性の固定的な性別役割分担意識の改革を図り、男性が家事・育児や介護、地域活動への参画を促進するための意識啓発を進める。

重点項目 5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

【現状と課題】

固定的な性別役割分担意識の改革や人権尊重を基本とした男女平等意識の形成を推進するために、様々な機会を通じ、家庭、学校、職場、地域社会のあらゆる分野における教育・学習を充実させていく必要がある。

子どもたちの発達の段階に応じた人権の尊重、男女平等感の育成等を図るため、教職員などが男女共同参画の理念を理解し、学校教育において男女共同参画を推進できるよう、研修などを行います。また、性別による固定的な職業観や進学観にとらわれず、進路選択できるようキャリア教育を推進する。

男女共同参画は、「女子差別撤廃条約」や「北京宣言及び行動綱領」など国際社会における様々な取組と密接に関係していることから、平成 27（2015）年 9 月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）等の新たな国際的な潮流も踏まえる必要がある。

特に、日本は、世界経済フォーラムが発表した「ジェンダーギャップ指数」によると、国際比較において男女格差が大きいとされ、国際交流や国際協力を通じて世界の動向を把握し、本県における男女共同参画の推進に活かす必要がある。

男女共同参画の視点に立って、国際交流・国際協力を促進し、国際感覚を備えた人材の育成や外国人と県民との交流により、国籍や民族を超えて相互に理解し合えるよう、交流活動への協力・支援を行うことが必要である。

【施策の展開方向】

A 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進

家庭、学校、職場、地域社会において、行政、関係団体が連携し、生涯を通じた男女共同参画に関する教育・学習を推進する。

B 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

県民の国際理解を促進し、男女共同参画の推進に関する国際感覚を備えた人材を育成するとともに、国際交流や国際協力を行う団体を支援する。

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

重点項目 6 男女間における暴力の根絶

【現状と課題】

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場等における各種ハラスメント等の暴力は、その被害者の多くが女性であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題である。

DV については、配偶者暴力相談支援センターである県男女共同参画相談センター、警察、市町、関係機関・団体等が連携して、相談体制の整備・充実や被害者の保護、自立支援などに取り組んでいるところである。

また、平成 29（2017）年 1 月、やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」を県男女共同参画相談センターに開設し、24 時間 365 日体制で性暴力被害者への支援を行っている。

DV 及び性暴力被害の相談件数は増加傾向にあり、令和元年度に山口県が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、DV は約 4 人に 1 人が、性暴力⁴は女性の約 4 人に 1 人が被害経験があると回答しており、各々そのうち約 6 割が被害をどこ（だれ）にも相談していない。

あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を許さない気運の醸成を図り、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて被害の潜在化を防ぐ必要がある。

また、近年、SNS などのインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これらを経由した暴力などが問題となっていることから、若年層に向けた予防啓発を推進する必要がある。

【施策の展開方向】

A 男女間の暴力を根絶するための基盤づくり

暴力のない社会づくりのため、暴力を許さない意識を醸成する教育及び啓発活動を推進する。

B DV 対策の推進

相談体制の充実や市町、関係機関・団体等との連携を図り、被害者の保護・自立支援に向けた取組を推進する。

C 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者支援

性犯罪や性暴力の未然防止に向けた取組を推進するとともに、性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援を実施することにより、被害者の心身の負担軽減と健康の回復を図る。

D ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等への対策の推進

ストーカー行為等の未然防止のため、啓発活動や取締りの強化、被害者の支援を行うとともに、学校、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止のための啓発や相談体制の充実に努める。

⁴ 性交、身体を触られる、痴漢、盗撮などの同意のない・望まない性的な行為

重点項目 7 生涯を通じた男女の健康の支援

【現状と課題】

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提である。

女性は、妊娠、出産だけでなく、更年期障害や特有の疾病等があるため、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについて留意し、思春期、妊娠・出産期、更年期など人生の各段階に応じた健康の保持増進対策が必要である。

若年層の望まない妊娠や性感染症の予防などのため、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点に立って、男女がともに性に関する知識を持ち、自ら判断できる能力を養うことが重要である。

また、男女が人生 100 年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の保持増進を推進し、女性が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備や支援の充実を図る必要がある。

さらに、飲酒・喫煙やエイズ等の性感染症、薬物乱用など、心身の健康をおびやかす問題について、広報や啓発を行い、健康被害に関する正しい理解を得るよう努める必要がある。

【施策の展開方向】

A 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進

各ライフステージの健康課題に応じ、健康保持増進に向けた取組を行政、家庭、学校、職場、地域社会で推進する。

B 妊娠・出産等に関する健康支援

女性が安心して妊娠・出産できるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するとともに、母子保健対策の充実、また、妊娠・出産の希望を叶えるため不妊治療への支援の充実や周産期医療の充実を図る。

C 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

エイズ等の性感染症についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、薬物乱用や飲酒・喫煙等の健康被害対策の強化を図る。

重点項目 8 みんなが安心して暮らせる社会づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成において、誰もが、その意欲や能力に応じて、生き生きと安心して暮らせる社会づくりを進めることが重要である。

単身世帯やひとり親世帯の増加等の家族形態の変化、非正規労働者の増加等の雇用環境の変化、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、ひとり親家庭、高齢者、障害者等は、貧困など生活上の困難を抱えやすくなっている。

ひとり親家庭では、経済的に厳しい世帯の割合が高く、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもへの生活面での支援や教育の支援等が必要である。

また、本県は全国に比べて高齢化が早く進行しており、生涯にわたり、住み慣れた家庭や地域で、健康で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進や高齢者の多様な社会参画に向けた取組を一層進めることが重要である。

年齢や障害、性別にかかわらず、あらゆる人が安心して、自立した生活ができるよう、多様な生き方を認め合う意識を醸成するとともに、県民一人ひとりがいきいきと暮らせる社会の実現に向けて、生活や就業について支援する必要がある。

【施策の展開方向】

A ひとり親家庭等に対する支援

子どもの養育や健康面の不安又は経済的な問題を抱えるひとり親家庭等に対して、相談体制の充実や生活、経済的自立に向けた支援を行う。

B 高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備

高齢者が豊かな知識や経験、技能等を活かし、積極的に社会に参加するよう、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進する。

医療や介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組む。

C 障害者が地域で安心して暮らせる環境の整備

障害福祉サービス等の充実や、障害のある人の社会参加、障害に関する理解の促進や啓発を進め、誰もが安心して、自分らしく暮らしていける共生社会の実現に向けた取組を進める。

(6) 計画の推進

本県の男女共同参画の一層の促進を図るためには、県による率先した取組を行うとともに、市町、事業所・団体等が自主的に取り組む男女共同参画の実践活動の推進と、取組における連携・強化が非常に重要である。

このため、市町男女共同参画主管課長会議や「山口県男女共同参画推進連携会議」等を通じて、さらなる連携の強化を図っていくことが必要である。

また、県においては「山口県男女共同参画推進本部」を中心に、関係各課・室が一体となって男女共同参画に向けた取組を推進していくことが重要である。

①推進体制の整備・機能強化

- 男女共同参画に関する重要事項の調査・審議、施策等の建議などを行う「山口県男女共同参画審議会」を開催し、男女共同参画社会の形成が進むよう、努める。
- 県における男女共同参画に関する横断組織である「山口県男女共同参画推進本部」を中心に、関係各課・室との連携の下、男女共同参画関連施策の総合的、効果的な推進を図る。
- 社会の様々な分野の団体で構成し、女性活躍推進法に基づく協議会でもある「山口県男女共同参画推進連携会議」や「やまぐち女性の活躍推進チーム」と連携を図るとともに、男女共同参画社会の推進に向け、幅広い取組を支援・推進していく。

②男女共同参画の計画的な推進

- 山口県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の形成の状況や施策の推進状況等について、年次報告として県民に広く情報提供を行い、施策の立案と進行管理を行う。
- 男女共同参画に関する県民意識や事業所の雇用管理等に関する調査を実施し、男女共同参画を取り巻く状況や実態の把握及び情報提供を行う。
- 男女共同参画相談センターを拠点として、電話・面接相談や弁護士等による専門相談を実施するほか、相談窓口職員研修会の開催等により、相談体制の整備・充実に取り組む。
- 男女共同参画推進月間（10月）を中心に、ポスター・チラシ等の掲示・配布やインフォメーションプラザでの資料展示等の多様な媒体による広報を行うなど、効果的な普及啓発に取り組む。

③国、市町、事業者、関係団体等との連携強化・協働

- 国、市町、事業者、関係団体等と男女共同参画の推進に関する情報共有や意見の交換を行い、連携して施策を実施する。また、国に対して必要な施策や財政措置の充実等を働きかける。
- 市町男女共同参画主管課長会議等、会議、研修会等を開催し、市町に対し、男女共同参画の推進に向けた必要な情報の提供や、意見の交換を行うとともに、市町の主体的な取組を支援する。
- 県民活動団体と協働し、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を行うとともに、（公財）山口きらめき財団と連携し、男女共同参画を推進する団体等の自主的な活動への支援に取り組む。
- 男女共同参画や女性労働者の活躍推進に積極的に取り組む事業者・団体を認証、登録する「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」及び「やまぐち女性の活

躍推進事業者宣言制度」を推進し、その取組内容等をホームページや事例集により幅広く紹介し、取組を支援する。

④拠点機能の整備

○情報の収集・発信や学習、交流等、様々な機能の県レベルでの総合化に努めるとともに、市町や民間団体を核とした各地域における拠点機能の整備やネットワークの形成を積極的に支援する。

(7) 第5次男女共同参画基本計画の目標指標一覧

項 目		現状値	目標値	目標年度	所管課（室）
基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり					
重点項目Ⅰ あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大					
男女の地位の平等感 〔平等と感じる人の割合〕	政治経済活動の中で	15.9%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合		30.2%	H30	40%	R5 男女共同参画課
事業所の部長相当職に占める女性の割合		13.0%	H30	15%	R5 男女共同参画課
事業所の課長相当職に占める女性の割合		17.1%	H30	20%	R5 男女共同参画課
「やまぐち女性の活躍推進事業者」登録事業者数		125事業者	R1	220事業者	R6 男女共同参画課
「やまぐち男女共同参画推進事業者」認証事業者数(再掲)		645事業者	R1	845事業者	R6 男女共同参画課
県職員の課長級以上に占める女性職員の割合		11.5%	R2	14%	R4 人事課
県の審議会等委員の女性割合		46.5%	R2	現状の水準を維持	R7 人事課 男女共同参画課
市町の審議会等委員の女性割合		29.2%	R2	30%	R7 男女共同参画課
関係支援機関の支援による女性の創業数		63件	R1	340件	R6 経営金融課
重点項目Ⅱ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和					
男女の地位の平等感 〔平等と感じる人の割合〕	就職の機会や職場の中で	24.9%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課 関係各課
25歳から44歳までの働く女性の割合		75.6%	H29	80%	R4 労働政策課
年間総実労働時間(5人以上事務所)		1,757時間	H30	1,723時間	R6 労働政策課
「誰もが活躍できるやまぐちの企業」認定企業数		68社	R2	120社	R6 労働政策課
「やまぐちイクメン応援企業」登録企業数		323社	R1	540社	R6 労働政策課
育児休業取得率(男性)		4.86%	H29	17%	R6 労働政策課
「やまぐち子育て応援企業」登録企業数		954社	R1	1,000社	R4 労働政策課
「やまぐち男女共同参画推進事業者」認証事業者数		645事業者	R1	845事業者	R6 男女共同参画課
家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立させている人		25.9%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
まちかどネウボラ認定数		74か所	R1	100か所	R6 こども政策課
保育所等利用待機児童数		17人	R2	0人	R6 こども政策課
延長保育実施箇所数		279か所	R1	289か所	R6 こども政策課
病児保育を実施している施設数		35か所	R1	38か所	R6 こども政策課
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合		96.0%	R1	100%	R4 学事文書課
放課後児童クラブ待機児童数		474人	R1	0人	R6 こども政策課
関係支援機関の支援による女性の創業数(再掲)		63件	R1	340件	R6 経営金融課
重点項目Ⅲ 地域における男女共同参画の推進					
男女の地位の平等感 〔平等と感じる人の割合〕	地域活動の中で	40.1%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
自治会長に占める女性の割合		9.0%	R2	10%	R7 男女共同参画課
女性役員のいる集落営農法人割合		25.4%	R1	35%	R4 農林水産政策課
経営体において経営参画した女性数		274人	R1	285人	R6 農林水産政策課
農山漁村の女性リーダー数		192人	R1	200人	R4 農林水産政策課
消防団員に占める女性の割合		5.2%	R1	増加させる	R7 消防保安課

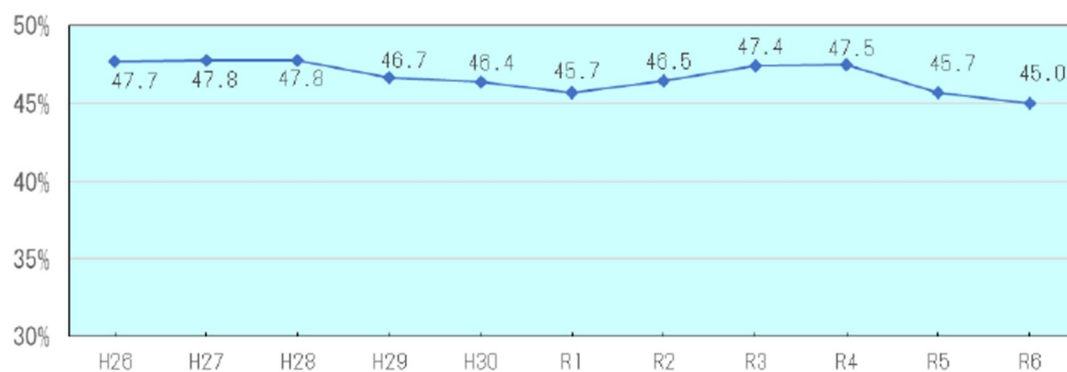
項 目		現状値	目標値	目標年度	所管課（室）
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革					
重点項目 4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革					
「男女共同参画社会」という用語の周知度		66.0%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
男女の地位の平等感 〔平等と感じる人の割合〕	社会全体として	17.9%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
	家庭生活の中で	35.3%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
	社会通念・慣習・しきたり などで	14.2%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
	法律や制度の面で	34.1%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
固定的な性別役割分担意識の改革 〔「男は仕事、女は家庭」という考えを肯定する者の割合〕		35.5%	R1	減少させる	R6 男女共同参画課
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間		103分	H28	増加させる	R6 こども政策課 男女共同参画課
「おやじの会」活動団体数		214団体	R1	250団体	R7 地域連携教育推進室
重点項目 5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進					
男女の地位の平等感 〔平等と感じる人の割合〕	学校教育の場で	57.5%	R1	増加させる	R6 教育庁各課 男女共同参画課
「学校内子育てひろば」の設置校数		66校	R1	75校	R6 こども政策課
青少年国際交流事業参加者数(累計)		883人	R1	969人	R6 国際課
基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり					
重点項目 6 男女間における暴力の根絶					
ＤＶと認識される行為 〔どんな場合でも暴力にあ たるとする人の割合〕	平手で打つ	67.4%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
	なぐるふりをして、おどす	55.5%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
	いやがっているのに性的な行為 を強要する	81.3%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
県男女共同参画相談センターの認知度		25.1%	R1	増加させる	R6 男女共同参画課
ＤＶ被害について、どこ(だれ)にも相談していない割合		60.8%	R1	減少させる	R6 男女共同参画課
重点項目 7 生涯を通じた男女の健康の支援					
健康寿命〔日常生活に制限のない期間の平均〕		男性72.18 女性75.18	H28	延伸させる	R4 健康増進課
健康寿命〔日常生活動作が自立している期間の平均〕		男性79.86 女性84.16	H30	延伸させる	R4 健康増進課
健診実施率（特定健康診査）		44.0%	H29	70%	R5 健康増進課
がん検診受診率	子宮頸がん検診	35.4%	R1	50%	R6 医療政策課
	乳がん検診	35.4%	R1	50%	R6 医療政策課
「子ども家庭総合支援拠点」設置市町数		11市	R1	19市町	R6 こども家庭課
妊娠中の喫煙率		2.3%	H30	0%	R6 こども政策課
重点項目 8 みんなが安心して暮らせる社会づくり					
生活困窮世帯等学習支援事業の実施市町数		12市町	R1	増加させる	R6 厚政課 こども家庭課
「子ども食堂」箇所数		63か所	R1	100か所	R6 こども家庭課
65歳から69歳までの働く男女の割合		45.4%	H27	55%	R4 労働政策課
住民が主体的に介護予防に資する活動を行う「通いの場」の数		1,723か所	R1	1,990か所	R6 長寿社会課
日常生活支援の担い手となる「活動推進リーダー」養成数		198人	R1	300人	R6 長寿社会課
民間企業における障害者実雇用率		2.59%	R1	3.00%	R4 障害者支援課 労働政策課
障害者スポーツ競技団体登録選手数		824人	R1	948人	R5 障害者支援課
あいサポート企業・団体認定数		208企業・団体	R1	300企業・団体	R5 障害者支援課

2. 令和5年度事業を終えての現状と課題（令和6年版 山口県男女共同参画白書より）

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり

重点項目1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

1 県の審議会等委員の女性割合

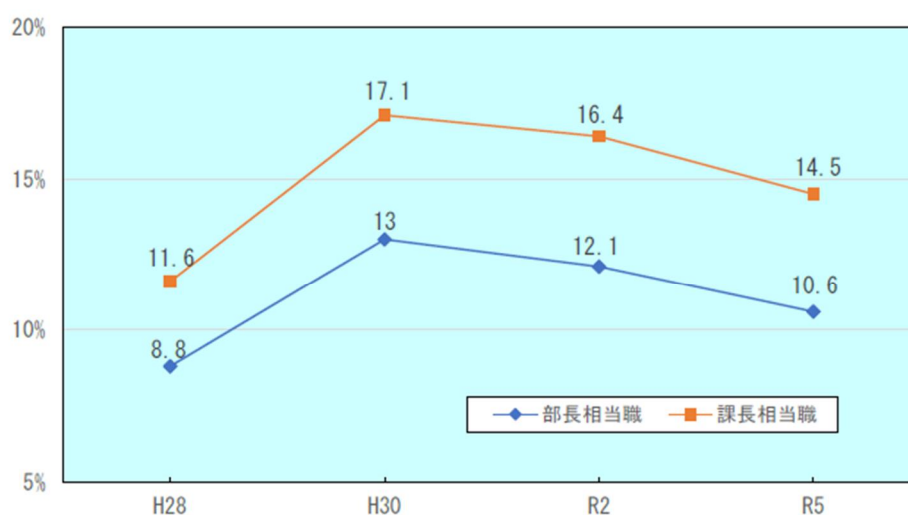


※ 法令等により構成員の職務分野が指定されている4審議会（県防災会議、県石油コンビナート等防災本部、県国民保護協議会及び県交通安全対策会議）を除いた数値。

※ 各年4月1日現在の数値。

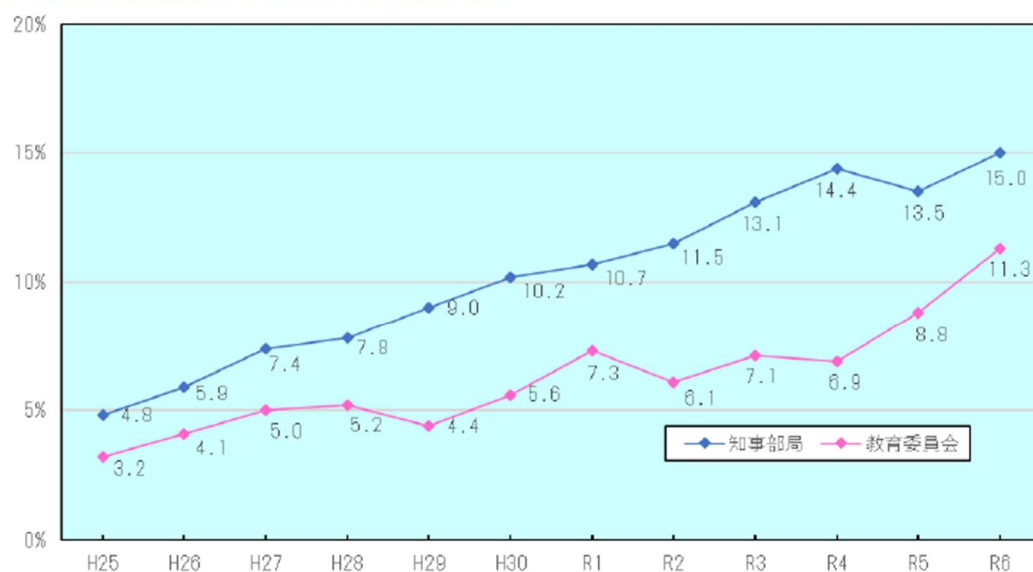
〔人事課調べ〕

2 事業所の管理職に占める女性の割合



〔H28・H30・R2・R5：働き方改革推進実態調査〕

3 県職員の課長級以上に占める女性職員の割合



※ 各年4月1日現在の数値。
〔人事課／教育庁教育政策課調べ〕

4 ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合

取組を行っている事業所の割合は 33.7%となっており、取組内容では、女性の管理職登用が 53.4%と最も多く、次いで、女性の採用拡大 47.6%、パート・アルバイト等から正社員への登用 44.2%となっている。(複数回答)

〔取組を行っている事業所の割合〕

	R2	R5
行っている	31.3%	33.7%
行っていない	44.6%	50.8%
検討中	14.8%	13.9%

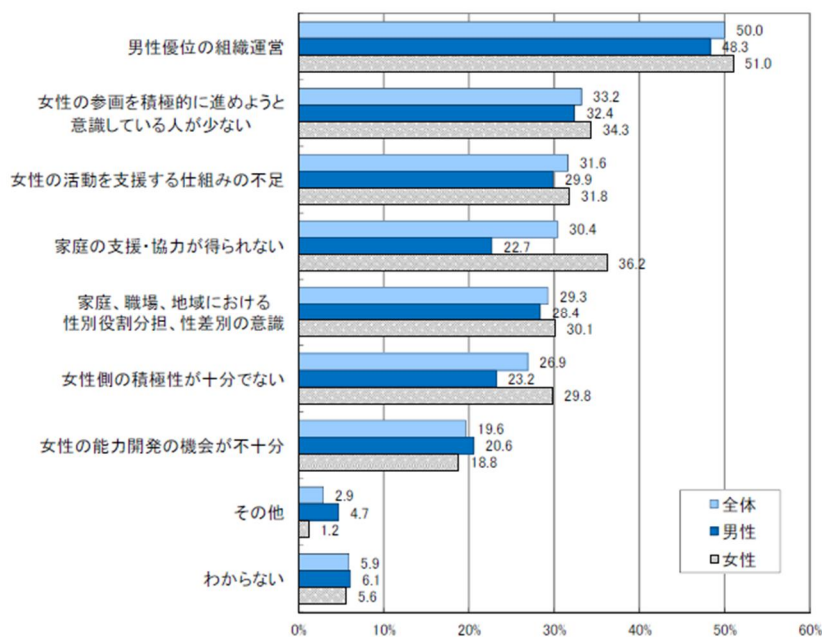
〔取組を行っている事業所の取組内容〕

取組内容	割合
女性の管理職登用	53.4%
女性の採用拡大	47.6%
パート・アルバイト等から正社員への登用	44.2%
女性の継続就業等のキャリア形成	33.0%
職場環境・風土の改善	32.7%
女性の職域拡大	30.3%
離職した女性の同一職場への復帰支援	18.4%

〔令和2年度、令和5年度山口県働き方改革推進実態調査〕

5 社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由

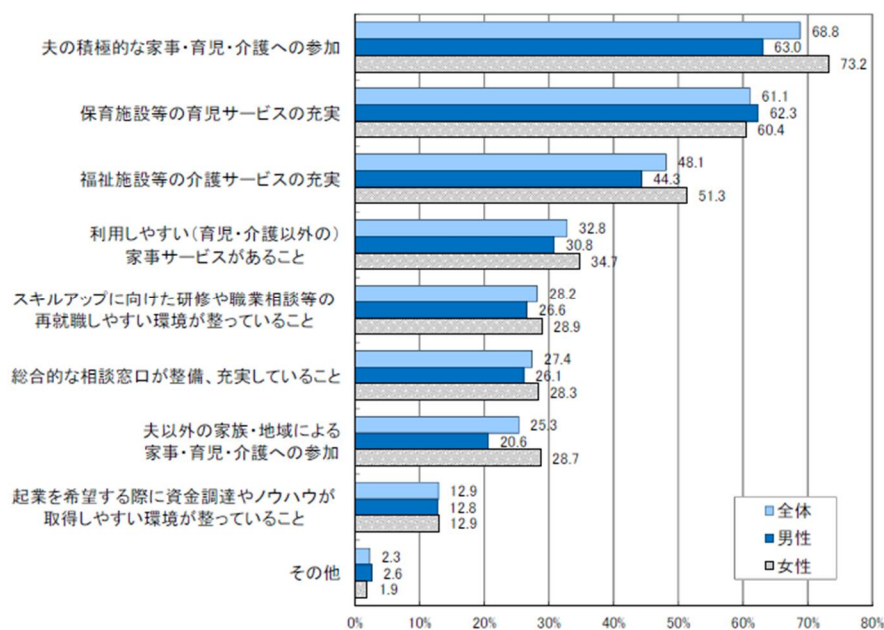
「家族の支援・協力が得られない」と回答した女性 36.2%に対し、男性は 22.7%となっており、全項目の中で最も男女間で大きな開きがある。



〔令和元年度山口県男女共同参画に関する県民意識調査〕

6 女性の活躍が進むために家族や社会等で必要なこと

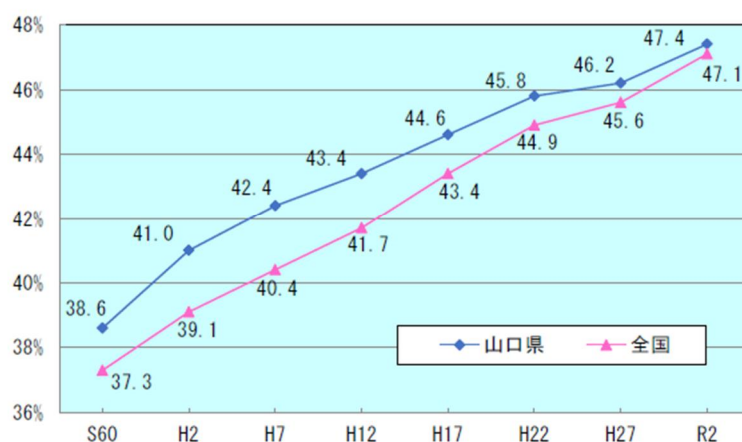
女性の活躍が進むために家族・社会等で必要なこととして、「夫の積極的な家事・育児・介護への参加」が最も高く、全体で 68.8%となっている。



〔令和元年度山口県男女共同参画に関する県民意識調査〕

重点項目2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

1 雇用者総数に占める女性雇用者割合の推移



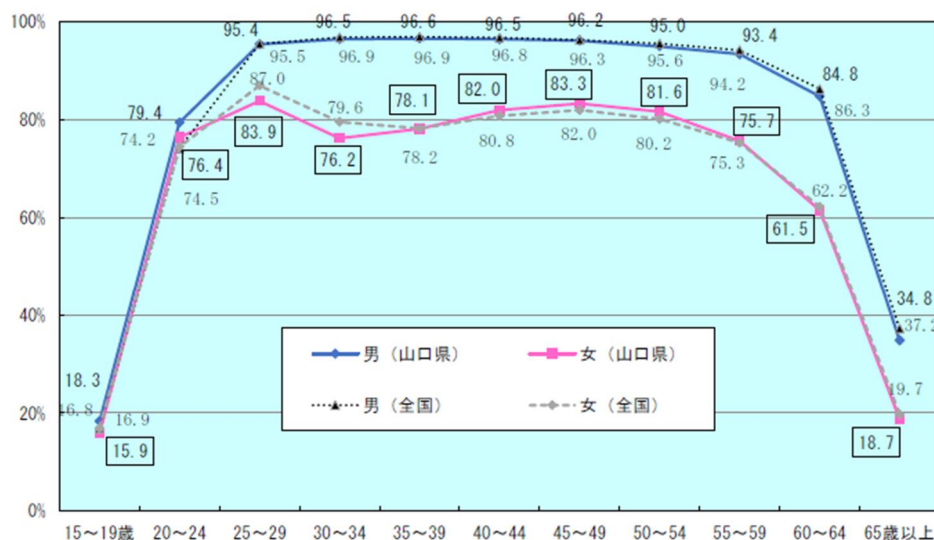
〔令和2年国勢調査 H27、R2 は不詳補完値による〕

2 雇用者のうち従業上の地位別就業者の割合（男女別、山口県）

	男	女
正規の職員・従業員	82.7%	48.9%
パート・アルバイト・その他	15.3%	48.8%
派遣社員	1.9%	2.4%

〔令和2年国勢調査、不詳補完値による〕

3 年齢階級別労働力率



〔令和2年国勢調査、不詳補完値による〕

4 「やまぐち男女共同参画推進事業者」認証事業者数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	314	367	399	455	505	558	613	645	690	743	791	832

〔男女共同参画課調べ〕

5 「やまぐち女性の活躍推進事業者」認証事業者数

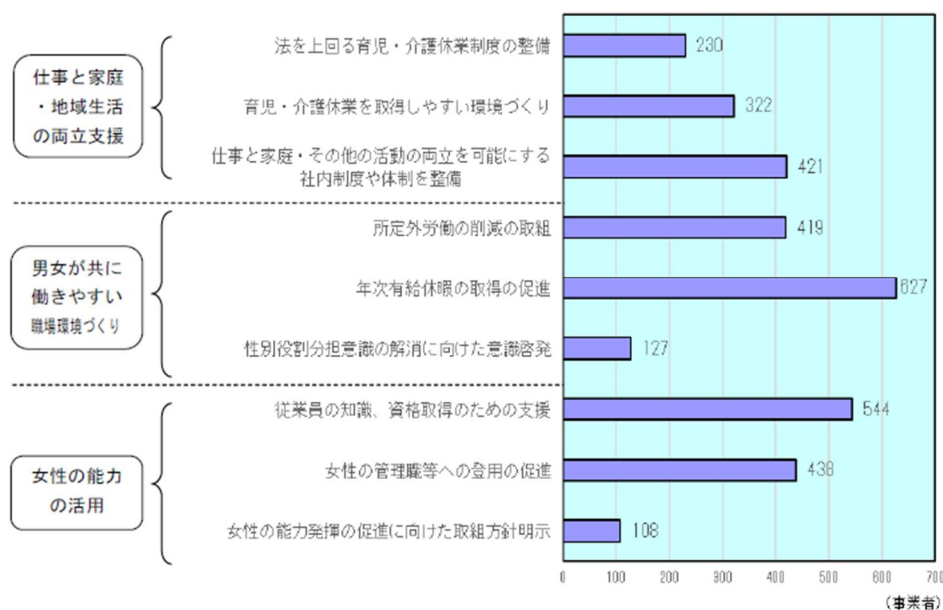
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	32	60	90	125	165	205	238	278

〔男女共同参画課調べ〕

6 「やまぐち男女共同参画推進事業者」の取組状況

年次有給休暇の取得促進や従業員の知識、資格取得のための支援など、職場における男女共同参画の実践に向けた環境づくりは各事業所において取組が進んでいる。

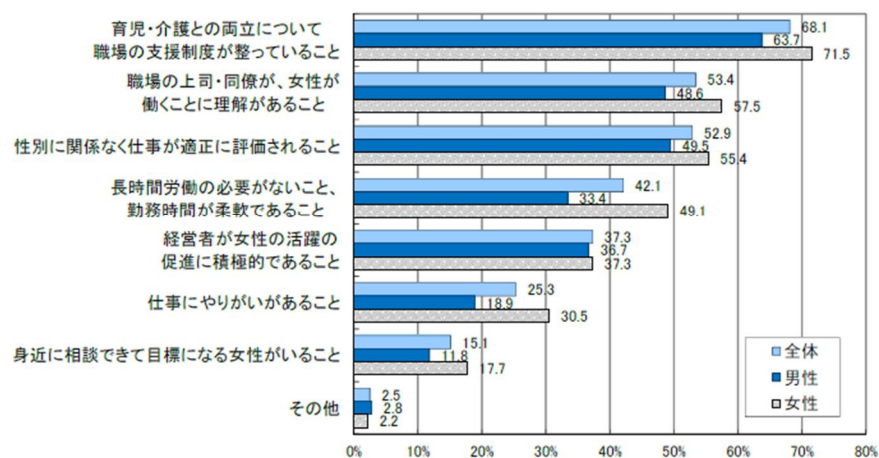
(令和5年度末現在)



〔男女共同参画課調べ〕

7 女性が活躍できる仕事・職場環境にするために必要なこと

「育児・介護との両立について職場の支援制度が整っていること」が最も高く、全体で68.1%となっている。



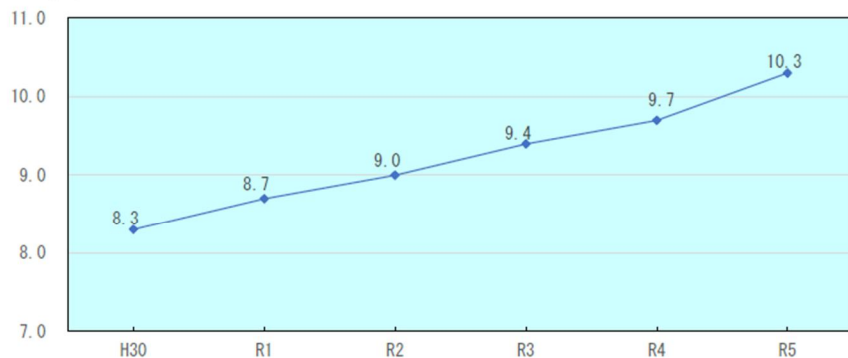
〔令和元年度山口県男女共同参画に関する県民意識調査〕

重点項目3 地域における男女共同参画の推進

1 自治会長に占める女性の割合

近年は上昇傾向にあり、令和5年度の比率は10.3%となっている。

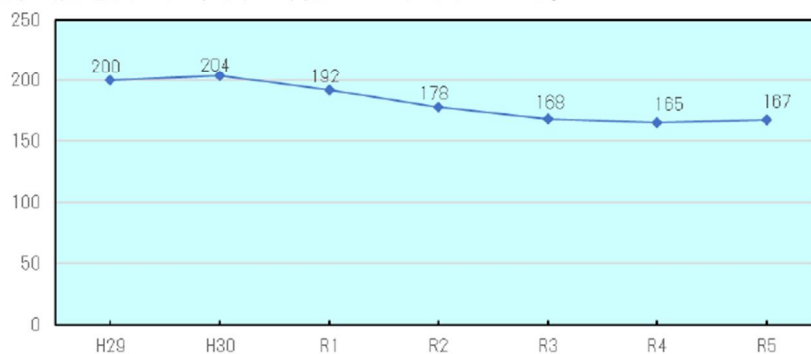
(%)



〔男女共同参画課調べ〕

2 農山漁村の女性リーダー数

近年は減少傾向にあり、令和5年度は167人となっている。



〔農林水産政策課調べ〕

【課題】

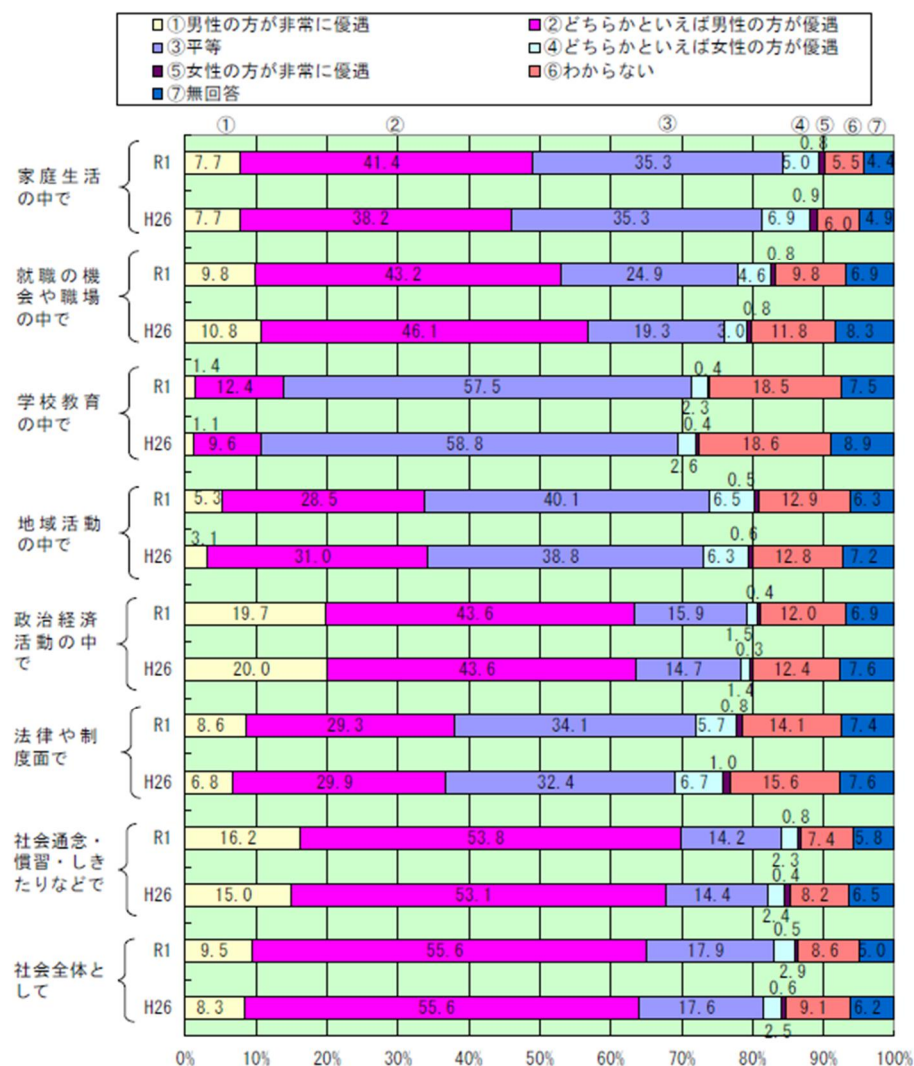
- 男女共同参画推進事業者等の順調な増加等、事業所の取組は着実に進んでいるが、ポジティブアクションに取り組む事業所の割合は、伸び率が鈍化し、女性管理職の割合が減少傾向にあることから、より一層の事業所への取組強化に向け、地域や事業所の実情に応じた施策の促進が必要
- 女性雇用者の割合は、一貫して増加しているが、女性管理職の割合は減少傾向にあり、女性の年齢階級別労働力率はM字カーブの傾向がみられることから、女性も自ら意欲を高め活躍できるよう、女性活躍に向けた支援を行うとともに、仕事と生活の調和に向けた職場環境の整備に取り組むことが必要

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

重点項目 4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革

1 各分野における男女の地位の平等感

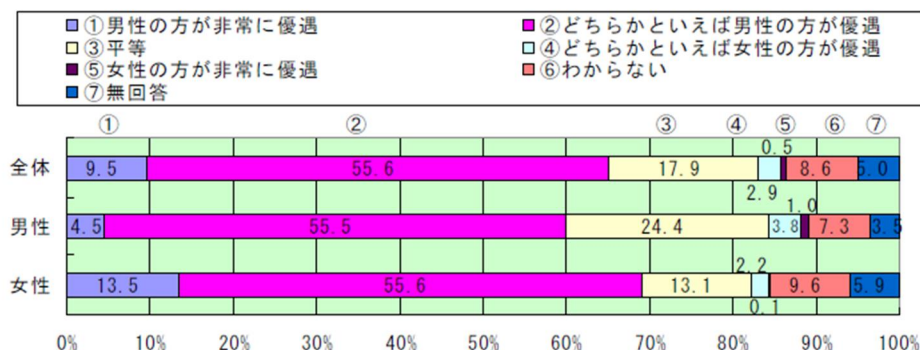
平成 26 年と令和元年を比較すると、「平等」と回答した人の割合は「就職の機会や職場の中で」、「地域活動の中で」、「政治経済活動の中で」、「法律や制度の面で」、「社会全体として」の項目で上昇している。



〔令和元年度山口県男女共同参画に関する県民意識調査〕

2 男女の地位の平等感《社会全体として》

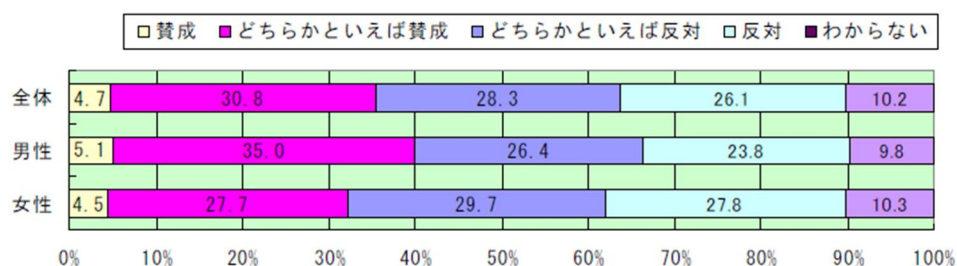
「社会全体として」男女が「平等」と回答した人の割合は、男性が24.4%、女性が13.1%と大きな開きがある。



〔令和元年度山口県男女共同参画に関する県民意識調査〕

3 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

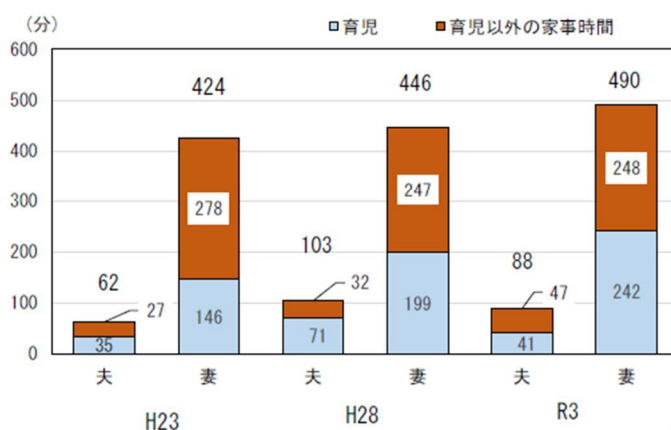
全体でみると反対が賛成を上回っており、男性と比べて女性の方が反対の割合が多い。



〔令和元年度山口県男女共同参画に関する県民意識調査〕

4 6歳未満の子どもを持つ夫婦の育児・家事関連時間（山口県）

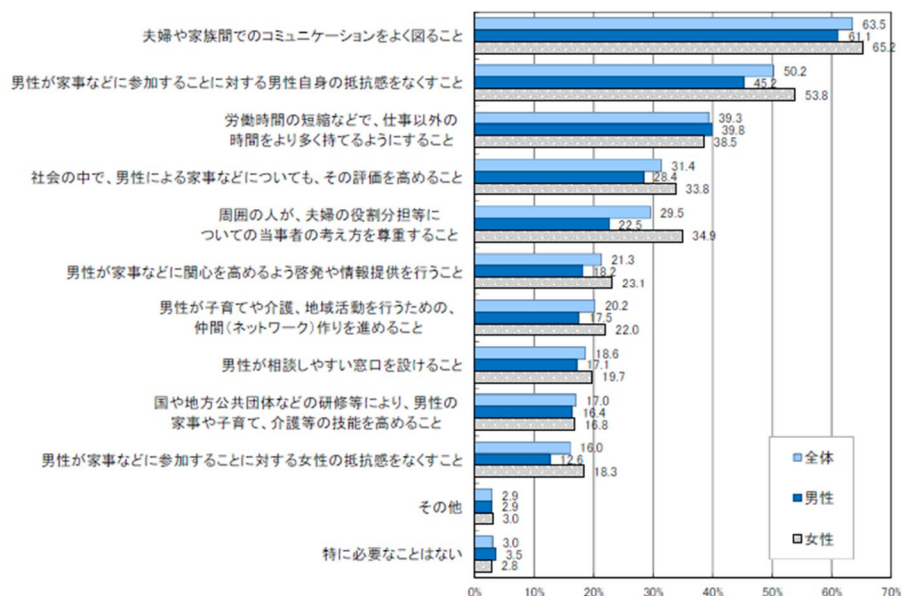
男性に比べ、女性に育児・家事の負担が大きく偏っている。



〔社会生活基本調査〕

5 男性が家事、子育て、介護、地域活動へ参加するために必要なこと

「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」や、「周囲の人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること」が必要だと考えている人の割合は、男女間で大きな開きがある。

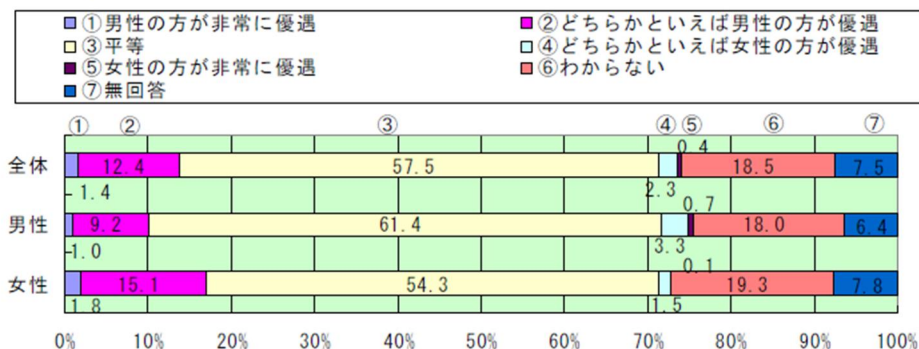


〔令和元年度山口県男女共同参画に関する県民意識調査〕

重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

1 男女の地位の平等感《学校教育の場で》

「学校教育の場で」男女が「平等」と回答した人の割合は、男性が61.4%、女性が54.3%となっている。



〔令和元年度山口県男女共同参画に関する県民意識調査〕

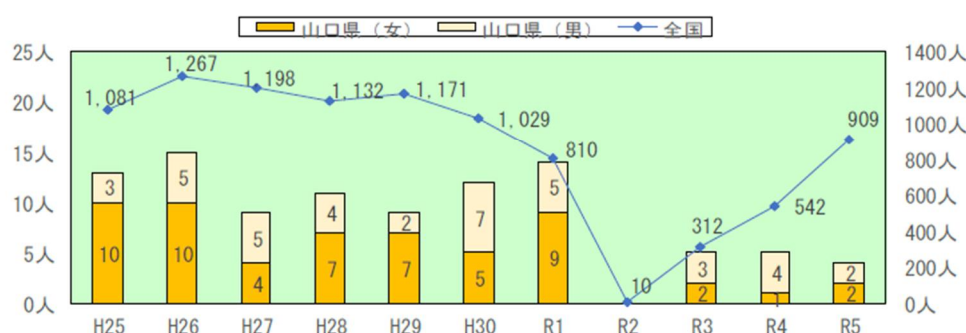
2 青年海外協力隊派遣状況

昭和40年から令和5年度末までに、累計で536人が派遣されており、令和5年度は、山口県から4名の派遣があった。

【地域別派遣状況（S40～R5 累計）】

派遣先	男性	女性	合計
アジア諸国	88人	77人	165人
アフリカ諸国	94人	76人	170人
中南米諸国	61人	67人	128人
中近東諸国	16人	13人	29人
ヨーロッパ諸国	2人	3人	5人
オセアニア諸国	26人	13人	39人
計	287人	249人	536人

【青年海外協力隊の近年における全国・山口県の派遣状況】

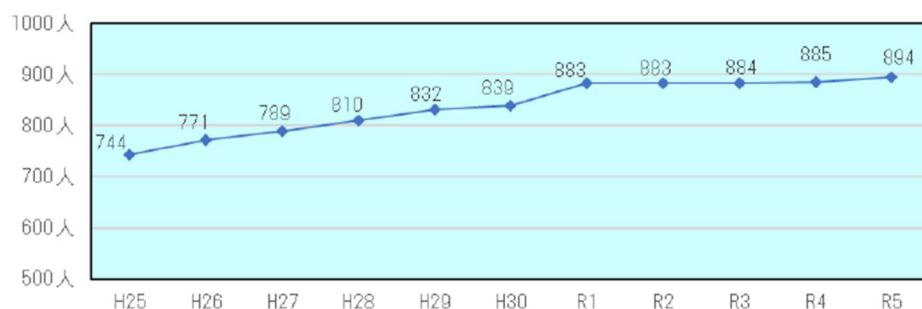


※山口県のデータについては、旧制度（2018年春募集以前）の青年海外協力隊が含まれる。

※全国のデータには、旧制度の青年海外協力隊に加え、調整員・健康管理員や各種短期隊員が含まれる。

【国際課調べ】

3 青少年国際交流事業参加者数（累計）



【国際課調べ】

【課題】

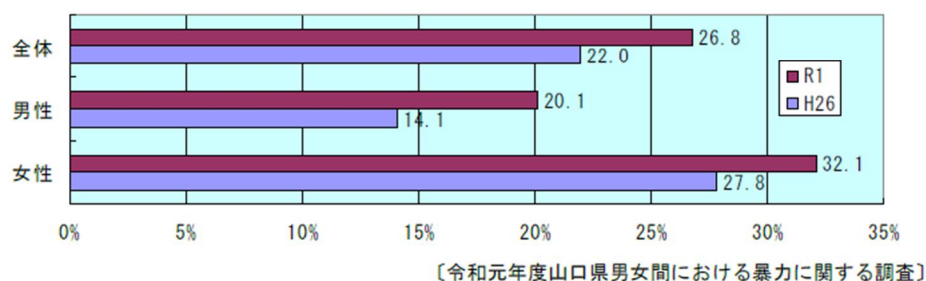
- 固定的な性別役割分担意識は、改善傾向にあるものの、依然として女性に育児・家事の負担が大きく偏っており、男性の家事・育児等への参画促進が必要。
- また、男女の地位の平等感（社会全体として）は、依然として6割以上が「男性の方が優遇されている」と回答しており、男女共同参画社会づくりに向けたさらなる意識改革が必要

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

重点項目6 男女間における暴力の根絶

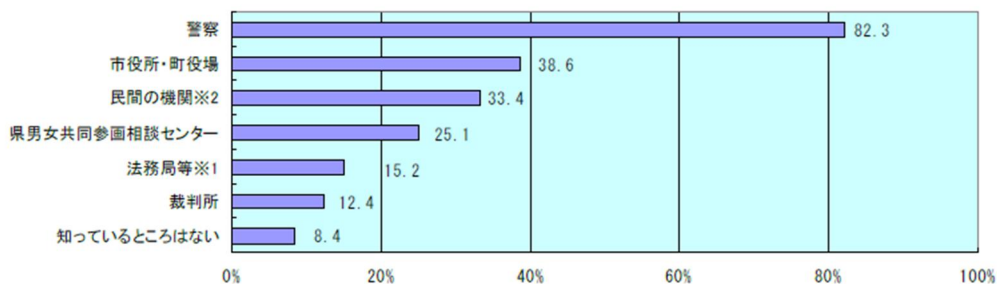
1 配偶者からの暴力の被害経験《暴力を受けたことがあると回答した人の割合》

「暴力を受けたことがある」と回答した人の割合は、平成26年度から令和元年度で4.8%増加した。



2 配偶者暴力に関する相談窓口の認知度

配偶者暴力に関する相談窓口としての県男女共同参画相談センターの認知度は25.1%である。

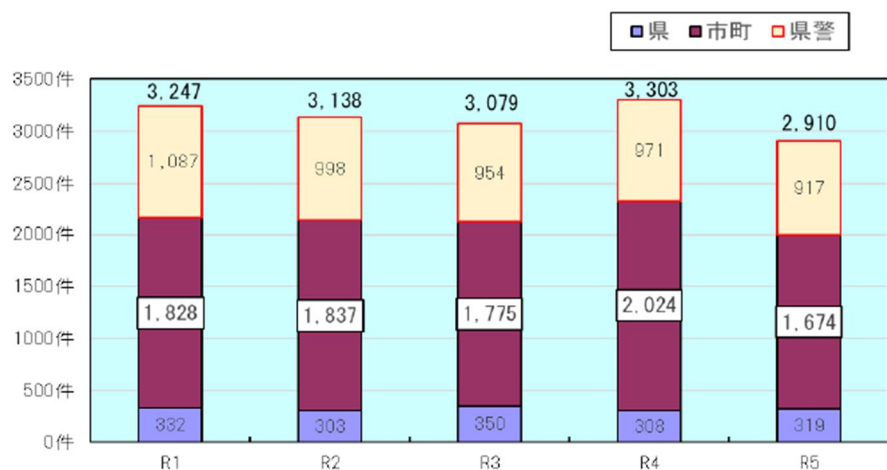


※1 法務局等…法務局・地方法務局、人権擁護委員

※2 民間の機関…弁護士会、民間シェルターなど

〔令和元年度山口県男女間における暴力に関する調査〕

3 配偶者暴力相談件数

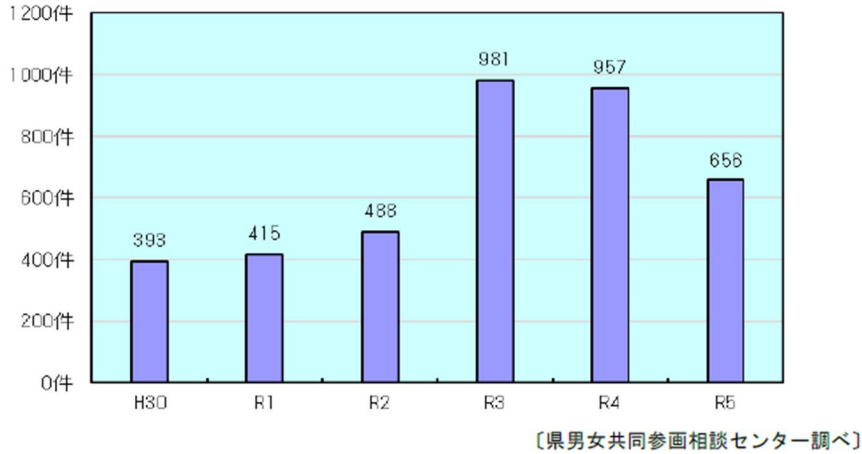


〔男女共同参画課、警察本部人身安全・少年課調べ〕

※県警のデータは暦年

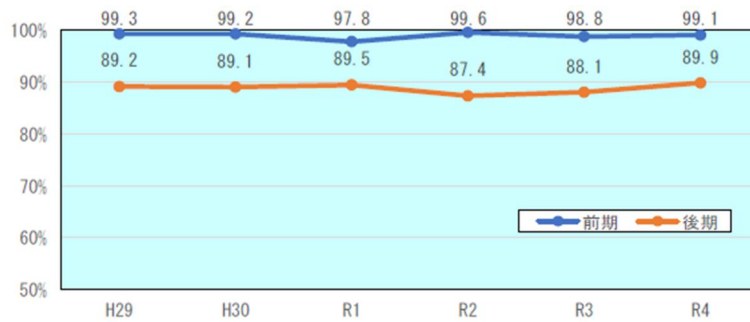
4 やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」相談件数

平成 28 年度に性暴力相談専用電話を開設して以来、相談件数は年々増加し、高止まりしている。



重点項目 7 生涯を通じた男女の健康の支援

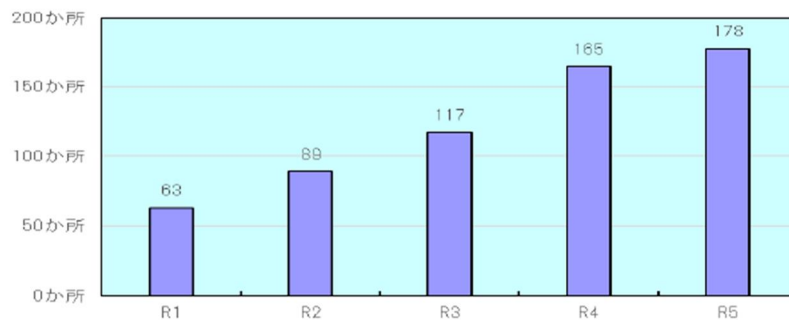
妊婦一般健康診査受診率



〔こども政策課調べ〕

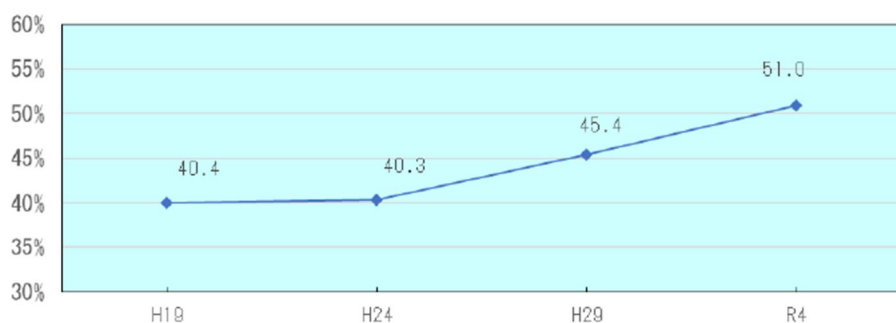
重点項目 8 みんなが安心して暮らせる社会づくり

1 「子ども食堂」箇所数



〔こども家庭課調べ〕

2 65歳から69歳までの働く男女の割合



〔平成19、24、29年、令和4年就業構造基本調査〕

【課題】

- 県男女共同参画相談センターにおけるDV及び性暴力被害の相談件数は減少傾向にあるものの、あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を許さない気運の醸成を図るとともに、市町や関係機関・団体との連携を一層図り被害者支援の取組を推進することが必要
- 生活困窮や家庭関係破綻など、女性の抱える問題は複雑化しており、コロナ禍においてさらに深刻化していることから、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性に寄り添った支援の充実強化が必要

* 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律：

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定め、施策を推進することにより、人権が尊重され、女性が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に制定された法律

3. 予算の概要

令和5年度の男女共同参画関連施策予算の概要は以下の通りである。（令和5年版山口県男女共同参画白書作成時の令和5年度男女共同参画関連施策一覧による予算であり、当初予算等とは異なっている事業もある。）

（単位：千円）

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり

重点項目1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

A 事業者等における女性の参画拡大

事業名			5年度予算額	所管課室
1	男女共同参画パワーアップ事業		4,178	男女共同参画課
2	女性の活躍応援事業		4,136	男女共同参画課
3	男女共同参画行政総合調整費		541	男女共同参画課
4	県民活動支援センター管理運営事業		25,283	県民生活課
5	女性活躍応援資金（中小企業制度融資）		【融資枠】5億円	経営金融課
6	新	「新しい働き方」導入支援事業	76,857	労働政策課
7	新	女性デジタル人材育成事業	29,090	産業人材課
8	令和5・6年度建設工事等入札参加資格審査		—	監理課
9	政策入札の実施		—	会計課
10	講師・アドバイザー派遣事業		850	（公財）山口きらめき財団
11	講座開催事業		710	（公財）山口きらめき財団
12	男女共同参画推進事業		2,547	（公財）山口きらめき財団

B 行政等における女性の参画拡大

事業名			5年度予算額	所管課室
1	男女共同参画行政総合調整費【再掲】		541	男女共同参画課
2	審議会等への女性の登用		—	人事課
3	女性職員の登用		—	人事課
4	女性教職員の役付職への登用及び人材養成		—	教職員課
5	女性警察職員の役職への登用及び職域の拡大		—	警務課
6	男女共同参画推進事業【再掲】		2,547	（公財）山口きらめき財団

C 様々な分野における女性の参画拡大

事業名			5年度予算額	所管課室
1		女性の活躍応援事業【再掲】	4,136	男女共同参画課
2		看護職員確保促進事業	22,802	医療政策課
3		看護職員県内定着促進事業	4,160	医療政策課
4		医療人材バンク運営支援事業	2,765	医療政策課
5	拡	地域子ども・子育て支援事業	1,983,784	こども政策課 こども家庭課
6		放課後児童クラブ体制整備緊急対策事業	11,181	こども政策課
7	拡	県内創業・事業承継促進事業	116,315	経営金融課
8	新	スタートアップ創出促進資金 (中小企業制度融資)	【融資枠】25億円	経営金融課
9		事業承継支援資金 (中小企業制度融資)	【融資枠】10億円	経営金融課
10	新	女性デジタル人材育成事業【再掲】	29,090	産業人材課
11		子育て女性等の活躍応援事業	50,785	労働政策課

基本目標1 男女が共に活躍できる地域社会づくり

重点項目2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

A 仕事と生活の調和に向けた就業環境の整備

事業名			5年度予算額	所管課室
1		男女共同参画パワーアップ事業【再掲】	4,178	男女共同参画課
2		私立幼稚園教員処遇改善促進事業	28,422	学事文書課
3		私立幼稚園等教育支援体制整備事業 (人材確保対策支援事業)	21,609	学事文書課
4		産業廃棄物適正処理推進事業	2,000	廃棄物・リサイクル対策課
5		産休病休代替職員雇用費補助	15,035	厚政課
6		保育士確保総合対策事業	14,524	こども政策課
7		保育士確保緊急対策事業	84,275	こども政策課
8		保育所児童の健康支援体制強化事業	4,811	こども政策課
9		青少年育成県民運動事業	1,585	こども家庭課
10	新	「新しい働き方」導入支援事業【再掲】	76,857	労働政策課

11		女性・シニア新規就業促進事業	37,553	労働政策課
12	新	女性デジタル人材育成事業【再掲】	29,090	産業人材課
13	拡	建設産業活性化推進事業	20,536	監理課
14		令和5・6年度建設工事等入札参加資格審査【再掲】	—	監理課
15		政策入札の実施【再掲】	—	会計課
16		女性教員出生対策事業	5,546	教職員課
17		学習指導要領趣旨徹底事業	3,656	義務教育課
18		家庭教育支援の充実	—	地域連携教育推進課
19		「おやじの会」のネットワークづくり支援と設立促進	—	地域連携教育推進課
20		講座開催事業【再掲】	730	(公財)山口きらめき財団

B 多様な選択を可能とする子育てや介護の支援

事業名			5年度予算額	所管課室
1		私立幼稚園預かりサポート推進事業	406,339	学事文書課
2		子育て支援のための私立高校生授業料等減免事業	82,296	学事文書課
3		私立高校生奨学事業費	1,080	学事文書課
4	拡	私立高等学校等就学支援事業	3,330,303	学事文書課
5	拡	私立高校生等奨学給付金事業	222,909	学事文書課
6		私立幼稚園就園推進事業	194,464	学事文書課
7		乳幼児医療対策費	600,147	厚政課
8	拡	地域子ども・子育て支援事業【再掲】	1,983,784	こども政策課 こども家庭課
9		放課後児童クラブ体制整備緊急対策事業【再掲】	11,181	こども政策課
10		保育・幼児教育総合推進事業	7,344,908	こども政策課
11		みんなで子育て応援推進事業	16,640	こども政策課
12	拡	やまぐち子ども・子育て応援コンソーシアム事業	3,000	こども政策課
13		子育て支援・少子化対策推進事業	3,832	こども政策課
14		多子世帯応援保育料等軽減事業	163,138	こども政策課
15	新	ヤングケアラー相談支援体制整備事業	6,000	こども家庭課
16		家庭教育支援員等合同研修会	123	地域連携教育推進課
17		きらめき活動助成事業	12,738	(公財)山口きらめき財団

C 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

事業名			5年度予算額	所管課室
1		若者県内定着促進事業	30,398	労働政策課
2		デジタルを活用した採用力強化支援事業	21,632	労働政策課
3		県外人材県内就職促進事業	29,589	労働政策課
4		女性・シニア新規就業促進事業【再掲】	37,553	労働政策課
5	新	女性デジタル人材育成事業【再掲】	29,090	産業人材課

D 多様で柔軟な働き方の導入促進と就業機会の創出

事業名			5年度予算額	所管課室
1	拡	介護人材確保総合対策事業	60,640	厚政課
2		医師就業環境整備総合対策事業	62,580	医療政策課
3		医療勤務環境改善支援事業	130,424	医療政策課
4		若手医師確保総合対策事業	257,671	医療政策課
5		看護職員確保促進事業【再掲】	22,802	医療政策課
6		看護職員県内定着促進事業【再掲】	4,160	医療政策課
7		医療人材バンク運営支援事業【再掲】	2,765	医療政策課
8	新	地域医療を担う若手薬剤師確保・育成事業	10,400	薬務課
9		雇用創出支援資金（中小企業制度融資）	【融資枠】10億円	経営金融課
10		若年者雇用促進資金（中小企業制度融資）	【融資枠】5億円	経営金融課
11	拡	県内創業・事業承継促進事業【再掲】	116,315	経営金融課
12	新	スタートアップ創出促進資金（中小企業制度融資）【再掲】	【融資枠】25億円	経営金融課
13		地域若者サポートステーション機能強化事業【再掲】	13,769	労働政策課
14		山口しごとセンター管理運営費	184,289	労働政策課
15		労働福祉金融対策費	153,614	労働政策課
16		若者県内定着促進事業	30,398	労働政策課
17		デジタルを活用した採用力強化支援事業	21,632	労働政策課
18		県外人材県内就職促進事業【再掲】	29,589	労働政策課
19	新	「新しい働き方」導入支援事業【再掲】	76,857	労働政策課
20		女性・シニア新規就業促進事業【再掲】	37,553	労働政策課
21		子育て女性等の活躍応援事業【再掲】	50,785	労働政策課
22	新	女性デジタル人材育成事業【再掲】	29,090	産業人材課

23	地域雇用創造事業	69,754	労働政策課 産業人材課
24	職業能力開発支援事業【再掲】	488,385	産業人材課
25	拡建設産業活性化推進事業【再掲】	20,536	監理課
26	やまぐちの活力を支える高校生就職支援事業	41,968	高校教育課

基本目標Ⅰ 男女が共に活躍できる地域社会づくり

重点項目Ⅲ 地域における男女共同参画の推進

A 地域活動における男女共同参画の推進

事業名			5年度予算額	所管課室
1		男女共同参画パワーアップ事業【再掲】	4,178	男女共同参画課
2		女性の活躍応援事業【再掲】	4,136	男女共同参画課
3		県民活動支援センター管理運営事業【再掲】	25,283	県民生活課
4		県民活動総合調整事業	2,349	県民生活課
5	新	きららでキラリ！県民活動促進事業	10,400	県民生活課
6	新	未来へつなぐ！若者の県民活動促進事業	4,000	県民生活課
7	新	プロボノによる県民活動団体の基盤強化事業	7,992	県民生活課
8	新	協働ネットワーク強化による県民活動促進事業	7,000	県民生活課
9	新	2050 ゼロカーボン・チャレンジ推進事業	29,695	環境政策課
10		セミナーパーク管理運営等事業 (環境学習推進関連事業)	セミナーパーク管理運営事業(総合企画部所管)に含む	環境政策課
11	拡	地域共生社会推進事業	101,537	厚政課
12	拡	子ども食堂サポート事業	6,544	こども家庭課
13		学校芸術文化ふれあい事業	6,474	義務教育課
14		中学生文化活動活性化事業	988	義務教育課
15		高等学校総合文化祭推進費	3,715	高校教育課
16	新	地域連携教育再加速化事業	64,530	地域連携教育推進課
17		地域教育力日本一推進事業	48,339	地域連携教育推進課

B 農山漁村における男女共同参画の推進

事業名			5年度予算額	所管課室
1		女性が輝く農林水産業づくり推進事業	2,335	農林水産政策課

2	生活改善士活動促進事業	1,814	農林水産政策課
3	農林漁業女子ステキ・スタイル応援事業	21,598	農林水産政策課

C 防災における男女共同参画の推進

事業名		5年度予算額	所管課室
1	地域防災力充実強化事業	9,303	防災危機管理課
2	講師・アドバイザー派遣事業【再掲】	850	(公財)山口きらめき財団
3	男女共同参画推進事業【再掲】	2,547	(公財)山口きらめき財団

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

重点項目4 男女共同参画の推進に向けた意識の改革

A 県民意識の醸成に向けた取組の推進

事業名			5年度予算額	所管課室
1	男女共同参画行政総合調整費【再掲】		541	男女共同参画課
2	男女共同参画に関する啓発資料等の相互活用		—	男女共同参画課
3	男女共同参画パワーアップ事業【再掲】		4,178	男女共同参画課
4	新	きららでキラリ！県民活動促進事業【再掲】	10,400	県民生活課
5	新	未来へつなぐ！若者の県民活動促進事業【再掲】	4,000	県民生活課
6	新	プロボノによる県民活動団体の基盤強化事業【再掲】	7,992	県民生活課
7	新	協働ネットワーク強化による県民活動促進事業【再掲】	7,000	県民生活課
8	啓発フェスティバル開催事業		2,411	人権対策室
9	人権啓発推進費		11,033	人権対策室
10	学習指導要領趣旨徹底事業【再掲】		3,656	義務教育課
11	新	地域連携教育再加速化事業【再掲】	64,530	地域連携教育推進課
12	地域教育力日本一推進事業【再掲】		48,339	地域連携教育推進課
13	PTAと連携した家庭教育支援		—	地域連携教育推進課
14	人権教育指導者養成事業		3,042	人権教育課
15	地域人権教育推進事業		83	人権教育課
16	人権教育研究推進事業（国の委託事業）		915	人権教育課
17	人権教育調査研究事業		1,486	人権教育課
18	市町人権教育推進事業費補助事業		2,640	人権教育課

19	「男女共同参画推進月間」推進事業	2,701	(公財)山口きらめき財団
20	講師・アドバイザー派遣事業【再掲】	850	(公財)山口きらめき財団
21	情報発信事業【再掲】	2,331	(公財)山口きらめき財団
22	きらめき活動助成事業【再掲】	12,738	(公財)山口きらめき財団
23	表彰事業	230	(公財)山口きらめき財団
24	男女共同参画推進事業【再掲】	2,547	(公財)山口きらめき財団
25	講座開催事業【再掲】	710	(公財)山口きらめき財団

B 人権を尊重した取組の推進

事業名			5年度予算額	所管課室
1	男女共同参画パワーアップ事業【再掲】		4,178	男女共同参画課
2	人権啓発推進費【再掲】		11,033	人権対策室
3	人権啓発協働推進事業		3,401	人権対策室
4	青少年問題対策指導事業		1,638	こども家庭課
5	学習指導要領趣旨徹底事業【再掲】		3,656	義務教育課
6	新	地域連携教育再加速化事業【再掲】	64,530	地域連携教育推進課
7	地域教育力日本一推進事業【再掲】		48,339	地域連携教育推進課
8	PTAと連携した家庭教育支援【再掲】		—	地域連携教育推進課
9	人権教育指導者養成事業【再掲】		3,042	人権教育課
10	地域人権教育推進事業【再掲】		83	人権教育課
11	人権教育研究推進事業（国の委託事業）【再掲】		915	人権教育課
12	人権教育調査研究事業【再掲】		1,486	人権教育課
13	人権教育視聴覚資料整備事業		459	人権教育課
14	市町人権教育推進事業費補助事業【再掲】		2,640	人権教育課
15	ホームページ等を活用した配偶者暴力防止法・ストーカー規制法の広報活動		—	人身安全対策課

C 男性の家事・育児等参画の促進

事業名			5年度予算額	所管課室
1	男女共同参画パワーアップ事業【再掲】		4,178	男女共同参画課
2	女性の活躍応援事業【再掲】		4,136	男女共同参画課
3	青少年育成県民運動事業【再掲】		1,585	こども家庭課
4	家庭教育支援の充実【再掲】		—	地域連携教育推進課

5	「おやじの会」のネットワークづくり支援と設立 促進【再掲】	—	地域連携教育推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革			
重点項目5 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進			

A 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の推進

事業名			5年度予算額	所管課室
1	男女共同参画パワーアップ事業【再掲】		4,178	男女共同参画課
2	私学教職員研修補助金		929	学事文書課
3	私立幼稚園地域子育て支援事業		12,893	学事文書課
4	子育て支援・少子化対策推進事業【再掲】		3,832	こども政策課
5	みんなで子育て応援推進事業【再掲】		16,640	こども政策課
6	拡	やまぐち子ども・子育て応援コンソーシアム事業 【再掲】	3,000	こども政策課
7	未来を描く！学校内子育てひろば推進事業		1,016	こども政策課
8	教職員等研修事業		53,050	教職員課
9	学習指導要領趣旨徹底事業【再掲】		3,656	義務教育課
10	進学支援推進費		1,813	高校教育課
11	キャリア教育総合推進事業		2,308	高校教育課
12	やまぐちの活力を支える高校生就職支援事業【再 掲】		41,968	高校教育課
13	新	地域連携教育再加速化事業【再掲】	64,530	地域連携教育推進課
14	地域教育力日本一推進事業【再掲】		48,339	地域連携教育推進課
15	家庭教育支援の充実【再掲】		—	地域連携教育推進課
16	PTAと連携した家庭教育支援【再掲】		—	地域連携教育推進課
17	家庭教育支援チーム連絡会議		123	地域連携教育推進課
18	やまぐち型家庭教育支援チーム設置促進		—	地域連携教育推進課
19	人権教育指導者養成事業【再掲】		3,042	人権教育課
20	地域人権教育推進事業【再掲】		83	人権教育課
21	人権教育研究推進事業（国の委託事業）【再掲】		1,800	人権教育課
22	人権教育調査研究事業【再掲】		1,486	人権教育課
23	人権教育視聴覚資料整備事業【再掲】		459	人権教育課
24	市町人権教育推進事業費補助事業【再掲】		2,640	人権教育課

25	男女共同参画推進事業【再掲】	2,547	(公財)山口きらめき財団

B 国際交流・国際協力を通じた男女共同参画の推進

事業名		5年度予算額	所管課室
1	男女共同参画パワーアップ事業【再掲】	4,178	男女共同参画課
2	日韓海峡沿岸交流事業	3,264	国際課
3	国際交流協会育成事業	10,366	国際課
4	青年海外派遣協力隊事業	230	国際課
5	国際連合協会山口県本部事業	300	国際課
6	学習指導要領趣旨徹底事業【再掲】	3,656	義務教育課
7	新 Ohana!ハワイ交流プログラム	1,971	高校教育課
8	児童生徒慶尚南道友好相互交流事業	850	高校教育課

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

重点項目6 男女間における暴力の根絶

A 男女間の暴力を根絶するための基盤づくり

事業名		5年度予算額	所管課室
1	男女共同参画相談センター（女性相談所）事業費	36,519	男女共同参画課
2	配偶者暴力等（DV）対策事業	17,974	男女共同参画課
3	性暴力被害者支援事業	6,658	男女共同参画課
4	男女共同参画パワーアップ事業【再掲】	4,136	男女共同参画課
5	啓発フェスティバル開催事業【再掲】	2,411	人権対策室
6	人権啓発推進費【再掲】	11,033	人権対策室
7	学習指導要領趣旨徹底事業【再掲】	3,656	義務教育課
8	山口県スマホ・ケータイ安全教室の開催	—	教育情報化推進室
9	新 地域連携教育再加速化事業【再掲】	64,530	地域連携教育推進課
10	— 地域教育力日本一推進事業【再掲】	48,339	地域連携教育推進課
11	人権教育指導者養成事業【再掲】	3,042	人権教育課
12	地域人権教育推進事業【再掲】	83	人権教育課
13	人権教育研究推進事業（国の委託事業）【再掲】	915	人権教育課
14	人権教育調査研究事業【再掲】	1,486	人権教育課
15	人権教育視聴覚資料整備事業【再掲】	459	人権教育課
16	市町人権教育推進事業費補助事業【再掲】	2,640	人権教育課

17	ホームページ等を活用した配偶者暴力防止法・ストーカー規制法の広報活動【再掲】	—	人身安全対策課
18	情報モラル教育の推進	—	少年課
19	講座開催事業【再掲】	710	(公財)山口きらめき財団
20	男女共同参画推進事業【再掲】	2,547	(公財)山口きらめき財団
21	講師・アドバイザー派遣事業【再掲】	850	(公財)山口きらめき財団

B DV対策の推進

事業名			5年度予算額	所管課室
1	男女共同参画相談センター（女性相談所）事業費【再掲】		36,519	男女共同参画課
2	女性保護施設運営費		12,797	男女共同参画課
3	配偶者暴力等（DV）対策事業【再掲】		17,974	男女共同参画課
4	犯罪被害者等を支えるまちづくり推進事業		4,000	県民生活課
5	子どもの虐待対策強化事業		89,908	こども家庭課
6	子どもの虐待対策体制強化事業		7,669	こども家庭課
7	家庭的養護推進事業		7,459	こども家庭課
8	里親養育包括支援事業		26,372	こども家庭課
9	拡	子ども食堂サポート事業【再掲】	6,544	こども家庭課
10	つながるやまぐちSNS相談事業		29,424	こども家庭課
11	子育て女性等の活躍応援事業【再掲】		50,785	労働政策課
12	地域雇用創造事業【再掲】		69,754	労働政策課 産業人材課
13	県営住宅への優先入居等		—	住宅課
14	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録促進		—	住宅課
15	犯罪被害者支援事業		9,128	警察県民課
16	被害者からの相談への対応		—	人身安全対策課
17	各専科教養の活用		—	人身安全対策課
18	保護命令等の申立て等に関する支援		—	人身安全対策課

C 性犯罪・性暴力対策の推進及び被害者支援

事業名			5年度予算額	所管課室
1	性暴力被害者支援事業【再掲】		6,658	男女共同参画課

2		犯罪被害者等を支えるまちづくり推進事業【再掲】	4,000	県民生活課
3		子どもの虐待対策強化事業【再掲】	89,908	こども家庭課
4		子どもの虐待対策体制強化事業【再掲】	7,669	こども家庭課
5		家庭的養護推進事業【再掲】	7,459	こども家庭課
6		里親養育包括支援事業【再掲】	26,372	こども家庭課
7	拡	子ども食堂サポート事業【再掲】	6,544	こども家庭課
8		つながるやまぐちSNS相談事業【再掲】	29,424	こども家庭課
9		山口県スマホ・ケータイ安全教室の開催【再掲】	—	教育情報化推進室
10		「おやじの会」のネットワークづくり支援と設立促進【再掲】	—	地域連携教育推進課
11		家庭教育支援チーム連絡会議【再掲】	123	地域連携教育推進課
12		やまぐち型家庭教育支援チーム設置促進【再掲】	—	地域連携教育推進課
13		犯罪被害者支援事業【再掲】	9,128	警察県民課

D ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント等への対策の推進

	事業名	5年度予算額	所管課室
1	男女共同参画パワーアップ事業【再掲】	4,136	男女共同参画課
2	配偶者暴力等（DV）対策事業【再掲】	17,974	男女共同参画課
3	犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業	776	県民生活課
4	犯罪被害者等を支えるまちづくり推進事業【再掲】	4,000	県民生活課
5	教職員に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止・啓発活動	—	教職員課
6	犯罪被害者支援事業【再掲】	9,128	警察県民課
7	ホームページ等を活用した配偶者暴力防止法・ストーカー規制法の広報活動【再掲】	—	人身安全対策課
8	ストーカー事案の加害者に対する精神医学的治療制度	218	人身安全対策課
9	保護命令等の申立て等に関する支援	—	人身安全対策課

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

重点項目7 生涯を通じた男女の健康の支援

A 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進

	事業名	5年度予算額	所管課室
1	災害救急医療情報システム運営事業（医療機能公表）	51,733	医療政策課
2	がん医療体制整備事業	54,739	医療政策課
3	がん相談支援体制整備事業	5,460	医療政策課
4	がん検診受診促進強化対策事業	21,762	医療政策課
5	誘ってがん検診キャンペーン推進事業	5,585	医療政策課
6	アピアランスケア推進事業	9,707	医療政策課
7	妊よう性温存治療費助成事業	4,400	医療政策課
8	国民健康保険特定健康診査等負担金繰出金	148,827	医務保険課
9	健康増進事業	30,996	健康増進課
10	地域保健研修等事業	1,934	健康増進課
11	歯と口腔の健康づくり推進事業	10,699	健康増進課
12	栄養改善推進事業	3,289	健康増進課
13	循環器病対策推進事業	2,202	健康増進課
14	薬学的な健康サポート推進事業	4,886	薬務課
15	母子保健対策推進事業	1,339	こども政策課
16	保育所児童の健康支援体制強化事業【再掲】	4,811	こども政策課
17	切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業	100,487	こども政策課
18	歯と口の健康づくり促進活動	134	学校安全・体育課
19	男女共同参画推進事業【再掲】	2,547	(公財)山口きらめき財団

B 妊娠・出産等に関する健康支援

	事業名	5年度予算額	所管課室
1	産休病休代替職員雇用費補助【再掲】	15,035	厚政課
2	医師就業環境整備総合対策事業【再掲】	62,580	医療政策課
3	周産期医療体制総合対策事業	213,964	医療政策課
4	切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業【再掲】	100,487	こども政策課
5	母子保健対策推進事業【再掲】	1,339	こども政策課

C 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

	事業名	5年度予算額	所管課室

1	生涯を通じた健康づくり推進事業 (たばこ対策促進事業)	5,454	健康増進課
2	エイズ予防対策推進事業	2,513	健康増進課
3	「NO ドラッグ！」推進事業	800	薬務課
4	「STOP！大麻！」対策強化事業	2,484	薬務課

基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

重点項目8 みんなが安心して暮らせる社会づくり

A ひとり親家庭等に対する支援

事業名			5年度予算額	所管課室
1	つながりサポート事業		13,700	男女共同参画課
2	生活困窮者自立支援事業		20,224	厚政課
3	乳幼児医療対策費【再掲】		600,147	厚政課
4	ひとり親医療対策費		249,192	厚政課
5	ひとり親家庭等就業支援強化事業		23,867	こども家庭課
6	母子・父子自立支援員等活動費		27,172	こども家庭課
7	ひとり親家庭自立支援給付金事業		32,140	こども家庭課
8	母子・父子福祉センター運営費		9,301	こども家庭課
9	ひとり親家庭等日常生活支援事業		813	こども家庭課
10	拡	子どもの居場所づくり推進事業	16,779	こども家庭課
11	拡	子ども食堂サポート事業【再掲】	6,544	こども家庭課
12	母子・父子寡婦福祉資金貸付金		60,934	こども家庭課
13	児童扶養手当支給事業費		136,571	こども家庭課
14	つながるやまぐちSNS相談事業【再掲】		29,424	こども家庭課
15	子育て女性等の活躍応援事業【再掲】		50,785	労働政策課

B 高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備

事業名			5年度予算額	所管課室
1	県民活動支援センター管理運営事業【再掲】		25,283	県民生活課
2	県民活動総合調整事業【再掲】		2,349	県民生活課
3	新	きららでキラリ！県民活動促進事業【再掲】	10,400	県民生活課
4	新	プロボノによる県民活動団体の基盤強化事業【再掲】	7,992	県民生活課

5	新	協働ネットワーク強化による県民活動促進事業 【再掲】	7,000	県民生活課
6	拡	介護人材確保総合対策事業【再掲】	60,640	厚政課
7		生活困窮者自立支援事業【再掲】	20,224	厚政課
8		生活福祉資金貸付事業費補助	15,434	厚政課
9	拡	地域共生社会推進事業【再掲】	101,537	厚政課
10		看護職員資質向上推進事業	39,165	医療政策課
11		看護師等養成事業	187,761	医療政策課
12		看護師等修学資金貸与事業	94,834	医療政策課
13		健康増進事業【再掲】	30,996	健康増進課
14		認知症患者医療センター事業	24,654	長寿社会課
15		介護保険制度総合推進事業	10,045	長寿社会課
16		シニア活躍！ねんりんパワー応援事業	23,917	長寿社会課
17		地域支援担い手育成加速化事業	8,916	長寿社会課
18		介護支援専門員養成事業	18,510	長寿社会課
19		地域包括ケアシステム推進強化事業 (介護人材キャリアアップ・定着促進支援事業)	1,417	長寿社会課
20		地域包括ケアシステム基盤整備事業	843,030	長寿社会課
21		地域包括ケアシステム推進強化事業 (介護予防人材確保・育成事業)	4,903	長寿社会課
22		地域包括ケアシステム推進強化事業 (介護ロボット導入支援事業)	16,500	長寿社会課
23		認知症施策総合推進事業（人材育成事業）	7,292	長寿社会課
24		認知症施策総合推進事業（高齢者権利擁護等推進事業）	1,212	長寿社会課
25		女性・シニア新規就業促進事業【再掲】	37,553	労働政策課
26		スポーツを通じた地域活力の創出事業	29,500	スポーツ推進課

C 障害者が地域で安心して暮らせる環境の整備

事業名			5年度予算額	所管課室
1	拡	地域共生社会推進事業【再掲】	101,537	厚政課
2		あいサポート運動推進事業	5,116	障害者支援課
3		市町地域生活支援事業	152,494	障害者支援課
4		障害者地域生活支援推進事業	26,517	障害者支援課

5	高次脳機能障害支援普及事業	9,800	障害者支援課
6	総合療育機能推進事業	5,510	障害者支援課
7	発達障害者支援センター運営事業	30,310	障害者支援課
8	医療的ケア児支援センター運営事業	5,527	障害者支援課
9	難聴児支援推進事業	5,738	障害者支援課
10	障害者雇用促進事業	42,964	労働政策課
11	スポーツを通じた地域活力の創出事業【再掲】	29,500	スポーツ推進課

4. 監査対象事業

(1) 監査対象事業の選定方法

令和5年版山口県男女共同参画白書に記載の令和5年度男女共同参画関連施策一覧の中から事業内容や予算規模5百万円以上の質的かつ量的重要性を鑑み事前ヒアリングを実施し、監査対象事業を選定した。また5百万円以下であっても、特に男女共同参画の推進にとって重要な事業と判断した事業については監査対象とした。

(2) 事前ヒアリングの概要

主な事前ヒアリングの項目	ヒアリングの目的
担当部局	監査対象機関の確認
事業の概要	男女共同参画基本計画における施策区分、事業実施の背景、事業目的（達成時期）、目指すべき将来像、事業内容等の把握
事業の実施主体	財務事務手続の実施主体の確認（本庁または出先機関での執行や令達先の確認等）
令和5年度の取組と成果の概要	具体的な事業の取組内容、事業の結果（アウトプット）と事業の効果（アウトカム）及び次期計画を含む事業評価の確認
関連する県の計画や基本方針等	県の総合計画や個別計画等との関連性を確認
予算及び決算額	事業の量的規模、主要な項目（節）の確認
事業の財源内訳	一般財源等の占める割合等の把握

(3) 監査対象事業の一覧

上記(1)、(2)を踏まえ、監査対象事業はNo.1からNo.45の枝番を含んだ50事業とした。

(単位：千円)

No.	事業名	部署等	課・室	当初予算額
1	男女共同参画パワーアップ事業	環境生活部	男女共同参画課	4,178
2	女性の活躍応援事業	環境生活部	男女共同参画課	4,136
3	女性活躍応援資金（中小企業制度融資）	産業労働部	経営金融課	200,000
4	「新しい働き方」導入支援事業	産業労働部	労働政策課	76,857
5	女性デジタル人材育成事業	産業労働部	産業人材課	29,090
6	講師・アドバイザー派遣事業	(公財)山口きらめき財団		850
7	講座開催事業	(公財)山口きらめき財団		710
8	男女共同参画推進事業	(公財)山口きらめき財団		2,547
9	看護職員確保促進事業	健康福祉部	医療政策課	22,802
10	地域子ども・子育て支援事業	健康福祉部	こども政策課	1,983,784
11	地域子ども・子育て支援事業	健康福祉部	こども家庭課	
12	放課後児童クラブ体制整備緊急対策事業	健康福祉部	こども政策課	11,181
13	県内創業・事業承継促進事業 (女性創業の支援)	産業労働部	経営金融課	7,737
13-1	県内創業・事業承継促進事業 (女性創業の支援)	(公財)やまぐち産業振興財団		7,737
14	子育て女性等の活躍応援事業	産業労働部	労働政策課 (東部高等産業技術学校)	50,785
15	女性・シニア新規就業促進事業	産業労働部	労働政策課	37,553
16	建設産業活性化推進事業	土木建築部	監理課	20,536
17	女性教員出生対策事業	教育庁	教職員課	5,546
18	みんなで子育て応援推進事業	健康福祉部	こども政策課	16,640
19	山口しごとセンター管理運営費	産業労働部	労働政策課	184,289
19-1	山口しごとセンター管理運営費	【指定管理】(株)日本マンパワー		178,266
20	労働福祉金融対策費	産業労働部	労働政策課	153,614
21	地域雇用創造事業	産業労働部	労働政策課	56,488
21-1	地域雇用創造事業	(公財)やまぐち産業振興財団		14,422
22	地域雇用創造事業	産業労働部	産業人材課	13,266
22-1	地域雇用創造事業	(公財)やまぐち産業振興財団		10,419
23	地域共生社会推進事業	健康福祉部	厚政課	101,537
24	子ども食堂サポート事業	健康福祉部	こども家庭課	6,544
25	女性が輝く農林水産業づくり推進事業	農林水産部	農林水産政策課	2,335

No.	事業名	部署等	課・室	当初予算額
26	生活改善士活動促進事業	農林水産部	農林水産政策課	1,814
27	農林漁業女子ステキ・スタイル応援事業	農林水産部	農林水産政策課	21,598
28	人権啓発推進費	環境生活部	人権対策室	11,033
29	「男女共同参画推進月間」推進事業	(公財) 山口きらめき財団		2,701
30	表彰事業	(公財) 山口きらめき財団		230
31	教職員等研修事業	教育庁	教職員課 (やまぐち総合教育支援センター)	53,050
32	男女共同参画相談センター(女性相談所)事業費	環境生活部	男女共同参画課	36,519
33	配偶者暴力等(DV)対策事業	環境生活部	男女共同参画課	17,974
34	性暴力被害者支援事業	環境生活部	男女共同参画課	6,658
35	女性保護施設運営費	環境生活部	男女共同参画課	12,797
36	切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業(妊娠・出産・子育て包括支援推進事業)	健康福祉部	こども政策課	4,921
37	周産期医療体制総合対策事業	健康福祉部	医療政策課	213,964
38	つながりサポート事業(コロナ関連事業)	環境生活部	男女共同参画課	13,700
39	生活困窮者自立支援事業	健康福祉部	厚政課 (東部社会福祉事務所)	20,224
40	ひとり親家庭等就業支援強化事業	健康福祉部	こども家庭課	23,867
41	母子・父子自立支援員等活動費	健康福祉部	こども家庭課 (宇部保健福祉センター)	27,172
42	ひとり親家庭自立支援給付金事業	健康福祉部	こども家庭課	10,140
43	母子・父子福祉センター運営費	健康福祉部	こども家庭課	9,301
43-1	母子・父子福祉センター運営費	【指定管理】(一財) 山口県母子寡婦福祉連合会		9,301
44	母子父子寡婦福祉資金	健康福祉部	こども家庭課 (宇部保健福祉センター)	63,085
45	児童扶養手当支給事業費	健康福祉部	こども家庭課	136,571
合 計 (No. の内、枝番除く)				3,680,324

第3 外部監査の結果及び意見（概要）

1. 結果（指摘）及び意見の判断基準

区分	根拠	判断基準
指摘	監査の結果 地方自治法第252条の37第5項	【合規性】 ・法令、条例、規則等の違法や違反 ・違法等ではないが妥当性を欠き不当 【有効性、経済性・効率性】 ・有効性、経済性・効率性の観点から是正改善を要するもの
意見	監査の結果に添えて提出する意見 地方自治法第252条の38第2項	・指摘以外で監査対象の合理化のために 是正改善を要望するもの

2. 指摘及び意見の件数

指摘（50件）及び意見（97件）の各事業別件数は下表のとおりである。

（単位：件）

No.	事業名	部署等	課・室	指摘	意見
1	男女共同参画パワーアップ事業	環境生活部	男女共同参画課	2	1
2	女性の活躍応援事業	環境生活部	男女共同参画課	0	3
3	女性活躍応援資金 （中小企業制度融資）	産業労働部	経営金融課	0	2
4	「新しい働き方」導入支援事業	産業労働部	労働政策課	5	2
5	女性デジタル人材育成事業	産業労働部	産業人材課	1	2
6	講師・アドバイザー派遣事業	（公財）山口きらめき財団		4	5
7	講座開催事業	（公財）山口きらめき財団		0	5
8	男女共同参画推進事業	（公財）山口きらめき財団		0	2
9	看護職員確保促進事業	健康福祉部	医療政策課	4	5
10	地域子ども・子育て支援事業	健康福祉部	こども政策課	1	2
11	地域子ども・子育て支援事業	健康福祉部	こども家庭課	1	1
12	放課後児童クラブ体制整備緊急対策事業	健康福祉部	こども政策課	1	2
13	県内創業・事業承継促進事業 （女性創業の支援）	産業労働部	経営金融課	2	2

No.	事業名	部署等	課・室	指摘	意見
13-1	県内創業・事業承継促進事業 (女性創業の支援)	(公財) やまぐち産業振興財団		1	4
14	子育て女性等の活躍応援事業	産業労働部	労働政策課 (東部高等産業技術学校)	1	2
15	女性・シニア新規就業促進事業	産業労働部	労働政策課	0	3
16	建設産業活性化推進事業	土木建築部	監理課	0	1
17	女性教員出生対策事業	教育庁	教職員課	0	0
18	みんなで子育て応援推進事業	健康福祉部	こども政策課	1	1
19	山口しごとセンター管理運営費	産業労働部	労働政策課	1	1
19-1	山口しごとセンター管理運営費	【指定管理】(株)日本マンパワー		1	1
20	労働福祉金融対策費	産業労働部	労働政策課	1	0
21	地域雇用創造事業	産業労働部	労働政策課	2	2
21-1	地域雇用創造事業	(公財) やまぐち産業振興財団		0	1
22	地域雇用創造事業	産業労働部	産業人材課	1	1
22-1	地域雇用創造事業	(公財) やまぐち産業振興財団		0	1
23	地域共生社会推進事業	健康福祉部	厚政課	2	0
24	子ども食堂サポート事業	健康福祉部	こども家庭課	0	1
25	女性が輝く農林水産業づくり推進事業	農林水産部	農林水産政策課	0	1
26	生活改善士活動促進事業	農林水産部	農林水産政策課	0	1
27	農林漁業女子ステキ・スタイル応援事業	農林水産部	農林水産政策課	0	3
28	人権啓発推進費	環境生活部	人権対策室	0	8
29	「男女共同参画推進月間」推進事業	(公財) 山口きらめき財団		2	4
30	表彰事業	(公財) 山口きらめき財団		0	0
31	教職員等研修事業	教育庁	教職員課 (やまぐち総合教育支援センター)	0	1
32	男女共同参画相談センター(女性相談所)事業費	環境生活部	男女共同参画課	0	1
33	配偶者暴力等(DV)対策事業	環境生活部	男女共同参画課	1	7
34	性暴力被害者支援事業	環境生活部	男女共同参画課	0	1
35	女性保護施設運営費	環境生活部	男女共同参画課	1	0

No.	事業名	部署等	課・室	指摘	意見
36	切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業（妊娠・出産・子育て包括支援推進事業）	健康福祉部	こども政策課	1	2
37	周産期医療体制総合対策事業	健康福祉部	医療政策課	3	3
38	つながりサポート事業（コロナ関連事業）	環境生活部	男女共同参画課	3	1
39	生活困窮者自立支援事業	健康福祉部	厚政課	2	1
40	ひとり親家庭等就業支援強化事業	健康福祉部	こども家庭課	0	4
41	母子・父子自立支援員等活動費	健康福祉部	こども家庭課 （宇部健康福祉センター）	0	1
42	ひとり親家庭自立支援給付金事業	健康福祉部	こども家庭課	0	1
43	母子・父子福祉センター運営費	健康福祉部	こども家庭課	1	0
43-1	母子・父子福祉センター運営費	【指定管理】 （一財）山口県母子寡婦福祉連合会		0	1
44	母子父子寡婦福祉資金	健康福祉部	こども家庭課 （宇部健康福祉センター）	4	2
45	児童扶養手当支給事業費	健康福祉部	こども家庭課	0	1
合 計				50	97

3. 指摘及び意見の項目一覧

指摘及び意見について、事業別に項目を一覧にすると下表のとおりである（詳細は「第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」を参照）。

No.	事業名	区分	表題	合規性	有効性	経済性 効率性
1	男女共同参画パワーアップ事業	指摘	委託業務における随意契約の合規性について	○		
		指摘	調査結果の活用について		○	
		意見	セミナーの実施方法について		○	○
2	女性の活躍応援事業	意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定と事業効果の検証について		○	
		意見	シンポジウムにおけるオンライン参加者に対するアンケートの実施について		○	
		意見	輝き女性サポーター派遣に関する広報活動について		○	

No.	事業名	区分	表題	合規性	有効性	経済性 効率性
3	女性活躍応援資金 (中小企業制度融資)	意見	事業の周知方法について		○	
		意見	融資対象事業者に対する融資条件の緩和について		○	
4	「新しい働き方」 導入支援事業	指摘	再委託の予定価格が 50%以上となる委託契約における随意契約の妥当性について	○		
		指摘	決裁時の内部統制について	○		
		指摘	委託事業の効果の測定について		○	○
		意見	随意契約の締結について	○		○
		指摘	再委託の承認手続について	○		
		指摘	執行何時と契約締結何における委託期間の整合性について	○		
		意見	イクメンパパ子育て応援奨励金の有効性について		○	
5	女性デジタル人材 育成事業	指摘	実績報告書検収時の分析について		○	
		意見	受講形態と就職者数について		○	
		意見	コンソーシアム参加企業の地域的な偏在について		○	
6	講師・アドバイザー 派遣事業	指摘	派遣する講師・アドバイザーとの謝金の決定や謝金等の支払方法の明示の在り方について	○		
		指摘	事業実施費用の負担の在り方について	○		
		指摘	派遣する講師・アドバイザーとの合意の方式について	○		
		指摘	チラシにおける経費負担に関する記載の在り方について	○		
		意見	県民活動団体と県民活動団体以外の団体との区別の在り方について		○	
		意見	事業の成果の評価及び改善の在り方について		○	
		意見	「女性活躍」における講師の団体への派遣について		○	
		意見	デートDV防止教室の広報活動について		○	
		意見	事業実施費用の負担及び財源の在り方について			○
7	講座開催事業	意見	セミナー参加費用の設定の仕方について	○		
		意見	事業の成果の評価及び改善の在り方について		○	
		意見	アンケート結果の把握について		○	
		意見	きらめき財団の事業体系から見た公開講座事業の在り方について		○	

No.	事業名	区分	表題	合規性	有効性	経済性 効率性
		意見	委託費用の適切性及び財源の在り方について			○
8	男女共同参画推進 事業	意見	男女共同参画推進事業助成金の周知について		○	
		意見	助成金の効果測定の実施について		○	
9	看護職員確保促進 事業	指摘	委託契約に基づき作成・提出すべき成果報告書の記載について	○		
		指摘	実績報告書から判断できない委託費用の支払について	○		
		意見	業務内容による委託契約の在り方について	○		○
		意見	プレナース発掘事業について	○	○	○
		指摘	ナースセンター事業等に計上されている人件費の適切性について	○		○
		意見	委託金額に占める人件費の割合の適正性について	○		
		意見	ナースセンター事業等の成果等について		○	
		指摘	委託料の予定価格積算根拠の見直しの必要性について			○
		意見	委託業者の選定について	○		
10	地域子ども・子育て 支援事業 (こども政策課)	指摘	起案書における決裁日の記入漏れについて	○		
		意見	放課後児童クラブ待機児童数の解消に向けて		○	
		意見	補助金の効果測定について		○	
11	地域子ども・子育て 支援事業 (こども家庭課)	指摘	県独自の補助金事業における効果測定の必要性について		○	
		意見	当初予算額と決算額の乖離要因について		○	○
12	放課後児童クラブ体制 整備緊急対策事業	指摘	県独自の補助金事業における効果測定の必要性について		○	
		意見	事業目的達成のための効果的な指標の適切性について		○	
		意見	補助金事業における対象経費の妥当性について		○	○
13	県内創業・事業承継 促進事業 (女性創業の支援)	指摘	再委託手続の合規性及び効率性について	○		○
		指摘	外郭団体が契約する再委託契約における指導の適切性について	○		
		意見	委託する業務の単位の見直しについて		○	○
		意見	委託業務における予定価格の検証証跡について	○		

No.	事業名	区分	表題	合規性	有効性	経済性 効率性
13-1		指摘	再委託手続の合規性について	○		
		意見	県からの業務受託の在り方及び再委託契約について		○	○
		意見	公募型プロポーザルにおける応募者増加に向けた取組について			○
		意見	実践的女性創業セミナーにおける受講料の見直しについて			○
		意見	受講者数増加に向けた取組について		○	
14	子育て女性等の活躍 応援事業	指摘	起案文における決裁日の記入漏れについて	○		
		意見	仕様書の保管体制について		○	
		意見	子育て女性等の活躍応援事業における訓練コースの定員数と入校数について		○	○
15	女性・シニア新規 就業促進事業	意見	委託事業の評価の必要性について		○	
		意見	委託先の選定方法を変更した場合の成果の検証の必要性について		○	
		意見	補助金の効果測定指標について		○	
16	建設産業活性化推進 事業	意見	女性対象の現場見学会・意見交換会の参加者の募集方法等について		○	
18	みんなで子育て応援 推進事業	指摘	やまぐち子育て県民運動ポータルサイト運営管理業務の実施状況確認について	○	○	○
		意見	地域結婚支援推進事業のうち自治体間連携を伴う取組に対する支援の周知について		○	
19	山口しごとセンター 管理運営費	指摘	指定管理者が計上する事務管理費（本部経費）の妥当性確認について			○
		意見	収支報告書の表示について	○		
19-1		指摘	事務管理費（本部経費）の妥当性確認について			○
		意見	収支報告書の表示について	○		
20	労働福祉金融対策費	指摘	制度案内ちらしの作成に係る予算額及び決算額の計上方法について	○		
21	地域雇用創造事業 （労働政策課）	指摘	委託先の選定方法について	○		○
		指摘	再委託先の検討過程の適切性について	○		○

No.	事業名	区分	表題	合規性	有効性	経済性 効率性
21-1		意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定と事業効果の検証について		○	
		意見	アンケート結果の有効活用について		○	
		意見	業務成果の評価について		○	○
22	地域雇用創造事業 (産業人材課)	指摘	再委託手続の適切性及び合理性について	○	○	○
意見		地域雇用創造事業の事業継続について		○		
22-1		意見	再委託における業者の選定について		○	○
23	地域共生社会推進 事業	指摘	小規模社会福祉法人連携強化事業における再委託料の設定について	○		○
		指摘	成年後見制度利用推進強化事業の委託料の適切性について	○		○
24	子ども食堂サポート 事業	意見	実績報告書及び収支計算書の活用について			○
25	女性が輝く農林水産 業づくり推進事業	意見	事業の指標について		○	
26	生活改善士活動促進 事業	意見	生活改善士活動促進事業の将来展望について		○	
27	農林漁業女子ステ キ・スタイル応援 事業	意見	働き方改革推進動画の視聴回数低迷について		○	
		意見	ステキ女子活躍推進補助金の効果測定及び補助金利用者のその後の活動状況のデータ化について		○	
		意見	農林漁業女子ステキ・スタイル応援事業の将来展望について		○	
28	人権啓発推進費	意見	山口県人権推進指針の記載について	○		
		意見	指針を介しての啓発活動の有効性について		○	
		意見	県内の自治体への再委託の在り方について		○	○
		意見	通年啓発活動の実施：国からの委託に基づく人権啓発活動について		○	
		意見	人権啓発推進月間（人権週間）における活動：街頭啓発活動の事業の成果等について		○	
		意見	通年啓発活動の実施：人権啓発グッズの配布における事業の成果等について		○	○

No.	事業名	区分	表題	合規性	有効性	経済性 効率性
		意見	CM を利用した啓発活動の成果及び有効性の評価について		○	○
		意見	ポスターを用いた広報啓発活動の成果及び有効性の評価について		○	○
29	「男女共同参画推進 月間」推進事業	指摘	実行委員会の位置付けについて	○		
		指摘	伺における決裁日の記入漏れについて	○		
		意見	消費税処理に係る伺の正確な記載について	○		
		意見	本来の目的の更なる達成に向けた取組について		○	
		意見	アンケート結果の有効活用について		○	
		意見	イベントの開催地について		○	
31	教職員等研修事業	意見	男女共同参画に関する研修の実施方法について		○	
32	男女共同参画相談 センター（女性相談 所）事業費	意見	会計年度任用職員の勤務時間について	○		
33	配偶者暴力等（DV） 対策事業	指摘	DV を許さない社会の実現におけるパネル展示について		○	○
		意見	DV を許さない社会の実現におけるパープルライトアップについて		○	○
		意見	DV を許さない社会の実現：デート DV 防止リーフレット 2 種類、DV 防止啓発リーフレット及び DV 防止啓発カードの配布について		○	○
		意見	被害者が迷わず相談できる体制の整備・充実について		○	
		意見	被害者を保護する体制の整備・充実について		○	
		意見	市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進：DV 防止法に基づく基本計画の策定の必要性について		○	
		意見	市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進：民間シェルターの取組支援について	○	○	
		意見	事業の利用者を性別により限定していることについて	○		
34	性暴力被害者支援 事業	意見	やまぐち性暴力被害者支援システム「あさがお」の活用について		○	

No.	事業名	区分	表題	合規性	有効性	経済性 効率性
35	女性保護施設運営費	指摘	給食費の事業毎の適正な配分について	○		○
36	切れ目のない妊娠・ 出産・子育て支援推 進事業（妊娠・出 産・子育て包括支援 推進事業）	指摘	母子保健研修業務の契約事項の不履行について	○	○	
		意見	思春期保健保護者向け公開講座企画運営等業務の周知方法について		○	
		意見	拠点職員母子保健スキルアップ研修業務の研修内容について		○	
37	周産期医療体制総合 対策事業	指摘	委託業務の仕様書記載内容の適切性について			○
		指摘	委託契約の積算の妥当性について			○
		指摘	補助金交付条件の記載の適切性について			○
		意見	小児在宅医療研修業務の参加者について		○	
		意見	委託業務の仕様書記載内容と予定価格の適切性について		○	○
		意見	1者随意契約の妥当性について		○	○
38	つながりサポート 事業（コロナ関連事 業）	指摘	契約書及び仕様書に基づく委託業務及び手続の妥当性について	○	○	
		指摘	契約期間と業務委託検査の実施時期の不整合について	○		
		指摘	個人情報の管理及び引継ぎについて	○		
		意見	委託業者の選定について		○	
39	生活困窮者自立支援 事業	指摘	業務委託検査調書の様式について	○		
		指摘	業務委託の事業内訳書の内容確認について			○
		意見	生活困窮者自立支援制度に係る委託事務交付金算定根拠について	○		
40	ひとり親家庭等就業 支援強化事業	意見	事業目的達成のための効果的な指標の設定と事業効果の検証について		○	○
		意見	講習会参加者に対するアンケートの実施について		○	
		意見	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の継続性に関する検討について		○	○
		意見	当初予算額と決算額の乖離要因について		○	○
41	母子・父子自立支援 員等活動費	意見	母子・父子自立支援員の配置について	○		

No.	事業名	区分	表題	合規性	有効性	経済性 効率性
42	ひとり親家庭自立 支援給付金事業	意見	自立支援給付金の給付実績について		○	
43	母子・父子福祉	指摘	山口県母子・父子福祉センターの開館日及び時間について	○		
43- 1	センター運営費	意見	人件費の予算額と決算額の大幅な乖離について			○
44	母子父子寡婦福祉資金	指摘	契約書に従っていない実績報告書について	○		
		指摘	委託業務の契約額の客観性について			○
		指摘	稟議書等における決裁日の記入漏れについて	○		
		指摘	徴収停止後の債権処理の適切性について	○		
		意見	債権回収マニュアルの作成及び外部専門家への委託の検討について		○	○
		意見	貸付対象者を一部性別により限定していることについて		○	
45	児童扶養手当支給 事業費	意見	町と県とのデータの連携について			○
合 計				52	86	49

4. 指摘及び意見の総評

令和6年度の包括外部監査は、「男女共同参画の推進に関する施策に係る財務事務の執行について」を特定の事件として選定した。各事業別の結果については、「第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）」に詳細を記しているので参照いただきたい。

ここでは、総評として各事業別の監査の結果から、特に少子高齢化が進む山口県において、少ない資源によっても経済的かつ効率的に事務を遂行することにより、更に有効的かつ効果的となる事業を実施することを目指し、また県民の負託に応えるために役立つ事例として、一般的かつ構造的な問題を抱合している指摘及び意見を取りまとめた。今後の男女共同参画の推進に関する施策の適正な事務手続の一助となると共に、全ての事務事業に反映されることを期待する。

なお、【総論】については私見となるが、監査人として、また一県民として、山口県の発展を願っての提言とご理解いただきたい。

【総論】

(1) 特に全庁的に見直しを図られたい事項について

①外郭団体の効率性と有効性を高めるための構造改革について

本年度の監査において、まず理解をする必要があった事柄は、県と外郭団体の役割の位置付けである。本県における外郭団体の定義は、「その事業内容が、県行政と密接な関連を有し、県単独又は市町村や民間との共同出資により設立された団体で、県が基本財産等の1/4以上出資又は出捐している団体及びそれに準ずる団体」⁵となっており、その役割は、行政が直接対応することが困難な分野や、民間的経営手法をとる方が効率的な分野等において、県行政を補完・代替することである。今回監査対象とした令和5年度の県委託事業を実施した外郭団体は、（公財）やまぐち産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）のみであり、その監査対象事業からの考察となるが、大前提となる県との役割分担関係の設計がなく、県の事業を他の民間団体とは違った立ち位置で受託している意義が判然としない。従って、下記【各論】で述べているような「再委託」の適切性についての疑義が生じる。事務処理等の効率化については、【各論】に任せ、【総論】では、外郭団体の有効活用について提言したい。

まず、県の人口減少に伴って、県政の担い手の確保は今後ますます困難となってくることは明らかである。そのような現状において、外郭団体がより機動的かつ自主的に事業活動を実施し、その専門性と多様性を積極活用することが重要と考える。産業振興財団は、特に県内の中小企業の支援に特化した現場と一番近い窓口として、いち早く県内中小企業の要望や現場が直面する課題等が入ってくる立場である。従って、県よりも戦

⁵ 出所：山口県ホームページ ページ番号：0011637「外郭団体の見直し」（最終閲覧 2025. 2）

略的に事業を実施することができる多くのデータを持っていることになる。また、良い政策とは民間セクターや専門家との協働から生まれるともいわれている。

現在、産業振興財団は県から示された政策指針に基づき様々な事業を実施しており、政策立案にどれほど外郭団体の意向が汲み上げられているかは定かではないが、外郭団体が県の政策立案に積極的に携わる場合、民間企業との競争を阻害していると取られかねないとの懸念がある。

従って、まずは、最適な役割分担関係の設計を作成し公表することが前提と考える。その上で、専門知識を有する者や多様性に富んだ人材を柔軟に確保し、知見とノウハウを蓄積した外郭団体に自主性を持って事業を遂行させることが必要と考える。実際に、東京都や北九州市は「外郭団体」という呼称を廃止し、「政策連携団体」としている例もある。

外郭団体に自主性を持たせる場合はガバナンスの強化が同時に重要となるが、県が定めた事業骨子に沿った事業計画を外郭団体が示し、それを県が評価した上で事業を実施させ、事業終了後には再度県が事業評価を行い公表することで、ガバナンス及び事業の公平性と透明性が担保され则认为。

現在、外郭団体については事業計画及び収支予算と、事業報告及び決算報告をそのホームページ（以下「HP」という。）で県民が自由に閲覧できるように公開しているが、県はそれらに対する評価を実施していない。「外郭団体の見直し」については県のHPに掲載されているが、県が各団体の事業と財務についての評価を公表していなければ、県民にとっては「見直し」の適否の判断のしようがない。外郭団体の評価についても静岡県や大阪市等が公表しており参考になる。

今後、外郭団体が県の専門機関として安定的に更に有効に機能するため、構造改革を含む議論を進展させ、限りある資源が活力みなぎる本県の財産として輝くような見直しを実施されることを期待する。

②自律的に意思決定ができる組織となるための組織文化の改革について

【各論】の「(2) ①評価報告書の重要性について」において、個別事案を挙げているが、【総論】として、評価報告書が風土改革のための組織学習のツールとしていかに重要かを述べたい。なお、ここでいう「評価報告書」とは、各事業別ではなく、委託業務や補助金交付事業等、細分化された業務について述べている。

県民の生活も多様化し、さまざまな問題や要望、課題が日々沸き起こっている。県民の県政に対する期待は大きく、それらの声を聞き第一線で向き合っているのは、正に個別業務を担当している者である。その担当者の考えが集約されるツールが「評価報告書」であり、自らが受け持った業務に対して、基本計画における基本目標及び重点項目に沿った業務になっていたか、業務を実施したことによって何が解決されたのか、どういっ

た効果があり、どういった変容が起こったのか等について省みて評価し、記録する必要がある。また、それらをもっと効率的に実施することはできなかったか、分かりやすく言うと、もっと早く、もっと広範囲に、もっと安くできなかったか等についても評価が必要である。業務実施前に仮説を立て、仮説の検証の記載と、同時に業務を実施した自己の評価も必要である。第一線で業務に携わる者が受け持った業務について自律的に向き合うことによって新たな気付きや発想が生まれ、その結果、直面する課題について自律的に意思決定ができるようになる。記録することは訓練であり、組織学習である。形式的な作業からは新たな発想や良策は決して生まれない。「評価報告書」は、自律的な改革能力を組織と個人に埋め込んでいくための作業ツールと捉えるべきである。

作成された各業務の評価報告書は、まず事業レベルで共有され、その上で課や部等の各段階で共有し、課長や部長等の各段階からのフィードバックを必須とする。共有とフィードバックが各ポジション層間でのコミュニケーションを密にし、ノウハウの継承を促し、現場からの改善を現実のものにする。この繰り返しにより、個人においては経験が知見やノウハウの蓄積に繋がり自律心を育み、組織においては能力の底上げが実現されていく。業務の評価によって、その実態が顕在化し、アウトカムを明確にすることができれば、より効果的な事業策定や効果がない事業の廃止も確度の高い情報をもって実施可能になる。

男女共同参画の推進については、基本計画が策定され、3つの基本目標と8つの重点項目が設定され事業が実施されている。目標値も設定され、アウトプットについては毎年白書で公表され、アウトプットからの現状と課題も開示されている。事業について合規性が遵守され問題なく実施されたということだけでなく、アウトプットという成果志向も取り入れた行政マネジメントを実行しているが、更に現状への理解を深め、現状に沿った事業を実施するためには、アウトカムの評価が必要であり、それを組織文化として定着させなくてはならない。組織の改革とは一夜にして成るものではなく、組織文化の変革は、日常的な業務の継続的な改善から生まれるものである。

平 23 会計第 321 号「公共調達の適正化及びふるさと産業の振興について（通知）」（以下「適正化通知」という。）にしても、業務委託検査報告書（契約担当者に報告する様式）にしても、方向性は整理されツールも提供されているものもある。しかし、その趣旨が十分に浸透しておらず、活用されないまま、もしくは形式的に処理されるのみになっていた。組織としてそれらの趣旨についてのカスケードの仕方に問題があったのか、重要性の理解が十分でなかったのか、いずれにしても活用されていなかった。

この提言について、重要性を理解され有効と判断されたのであれば、現在ある規定やツールの活用と共に、業務についての「評価報告書」を作成され、是非現場に浸透するように実行されることを望む。

【各論】

(1) 委託契約事務の統制について

①外郭団体等との委託契約において当初から再委託を予定している場合の手続について

外郭団体である産業振興財団への委託業務を伴う事業が3件あった(No. 13、21、22)。

今回の3事業においては、産業振興財団に委託した業務が再委託され、その金額は、No. 13の「県内創業・事業承継促進事業実施業務」の内、監査対象である「女性創業促進業務」では、予定価格7,736千円の内7,240千円(約94%)、No. 21の「人材確保・定着推進事業(テレワーク等導入・定着支援)実施業務」では、契約確定額14,421千円の内12,989千円(約90%)、No. 22の「求職者のためのキャリアアップ支援事業実施業務」では、決算額10,419千円の内10,342千円(約99%)となっており、いずれも金額基準での再委託割合が90%を超えているため外観上は一括再委託によるいわゆる丸投げに見える。外郭団体の役割に照らして見ても、丸投げに見える外観からは、「行政が直接対応することが困難」とも判断できず、県と産業振興財団との仕様書と、産業振興財団と再委託先との仕様書がほぼ同内容であったことから、むしろ県が当初から直接再委託先に委託した方が効率的ではないかと思われる事案であった。

県の担当課へのヒアリング等において、産業振興財団は再委託先へ指示等を行い、再委託先と伴走・協働しつつ、他の事業との相乗効果を図り、ノウハウも蓄積されていることから、県の産業振興を司る外郭団体としての役割を有効かつ効率的に果たしていることは確認できた。

監査当初疑義を持った上記の様な業務形態における県と外郭団体等との契約手続については、適正化通知において以下の様に整理されている。

(5) 当初から再委託を予定している場合の手続

競争性のない随意契約をする場合において、契約に係る業務の一部に当初から再委託を予定している業務があり、その再委託を特定の者にする必要がある場合は、その者の名称および所在地、再委託に係る契約金額及びその者が行う業務の範囲を契約書案に記載の上、再委託の理由を契約締結伺に記載し、併せて決裁することにより、再委託にあたっての承認手続を省略することができるものとする。

5 外郭団体等に対する指導又は要請(建設工事に係るものを除く)

県が一定の政策目的を達成するために設立された団体(外郭団体)と契約を締結している場合において、当該外郭団体が第三者と行う契約のうち、恒常的に再委託を行う必要がある契約については、県との契約書等において、再委託に係る業務の契約手法を明記するとともに、特定の者とのみ契約を締結する必要があるものについては、その理由も明示すること。

つまり、この通知に則り、産業振興財団と県との契約時に再委託先の業務の範囲を明記し、産業振興財団と再委託先の業務の範囲を明確にし、特定の者とのみ契約を締結する必要があるものについてはその理由を明示して決裁をし、契約を締結すれば、県民に「丸投げ」や「禁止されている一括再委託」という疑念を持たれることはなくなる。この場合、再委託にあたっての承認手続を省略することができるため、二重の事務が排除され、事務の効率化に資する。さらに、県と外郭団体の契約に再委託先を明記し再委託の承認手続を省略することにより、これまで県と外郭団体の契約後に締結していた再委託先との契約を同時に締結することができるため、事業開始時期のタイムラグを無くすこともでき、事業の有効性及び効率性も一層高まる。

これまで、当該通知に則って取扱われた事例は確認した範囲ではなく、それどころか再委託の承認手続がされていない案件も散見された。当初から再委託を予定している場合の手続については、外郭団体のみに該当するものではなく、全ての委託業務に適用されるものであるため経済的効果も大きく、契約事務の効率化及び事業自体の有効性及び効率化を図るためにも、該当する全委託業務について見直しを実施されたい。

②随意契約による委託料の適正性と精算の必要性について

契約条項に、実施した経費の額と契約金額のいずれか低い額を確定額とする条項（以下「精算条項」という。）が定められているものがあるが、確定額の適正性に疑念がある事案が幾つか存在した。

No. 23 の「成年後見制度利用促進強化事業」は、当初の見積時点では事業費の多くを占める講師料が決算額では約 15%程度となったため、本来ならば委託料の精算が必要となるところ、見積時点では計上されていなかったネットワーク保守料が計上されたり、見積額が 9 千円であった役務費が 106 千円と 10 倍以上になっていたり、同じく見積額が 80 千円であった賃借料が 2 倍の 160 千円となっており、その結果、見積額と決算額は一致し、契約額がそのまま確定額として支払われていた。

ネットワーク保守料は当該委託事業に係る直接経費であれば見積時点で計上されるべきであるし、直接経費でなければ按分根拠も示されなければならない、担当課においては検収時にそれらの検証は必須である。しかし、検証された形跡はなく、精算条項があるにも関わらず、当初契約通りの金額が確定し、支払われていた。

次に No. 9 の「看護職員メンタルサポート事業」については、県が標準単価を用いて積算した予定価格と委託業者から徴取した見積額と決算額の内訳が大幅に異なるにも関わらず、合計金額は 350 万円で一致（令和 3 年度から令和 5 年度の過去 3 年とも同額）していた。過去 3 年の決算時の内訳はほぼ毎年同額であるにも関わらず、次年度の予定価格及び見積額には全く反映されず、しかも合計金額が 350 万円で完全に一致するという不可解な、予算ありきの契約と思われる状態が続いている。賃金

については令和 5 年度予定価格 552 千円、見積額 1,032 千円に対して決算額 2,262 千円となっており、その適切性について検証した証跡もなく、同じ No. 9 の他の事業において指摘及び意見で言及しているように（下記、④参照）当該事業における適正額なのかについても疑念がある。

さらに No. 37 の「山口県助産師出向支援導入業務」についても上記 No. 9 と全く同じ現象が起きており、積算された予定価格と見積額及び決算額の内訳は大幅に異なるにも関わらず、決算の合計金額は常に契約額と同額の 2,119 千円（同過去 3 年）で一致していた。

同じ No. 37 の「助産実践能力向上事業」についても同様、積算された予定価格と見積額及び決算額の内訳は大幅に異なるにも関わらず、全ての合計金額が 1,809 千円（同過去 3 年）で一致するという極めて不自然な結果となっていた。報償費と旅費は実費で精算されており、その差額を契約額まで全て賃金として計上することを良しとしているのではないかと受け取ることができる事案から、予算ありきの契約との疑念は払拭しがたい。

まず、プロポーザル方式でない随意契約については、委託契約において精算条項の必要性を検証し、経済的合理性の観点から精算条項を盛り込む必要がある。そして、確定額については厳密な検証に基づいて確定しなくてはならない。

さらに、予定価格についても、その金額が県の支出の上限となるため、効率的な予算執行を推進する観点から適正に設定されなければならない、特に一者からしか見積を徴取していない場合において、実績との比較分析をすることを怠って長年形式的に同額を計上していた点については大いに問題があり、他の事業においても同様の事例があれば、早急に是正する必要がある。

③持ち出しとなる再委託料設定額とその責任の範囲の合理性について

No. 23 の「小規模社会福祉法人連携強化事業」は、各地域で法人間連携プラットフォームを作る必要性から、受託した（福）山口県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が①岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会と②（福）平生町社会福祉協議会へ各 40 万円で再委託していた。①は 13 法人、②は 3 法人の規模であり実施内容にも差はあるが、再委託金額は県社協の見積により上限が 40 万円と決められ、それ以上は「持ち出し」ということであった。

当該事業は、補助金ではなく、県が主体となる実施事業について委託し、目的を遂行するために再委託された事業である。再委託の際には業務の範囲や契約金額の記載を必須とする承認申請を提出させ、承認審査を実施し（今後は予め契約書に盛り込むこと）、審査においては、再委託先の履行能力の確認が求められているが、当然に経済的合理性の上に成立つ履行能力でなければならない。事業を委託する相手方が「持ち出し」

で事業を引き受ける場合の経済的合理性の有無と品質の責任の範囲について、県は明確にする必要がある。また、②の再委託先については、実際に 40 万円必要だったのか、否かの検証も行われていない。事業の有効性確保の観点から経済的合理性と責任の範囲が不明確となる再委託金額には問題があり、今後、適正に設定する必要がある。

④委託事業に計上されている人件費の適切性について

No. 9 の「ナースセンター事業」に計上されている人件費の金額の適切性に疑義があり、そのことについて検証する必要がある。

具体的には、見積額と決算額に乖離があるため、説明を求めたところ、異なった金額の資料が提出された。さらに、当事業の根拠法令により別件として知事に提出しなければならないとされている「ナースセンター事業に関する収支計算書」には、人件費は計上されておらず、再提出された資料における当該事業の人件費と同額の 11,464,103 円が当期収支差額として次期に繰り越されていた。この決算書が適正であるとするなら、委託先が人件費をプールしていることになるが、収支計算書の作成に問題がある場合も考えられる。ただし、「ナースセンター事業に関する収支計算書」は、今回の包括外部監査の対象外であるため、検証は県に委ねる。

いずれにしても、人件費のみならず会計全般にわたり適正な処理がなされているのか疑念が生じ、委託金額を適正に査定するための情報を正確に把握できない状況に問題があり、さらに県はこのような状況をこれまで放置し、見過ごしていたことに問題があるため、必ず検証する必要がある。

⑤システム管理運用業務に係る委託料の適正性について

No. 9 の「やまぐちナースネット運用管理業務」は①ハードウェア障害復旧、②ソフトウェア運用が主たる業務となっており、その内の HP 更新技術支援（見積額 8,000 円/月）について実施報告書への記載がなく、役務提供内容と対価の対応の合理性が確認できず、委託額が適正であったか、否かの判断ができない。

No. 44 の「母子父子寡婦福祉資金システム運用管理業務」はシステム保守（104,500 円/月）を主たる業務としているが、業務内容に関する報告書が一切なく、No. 9 と同様に役務提供内容と対価の対応の合理性が判断できない。

No. 18 の「やまぐち子育て県民運動ポータルサイト運用管理業務」については、主たる業務は①ポータルサイトのシステム保守、②ポータルサイトの運用管理作業、③ポータルサイトのサーバーの提供となっている。その内の②ポータルサイトの運用管理作業（22,000 円/月）にあたる HP の運用においてリンク切れが発生していた。

令和 6 年 9 月 29 日に閲覧したところ令和 4 年 4 月 1 日以降にリンク切れが発生している旨が一律に表示される画面になっていた。県の説明では令和 6 年 7 月 19 日に実施

した更新に対応していない可能性が高いということであったが、それでも2か月以上、最大で2年半以上のリンク切れが発生していたことになる。運用業務は月次精算で毎月支払が発生しており、実際に実施報告書の在り方、検収の在り方に問題が発生した事案となる。

上記3契約は全て対象システムを作成した業者であることを理由として、手続上必要とされている価格の妥当性が検証されないままに1者見積による随意契約となっている。必要な業務を確実に遂行したかを確認するためにも、次年度の価格を決定する判断材料とするためにも、実施した作業内容について記載した報告書の提出は必須であり、その検収結果を基に業務と価格の経済性を判断し、次年度の予算を決定しなければならない。

その上で、システムの管理運用費用については、定期的なモニタリング等の通常の保守運用業務である固定費と、不具合や臨時的な対応の業務に対する変動費とに分けて委託費用を設定することが、経済的合理性及び効率性の観点から望ましいと考える。

さらに、適正化通知1(6)にも記載があるように、電子計算機システム等の保守管理業務等、主たる調達と不可分な関係の業務委託についても、競争原理を導入することが適当であることから、今後、主たる調達を行う際に、固定費部分となる保守点検業務等を含めた総合評価方式による調達についても勘案する必要がある。

(2) アウトカム指標による評価を推進するための具体的な提言

①評価報告書の重要性について

令和5年度に実施した包括外部監査の報告において、「事業目的達成のための効果的な指標について」(令和5年度包括外部監査の結果報告書P43～)と題してアウトカム指標による評価の有効性について総論的に述べたが、本年は更にその視点に注視し監査を実施したことにより、個別事業について具体的なアウトカム指標の提言を数多く行っているの、「第4 外部監査の結果及び意見(各事業別)」を参照いただきたい。ここでは、その前提となる評価報告書の重要性について言及したい。

アウトカム指標による評価を推進するための大前提として、委託業務については検収時の検査報告書の記載内容を充実させる必要があると考える。同じく令和5年度の包括外部監査の結果報告書において、「実績報告に対する評価について」(令和5年度包括外部監査の結果報告書P38)と題して、委託業務から得られる知見を次なる新しい事業に展開・反映させ、最終的に県民への還元を行うため、委託事業の検収においては、①有効利用できる内容、②具体的な実績、③利活用できる成果をもって検収評価する必要性について提言したところである。

それらを踏まえて監査を実施したところ、検査報告書の記載内容が形式的な記載に留まっている事案が散見された。

No. 4 の「令和 5 年度「新しい働き方」導入支援業務」（委託料 34,595 千円、内再委託金額 25,000 千円（再委託先 6 者））は、多様な働き方の導入に向けた伴走支援を業務としており、適切に実施されたかの判断は提出された業務実施報告書により行われていた。しかし、業務実施報告書にあたる成果報告書には実施数 69 社と結果数値のみの記載に留まり、取組事例として 5 社の実施結果が紹介されているものの、事業の効果や支援企業における結果等は不明であり、県の検収における業務委託検査調書においても所見の記載はなかった。

次に No. 5 の「やまぐち女性デジタル人材育成コンソーシアム運営業務」（委託料 28,039 千円）の実績報告書について修了者数の内訳が異なっていたにも関わらず、「合格」とされていた。内訳については単純ミスによる誤記と推察するが、実績報告書の内容は充実しており、実施結果等詳細に記載されていた。検収にあたって、当該報告書を有効活用するために分析をしていれば、容易に発見されたミスと思慮され、検収は慎重に実施する必要がある。

さらに No. 15 の「ステップアップ女性就業促進事業実施業務」についても、「業務委託検査報告書（様式 7-3）」の評価欄に「適正」、指示事項欄は「特になし」と記載されているのみで、担当課の見解や今後の課題解決のための提案等の記載がどの欄にも全くなく、情報共有がされているのか、次年度以降の事業の再構築に向けて今年度の事業が活かされているのか否かに関して、第三者からみて判別できない。

県では業務委託契約事務取扱要領において、特に 150 万円以上の委託契約に対して検査職員は「業務委託検査調書（様式 7-2）」の作成に加えて、「業務委託検査報告書（様式 7-3）」の評価欄、指示事項欄及び備考欄に検査結果を記入し、契約担当者に報告するよう規定している。その趣旨は、金額的重要性がある委託業務については、別途詳細な評価報告を要求していると解釈できる。

監査の結果、県の現状は、形式的な報告書を作成するのみで、事業の結果を分析し評価すること、そしてその結果を記録するという体制が整っていないとの心証を得た。事業の結果を分析、評価し情報共有できる形にすることの積み重ねによって、事業の目標達成に向けた課題解決に有効となる PDCA サイクルを実効性のあるものとし、事業がより有効かつ経済的・効率的なものへと改善され、質や合理性を高めることになる。その認識を持って、今後は業務委託検査報告書を作成していただきたい。私見ではあるが、様式 7-3 は、「業務委託検査報告書」ではなく、「業務委託事業評価報告書」に改めれば、本来の趣旨に合致した報告書が作成されるのではないかと考える。

②県独自の補助金事業における効果測定の必要性について

No. 11、12 の事業は県独自の補助金事業である。しかし、県は市町の申請に対して審査を行った上で交付しているという理由で、当該補助事業の効果測定を実施していな

い。補助金は、地方自治法第 232 条の 2 の定めにより、公益上必要がある場合には法律や条令に基づくことなく行政目的に従って交付できる裁量性の高い給付である。そのため、特に県独自の補助事業や、国の補助金の上乗せ事業の場合にはその必要性を検証し、さらに県民にとって有効な事業とするための効果測定は必要不可欠であり、必ず実施する必要がある。そのため、県は市町と密に連携し、共有できる目標指標を設定した上で、市町と協力して効果測定を実施すべきである。

また、県は各々の市町では把握できない情報が集約される立場にあり比較分析が可能であるため、好事例等を取りまとめ、横展開等を行い、更なる魅力ある県づくりを目指していただきたい。

(3) その他の提言

①性別により対象者を制限又は区別している事業について

第 5 次山口県男女共同参画基本計画の基本目標の計画の目指す方向は、「男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」を目指す。」であり、同計画の策定の基となる山口県男女共同参画推進条例においても基本理念の一つとして、男女共同参画の推進に当たっては「社会における制度又は慣行についての配慮」が掲げられている。

No. 33「配偶者暴力等（DV）対策事業」では、SNS 相談を始めとする利用可能者は女性であることが暗黙裏に前提とされている。令和元年度の「男女間における暴力に関する調査」⁶によると、県民の約 4 人に 1 人の割合で DV 被害経験があり、性別毎では女性は約 3 人に 1 人、男性は約 5 人に 1 人の割合となっている。また男女ともに 5 年前より被害経験者は増加しており、男性の DV 被害者が相談できる体制整備の必要性についても検討されたい。

また No. 44 の「母子父子寡婦福祉資金」は一部の貸付金で対象者を寡婦及び女子とし、寡夫及び男子は対象外となっている。児童福祉手当の父子家庭手当は、平成 22 年 7 月に導入されたが、これは平成 14 年 7 月に栃木県鹿沼市が導入した児童育成手当が先駆けとされている。このように、父子家庭への救済が地方自治法の施策が先駆けとなった例もあることから、山口県においては、対象者を性別に関係なく同等とする見直しを行うことが必要と考える。

さらに No. 7 の「女性リーダー養成セミナー及び男性管理職セミナーの企画・運営業務」について、女性リーダー養成セミナーは全 5 回 2,000 円（400 円/回）に対し、男性管理職セミナーは 1 回 1,000 円となっている。参加費は内容等も踏まえて決定され

⁶ 出所：第 5 次山口県配偶者暴力等対策基本計画

るため単純な比較はできず、不当と言える程の差でもないとも考える。しかし、参加者が性別により限定されているセミナーについては、参加費用の設定の仕方に不公平感を感じる県民もいないとは限らない。この点、「山口県男女共同参画推進条例」で定義するところの「積極的改善措置」⁷に当たるのかの説明も含め、留意して参加費を設定する必要がある。

②物価上昇の反映について

No. 43-1「母子・父子福祉センター運営費」は（一財）山口県母子寡婦福祉連合会への指定管理料である。指定管理業務については令和3年度から令和7年度までの5年間の包括協定が締結されている。予算額は毎年同額の9,301千円となっており、その内の人件費も毎年同額で6,538千円である。一方、令和5年度の人件費の決算額は、最低賃金の引き上げや、相談件数の増加による残業代の増加から7,502千円となっている。

最低賃金を見ると、令和3年度予算作成時の令和2年度は829円であったが、令和5年度は928円（対令和2年度11.9%増）であり、令和6年度は979円（同18.1%増）となっている。指定管理料が固定されているため、指定管理者が人件費の増加分をカバーするために経費節減に努めているとのことだが、限界もあると推察する。また、無理な経費節減は就労環境の悪化や県民に対するサービスの低下にも繋がりがかねない。

包括協定書では「年度別協定で定めた指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、協議の上これを変更するものとする。」（第16条）と定められており、これは緊急事態に対応する趣旨と考える。安定した事業運営のためには、まずは、年度毎に実状にあった予算を編成し、5年間の包括協定の中であっても、年度別に指定管理料の増減を勘案し、契約することが必要と考える。

③外部専門家の活用について

No. 44の「母子父子寡婦福祉資金」における債権の収納未済額の回収については、制度の維持や公平性を確保するとともに、歳入確保の観点からも極めて重要であり、最大限の回収及び整理が必要である。消滅時効の期間を完成させて債権を失うことは許されないため、未収債権への対応について基本方針を定め、現場の担当者にも理解し易いマニュアル類の整理、研修会の実施等により、担当課のみならず全庁で事務の標準化を進めるべきである。

また、現場の担当者についても業務多忙である上、債務者との距離も近いが故に徴収困難となる事案も多いと推察する。従って、弁護士等の専門家への回収業務委託も有効

⁷ 前項に規定する活動（「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を負うこと。）に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

と考える。他県では債権回収業務の弁護士等への委託事例もあり、令和３年度の茨城県包括外部監査報告書によると、弁護士法人への回収業務委託は想像以上の実績となったと報告されている。

債権管理の実務は、地方自治法、地方自治法施行令はもとより、民法等の民事法分野や債権管理条例の知識も必要な上、担当者の債権回収に係る精神的・時間的負担も大きいと考えられることから、外部専門家の活用も有効と考える。

なお、担当課では今回の監査を受け、令和６年１２月から令和７年２月まで各健康福祉センターへ職員を派遣し、基礎的な知識及び回収困難案件の回収方針等に関するヒアリングを実施しており、このように即実行に移していただいた点については、大いに評価でき、今後の回収及び整理が進展することを期待している。

以上が、本年度の包括外部監査において、監査人が特に重要かつその改善が業務を適正に遂行し、有効性及び経済性・効率性を高めることに資すると考えた指摘及び意見の要約である。監査対象の事業においては他の個別事業においても問題がない訳ではないが、総じて適正であり、真摯に事業を実施され、県民に寄り添った県民のための事業であるとの心証も得ている。

全庁的に業務ご多忙の折、包括外部監査にご理解を賜り、円滑な監査の実施にご協力をいただいた関係者各位に心より感謝申しあげる。

第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）

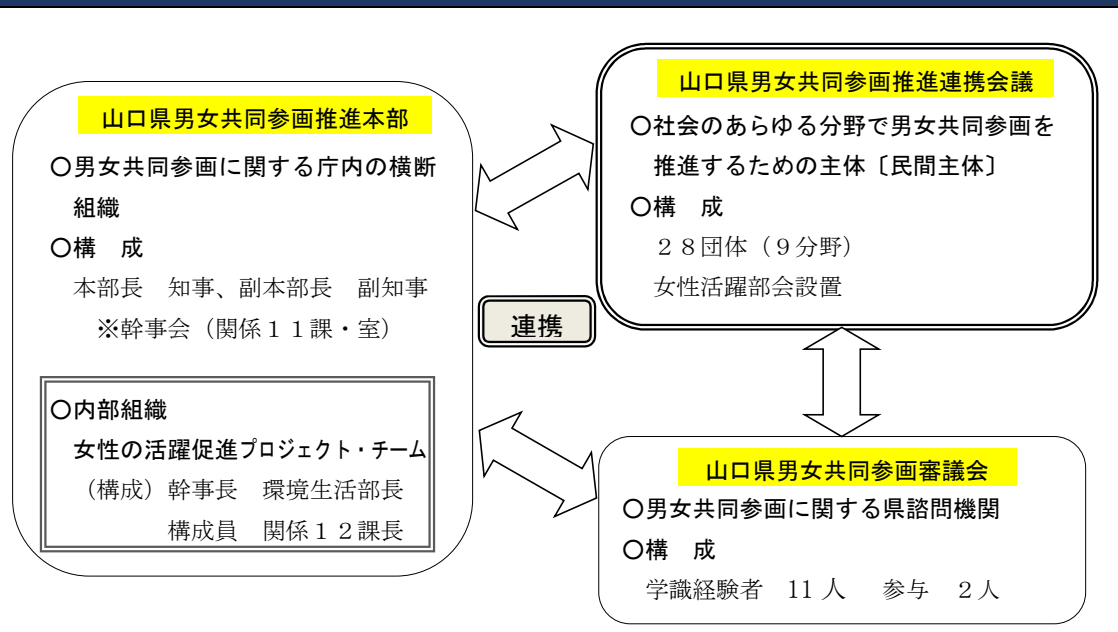
1. 男女共同参画パワーアップ事業

(1) 事業の概要

事業名	男女共同参画パワーアップ事業
担当部局課	環境生活部男女共同参画課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり 重点項目1：あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 重点項目2：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 重点項目3：地域における男女共同参画の推進 基本目標Ⅱ：男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革 重点項目4：男女共同参画の推進に向けた意識の改革 重点項目5：男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり 重点項目6：男女間における暴力の根絶	
実施の背景（必要性）	
男女共同参画社会基本法により、県は基本計画を策定し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが責務となっている。	
目的	
県男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画の基盤強化に係る取組の推進に加え、固定的な性別役割分担意識の更なる改善や社会情勢を踏まえた男女共同参画意識の醸成を行う。	
達成時期	令和7年度
目指すべき将来像	
男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現	
概要（内容）	
・庁内の横断組織である「男女共同参画推進本部」、企業や民間団体の代表による「男女共同参画推進連携会議」、諮問機関である「男女共同参画審議会」との連携 ・山口県男女共同参画推進条例で男女共同参画推進月間(10月)を設け、年次報告と合わせ、市町・関係団体と連携した普及啓発を実施し、県民への普及啓発を促進	

- ・男女共同参画に取り組む事業者を認証することで、事業者の意識向上を図る「男女共同参画推進事業者認証制度」や社会情勢に応じた新たな課題の啓発

概要図等



主な実施主体	県
対象者	県民、事業者、市町

令和5年度の取組

- ①男女共同参画推進連携会議
 - 男女共同参画をあらゆる分野において推進するための民間主体の組織の運営
- ②年次報告
 - 計画の適切な進行管理の実施
- ③男女共同参画推進事業者認証事業
 - 男女共同参画に積極的に取り組む事業者等の認証とその活動への支援を通じた、社会全体で男女共同参画を推進する気運の醸成
- ④男女共同参画推進月間事業
 - 県民、事業者等に男女共同参画に対する関心と理解を深めるための普及啓発活動の重点実施
 - ・ポスターコンテストの実施
 - ・ポスター、チラシの作成
- ⑤男性の家事・育児参画促進事業
 - 男女がともに仕事と家庭の責任を分かち合える社会に向け、男性の家庭（家事・育児等）への参画の促進

- ・男性の家事・育児参画に関する啓発動画コンテスト
- ・6歳未満の子を持つ夫婦の家事・育児時間等に関する調査

⑥パワーアップセミナー、パワーアップ講座

近年の社会情勢を踏まえた男女共同参画に関する新たなテーマに対する普及啓発の実施

実施結果（実績及び進捗）

①男女共同参画推進連携会議

社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に向けた取組内容等について協議

【開催日】

令和5年8月24日（木）

②年次報告

- ・山口県男女共同参画推進条例に基づき、県議会への報告を行った。
- ・男女共同参画白書を作成し、計画に基づく男女共同参画社会の形成の状況や施策の推進状況等を把握・分析し、県民に広く情報提供を行った。

③男女共同参画推進事業者認証事業

仕事と家庭・地域生活の両立支援や男女が共に働きやすい職場環境づくり、ポジティブ・アクションなど、男女共同参画に向けた自主的な活動に積極的に取り組む事業者・団体等を「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証

- ・令和5年度認証事業者数 48件

④男女共同参画推進月間事業

○ポスターコンテストの実施

月間ポスターに使用する絵画を募集し、最優秀作品をポスター、チラシに採用

- ・入賞者を表彰：表彰式 令和5年10月24日（火）
- ・入賞作品を展示：令和5年10月2日（月）～10月13日（金）

県庁エントランスホールで展示

○ポスター・チラシ等の作成

月間ポスター等を作成し、市町・関係団体等に配布

※チラシには、市町・関係団体等のものを含め、月間中の関連行事を掲載

○行政職員研修

県職員を対象とした、男女共同参画に関する研修会の開催

本 庁：オンデマンド配信（12月）視聴者数：約400人

地域協：山口地区 11月1日（水）対面 参加者数：33人

下関地区 12月1日（金）対面 参加者数：17人

⑤男性の家事・育児参画促進事業

○男性の家事・育児参画に関する啓発動画コンテスト

一次審査で入選 10 作品を決定し、入選 10 作品について、動画サイト（YouTube）のいいね機能を活用して二次審査を実施した。一次審査の評価に二次審査の結果を加え、最優秀作品等を選定した。

- ・応募作品数 57 作品
- ・表彰式 令和 6 年 2 月 8 日（木）

○6 歳未満の子を持つ夫婦の家事・育児時間等に関する調査

- ・九州地域戦略会議の次世代育成 PT で実施する「夫の家事・育児促進」の取組について、九州・山口各県の負担金により実施
- ・6 歳未満の子を持つ夫婦の家事・育児時間等調査を実施し、今後の施策展開の参考とするため、報告書を作成（作成は佐賀県）

⑥パワーアップセミナー、パワーアップ講座

【パワーアップセミナー】

○テーマ：性の多様性について知り、考える

○趣旨：LGBT など、性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々についての正しい理解を促進し、性の多様性を認め合う意識の醸成を図る。

○セミナー概要

「LGBTQ+の子ども達も安心して通える学校づくり」

基礎編：令和 5 年 7 月 20 日（木）～8 月 31 日（木）オンデマンド配信

視聴者数：延べ 382 人

応用編：令和 5 年 7 月 24 日（月）ライブ配信

対象：県内小・中学校、高等学校・高等専門学校、特別支援学校の教職員

基調講演：「LGBTQ+の子ども達も安心して学べる学校へ」

（特非）ProudFutures 共同代表 小野アンリ氏

（受講者数：基礎編 119 人、応用編 78 人）

【パワーアップ講座】

○テーマ：誰もが個性と能力を発揮できる社会へ

○目的：社会制度や慣行は、男女共同参画の視点から見ると、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。固定的な性別役割分担意識は、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」が要因とされていることから、県民のアンコンシャス・バイアスの解消につながる講座を開催し、男女の置かれた社会的状況の格差の解消やジェンダー平等の実現を目指す。

○講座概要

開催日：令和 6 年 2 月 18 日（日）

会場：山口県婦人教育文化会館 カリエンテ山口 大ホール 内容：・講演「令和時代の男女共同参画の地域づくり」 （独）国立女性教育会館 理事長 萩原 なつ子 氏 ・トークセッション 事例発表 （株）エイム 取締役 藤井 恵子 氏 （特非）あっと 代表理事 藤井 智佳子 氏 参加者数：102 名	
成果及び評価（次期計画を含む）	
・男女共同参画推進連携会議の運営により、県民各界各層との情報や意見交換等を行うとともに、構成団体等への男女共同参画の意識を浸透させることができた。 ・男女共同参画白書を作成し、計画に基づく男女共同参画社会の形成の状況や施策の推進状況等を把握・分析し、県民に広く情報提供を行うことができた。 ・男女共同参画推進事業者認証制度については、令和 5 年度に 48 事業者の認証を行った。平成 19 年度の制度開始から令和 5 年度までの 17 年間で累計 832 事業者を認証しており、気運の醸成が図られているといえる。 ・男女共同参画推進月間事業の取組のうち、ポスターコンテストにおいては、53 作品の応募があり、若年層への意識啓発を実施することができた。 ・男性の家事・育児参画に関する啓発動画コンテストでは、10 作品の動画再生回数の合計が 7,000 回を超えるなど、啓発において有効な取組となった。 ・パワーアップセミナーについては、応用編で Zoom ウェビナーを用いたライブ配信により、生徒からカミングアウトがあった際の対応や、事例検討についての講演を実施した。参加者からのお礼メールも届き、良い意識啓発の場となった。パワーアップ講座においても、参加者の感想として、「アンコンシャス・バイアスが根強く残る現状を再確認した。」「アンコンシャス・バイアスに気付き発信していくことで、新しい仕組みづくりに参画したい。」等があり、意識啓発につながったといえる。	
関連する基本方針	やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	第 5 次山口県男女共同参画基本計画
根拠法令（法律・条例）	男女共同参画社会基本法
事業区分	継続事業（令和 3 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	6,811	6,173	4,178
補正後予算額	6,566	5,601	4,054
決算額	6,304	5,415	3,829

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
報酬	1,006	会計年度任用職員報酬
職員手当等	201	会計年度任用職員期末手当
報償費	382	連携会議謝礼等
旅費	71	外部旅費
需用費	865	コピー代、チラシ代等
役務費	16	電話代
委託料	1,121	下記 (6) 1～6 参照
使用料及び賃借料	24	高速道路利用代
負担金、補助及び交付金	143	下記 (8) 参照
合 計	3,829	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	489	12.8
一般 (県)	3,340	87.2
その他	—	—
合 計	3,829	100.0

(5) 委託料の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	3,920	2,470	1,121
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	山口放送(株) 外 4 件	山口朝日放送(株) 外 6 件	(特非) Proud Futures 外 4 件

(6) -1 令和 5 年度委託契約の概要

契約名	令和 5 年度パワーアップセミナー講師派遣業務
契約期間	令和 5 年 6 月 15 日～令和 5 年 9 月 29 日
業務内容（仕様）	教職員を対象としてオンラインセミナーの開催 ○基礎編（オンデマンド配信 YouTube による限定配信） ○応用編（ライブ配信）
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア
委託業者名	（特非）Proud Futures
業者選定理由	教育現場における性の多様性について専門的知識を持ち、講演実績も多数ある講師を派遣することが可能なものとして、レインボー山口（県リーフレットの監修事業者）から推薦のあった事業者を選定した。
予定価格	145,200 円（税込）
契約金額	145,200 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。 検査手法：実績報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格	

(6) -2

契約名	令和 5 年度男女共同参画パワーアップ講座事業企画・運営業務
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	○テーマ 「固定的な性別役割分担意識に関する無意識の思い込みの解消」 ○業務内容 テーマに基づく県民向け講座等の企画・運営
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（2 号重複） 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア（イ重複）
委託業者名	山口県女性団体連絡協議会 会長 西山 香代子

業者選定理由	山口県内全域を活動区域とする女性団体の協議会であり、各構成団体の協力を得て、県全域を対象とした啓発事業を幅広く実施することが可能であるため
予定価格	490,000 円（税込）
契約金額	490,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。 検査手法：実績報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格	

(6) -3

契約名	男女共同参画課ちよるるデザイン制作業務
契約期間	令和 5 年 9 月 6 日～令和 5 年 11 月 3 日
業務内容（仕様）	ちよるるデザイン 2 体の制作 ○パープルリボンちよるる ・「女性に対する暴力をなくす運動」、DV 被害者支援事業、性暴力被害者支援事業において使用 ・デザインの中に、紫色のリボンを入れること ○レインボーフラッグちよるる ・性の多様性に関する理解増進施策に使用 ・デザインの中に、6 色の虹色の旗を入れること
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア
委託業者名	PH GRAPHICS 福永 光夫
業者選定理由	「ちよるるデザイン」を制作する唯一の事業者であるため
予定価格	176,000 円（税込）
契約金額	176,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。	

検査手法：提出された成果品を確認し、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格

(6) -4

契約名	性の多様性リーフレット改訂等業務委託
契約期間	令和 5 年 11 月 24 日～令和 5 年 12 月 25 日
業務内容（仕様）	性の多様性リーフレット「知っておきたい『LGBT』等の基礎知識」の改訂（印刷含む）及びデータの作成
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3（3）ア
委託業者名	(株)ナカハラプリンテックス
業者選定理由	リーフレットの初版作成業者
予定価格	49,500 円（税込）
契約金額	49,500 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。 検査手法：納品された成果品を確認し、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格	

(6) -5

契約名	性の多様性意識啓発用クリアファイル作成業務
契約期間	令和 6 年 1 月 24 日～令和 6 年 3 月 12 日
業務内容（仕様）	クリアファイルの作成 ・サイズ：A4 版用 ・数量：2,000 枚 ・用紙：ポリプロピレン透明クリアファイル（0.2mm）
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（2 号重複） 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3（3）ア（イ重複）

委託業者名	(株)ナカハラプリンテックス
業者選定理由	見積合わせ
予定価格	140,800 円（税込）
契約金額	97,900 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。 検査手法：納品された成果品を確認し、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格	

(6) -6

契約名	「家事ハウツー集 vol.2」 増刷等業務委託
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	令和 4 年度に県で作成した「家事ハウツー集」の増刷
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア
委託業者名	(株)マルニ
業者選定理由	見積合わせ
予定価格	184,800 円（税込）
契約金額	162,800 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。 検査手法：納品された成果品を確認し、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格	

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	499	139	143
補助金等の名称	令和 3 年度次世代育成 PT 委託事業に係る負担金	令和 4 年度次世代育成 PT 委託事業に係る負担金	令和 5 年度次世代育成 PT 委託事業に係る負担金
交付先名	佐賀県	佐賀県	佐賀県

(8) 令和 5 年度補助金等の概要

補助金等の名称	次世代育成 PT 委託事業に係る負担金		
目的（趣旨）	夫の家事・育児時間を増やし（カジダン・イクメンを増やす）、九州・山口地域の男性が家事・育児に積極的とのイメージを確立する。		
公募・非公募	－		
根拠法令・要綱等	該当無し		
創設年度	令和 2 年度		
交付対象事業	6 歳未満の子を持つ夫婦の家事・育児時間等調査		
補助対象経費及び補助率（限度額）			
6 歳未満の子を持つ夫婦の家事・育児時間等調査に要した経費について、次世代育成 PT の 9 県（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）で按分する。			
交付先及び交付金額			
状況			
交付先名			負担金額（円）
佐賀県			143,000 円
※事業費 1,287 千円を 9 県で按分			
申請及び交付件数	交付件数：1 件		
補助金の効果測定			
佐賀県が実施する県民調査に対する負担金であるため、効果測定は実施していない。			

(9) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合规性	委託契約が業務委託契約事務取扱要領に基づき適切に実施されているか検証した。

監査要点	実施手続
	不適切な再委託がされていないかについて検証した。 事業経費の適切性について検証した。
有効性	指標・目標が適切に設定されているか、また設定された指標・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているかについて検証した。 負担金が事業に対して有効に機能しているかについて検証した。
経済性・効率性	業務委託内容の効果に対して、経済性・効率性が十分か、否かについて検証した。

(10) 確認した証憑書類等

委託契約書、契約締結伺、仕様書、業務委託検査調書、業務完了報告書、概算見積書、請求書、調査報告書

(11) 監査の結果

【指摘】委託業務における随意契約の合规性について（合规性）

(6) -2「令和5年度男女共同参画パワーアップ講座事業企画・運營業務」における委託契約の手続きについて、時系列では令和5年8月（日付記載なし）に事務連絡にて、受託事業者の「事業受託の同意」を頂いた後に見積書の作成を依頼し、受託事業者からは令和5年9月5日付で参考見積書が提出され、その金額で令和5年9月15日付委託契約書が締結されている。

予定価格が100万円を超えないため、随意契約とすることはできるが、当初から1者受託で事業が進んでいる。

この点、業務委託契約事務取扱要領では、

3 随意契約

(2) 随意契約による場合の留意事項

ア 随意契約の場合であっても、競争を働かせることで有利な条件で契約をすることが要求されるため、2人以上の者から見積書を徴取の上、見積合わせにより契約の相手方を決定すること。

また、適正化通知によれば、

2 規則の改正

(1) 規則第167条第1項

公共調達においては、極力、競争原理の導入が図られるべきであるため、改正前の規則第167条第1項において、随意契約においても、なるべく2人以上の者から見

積書を提出させるものと規定していたが、見積書の徴取をより厳格なものとするため、改正により原則 2 人以上の者から見積書を提出させることとした。

と定められている。また別表において 1 者見積もりが可能な場合として

別表 1(1 者のみからの見積書の提出で足りる随意契約)

ト イからへまでに掲げるもののほか、契約の性質又は目的により、二人以上の者から見積書を提出させ難いとき	本号は、広範に適用することが可能と思われる規定であるが、競争原理の導入の観点から、適用に当たっては極力限定的に解釈すること。

と定められている。

本事業では、令和 5 年 9 月 5 日起案の執行伺の選定業者及び理由において、「山口県内全域を活動区域とする女性団体の協議会であり、各構成団体の協力を得て、県全域を対象とした啓発事業を幅広く実施することが可能であるため」とあるが、これによっても上記には該当はしないと思われ、2 者以上の見積書の提出が必要な案件である。

委託契約の締結については、競争原理の導入の観点から、安易な 1 者見積りの随意契約ではなく、法令、要領等に基づく原則に従った契約手続とすることが必要である。

【指摘】調査結果の活用について（有効性）

「次世代育成 PT 委託事業に係る負担金」は、九州・山口 9 県の負担金により、次世代育成プロジェクトのための事業を合同で実施している事業である。その中で家事・育児時間調査事業として佐賀県が実施した調査に対して負担金が発生している。

しかし、調査報告書は提出されているものの、調査結果の数字が何かの資料に使われていないわけでもなく、効果測定も実施しておらず、特に活用はされていない。

漫然と負担金を出すだけでなく、活用方法を十分に検討して有効性を高めて頂きたい。

【意見】セミナーの実施方法について（有効性、経済性・効率性）

前年度まで委託事業として行っていたパワーアップセミナーを今年度は直営で行った。その結果、前年度 1,144,000 円だった委託事業が、今年度はオンラインセミナーの講師料 145,200 円で実施できた。この金額以外にライブ配信費用等の通信費やその他の費用等はなかったものの経済性はかなり向上しておりその点は非常に評価できる。

一方、今回監査対象となっている他の事業、「5. 女性デジタル人材育成事業」における 3 種類の形態（①会場、②オンライン、③アーカイブ）で実施された「プログラマー養成講座」の参加者アンケートによる満足度調査で「満足・やや満足」と回答した率は、①会場 93.8%、②オンライン 63.6%、③アーカイブ 60%となっている。さらに、最初の受講者 57 名（①会場 20 名、②オンライン 20 名、③アーカイブ 17 名）の内、修了者は 33 名（①会場 20 名

(100%)、②オンライン 8 名 (40.0%)、③アーカイブ 5 名 (29.4%) という興味深い結果が出ている。

したがって、事業目的達成のためのオンライン実施の有効性については更なる分析及び検証が必要である。

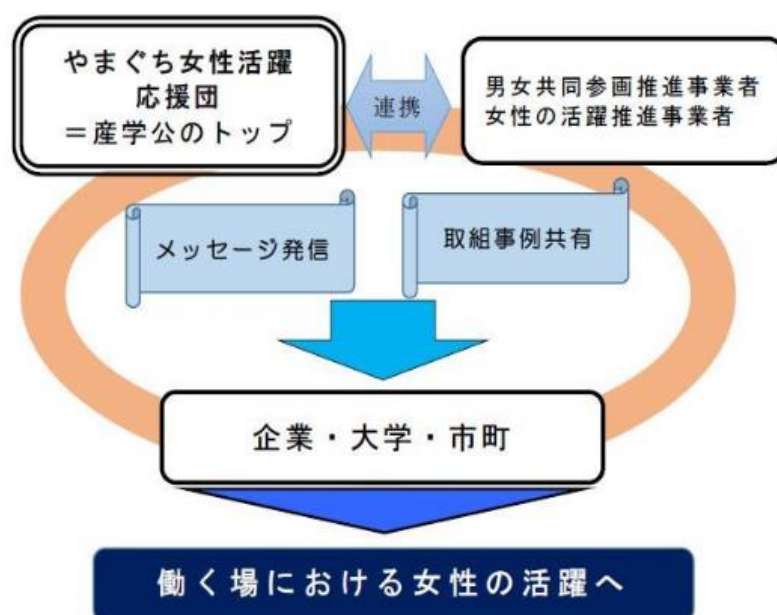
そのような実状も加味した上で、担当者の人的負担は増していると思われるが、このように委託事業として行っていた事業を直営で実施することは、担当課の経験値やノウハウが蓄積、向上し得ると思われるため、是非、他の事業にも波及させて今後の事業運営につなげて頂きたい。

2. 女性の活躍応援事業

(1) 事業の概要

事業名	女性の活躍応援事業
担当部局課	環境生活部男女共同参画課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり 重点項目 1：あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 重点項目 3：地域における男女共同参画の推進 基本目標Ⅱ：男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革 重点項目 4：男女共同参画の推進に向けた意識の改革	
実施の背景（必要性）	
社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない理由として、「男性優位の組織運営」があり、女性の参画を進めるため、行政自らが率先してポジティブ・アクションを推進するとともに、事業者、団体に対しても女性の参画拡大を推進するよう積極的に働きかけを行い、意識改革を図る必要がある。	
目的	
経営者等の意識改革などを通じ、事業者・団体における女性の登用や女性活躍に向けた取組を促進する。	
達成時期	令和 7 年度
目指すべき将来像	
産学公の連携による女性活躍に向けた取組の県内全域への波及	
概要（内容）	
事業者・大学・市町・関係団体等と連携した啓発活動や情報発信により、女性の活躍を促進する。	

概要図等



主な実施主体	県
対象者	県民、事業者、大学、市町、関係団体
令和5年度の取組	
①やまぐち女性活躍応援団事業 地域シンポジウム開催を通して地域の女性活躍の取組の普及拡大を図る。 ②女性管理職アドバイザー制度 県が認定した女性管理職のロールモデルである「輝き女性サポーター」による県内事業所の女性管理職（新人）及び女性管理職候補者への相談体制を構築し、サポートを行う。 ③女性活躍推進事業者宣言 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業に、広報等による支援を行い、女性活躍促進に取り組む事業者の増加や気運の醸成を図る。 ④地域の女性活躍応援事業 女性活躍推進知事表彰により、様々な分野・地域で活躍する女性等の功績を称え、ロールモデルを示すことで県民の理解と関心を高め、女性の活躍を促進する。 ⑤情報発信力強化 SNSによる女性活躍に向けた積極的な情報を発信する。	
実施結果（実績及び進捗）	
①やまぐち女性活躍応援団事業 ・地域シンポジウム開催	

開催日時：令和 5 年 10 月 17 日（火）

対 象：企業経営者、従業員、大学生、一般県民等

参加者数：会場 226 名、オンライン 242 名

内 容：基調講演、地元企業による取組実践事例の紹介、パネルディスカッション

- ・男女共同参画推進連携会議の女性活躍部会における連絡調整会議

開催日時：令和 6 年 3 月 14 日（木）

参加者数：7 名

②女性管理職アドバイザー制度

- ・やまぐち女性活躍推進セミナー開催

開催日時：令和 5 年 11 月 20 日（月）

対 象：県内事業所の女性管理職及び中堅女性職員

参加者数：19 名

内 容：部下への指導方法について（基礎編・応用編）

- ・輝き女性サポーター会議

開催日時：令和 6 年 2 月 19 日（月）

参加者数：9 名

内 容：周南地区女性管理職との意見交換会

- ・女性リーダー養成セミナー（主催：山口県経営者協会、（公財）山口きらめき財団）への協力：5 名

- ・輝き女性サポーター派遣

社内研修の講師として事業所へ派遣した。（実績 1 件）

③女性活躍推進事業者宣言

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業に、広報等による支援を行った。

宣言事業者数 42 件（令和 5 年度）

④地域の女性活躍応援事業

- ・女性活躍推進知事表彰式

開催日時：令和 5 年 10 月 24 日（火）

受賞者数：4 名

⑤情報発信力強化

LINE の公式アカウントを通じ、積極的な情報配信を実施した。

成果及び評価（次期計画を含む）

- ・地域シンポジウムにおいて、基調講演及び地元企業の取組の紹介のほか、女性活躍をテーマに地元企業、大学、市、県といった産学公のパネリストがそれぞれの立場から、意見

交換を行った。会場 226 名、オンライン 242 名の参加があり、啓発活動の推進につながった。また、来場者アンケートを実施した。 ・県内事業所による女性活躍に向けた取組の好事例（令和 5 年度 3 社）を HP 上で掲載することにより普及啓発につなげている。 ・女性管理職アドバイザー制度の活用として、県内事業所（1 社）へ社内研修の講師派遣を行った。女性管理職同士の意見交換を通じて課題解決への支援につながった。 ・やまぐち女性の活躍推進事業者については、令和 5 年度に 42 件の登録を行った。平成 28 年度の制度開始から令和 5 年度までの 8 年間で累計 278 事業者を登録しており、気運の醸成が図られているといえる。	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	第 5 次山口県男女共同参画基本計画
根拠法令（法律・条例）	男女共同参画社会基本法
事業区分	継続事業（令和 4 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	—	4, 806	4, 136
補正後予算額	—	4, 455	4, 022
決算額	—	4, 126	3, 633

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
報償費	498	委員謝金
旅費	45	委員旅費
一般需用費	333	印刷代ほか
食糧費	4	飲料
役務費	67	公式 LINE 使用料
委託料	2, 470	下記(6)を参照
使用料及び賃借料	28	会場使用料
負担金、補助及び交付金	188	下記(8)を参照
合 計	3, 633	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	1,604	44.1
その他	—	—
一般 (県)	2,029	55.8
合 計	3,633	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	—	3,050	2,470
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	(株)コア 外2件	(株)コア 外1件

(6) -1 令和5年度委託契約の概要

契約名	やまぐち女性活躍応援団地域シンポジウム企画・運営業務
契約期間	令和5年8月1日～令和6年1月31日
業務内容 (仕様)	やまぐち女性活躍応援団地域シンポジウム企画・運営の実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	(株)コア
業者選定理由	プロポーザルにおける最優秀提案者であるため
予定価格	2,420,000円 (税込)
契約金額	2,420,000円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務の実施状況	
検査手法：実地検査及び業務報告書の確認	
検査結果：合格	

(6) -2

契約名	やまぐち女性活躍応援団地域シンポジウムオンライン視聴会場運営業務
契約期間	令和 5 年 10 月 17 日
業務内容（仕様）	やまぐち女性活躍応援団地域シンポジウムオンライン視聴会場運営の実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア
委託業者名	(株)コア
業者選定理由	シンポジウムに附帯するオンライン視聴会場設置であり、業務の円滑な運営のため、シンポジウム受託業者を選定する。
予定価格	49,500 円（税込）
契約金額	49,500 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務の実施状況	
検査手法：実地検査	
検査結果：合格	

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	—	158	188
補助金等の名称	—	男女共同参画活動拠点施設利用補助金	男女共同参画活動拠点施設利用補助金
交付先名	—	(特非)やまぐち男女共同参画会議 外 4 件	(特非)やまぐち男女共同参画会議 外 5 件

(8) 令和 5 年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県男女共同参画活動拠点施設利用補助金

目的（趣旨）	この補助金は、県が男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設と位置付ける山口県婦人教育文化会館（山口市湯田温泉五丁目 1 番 1 号）を団体が使用して活動を行う場合における使用料の補助を行うことにより、団体の活性化と拠点施設の機能の充実を図り、男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	山口県男女共同参画活動拠点施設利用補助金交付要綱		
創設年度	平成 27 年度		
交付対象事業	山口県婦人教育文化会館において男女共同参画社会の実現に向けた活動		
補助対象経費及び補助率（限度額）			
概要			
区分	補助対象経費の概要		補助率（限度額）
交付事務	補助事業の実施に要する経費のうち、（一財）山口県婦人教育文化会館が行う貸室事業の利用に係る貸室基本使用料、付属設備使用料及び冷暖房加算料金		10/10（1 万円）
交付先及び交付金額			
状況			
交付先名			交付金額（円）
（特非）やまぐち男女共同参画会議			84,802 円
やまぐちネットワークエコー			31,100 円
全国退職女性校長会山口県支部			19,029 円
日本防災士会山口県支部			10,000 円
山口県消費者団体連絡協議会			10,000 円
山口県連合婦人会			10,000 円
申請及び交付件数	申請件数：20 件 交付件数：20 件		
補助金の効果測定			
（効果測定方法） 山口県婦人教育文化会館を使用して団体が実施した各事業について、団体から提出された実績報告資料を基に、それぞれ定性的効果を図っている。 （測定結果）			

各団体とも、県の男女共同参画活動推進の拠点施設である婦人教育文化会館を使用して事業を実施することで、団体の活性化と拠点施設の機能の充実が図られた。

(9) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて確認した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 ・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し確認した。 ・直営の場合と比較して、サービスの向上が図られているか県が適切に評価しているか、否かについて確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 ・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施しているか質問し、確認した。 ・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。

監査要点	実施手続
	・補助事業の分析や評価結果のフィードバックについて質問し、確認した。 ・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）、否かについて確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検討した。
経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか、否かについて質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 ・委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか、否かについて検証した。 ・直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか確認した。 ・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検討した。 ・補助金交付先が大規模な事業者（財政余力のある事業者）である場合等、補助金支出の要否（必要性）をどのように判定しているか質問し、確認した。

（10）確認した証憑書類等

委託契約書、仕様書、業者選定伺、請求書、支出負担行為、委託検査調書、実績報告書、補助金交付要綱、交付申請書、審査書類、補助金チェックシート、交付決定通知書、実績報告書

（11）監査の結果

【意見】事業目的達成のための効果的な指標の設定と事業効果の検証について（有効性）

女性の活躍応援事業では、経営者等の意識改革などを通じ、事業者・団体における女性の登用や女性活躍に向けた取組を促進するという目的達成のため、ポジティブ・アクション（性別や障害などの属性により社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人々に対して、職場や学校等で一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置）に取り組む事業所割合を令和 2 年

度 31.3%から令和 5 年度 40%へ増加するという目標を掲げている。しかし当該指標は毎年集計されるわけではなく（集計は産業労働部労働政策課により基本的に 3 年に 1 度）、各年度の進捗につき詳細な事業効果の検証は行っていないとのことである。

確かに目標とする指標が毎年集計されるわけではないため、各年度の事業効果の検証を行うことは困難であることは理解できる。しかし各年度にて予算が充てられる以上、代替とはいえ各年度の事業目的達成指標を設定しなければ、事業の明確な評価が行えず、予算配分の適切性を判断できないと考えられるため、各年度にて代替的な事業目的達成指標を設定し評価することが必要である。

ここでポジティブ・アクションに取り組む事業所割合にどこまで反映されるかは不明確ではあるが、少なくともシンポジウムやセミナーに参加する者や企業関係者がその内容に満足しており、また参加したいと思うならば、目的達成に一定の貢献をしていると考えられる。そのため例えばシンポジウムやセミナーにおけるアンケート結果を利用して「満足」あるいは「また参加したい」等の取組が評価された項目の選択割合を事業目的達成指標にして、その割合が一定以上を占めることを目標とする等の対応が考えられる。

【意見】シンポジウムにおけるオンライン参加者に対するアンケートの実施について（有効性）

やまぐち女性活躍応援団事業での地域シンポジウムでは、会場参加とオンライン参加がある。会場参加者に対してはアンケートを実施しているが、一方でオンライン参加者にはアンケートを実施していなかった。

事業としてシンポジウムを行う以上、成果に関する検証は当然に必要と考えられるが、その成果の一端として参加者がシンポジウムを有益であったと感じることは重要であり、また参加者がシンポジウムに何を求め、何を学んだかを把握するためにもアンケートは非常に有用な判定材料となる。今回のように、会場参加者よりもオンライン参加者が多い場合は尚更である。

オンライン参加者へのアンケートは、ツールを活用すれば簡便かつ集計も容易なため、実施することへの障壁があるとは考え難い。事業の有効性を向上させるために、PDCA を適切に回すツールとして、オンライン参加者に対してもアンケートを実施する必要がある。

【意見】輝き女性サポーター派遣に関する広報活動について（有効性）

本事業の一つに「女性管理職アドバイザー制度」がある。この制度は、県が認定した女性管理職のロールモデルである「輝き女性サポーター」による県内事業所の女性管理職（新人）及び女性管理職候補者への相談体制を構築し、サポートを行うものである。「輝き女性サポーター」については HP 上でもプロフィールなどの詳細は紹介されており、現在登録されている 8 名はいずれも素晴らしいロールモデルである。当該制度は、事業実施の背景となって

いる「男性優位の組織運営」の中にあって、社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない現状を改善していくため、行政自らが率先してポジティブ・アクションを推進するとともに、事業者及び団体に対しても女性の参画拡大を推進するよう積極的に働きかけを行い、意識改革を図るための施策である。現役で女性管理職として業務を行っている「輝き女性サポーター」を講師とする研修は、女性の登用や女性活躍を目指す企業にとって有益であり、より多く派遣し、研修を実施することは事業目的達成に寄与すると考えられる。しかし令和5年度の成果としては残念ながら1件となっている。

確かに講師に対する報酬や社内研修に関連する費用は事業所が負担し、それに対する補助金なども現在県は交付していないため、当該講師派遣を申請する事業所に対して金銭的負担があるという要因もあるが、女性の登用などに対する企業の意識改革が進んだ近年において、当派遣制度のような社内研修の需要は増加していると考え、主な要因は事業所に対する当派遣制度の広報活動が不足していると考えられる。現在当派遣制度は県のHPでの掲載の他、商工会議所を通じての紹介及びシンポジウム内での紹介等、一定の活動を行っているが、周知が進まず、なかなか成果につながっていないと考えられる。そのため制度を有効に活用し事業目的を達成するためにも、他のイベントなどにて当派遣制度について積極的に広く周知を図る等の工夫や適切な対応を取ることが望ましいと考える。

3. 女性活躍応援資金（中小企業制度融資）

(1) 事業の概要

事業名	女性活躍応援資金
担当部局課	産業労働部経営金融課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり	
重点項目1：あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
実施の背景（必要性）	
仕事と子育ての両立を一層進めるためには、特に企業における女性の活躍を可能とする職場環境づくりを積極的に進める必要があることから、中小企業が女性の働きやすい環境整備に積極的に取り組むに当たって、資金の不足がその妨げとならないよう、資金面の支援環境を整えたもの。	

目的					
女性の社会進出を促進する観点から、女性が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む中小企業者を支援するため、雇用環境の改善等に必要な資金の融通を図る。					
達成時期		継続的に実施			
目指すべき将来像					
女性の社会進出を促進し、女性が働きやすい職場環境づくりを実現					
概要（内容）					
1 制度融資全般について					
中小企業に対する融資は県内取扱金融機関が実施し、その実績に応じて、県から金融機関に対して融資原資を預託している。					
2 資金の概要					
融資利率※		融資限度額	融資期間(据置)	融資枠	
5年以内 1.7(1.5)%	(運転20,000千円限度)	50,000千円	運転 5年(1年)	5億円	
5年超 1.8(1.6)%		設備 10年(2年)			
※融資利率の（ ）は責任共有制度対象外の場合					
3 資金使途					
① 職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備等の費用					
② 男性が育児参加しやすい雇用環境づくりに要する費用					
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく一般事業主行動計画の実施等のために必要な費用					
4 融資対象					
令和 5 年度まで		令和 6 年度以降			
以下のいずれかの認証制度等に登録されている中小企業		以下のいずれかの認証制度等に登録されている中小企業			
・やまぐち女性の活躍推進事業者		・やまぐち女性の活躍推進事業者			
・やまぐち子育て応援企業		・やまぐち子育て応援企業			
・やまぐちイクメン応援企業		・やまぐち“とも×いく” 応援企業			
概要図等					
山口県		原資預託	民間金融機関	融資 償還	中小企業
主な実施主体		県			
対象者		中小企業			

令和 5 年度の取組	
県内の中小企業支援機関、金融機関などから構成される「やまぐちネットワーク会議」や、中小金融機関、信用保証協会、商工関係団体向けの「県制度融資説明会」を通じて周知を図った。	
実施結果（実績及び進捗）	
令和 5 年度において新規融資実績は無かった。	
成果及び評価（次期計画を含む）	
ここ数年は、新型コロナ発生に係る中小企業の収益力の落ち込みや、その後の原油価格や物価の高騰、賃金引き上げの動きもあり、職場環境づくりに注力できる状況に至れなかったものと評価している。 今後、収益力の落ち込みをフォローするための資金の充実化と合わせて、女性活躍応援資金についても周知を図ってまいりたい。	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	該当無し
根拠法令（法律・条例）	山口県中小企業融資制度要綱
事業区分	継続事業（平成 27 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	195,700	196,700	200,000
補正後予算額	200	400	400
決算額	200	400	400

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
貸付金	400	金融機関預託
合 計	400	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	400	100.0
一般（県）	—	—
合 計	400	100.0

(その他財源の内容) 諸収入 ※預託額の償還

(5) 確認した証憑書類等

契約締結伺、支出調書、支出負担行為・支出票、金銭消費寄託契約書、調定票、収納票、領収済通知書、納入通知書兼領収書

(6) 監査の結果

【意見】事業の周知方法について（有効性）

本事業は、平成 27 年からの継続事業である。本事業の目的は、女性の社会進出を促進する観点から、女性が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む中小企業を支援するため雇用環境の改善等に必要な資金の融通を図るというものであり、令和 5 年度の当初予算額は 200,000 千円（融資限度額：運転資金 20,000 千円・設備投資 50,000 千円）と資金の規模は十分であるため、目的と手段は正当と思われる。しかしながら、令和 5 年度は新規の融資の実績がなく、県によると直近でも令和 2 年に 1 件の新規申込みがあっただけとのことである。

本事業の周知については、県内の中小企業支援機関・金融機関などから構成される「やまぐちネットワーク会議」や中小金融機関・商工関係団体向けの「県制度融資説明会」を通じて説明を行い、パンフレットを金融機関や市役所に設置したとのことであるが、パンフレットは県の制度融資全般のものであり、そのうちのメニューの一つとして本事業が掲載されているだけである。このため、本事業が事業者の目に触れる機会が多いとは言えない。また、パンフレットや HP において示されている融資の目的も「女性が働きやすい職場環境の整備」といった抽象的な記載であるため、一般の事業者には、どのような時に本事業が利用できるのか、イメージしにくいのではないと思われる。

県は、本事業の資金使途の例として、設備投資としては子育てルームの創設、運転資金としては女性の資格取得・スキルアップを想定しているようだが、上記のパンフレットや県の HP などには、このような具体例は示されていない。

一方、県は「やまぐち女性の活躍推進事業者・制度」において、本事業と並んで「女性活躍促進施設整備補助金」を用意しているが、この補助金を案内する HP においては、補助対象として女性専用施設等（トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室等）・安全確保施設等（監視カメラ・街灯等）が挙げられている。

融資と補助金とで事業の性質は異なるものの、HP で資金使途の具体例を示すことはコストもかからず比較的取り組みやすい方法と考えられる。本事業の利用を促進させるためには、事業者が直接目にする HP やパンフレットにおいて、事業主が資金使途を具体的にイメージできるような工夫をすることで周知に努める必要がある。

【意見】 融資対象事業者に対する融資条件の緩和について（有効性）

融資を受けるためには、「やまぐち女性の活躍推進事業者」「やまぐち“とも×いく”応援企業」「やまぐち子育て応援企業（令和 9 年 3 月 31 日にやまぐち“とも×いく”応援企業に統合予定）のいずれかの認証制度等に登録される必要がある。

このうち、「やまぐち女性の活躍推進事業者」に登録するためには、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する必要があり、「やまぐち“とも×いく”応援企業」に登録するためには、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する必要がある。さらに次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画では、「育児休業取得率 100%」及び「1 箇月以上の育児休業」の取得を推奨することを規定しなければならない。

しかし、中小企業にとってこのような計画策定は必ずしも容易なものではないと思われる。中小企業に対して本事業の利用を促すには、融資対象者の条件を緩和することについても検討していただきたい。

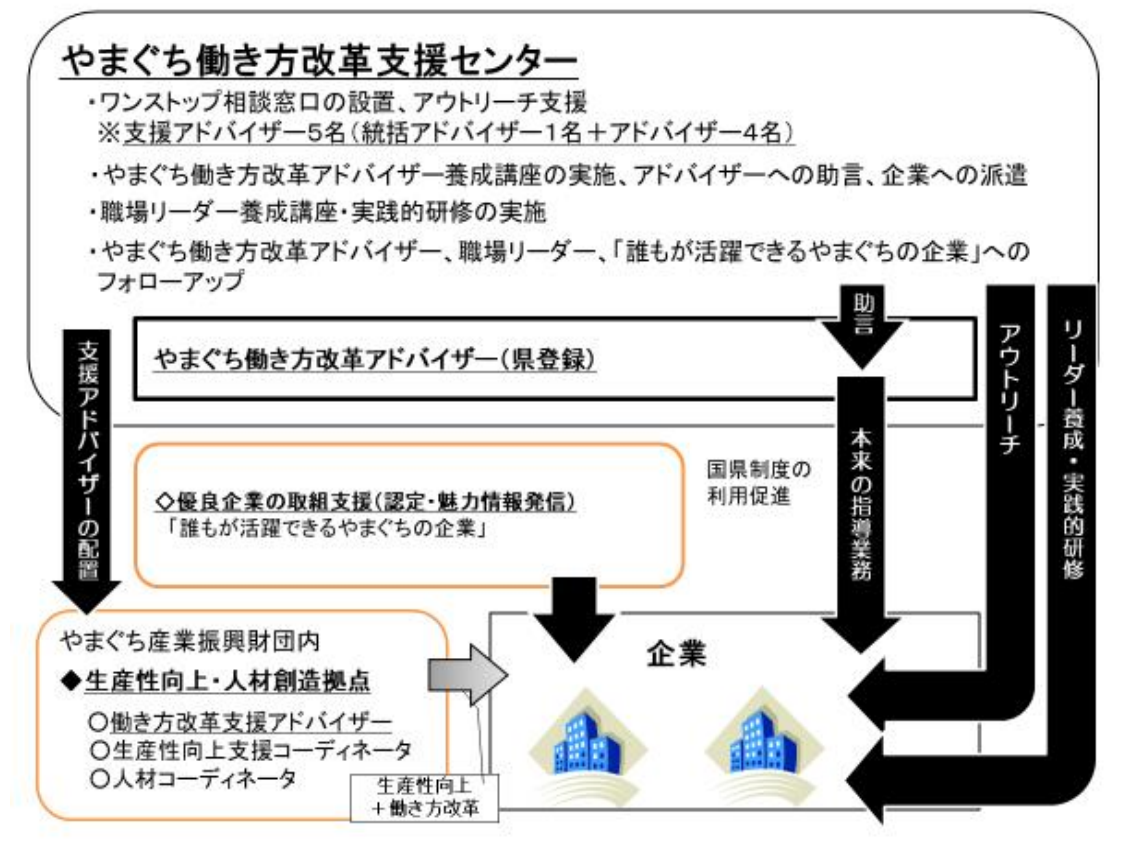
4. 「新しい働き方」導入支援事業

(1) 事業の概要

事業名	「新しい働き方」導入支援事業
担当部局課	産業労働部労働政策課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり	
重点項目 1：あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
重点項目 2：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	

実施の背景（必要性）	
若者・女性の県外流出等、出産適齢期人口の急減が続き、県内企業の人手不足を解消するため、男女が共に子育て・介護をしながら働き続けられる職場環境づくり等の「働き方改革」を緊急かつ集中的に進める必要がある。	
目的	
企業に身近な相談支援体制の充実・強化及び企業の取組の実践・定着を図ることで、県内企業の「働き方改革」を推進し、深刻な人手不足を解消する。	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
県内企業が時間や場所にとらわれない多様な働き方やテレワーク等のデジタル技術を活用した新しい働き方を導入し、長時間労働の縮減や多様な人材が活躍できる職場環境づくり、生産性の向上といった働き方改革の実現につなげ、魅力的な雇用の場を創出する。	
概要（内容）	
○やまぐち働き方改革支援センター相談体制強化 ・支援アドバイザーによるワンストップ相談、アウトリーチ支援 ○やまぐち働き方改革推進会議による普及啓発 ・やまぐち働き方改革推進会議、部会等における施策検討 ・「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の認定及び表彰 ・働き方改革優良企業の取組を紹介した動画等の制作 ○男性の育児参加促進重点啓発 ・ワーク・ライフ・バランス等に興味がある企業に講師を派遣する出前講座の開催 ・男性が育児休業を取得した企業に奨励金を支給 ○多様な働き方の導入に向けた伴走支援 ・県内中小企業等に対し、課題を明確化し、多様な働き方の導入に向けたワークショップを開催し、課題の解決に向け、社会保険労務士やITベンダー等により、人事・労務面での社内制度の整備や、デジタル技術の導入による職場環境の整備等の伴走支援を実施	

概要図等



主な実施主体	県
対象者	県内企業等
令和5年度の取組	
概要(内容)のとおりに	
実施結果(実績及び進捗)	
・県内企業の働き方改革の取組を实践、定着を図るため、当事業を実施し、やまぐち働き方改革支援センターを中心に、モデル事業者の創出、取組の横展開を図りながら、長時間労働の縮減や仕事と家庭の両立支援等に取り組んだ結果、県内事業者には働き方改革の取組が進んできているところであり、昨年度の実施結果は下記の通りである。 ○働き方改革支援センター企業訪問 512件 ○やまぐち働き方改革推進会議 ・推進会議(働き方改革の展開)、部会(令和6年度施策検討等)各1回開催 ・誰もが活躍できるやまぐちの企業33社認定(優秀賞3社、特別賞1社)累計115社 ・優秀賞、特別賞4社の動画を作成し、ポータルサイトに掲載、広報 ○男性の育児参加促進重点啓発	

・出前講座 講師派遣 1 社 ・男性の育児休業奨励金 28 件 6,400 千円 ○多様な働き方の導入に向けた伴走支援 ・ワークショップの開催（県内 3 会場×2 回）参加者 86 社、114 名 ・伴走支援の実施 69 社（デジタル機器活用 40 社、人事制度構築 14 社、HP・SNS 活用 15 社）	
成果及び評価（次期計画を含む）	
・25 歳から 44 歳までの働く女性の割合（就業構造基本調査）75.6%（平成 29 年度）→ 80.8%（令和 4 年度）、本県男性の育児休業取得率 10.8%（令和 2 年度調査）→ 31.0%（令和 5 年度調査）といずれも上昇しており、本事業の実施により未就業女性等の就業意欲喚起、就業促進及び男性の育児参加について、一定の効果があつたと評価する。 ・しかしながら、コロナ禍を契機としたテレワークやウェブ会議等の導入については、様々な方策を推進してきたが、県内企業の「テレワークや在宅勤務制度」の導入は 16.3%、「働き方改革を推進するためのデジタル技術」の活用は 42.2%（令和 5 年度働き方改革推進実態調査）にとどまり、依然として時間や場所にとらわれない多様な働き方やデジタル技術の導入が進んでいるとは言えない状況にある。 ・時間や場所にとらわれない新しい働き方の導入は、女性や高齢者、障害者等、様々な事情を抱えた者や、子育てや介護等と仕事の両立支援においても推進する必要があることから引き続き、新しい働き方の導入支援の取組が必要であるとする。	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	やまぐち産業労働プラン
根拠法令（法律・条例）	働き方改革推進法 育児・介護休業法
事業区分	継続事業（平成 28 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	41,195	43,506	76,857
補正後予算額	39,009	42,498	76,717
決算額	38,352	42,332	75,460

（決算額及び予算額の著増減事項等）令和 4 年度まではやまぐち働き方改革実践・定着サポート事業 令和 5 年度からは多様な働き方の導入に向けた伴走支援を追加し、「新しい働き方」導入支援事業として再編

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
報償費	199	謝礼等
旅費	433	職員出張旅費等
需用費	328	コピー用紙等
役務費	100	郵便料
委託料	67,924	下記 (6) 参照
負担金、補助及び交付金	6,476	下記 (8) 参照
合 計	75,460	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	14,050	18.6
その他	—	—
一般 (県)	61,410	81.3
合 計	75,460	100.0

(5) 委託料の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	34,820	35,070	67,925
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(株)日本マンパワー 外 3 件	(株)日本マンパワー 外 2 件	(株)日本マンパワー 外 4 件

(6) -1 令和 5 年度委託契約の概要

契約名	令和 5 年度やまぐち働き方改革支援センター運営業務委託（働き方改革支援センター関連）
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	やまぐち働き方改革支援センターの運営
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

	業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(株)日本マンパワー
業者選定理由	山口しごとセンターの指定管理者であり、当該業務を適正に実施できると認められる。
予定価格	28,100,204 円 (税込) 女性シニア新規就業促進事業分を含めた全体額は 35,842,004 円 (税込)
契約金額	28,100,204 円 (税込) 女性シニア新規就業促進事業分を含めた全体額は 35,842,004 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：やまぐち働き方改革支援センター業務を適切に実施したか、否かについて確認した。	
検査手法：提出された業務実績報告書から適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。	
検査結果：合格（適正に業務を遂行している）	

(6) -2

契約名	令和 5 年度「新しい働き方」導入支援業務
契約期間	令和 5 年 4 月 13 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	ワークショップ、伴走支援実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(株)日本マンパワー
業者選定理由	山口しごとセンターの指定管理者であり、当該業務を適正に実施できると認められる。
予定価格	34,595,220 円 (税込)
契約金額	34,595,220 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り

再委託先 再委託金額	リコージャパン(株)	7,500,000 円
	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ(株)	7,500,000 円
	あしたのチーム(株)	3,750,000 円
	石井社会保険労務士事務所	1,250,000 円
	VavairaJapanCosme(株)	3,750,000 円
	(有)Celestiale	1,250,000 円
検査の概要		
検査対象：ワークショップ、伴走支援業務を適切に実施したか、否かについて確認した。 検査手法：提出された業務実績報告書から適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格（適正に業務を遂行している）		

(6) -3

契約名	令和 5 年度働き方改革推進実態調査実施業務
契約期間	令和 5 年 5 月 16 日～令和 5 年 10 月 31 日
業務内容（仕様）	・ 調査票等の印刷、送付 ・ 回答の集計、分析 ・ 調査結果報告書の作成
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 2 (3) イ
委託業者名	(一財)山口経済研究所
業者選定理由	競争入札参加資格者名簿の資格者のうち、統計調査に精通した業者
予定価格	1,353,000 円（税込）
契約金額	1,045,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：働き方改革推進実態調査業務を適切に実施したか、否かについて確認した。 検査手法：提出された業務実績報告書から適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格（適正に業務を遂行している）	

(6) -4

契約名	令和5年度働き方改革魅力情報発信業務
契約期間	令和5年9月6日～令和6年3月31日
業務内容（仕様）	・「やまぐち働き方改革推進優良企業」の紹介動画及び紹介記事の作成 ・「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の紹介記事の作成
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）イ
委託業者名	(株)コア
業者選定理由	公募型プロポーザル審査会の審査において、60%以上を超える合計点を得た者のうち、最も合計点の高い者
予定価格	4,000,000 円（税込）
契約金額	4,000,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	①(株)タイクーン・ピクチャーズ ②HIRAYAMA WEB DESIGN
再委託金額	①1,750,000 円 ②250,000 円
検査の概要	
検査対象：働き方改革魅力情報発信業務を適切に実施したか、否かについて確認した。 検査手法：提出された業務完了報告書から適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格（適正に業務を遂行している）	

(6) -5

契約名	やまぐち“とも×いく”応援企業PRグッズ等製作業務委託
契約期間	令和6年2月2日～令和6年3月15日
業務内容（仕様）	やまぐち“とも×いく”応援企業PRグッズ（うちわ、エコバッグ ちらしの製作）
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）ア

委託業者名	HARADA(株)
業者選定理由	見積合わせによる
予定価格	183,700 円 (税込)
契約金額	183,700 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：PR グッズ等製作業務を適切に実施したかどうか、否かについて確認した。	
検査手法：納品物を検収し、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。	
検査結果：合格（適正に業務を遂行している）	

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	2,776	6,476	6,476
補助金等の名称	イクメンパパ子育て 応援奨励金	イクメンパパ子育て 応援奨励金	イクメンパパ子育て 応援奨励金
交付先名	(福)ふたば園 外 12 件	(株)ミヤベ 外 29 件	(株)巽設計コンサルタ ント 外 27 件

(8) -1 令和 5 年度補助金等の概要

補助金等の名称	イクメンパパ子育て応援奨励金																	
目的（趣旨）	企業等における男性の育児休業等取得を促進するため																	
公募・非公募	公募																	
根拠法令・要綱等	イクメンパパ子育て応援奨励金支給要綱																	
創設年度	平成 27 年度																	
交付対象事業	男性従業員が 5 日以上の子育休業等取得した場合																	
補助対象経費及び補助率（限度額）																		
概要																		
<table><tr><th colspan="3">取得期間（分割取得の場合は通算可）</th><th>奨励金額</th></tr><tr><td rowspan="3">育児休業</td><td>5 日以上 2 週間未満</td><td>(所定労働日が 4 日以上)</td><td>100 千円</td></tr><tr><td>2 週間以上 1 箇月未満</td><td rowspan="2">(所定労働日が 9 日以上)</td><td>200 千円</td></tr><tr><td>1 箇月以上</td><td>300 千円</td></tr><tr><td>育児休暇</td><td colspan="2">5 日以上</td><td>100 千円</td></tr></table>		取得期間（分割取得の場合は通算可）			奨励金額	育児休業	5 日以上 2 週間未満	(所定労働日が 4 日以上)	100 千円	2 週間以上 1 箇月未満	(所定労働日が 9 日以上)	200 千円	1 箇月以上	300 千円	育児休暇	5 日以上		100 千円
取得期間（分割取得の場合は通算可）			奨励金額															
育児休業	5 日以上 2 週間未満	(所定労働日が 4 日以上)	100 千円															
	2 週間以上 1 箇月未満	(所定労働日が 9 日以上)	200 千円															
	1 箇月以上		300 千円															
育児休暇	5 日以上		100 千円															

交付先及び交付金額

合計 28 件 6,400 千円

申請及び交付件数	申請件数：33 件
	交付件数：28 件 差異については、不採択 5 件

補助金の効果測定

奨励金件数、金額の推移

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件数（件）	12	15	12	29	28
実績額(千円)	1,700	2,600	2,700	6,400	6,400
予算額(千円)	2,700			6,400	
備考				※R4 年度～ 育児介護休業法の改正に伴い男性の育児休業取得者が増加することを踏まえ予算額を増額	

・イクメン応援奨励金については、平成 27 年度から開始し、平成 30 年度頃までは実績が年間 1,000 千円程度で推移していたが、本県制度の周知が進んだことにより、令和 3 年度には初めて予算額を上回る申請があった。

・こうした状況や、令和 3 年 6 月に育児・介護休業法の改正（R4.4 月から段階的施行）が成立したことにより、男性の育児休業取得が増加することを踏まえ、令和 4 年度から当奨励金の予算額を増額したが、令和 4 年度は 1 月、令和 5 年度は 9 月に予算額を超える申請があったところである。

・こうしたことから、男性の育児休業に積極的に取り組む企業は増加しているものと推測されるが、こうした取組の裾野を広げるため、また、より長期間の育児関連休暇の取得が可能となり、男性の家事・育児参加をさらに推進するため、令和 6 年度から見直しを図り、男性、女性ともに希望通り育休を取得することが当たり前となり、働きやすい職場環境づくりを推進する事業者を支援する新たな企業登録制度や補助金・奨励金を創設し、さらなる男性の育児休業取得率の向上や仕事と家庭の両立支援の取組を強化した。

効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移

【本県の男性の育児休業取得率】

（単位：％）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
目標値（A）	—	15.0	—
実績値（B）	—	31.0	—
達成率（B/A）	—	206.7	—

達成度の説明
やまぐち維新プラン 目標値
実績値は令和5年度働き方改革推進実態調査結果
(参考) 男性の育児休業取得率(全国)17.13% (R4年度雇用均等基本調査：厚生労働省)

(8) -2

補助金等の名称	「九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン」ウェブサイト更新及び運用保守業務委託負担金
目的（趣旨）	九州地域戦略会議（九州・山口の各県知事と九州地域の経済団体で構成）が連携して、先進事例の広報を行うため
公募・非公募	非公募
根拠法令・要綱等	該当無し
創設年度	平成28年度
交付対象事業	ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンのウェブサイト運用負担金
補助対象経費及び補助率（限度額）	
概要	
各県負担金 678,780 円÷9 県＝75,420 円	
交付先及び交付金額	
年1回当番県に対し負担金支払（R3年度：長崎県、R4年度：大分県、R5年度：鹿児島県）	
申請及び交付件数	—
補助金の効果測定	
九州地域戦略会議のHP「九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン」の維持負担金であり、効果測定は実施していない。	

(9) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合规性	委託契約が業務委託契約事務取扱要領に基づき適切に実施されているか、否かについて検証した。 不適切な再委託がされていないかについて検証した。 支給対象となる奨励金の適切性について検証した。
有効性	指標・目標が適切に設定されているか、また設定された指標・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているかについて検証した。

監査要点	実施手続
	奨励金が施策に基づき公平かつ効果的に支給されているかについて検証した。
経済性・効率性	予定価格が適切に積算されているか検証した。 業務委託内容の効果に対して、経済性・効率性が十分かどうかについて検証した。 奨励金の支給が施策に対して、経済性・効率性が十分かどうかについて検証した。

(10) 確認した証憑書類等

委託契約書、契約締結伺、仕様書、競争入札等審査会書類、業務委託検査調書、業務完了報告書、概算見積書、請求書、奨励金支給要綱、支給申請書

(11) 監査の結果

【指摘】再委託の予定価格が 50%以上となる委託契約における随意契約の妥当性について（合規性）

(6)-2「令和 5 年度「新しい働き方」導入支援業務」について、令和 5 年 3 月 15 日競争入札等審査会が行われ、本事業については、地方自治法施行令第 176 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とすることが承認されている。

随意契約理由の概要は、「働き方改革支援センターのアドバイザーと連携し、一体的に行うことが不可欠である。従って、働き方改革支援センターを設置している山口しごとセンターの指定管理者でなければ契約の目的を達せられない」である。

しかしながら本事業においては、令和 5 年 4 月 12 日付で本事業の予算の大部分を占める専門家派遣について、再委託申請が提出され令和 5 年 4 月 17 日付で再委託承認が行われている。本委託契約の締結日は令和 5 年 4 月 13 日付である。25,000,000 円（税抜）で本委託事業契約額 34,595,220 円（税込）に占める再委託予定額は、79.4%とほぼ大部分を占めている。

随意契約とした理由は「指定管理者でなければ、契約の目的を達せられない」とあるが、ほぼ大部分を再委託することは契約前に把握しているにも関わらず、「指定管理者でなければ、契約の目的を達せられない」との理由は当てはまらない。

結果、業務委託契約事務取扱要領

3 随意契約

(3) 随意契約によることができる場合

イ その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

には該当せず、随意契約ではなく、一般競争入札とする案件と思われる。

さらには、本委託契約がたとえ随意契約が可能だとしても、見積書は受託予定事業者 1 者からのみの提出となっており、業務委託契約事務取扱要領

3 随意契約

(2) 随意契約による場合の留意事項

ア 随意契約の場合であっても、競争を働かせることで有利な条件で契約をすることが要求されるため、2 人以上の者から見積書を徴取の上、見積合わせにより契約の相手方を決定すること。

また、適正化通知によれば、

2 規則の改正

(1) 規則第 167 条第 1 項

公共調達においては、極力、競争原理の導入が図られるべきであるため、改正前の規則第 167 条第 1 項において、随意契約においても、なるべく 2 人以上の者から見積書を提出させるものと規定していたが、見積書の徴取をより厳格なものとするため、改正により原則 2 人以上の者から見積書を提出させることとした。

と定められており、

別表 1(1 者のみからの見積書の提出で足りる随意契約)

ト イからへまでに掲げるもののほか、契約の性質又は目的により、二人以上の者から見積書を提出させ難いとき	本号は、広範に適用することが可能と思われる規定であるが、競争原理の導入の観点から、適用に当たっては極力限定的に解釈すること。

にも該当はしないと思われる、たとえ、随意契約が可能な場合でも、2 者以上の見積書の提出が必要な案件である。

委託契約の締結については、安易な 1 者見積りの随意契約とするべきではなく、法令、要領等に基づき、原則に従った契約手続とするべきである。

【指摘】 決裁時の内部統制について（合规性）

(6)-2「令和 5 年度「新しい働き方」導入支援業務」における、令和 5 年 3 月 15 日競争入札等審査会の決裁について、「7 特に配慮する事項の記載内容」について、

委託料が高額であり、かつ、委託料の大半を支援アドバイザーの人件費が占めており、精算払いとした場合、会社運営に支障を来す恐れがあることから、事業実施に当たり、4 回に分割した前払いとする。

と記載されているが、この記載内容は、本委託契約における事実とは異なり、上記(6)-1「令和5年度やまぐち働き方改革支援センター運営業務」における令和5年3月14日競争入札等審査会の決裁に記載されているものと同一であることから、単にコピーをした文章に対して内容を確認することなく決裁されたものと推察する。

「特に配慮する」事項が事実と反しているにも関わらず、なんら指摘されることなく決裁が終了していることから、内部統制は機能していないと判断せざるを得ない。また、本件については、他の決裁事案についても、適正に検討されたか否かについての疑念が生じる事案である。

【指摘】委託事業の効果の測定について（有効性、経済性・効率性）

(6)-2「令和5年度「新しい働き方」導入支援業務」において、上記で指摘した再委託契約に係る伴走支援の実施結果は、成果報告書ではコース別の実施数が計69社と結果数値のみの記載に留まり、取組事例集で計5社の実施結果が紹介されているものの、本事業を実施したことの効果や支援企業における結果も不明である。また業務委託検査調書へも検査結果のみの記載で、所見への記載もない。

約3,459万円の事業であるが、目標や効果の検証が不明である。この事業を続けるべきなのか、目標は何なのか、さらに拡大することが県民の便益向上となるのか否か、貴重な県費を使用しての事業であることから、その効果と経済性をよく見極めて事業を実施するため、効果測定の検証及びエビデンスは必要不可欠である。

【意見】随意契約の締結について（合规性、経済性・効率性）

上記(6)-1及び(6)-2の委託契約はいずれも、随意契約によって、山口しごとセンターの指定管理者が受託者となっている。

本受託事業者はこの上記の2事業以外に（同様に山口しごとセンターの指定管理者だからという理由で）随意契約2件、計25,558,060円の委託契約がなされている。結果、令和5年度の他部門を含めた随意契約金額は124,577千円。うち、労働政策課は95,995千円である。令和4年度も同様に他部門を含めた随意契約金額は182,563千円。うち、労働政策課161,263千円である。

このように、単に指定管理者だからという理由のみで随意契約を結んで良いのか。委託業務の多くは、山口しごとセンター内に設置されている事業であり、各種アドバイザー業務は山口しごとセンターの企業サポーターや各種コーディネーター等と情報共有を図り、連携して行うものと記載されていることから、山口しごとセンターの指定管理業務に最初から含めた方が経済的かつ効率的なのではないかとも考えられる。安易な随意契約を行うのではなく、どのような契約形態が一番合理的なのかについて、再考する必要があると考える。

【指摘】再委託の承認手続について（合規性）

(6) -4「令和5年度働き方改革魅力情報発信業務」において、県は当事業の実施のために公募型プロポーザルによって選定した㈱コア（以下、当項目において「受託者」という。）との間で委託契約を締結している。当委託業務に係る仕様書に記載の委託内容は、①令和5年度「やまぐち働き方改革推進優良企業」の紹介動画及び紹介記事の作成、②令和5年度「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の紹介記事の作成、③広報（紹介動画・紹介ページの周知）の3項目である。

ここで、令和5年9月6日付で作成された委託契約書の第12条（再委託の制限）で、受託者は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならないが、あらかじめ書面により県の承認を得たときはこの限りではない旨が規定されている。

受託者が県に提出したプロポーザル資料を閲覧したところ、運営管理体制の項目において、経験豊富なチームにて業務を遂行する旨の記載とともに業務の遂行に関する体制図が記載されていた。当該体制図によれば、受託者が全体統括、企画・制作管理及びWEB広告出稿管理を行い、映像制作、サイト制作及び取材・記事作成についてはそれぞれ別の事業者が行う体制となっていた。

上記に鑑みれば、当事業において委託された業務は、再委託が行われていたものと考えられ、そうであれば委託契約書第12条の規定に基づき、受託者に対してあらかじめ書面により再委託の承認を行う必要があったが、県はプロポーザルによる選定の段階で既に再委託について認めているという認識であったことから、そのような書面による承認は行われていなかった。業者選定のためのプロポーザルと契約による県の承認とは異なる性質のものである。担当課が監査人に提出してきた当初資料には、当該委託事業にかかる再委託の有無について、「無し」と回答しており、その実態を把握していなかったと推察される。

業務の委託に際しては、委託先の事業者がどのような実施体制で業務を行うかをあらかじめ確認し、再委託に該当する場合には委託契約書の規定に基づきあらかじめ書面によって再委託の承認を行う必要がある。

さらに言えば、当初から再委託を予定している場合は、その手続として、「競争性のない随意契約をする場合において、契約に係る業務の一部に当初から再委託を予定している業務があり、その再委託を特定の者にする必要がある場合は、その者の名称及び所在地、再委託に係る契約金額及びその者が行う業務の範囲を契約書案に記載の上、再委託の理由を契約締結伺に記載し、併せて決裁することにより、再委託にあたっての承認手続を省略することができるものとする。」（適正化通知）とあるように、「プロポーザルによる選定の段階で既に再委託について認めているという認識であった」のであれば、業務の効率性を鑑みれば、当初から契約書に盛り込む必要があった。

【指摘】執行何時と契約締結伺における委託期間の整合性について（合規性）

(6) -5「やまぐち“とも×いく”応援企業PRグッズ等製作業務委託」については、執行伺、仕様書及び請書（案）上の委託期間が「契約締結日の翌日から令和6年3月15日（金）まで」となっていたが、契約締結伺上の委託期間は「契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで」となっていた。これは、契約締結伺に記載された日付が間違いであって、契約締結伺にも正しく「契約締結日の翌日から令和6年3月15日まで」と記される必要があった。

今回の事案は、起案者の記載ミスということであるが、例えば、契約時と見積りで事業完了時期が異なれば、見積依頼の時点で令和6年3月31日までが契約期間であれば見積に参加できた事業者や、また繁忙期であるが故に令和6年3月31日までが契約期間であればもう少し安価な見積が提出できた業者があった可能性がある等、業者が決定した後に契約段階で契約期間を変更することは、公平性の観点から問題があり、あってはならないことである。

また、本事案では契約締結伺で誤記があったにもかかわらず、契約は正しい日付が記載されていたため事なきを得たが、契約締結伺通りに契約を締結していれば、実施期間が異なったものとなっていた。さらに言えば、結果としては契約締結伺で決裁された日にちと異なる日にちで契約書が作成されていたため、本来は再決裁が必要であった。

このような重大な記載ミスについて起案書の決裁段階で発見し是正されなかったことは内部統制が機能していなかったと考える。行政文書の決裁は、行政機関の意思決定を行うために、権限を有する者が所定の手続を経て承認や確認を行う重要なプロセスである。当該プロセスについての内部統制が正しく機能するように再構築し、運用する必要がある。

【意見】イクメンパパ子育て応援奨励金の有効性について（有効性）

本奨励金は、男性従業員の育児休業等取得期間に応じて支給しているが、令和4年度の育児・介護休業法の改正により、男性の育児休業取得の増加を見込み、予算額も2,700千円から6,400千円へ増額したが、令和5年度は9月の初旬には予算に達してしまっている。実質4月～8月の5か月間の期間となり残りの期間に育児休業等が終了した事業者は対象とならない。それにより育児休業等の取得を促す効果がなくなっている面もあろう。今後も男性の育児休業等は増加していくと思われ、限られた予算を有効に活用していく施策を検討する必要があると思われる。

この点、令和6年度からは「山口県もつと育休奨励金」として、長期の育休取得者へより手厚く、年度前半で予算が終了してしまわないような対策を施し改善されている。

本奨励金の認知度は上がっているとはいえ、まだ一部の事業者に限られていると思われる。例えば、年間の育児休業等の取得事業者のうち、抽選で高額の奨励金を支給してみるなど、実現性は低いかもしれないが、本奨励金の注目度は高まり、本制度の周知や応募事業者

の増加が図られるのではないかとと思われる。いずれにせよ、本県の男性の育児休業等の取得が向上する有効な施策の検討が必要である。

5. 女性デジタル人材育成事業

(1) 事業の概要

事業名	女性デジタル人材育成事業
担当部局課	産業労働部産業人材課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり 重点項目1：あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 重点項目2：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	
実施の背景（必要性）	
山口県の若年層女性の労働力率は上昇傾向にあるものの、若年層女性においては全国平均よりも低くなっている。 一方で、国の「女性デジタル人材育成プラン」では、就労に直結するデジタルスキルを身に付けた女性デジタル人材育成の加速化という目標を掲げ、特に女性を対象とした取組みを積極的に実施する、としている。 以上から、本県の女性の雇用状況の課題解決のためにも、女性デジタル人材の育成を推進する必要がある。	
目的	
女性のデジタル人材を育成し、成長分野であるデジタル分野への好条件での就業を促進することで、女性の職域拡大や、県内企業の人手不足・デジタル人材不足の解消を図る。	
達成時期	令和5年度
目指すべき将来像	
デジタルスキルを身につけた女性が高待遇での就職を実現することで、女性の職域拡大や労働力人口の増加につなげる。	
概要（内容）	
①「やまぐち女性デジタル人材育成コンソーシアム」の運営 ②プログラマー養成講座の実施と就業支援	

概要図等	
主な実施主体	県
対象者	県民、事業者
令和5年度の取組	
①やまぐち女性デジタル人材育成コンソーシアムの運営 ②プログラマー養成講座の実施と就業支援	
実施結果（実績及び進捗）	
○プログラマー養成講座の実施（受講者：57名、修了者：33名） ○就業支援（24名就職） ・インターンシップの実施 実施企業3社、参加者数9名 ・マッチングサポート 受講生と県内企業の交流会（参加企業数25社、参加者数21名） ・コンソーシアム企業による会社説明会の実施 7回実施	
成果及び評価（次期計画を含む）	
○25歳から44歳までの働く女性の割合：77.4% (R2) → 80.0% (R8) ※国勢調査等 ○当事業は女性の就業支援のみならず、女性が働きやすい職場づくりも併せて推進するものであり、趣旨に賛同するコンソーシアム企業を増やすことで、この取組みを県内全域に拡大していく。 ○受講生からのコメント ・講座で学んだことが就職につながった。 ・講座で学んだ知識が業務で役立っている。 ・講座を通して、就業の準備と心構えができた。	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン

関連する個別計画	やまぐち産業労働プラン
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	新規事業（令和５年度～）

(2) 予算額と決算額の３期間推移

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	—	—	29,090
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	—	28,625

(3) 令和５年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	28,040	下記（６）参照
旅費	189	職員出張旅費
需用費	396	コピー代、用紙代他
合 計	28,625	

(4) 財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	13,282	46.4
その他	—	—
一般（県）	15,343	53.6
合 計	28,625	100.0

(5) 委託料の３期間推移

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
決算額	—	—	28,040
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	（一社）女性活躍委員会

(6) 令和 5 年度委託契約の概要

契約名	やまぐち女性デジタル人材育成コンソーシアム運営業務
契約期間	令和 5 年 5 月 10 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	産学公の連携の下、女性のデジタル人材の育成を進め、県内企業のデジタル人材としての就労を促進し、女性の柔軟な働き方や職域の拡大、賃金格差是正の実現を図る。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	令和 5 年度やまぐち女性デジタル人材育成コンソーシアム運営業務に係る共同企業体 代表企業：（一社）女性活躍委員会 構成員：日本ジョイントソリューションズ(株) 構成員：㈱リバーズ
業者選定理由	プロポーザル審査の結果による
予定価格	28,040,000 円（税込）
契約金額	28,039,935 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。	
検査手法：提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。	
検査結果：合格	

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	不適切な再委託がされていないかについて検証した。 各種決裁が適切になされているかについて検討した。
有効性	実績報告書により事業目的が達成されているかどうかについて検証した。
経済性・効率性	参考見積内に合理的でない項目がないことを確認した。

(8) 確認した証憑書類等

審査委員会資料、委託契約書、契約締結伺、実績報告書、見積書、受講スケジュール表

(9) 監査の結果

【指摘】実績報告書検収時の分析について（有効性）

委託事業の実績報告書を閲覧したところ、下記「【意見】受講形態と就職者数について（有効性）」で述べている修了者 33 名の内訳が、会場受講者 20 名、オンライン受講者 9 名、アーカイブ受講者 6 名となっており、合計が 35 名となっていたにもかかわらず、誤記は発見されることなく、実績報告についても「合格」となっていた。もちろん、業務は適正に執行され、当該誤記についても単純ミスであろう。しかし、ここで敢えて「指摘」とする趣旨は、本来、委託業務とは、県が実施する事業を専門知識・技術を有する民間企業に依頼し、県自体が実施するのに比べ、効率的かつ経済的に効果の実現を図るために実施する業務であり、委託業務から得られる知見は県に帰属し、さらに県はそれらの得られた知見を次なる新しい事業に展開・反映させ、最終的に県民への還元を行い、初めて事業目的が達成され则认为からである。

そのように考えると、下記意見において述べたような分析が、担当課によって当然に行われるべきであり、本事業をさらに有効なものとするためにも、実績報告書の分析は慎重かつ詳細に実施する必要がある。

【意見】受講形態と就職者数について（有効性）

当講座の最初の参加者数は 57 名で、修了者は 33 名にのぼる。受講形態ごとの人数は会場受講者が 20 名、オンライン受講者が 20 名、アーカイブ受講者が 17 名である。一方、修了者数は会場受講者が 20 名、オンライン受講者が 8 名、アーカイブ受講者が 5 名となる。アンケート調査によると、満足度は会場受講者では 93.8%、オンラインでは 63.6%、アーカイブでは 60%が「満足」あるいは「やや満足」と回答しており、これら各受講形態での満足度の差異が、修了者割合になんらかの影響を与えているのではないかと推察する。

受講形態による満足度と修了者人数の多少の因果関係は不明ではあるが、修了者 33 名中 24 名が就職に至ったことから本事業の就職支援効果は大きいと考える。一人でも多くの受講者が修了に至るよう、修了に至らなかった受講者へその要因を確認する等の分析も加え、要因を把握し、それに対応して本事業をさらに有効な事業としていただきたい。

【意見】コンソーシアム参加企業の地域的な偏在について（有効性）

監査を実施した令和 6 年 9 月 13 日時点で「やまぐち女性デジタル人材育成コンソーシアム」には 50 社が参加している。その多くは県中部に所在し、西部地域の企業の参加は著しく少ない。プログラマー養成講座の受講者向けに、これらの企業はインターンシップや交流

会を提供し、会社説明会も開催している。事業目標である受講生の就労促進を考慮すると、多様な地域にわたる幅広い企業参加が望まれる。

今後の事業において、コンソーシアム参加企業の地域的および数的な拡大に努める必要がある。

6. 講師・アドバイザー派遣事業

(1) 事業の概要

事業名	講師・アドバイザー派遣事業
担当部局課	(公財) 山口きらめき財団
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり 重点項目 1：あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 重点項目 3：地域における男女共同参画の推進 基本目標Ⅱ：男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革 重点項目 4：男女共同参画の推進に向けた意識の改革 基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり 重点項目 6：男女間における暴力の根絶	
実施の背景（必要性）	
男女共同参画社会の形成等に向けては、地域において団体等が様々な活動を進めていくことが重要であるが、活動を円滑かつ効果的に実施するためには、専門知識を有する方々による支援を必要とする場合が多く、団体等からの要望もあるため	
目的	
男女共同参画社会の形成等に向け、団体等が取り組む研修会や講演会等に対して、専門知識を有する講師・アドバイザーを派遣し、必要な指導・助言を行うことにより、団体等の活動支援や男女共同参画の一層の普及啓発を図る。	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
・地域において団体等が様々な県民活動を活発・円滑に実施でき、元気で住み良い社会につながる。 ・男女共同参画では、その意識や理解が広く普及し、あらゆる分野で共に参画し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮でき、安心・安全に暮らせる社会の実現	

概要（内容）

男女共同参画等に関する専門知識を有する講師・アドバイザーを財団に登録するとともに、団体等からの要請に基づいて、登録した講師等を派遣（原則無償）し、必要な助言・指導等を実施

概要図等

団体等

申請

決定

報告

派遣

財団

調整

経費負担

講師・アドバイザー
(全分野 41 人)

男女関係 20 人(R5 年度)
・ 男女共同参画分野 : 9 人
・ DV 防止分野 : 9 人
・ 女性の活躍分野 : 2 人

主な実施主体

(公財) 山口きらめき財団

対象者

団体、事業所、学校等

令和 5 年度の取組

①男女共同参画の推進等に向けて、団体等が取り組む研修会、講演会等に専門の講師・アドバイザーを派遣し、必要な助言・指導を実施

②若者のデート DV 防止を図るため、教育委員会と連携して、高校等に専門講師を派遣し、生徒等を対象としたデート DV 防止教室を実施

実施結果（実績及び進捗）

①団体等への派遣

派遣分野	派遣件数（受講者数）		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
男女共同参画	2 件（167 人）	3 件（ 88 人）	4 件（218 人）
DV 防止	1 件（ 11 人）	2 件（ 46 人）	3 件（196 人）
女性の活躍	0	2 件（169 人）	0
その他	5 件（ 71 人）	10 件（219 人）	19 件（490 人）
計	8 件（249 人）	17 件（522 人）	26 件（904 人）

②デート DV 防止教室

デート DV 防止	23 件（3,321 人）	22 件（2,610 人）	37 件（6,207 人）

成果及び評価（次期計画を含む）	
<報告書抜粋> ・「防災・災害時にも男女が協働で対応できるよう日頃から男女共同参画に心がけたい」、「地域住民にとって DV について正しく理解する機会となった」等と派遣先の評価も良好であり、男女共同参画の普及啓発が図られている。 ・デート DV 防止教室では、「互いに信頼し尊重しあえる関係づくりの大切さについてあらためて考える機会となった」、「教員にとっても勉強になった」等と評価があり、若年層への意識啓発が図られている。 <評価> ・コロナの影響で一時派遣件数は減少したものの、団体等からは一定のニーズがあり、派遣を受けた団体等の評価も高い。 ・平成 5 年度に講師の詳細なプロフィール等の HP への掲載や紹介チラシの改善を行ったことにより、「より分かりやすく利用しやすくなった」と好評を得ている。 ・時代の変化や制度改正、多様化するニーズ等に対応できるよう、講師陣の充実を図る必要がある。（令和 6 年度には LGBT 等の専門講師を追加登録） ・デート DV 防止教室は、派遣件数が増加しているものの、未実施の学校も多く、引き続き実施校を増やす取組が必要である。	
関連する基本方針	きらめき未来応援プラン《令和 2 年度－令和 6 年度》
関連する個別計画	該当無し
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（平成 25 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	600	850	850
補正後予算額	—	—	—
決算額	178	724	768

（決算額及び予算額の著増減事項等）

・予算額の増理由（事業の統合）

（単位：千円）

事業名	R3 予算	R4 予算	R5 予算
男女共同参画推進事業 ・デートDV防止教室	400	—	—
講師・アドバイザー派遣事業	600	850	850

・令和３年度予算額に対して決算額が少なかったのは、新型コロナウイルスの影響で派遣申込が少なかったため。

(3) 令和５年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
旅費交通費	293	講師・アドバイザー旅費
通信運搬費	5	チラシ送料
印刷製本費	6	チラシ印刷代
諸謝金	463	講師・アドバイザー謝金
合 計	768	

(4) 財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
公益目的事業会計（公1）	768	100.0
その他	—	—
法人会計	—	—
合 計	768	100.0

(5) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合规性	講師・アドバイザーへの委託の在り方、事業の広報の在り方、事業実施費用の負担の在り方について検証した。
有効性	事業の成果の評価及び改善の在り方について検証した。
経済性・効率性	事業実施費用の負担の在り方について検証した。

(6) 確認した証憑書類等

講師・アドバイザー派遣事業の講師登録について（お願い）〔新規・継続〕、チラシ、承諾

(7) 監査の結果

【指摘】派遣する講師・アドバイザーとの謝金の決定や謝金等の支払方法の明示の在り方について（合規性）

講師・アドバイザー（以下「講師等」という。）の謝金等の支払方法は、講師等の派遣を求める団体（以下、「申込団体」という。）が、「県民活動団体」であるか「県民活動団体以外の団体」であるかによって異なる。すなわち、申込団体が「県民活動団体」である場合には、山口きらめき財団（以下「財団」という。No. 7、8についても同じ。）が謝金等を負担するが、申込団体が「県民活動団体以外の団体」である場合には、財団は謝金等を負担せず、申込団体が謝金等を負担する。申込団体が謝金等を負担する場合、謝金の金額は講師等の意向を踏まえて、財団が仲立ちする形で申込団体との協議を経て決定され、謝金等の支払も申込団体が講師等に直接送金することになるが、講師等への登録をお願いする文書には、その旨が記載されていない。

謝金の決定の仕方や謝金等を誰が負担し、誰が講師等に送金するのかといった事項は、有償契約においては重要な構成要素であるため、講師等に対し、明確に表示する必要がある。その場合、承諾書に「別紙の契約条件に従い、貴財団の講師・アドバイザーに登録することを承諾する」と記載した上、「別紙の契約条件」の中に、上記の事項等を適切に整理して記載することが考えられる。

また 1 年毎に承諾書の提出を求めることが煩雑なのであれば、自動更新に関する内容を盛り込むことも今後、必要となる。

【指摘】事業実施費用の負担の在り方について（合規性）

前述のとおり、申込団体が「県民活動団体以外の団体」である場合には、謝金等は申込団体が負担する取扱になっている。しかし、令和 5 年度は、申込団体が「県民活動団体以外の団体」であっても、過去の経緯から財団が謝金等を負担した事案も存在した。このような取扱は、申込団体を公平に扱うという観点から見ると非常に問題であり、是正されるべきである。

なお、令和 6 年度からは、県民活動団体以外の団体については等しく、財団が費用を負担しないように取扱を改めているとのことであった。

【指摘】派遣する講師・アドバイザーとの合意の方式について（合規性）

講師等と財団との法律関係は、いわゆる準委任契約の関係である。合意の方式としては、通常の「委託契約書」の取り交わしではなく、①財団が講師等の候補者に対して講師等への登録依頼を行い、②講師等の候補者が「承諾書」を財団に提出する、という取扱がなされて

いる。

契約書の取り交わしは行われていないものの、講師等への登録依頼（申込の意思表示）と、「承諾書」の提出（承諾の意思表示）によって契約が成立していると言えることや、財団が講師等に支払うのは、1時間当たりの所定の謝金と県の支給規程に準じる形での旅費（以下、両者を合わせて「謝金等」という。）のみであり、複雑な内容ではないことから、事務の効率性等という観点から、合意の方式を通常の契約書の取り交わしではなく、簡素化した「承諾書」の提出とすることも、合規性の観点からは問題はないと考える。

他方「承諾書」の提出は、講師等への初回の登録時のみの取扱となっているが、講師等への登録は1年毎に更新するものとされており、毎年「登録更新のお願い」と題する文書を発送していることからすると、財団と講師等との契約は、自動更新をしない1年毎の契約と考えることが自然であり、自動更新の取り決めをしないのであれば、法律論としては、講師等に対して毎年「承諾書」の提出を求める必要がある。

【指摘】 チラシにおける経費負担に関する記載の在り方について（合規性）

本事業の広報用のチラシでは、申込団体の経費負担に関し、「県民活動団体は、原則として無料」「県民活動団体以外は、当財団との役割分担に応じた負担」という記載がなされている。これらの記載を素直に読めば「県民活動団体以外の団体」であっても財団との役割分担として経費の一部を財団に負担してもらえとの期待を生じさせかねないと考える。

しかし、実際の取扱では、申込団体が「県民活動団体以外の団体」の場合には経費の案分負担は認めておらず、100%の負担を求めているとのことである。かかる取扱を維持するのであれば、現在の広報用チラシの記載は、「県民活動団体以外の団体」に対して、経費負担に関する誤解を生じさせる恐れがあり、記載を修正すべきである。

例えば、「県民活動団体は原則無料。それ以外は有料（講師・アドバイザーの方と協議して決定します。）」といった記載をすることが挙げられる。

【意見】 県民活動団体と県民活動団体以外の団体との区別の在り方について（有効性）

「県民活動団体」と「県民活動団体以外の団体」との区別は、チラシにおいて記載されており、県民のための公共的な活動を行っている団体であっても、自治会や社会福祉協議会は含まない取扱とのことである。

しかし、少なくとも自治会については、財政が豊かな自治会とそうではない自治会がある上、自治会活動の実態も、自治会役員の高齢化や自治会活動の担い手不足に見られるように、地域住民の中で自治会の活動に熱心な少数の人々がいわば「ボランティア」的に行っている側面が否定できない。このような自治会については事業の目的との関係から、本事業の対象とすることが有効かつ適切と考えられる。そこで自治会を「県民活動団体」に含めないという取扱については、再検討が望まれる。

また、チラシの記載からは、「県民活動団体」と「県民活動団体以外の団体」との区別がやや不明確であり、「県民活動団体」の定義についても具体例を列挙する等、もう少し分かり易い形にすることが望ましい。

【意見】事業の成果の評価及び改善の在り方について（有効性）

当事業における派遣件数自体は新型コロナウイルス感染拡大が一段落した影響もあるのか、増加傾向にある。令和4年度の実績をベースとして設定した令和5年度の予算における事業費の内訳を見ても、謝金と旅費の個別項目では、いずれも予算を超える決算となっており、事業自体は、一定の成果をあげていると認められる。今後も、派遣件数の増加を目指し、十分な予算を確保することが望ましい。

41人の講師等について、分野毎に、1年間の振り返り会（講師等としての経験を共有する会）を開催したり、各講師が作成した資料の共有を図ったりする等、実施した事業をフィードバックし、次の事業に生かす工夫を試みることも有効であると考ええる。

講師等による講演等実施後のアンケートについては、現在は、講師等の申込団体がアンケートを作成・実施し、結果の一部を財団への報告書に概要として記載している。なお、報告書に記載されたアンケート結果の概要については講師等には共有されていない。しかし、本事業の成果を適切に把握し、事業を将来に亘ってブラッシュアップしていくためには、講演等に参加した一人一人の参加者にアンケートを記入してもらう形が望ましい。また、講演等の内容をブラッシュアップする気付きを講師等に与えるためにも、講演等を担当した講師等に対してアンケート結果を共有することが必要と考える。

さらに、将来の事業実施に向けた効果的なフィードバックを行うという観点から、アンケートの作成自体も、申込団体ではなく財団が行うことも検討する余地がある。

【意見】「女性の活躍」における講師の団体への派遣について（有効性）

大きく5つの分野（組織運営・活動支援・男女共同参画、DV・デートDV防止、女性の活躍）について、講師等を派遣している。

「男女共同参画の推進に関する施策に係る財務事務の執行」という本年度の包括外部監査のテーマとの関係性では、「男女共同参画」、「DV・デートDV防止」、「女性の活躍」の3つの分野が関連するが、令和4年度と比較して申請件数は伸びていない。特に「女性の活躍」については、令和4年度には2件あったが、令和3年度と令和5年度においては0件である。

企業・職場における男女共同参画、女性活躍は大きな社会課題であり、商工会議所、その他、関係団体にチラシを送付する等、広報の仕方を工夫するなどして、申請件数を伸ばすための試みを行うことが重要と考える。

【意見】デートDV防止教室の広報活動について（有効性）

毎年、県内の高校、専門学校、大学にデートDV防止教室の案内文書を送付するなどの広報活動を行い、申込件数も令和4年度に比べ大きく伸びており、一定の成果は上がっていると考ええる。

他方、未実施の学校に対する働きかけとしては、過去のデートDV防止教室の資料を広報用の案内文書と一緒に送付して、学校の担当者において「デートDV防止教室」の具体的なイメージを持ってもらう等、単に案内文書等を送付するだけでなく、学校を訪問して直接事業内容を説明するなどの広報活動の工夫を図ることが考えられる。

【意見】事業実施費用の負担及び財源の在り方について（経済性・効率性）

財団が謝金等を負担するのは、申込団体が「県民活動団体」である場合に限っており、限られた財源を効率的に活用することを意識しつつ、事業が展開されていると考えられる（なお、令和5年度については、「県民活動団体でない団体」についても、これまでの関係から財団が費用負担した例があり、これが是正されるべきことや、令和6年度においては是正されていることは前述した通りである）。また、財団が費用を負担する場合の負担金額も、謝金は1時間5,450円であり、旅費も山口県の支払基準に準じる金額であり、適切と認められる。本事業の財源は、全額財団の自主財源で賄っており、財団においては、基本財産を取崩して事業活動を行っているとのことである。

現在の財団の資産状況には余裕があるものの、事業の継続性の観点から、自主財源の充実（寄付金の確保）にも、平素から取り組んでいく必要があると思料される。そのためにも、講師等を派遣した際に、財団に関する資料のほか、寄付のお願い用の文書を配布することも積極的に行っていくことが望ましいと考える。

7. 講座開催事業

（1）事業の概要

事業名	講座開催事業
担当部局課	（公財）山口きらめき財団
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり	
重点項目1：あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
重点項目2：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	
基本目標Ⅱ：男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	
重点項目4：男女共同参画の推進に向けた意識の改革	

基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	
重点項目 6：男女間における暴力の根絶	
実施の背景（必要性）	
財団の主目的である男女共同参画等を推進していくためには、社会情勢の変化や制度改正、新たな課題等に的確に対応していくことが求められるため、必要となる人材育成や普及啓発のための講座開催を行うこととしている。	
目的	
女性活躍推進法の改正により、職場での女性活躍の取組の強化が求められていること等を踏まえ、将来の組織のリーダーとして期待される女性職員や、男性管理職を対象としたスキルアップセミナーを実施することにより、女性活躍の一層の推進を図る。	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
男女が社会の対等な構成員として、事業所等における方針決定等に共に参画し、男女が共に活躍できる社会	
概要（内容）	
女性の人材育成に取り組み、また企業を熟知する県経営者協会と共催して、企業等において女性管理職の登用や女性が活躍できる職場づくりにつながるよう、①女性リーダーの養成セミナーや、②男性管理職セミナーを開催する。	
概要図等	
○女性リーダー養成セミナー 対象：女性管理職の候補者 内容：管理職に向けて意識改革や能力向上を図る（テーマ別に延べ5回実施） 方法：県経営者協会への委託 ○男性管理職セミナー 対象：女性部下の上司 内容：女性部下の能力を引き出すスキルや女性が活躍する職場づくりを習得する。（1回実施） 方法：県経営者協会への委託	
主な実施主体	山口県経営者協会、（公財）山口きらめき財団
対象者	事業者・団体の女性、男性管理職
令和5年度の取組	
○女性リーダー養成セミナー	

女性リーダー候補者を対象に、意識改革や能力向上、キャリア意識の向上、管理職として必要な能力の向上を図るための実践的なスキルの習得をテーマ別に5回実施

○男性管理職セミナー

男性管理職及び管理職候補を対象に、意識啓発、コミュニケーション能力の育成、女性社員活躍促進のための支援等について学ぶ。

実施結果（実績及び進捗）

○女性リーダー養成セミナー

参加者：30人

- ① 令和5年8月23日（水）13:30～16:30 会場：山口県健康づくりセンター
「リーダーとしてのチームワークの作り方・場づくり」
 - ・「理想の家を建てる」をテーマにグループワークを行い、チームをまとめながら業務に取り組むといったリーダーに求められるポイントや、合意を得ることの重要性などを学んだ。
- ② 令和5年9月14日（木）13:30～16:30 会場：山口県健康づくりセンター
「女性リーダーの先輩との本音トーク交流会」
 - ・過去に本セミナーに参加した修了生と県認定の輝きサポーターが参加し、現受講生と職場での悩みや課題などについてのトークを行った。
- ③ 令和5年10月10日（火）13:30～16:30 会場：山口県健康づくりセンター
「信頼されるリーダーとなるためのコミュニケーション技法」
 - ・聴く力のコツ、タイプ別コミュニケーション技法、ほめ方やしかり方などのスキルを学んだ。
- ④ 令和5年11月9日（木）13:30～16:30 会場：山口県健康づくりセンター
「自分も相手も大切にするアサーションとストレスマネジメント」
 - ・ストレスに対する正しい知識と対処法や、相手を傷つけないコミュニケーション方法などを学んだ。
- ⑤ 令和5年12月8日（金）13:30～16:30 会場：山口県健康づくりセンター
「ゲストスピーカーによるお話しと男性管理職との意見交換会」
 - ・㈱カワト T.P.C.（岩国市）職員による講演
「製造業の働き方改革と地域活性化への取り組み」
 - ・男性管理職セミナー参加者と、「どうすれば女性リーダーが増えるか」をテーマに意見交換を行った。

○男性管理職セミナー

令和5年12月8日（金）13:30～16:30 会場：山口県健康づくりセンター

参加者：21 人 ・女性社員の特徴とキャリア支援のあり方 ・女性社員のメンタルケアの仕方を知りハラスメントを防ぐ ・Z 世代の若手社員の特徴と対応策 ・女性リーダー候補者との意見交換	
成果及び評価（次期計画を含む）	
<アンケート抜粋> ・社内ではこのような研修がないので、大変良い勉強になった。 ・教えてもらったことを少しずつ活かしながら業務に取り組み、私なりのリーダーを目指していきたい。 ・男性管理職セミナー参加者との意見交換では、女性のみの時より話の幅が広がり、参考になる意見やアドバイス、男性管理職の悩みも聞けてすごく良かった。 ・女性社員の特徴や Z 世代について理解が出来たので、他の管理職にも受講させたい。 ・女性リーダー養成セミナー参加者との意見交換では、女性の生の声や考え方を知ることができてとても良かった。 <評価> ・毎回多くの参加者があり、セミナーの内容の満足度も高く、好評を得ている。 ・令和 5 年度は、女性リーダー養成セミナーと男性管理職セミナーを一部合体して実施したことから、双方の意見交換が有意義なものとなった。 ・過去の本セミナー参加者の中から管理職に登用された女性がいることから、直接的な効果もあったと考えられる。 ・事業経費を財団、人件費を経営者協会の負担とすることで、効率的に実施できた。	
関連する基本方針	きらめき未来応援プラン《令和 2 年度－6 年度》
関連する個別計画	該当無し
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（平成 29 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	730 (2, 330)	730	710
補正後予算額	—	—	—
決算額	680	669	700

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	(1, 078)		

（決算額及び予算額の著増減事項等）令和 3 年度下段（ ）は事業全体の当初予算額及び決算額である。令和 3 年度まで本事業で実施していた「男女共同参画推進セミナー・学習会」を、令和 4 年度から「男女共同参画推進事業」で実施しており、令和 3 年度上段実数は、「男女共同参画推進セミナー・学習会」を除いたものである。なお、令和 3 年度下段（ ）において、予算額に対して決算額が少なかったのは、「男女共同参画推進セミナー・学習会」の応募が想定より少なかったことによるものである。

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	700	下記 (6) 参照
旅費交通費	0	職員出張旅費
合 計	700	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
公益目的事業会計 (公 1)	700	100. 0
その他	—	—
法人会計	—	—
合 計	700	100. 0

(5) 委託料の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	668	668	700
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	山口県経営者協会	山口県経営者協会	山口県経営者協会

(6) 令和 5 年度委託契約の概要

契約名	女性リーダー養成セミナー及び男性管理職セミナーの企画・運営業務

契約期間	令和 5 年 5 月 9 日～令和 6 年 2 月 29 日
業務内容（仕様）	・女性リーダー候補者を対象に、意識改革や能力向上、キャリア意識の向上、管理職として必要な能力の向上を図るための実践的なスキルが身につく内容の講座をテーマ別に 5 回実施 ・男性管理職を対象に、意識啓発、コミュニケーション能力の育成、女性社員活躍促進のための支援等に関する内容の講義
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	（公財）山口きらめき財団会計規程第 38 条第 1 項
委託業者名	山口県経営者協会
業者選定理由	・事業内容が、当財団の事業とマッチするため ・企業とのつながりを有し、本事業を女性活躍促進に取り組む企業等に効率的に周知し、参加者を集めることができるため ・人材育成に関する講座やセミナーを開催するなど実績があり、適切かつ確実に業務を行っているため
予定価格	700,000 円（税込）
契約金額	700,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか否かについて確認した。 検査手法：セミナーに同席するとともに、成果報告書により、適正に業務が実施されているか否かについて確認した。 検査結果：合格	

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	393	—	—
補助金等の名称	男女共同参画推進セミナー事業助成金	該当無し	該当無し
交付先名	（特非）あっと	該当無し	該当無し

(8) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	山口県経営者協会への委託の適切性やセミナー参加費用の設定の仕方について検証した。
有効性	事業目的との関係における委託先選定の適切性、事業の成果の評価及び改善の在り方について、財団の事業体系から見た本事業の在り方について検証した。
経済性・効率性	委託費用の適切性や財源の在り方について検証した。

(9) 確認した証憑書類等

きらめき未来応援プラン（令和２年度～令和６年度）、（公財）山口きらめき財団会計規程、仕様書、見積書、委託契約書、成果報告書、アンケート結果、決算に関する書類、事業費内訳書（講座開催事業に係るもの）

(10) 監査の結果

【意見】セミナー参加費用の設定の仕方について（合規性）

財団は、本事業の具体的な内容として、①「女性リーダー養成セミナー」（全５回）と②「女性活躍推進のための男性管理職セミナー」の２種類のセミナーを開催している。

各セミナーの参加費用は、①「女性向け」が全５回で２,０００円（１回あたり４００円）であるのに対し、②「男性向け」は１回で１,０００円と差がある。

参加費用を設定する際、セミナーの内容等も踏まえてなされるため、単純な比較はできないことや、上記の程度の価格差では不当であるとまでは言えないと考える。しかし参加者が性別により限定されているセミナーについては参加費用の設定の仕方如何によっては、不公平感を感じる県民もいないとは限らないため、その点にも留意しつつ参加費用を設定すべきである。

【意見】事業の成果の評価及び改善の在り方について（有効性）

本事業において実施されているセミナーは、申込者参加型のグループワークや過去のセミナー修了生との意見交換を行う等の演習形式を取り入れている。一般的な講師が一方的に話をして終わる単なる座学型講義のようなセミナーと比べると、セミナー参加者に一定のインパクトを与え得るものになっており、アンケートの回答を見ても、参加者の満足度は高い。

また、セミナーの修了生４名が、「山口県女性管理職アドバイザー制度」における「輝き女性サポーター」に任命される等、セミナーに参加した者がセミナー修了後にセミナーで得た知見を活かす形での実践的活動を行っている。これらの点からすれば、本事業の成果は認

められると考える。

さらに事業の有効性を高めるためには、本事業のようなセミナー開催事業の場合、数値化した指標を設けることは難しいが、アンケートを活用しその結果をフィードバックすることで事業のブラッシュアップを図ることが有益と考える。

そこで、アンケート項目の充実について提案する。セミナー参加の動機について、「自ら参加したいと思った」と回答した者に対し、「何故自ら参加したいと思ったのか」、とか「セミナーに参加して何を得たいと思ったのか」といった、参加者のニーズをより深く把握するためのアンケート項目が不足しているように見受けられる。

この点に関し、「セミナーに参加してどのような学びを得たいと思ったのか」「参加してみて、求めていた学びを得ることはできたか」「次年度以降、本セミナーにおいて取り上げて欲しい内容は何か」といった、参加者のニーズを深掘りする項目を付加して、既受講者のフォローアップ及び次年度以降の本事業にも生かすことが望ましいと考える。

【意見】 アンケート結果の把握について（有効性）

アンケート結果は、まずグーグルフォームで集計し、その後、集計結果を抜粋等した概要版が、委託契約に基づき作成される成果報告書と共に財団に提出されている。

しかし成果報告書に添付される概要版には、集計結果の一部しか記載されておらず、特に「参加者がどのようにセミナーを知ったのか」等、事業実施の参考となる重要なアンケート結果が含まれていない点で問題がある。

また、財団は、集計結果を協会から別途送付してもらっていたが、2回分についてもらい忘れており、今後、集計結果のもらい忘れがないように留意すべきである。

さらに、概要版には、集計結果の一部しか記載されていない問題があることから、成果報告書の提出方法についても、概要版ではなく、集計結果そのものを成果報告書に添付する方式に改める必要があると考える。

【意見】 きらめき財団の事業体系から見た公開講座事業の在り方について（有効性）

前述のように、本事業の具体的な内容は、現状では、男女共同参画ないし女性活躍推進に特化したセミナー開催事業のみとなっている。

一方、本事業は、財団の「きらめき未来応援プラン（令和2年度～令和6年度）」の事業体系において、「人材育成事業」を構成する事業の一つに位置付けられ、同じ「人材育成事業」を構成する事業の一つとして「男女共同参画推進事業」が存在している。

このように、事業体系上は、「講座開催事業」と「男女共同参画推進事業」とを区別しているにも関わらず、「講座開催事業」の具体的な内容が、男女共同参画ないし女性活躍推進に特化したもののみであると、事業体系上「講座開催事業」と「男女共同参画推進事業」とを分けた意義が乏しくなる（実際に、財団は令和4年度以降、もともとは本事業の枠組みで

実施していた「男女共同参画推進セミナー・学習会」を、「男女共同参画推進事業」に移管する等の事業体系の見直しを行っている）。

以上の観点から、今後、講座開催事業の具体的な内容の一つとして、男女共同参画・女性活躍推進を必ずしも直接の目的としない「人材育成」に資するセミナーの開催等も検討することが求められる。

【意見】 委託費用の適切性及び財源の在り方について（経済性・効率性）

財団は委託先と協議し事業実施側の人件費は委託先が負担する形にし、費用負担を圧縮する等、事業についてのコストパフォーマンスが意識されており、委託費用の適切性は認められる。

本事業の予算規模自体は大きなものではないが、財団の事業の継続性は財団の財政の健全性に依存している。その意味で財団の存在及び活動が、県民にどれだけ認知されているのかを把握した上、財団の活動について適切に広報を行い、寄付を募る等の地道な活動が求められる。

例えば、セミナー参加者に寄付のお願い文書を配布することなどの検討をすることも必要と考える。

8. 男女共同参画推進事業

(1) 事業の概要

事業名	男女共同参画推進事業
担当部局課	(公財) 山口きらめき財団
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり	
重点項目 1：あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
重点項目 3：地域における男女共同参画の推進	
基本目標Ⅱ：男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	
重点項目 4：男女共同参画の推進に向けた意識の改革	
重点項目 5：男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	
基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	
重点項目 6：男女間における暴力の根絶	
重点項目 7：生涯を通じた男女の健康の支援	

実施の背景（必要性）	
男女共同参画に関しては、ジェンダー平等や女性活躍、DV 防止、LGBT 等など様々な側面があるが、これらを正しく理解し、社会全体で協力して取組を進めていくためには、地域での適切な普及啓発と推進役を担う団体等の育成強化が重要となっているため。	
目的	
男女共同参画の推進に向けて、団体等が取り組む普及啓発や人材育成等の課題解決の取組を支援することにより、地域での男女共同参画の一層の推進と取組団体等の育成強化を図る。	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で共に参画し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮でき、安心・安全に暮らせる社会	
概要（内容）	
男女共同参画に向けた普及啓発や課題解決の取組を進めるとともに、取組団体等の育成強化を図るため、団体等が行う①普及啓発や、②人材育成等の課題解決の取組を公募し、助成金を交付して活動の支援を行う。	
〔支援内容〕 ・助成金額 50 万円以内／件 ・助 成 率 10/10 ・助成期間 1 年間	
概要図等	
<pre> graph TD A[財団] -- 募集 --> B[団体等 ※事業実施] B -- 申請 --> A A -- 審査・交付決定 --> B B -- 実績報告 --> A A -- 助成金額の確定 --> B </pre>	
主な実施主体	（公財）山口きらめき財団
対象者	団体
令和 5 年度の取組	
県内の団体等を対象に、①男女共同参画の普及啓発、②人材育成等の課題解決を図る事業を募集し、6 団体に助成金を交付した。	

実施結果（実績及び進捗）

○助成金交付団体

・男女共同参画の普及啓発を図る事業（4 事業）

団体名	事業名	事業内容
(特非) やまぐち男女共同参画会議	「公開講演&トークの集い」開催事業	ノルウェーのジェンダー平等の取組から、日本の女性活躍の現状や課題について学ぶ講演会を開催(参加者 220 人)
グリーフサポートやまぐち	ダイバーシティを生かしたウェルビーイング（健康経営）	性別によるストレスの違いや対処方法を学ぶ講演会とパネルディスカッションを開催（参加者 141 人）
防府市防災士等連絡協議会	女性が力を発揮するこれからの地域防災交流事業	地域防災で女性の活躍を進める方策を考える円卓会議等を行う防災イベントを開催（参加者 350 人）
やまぐちネットワークエコー	どう生きる新たな時代！～安心して暮らすには地域から～	年齢に関わらず誰もが活躍でき安心して暮らせる地域づくりをテーマに、講演会とパネルディスカッションを開催（参加者 183 人）

・男女共同参画の課題解決を図る事業（2 事業）

団体名	事業名	事業内容
.Style (ドットスタイル)	kit_olga(きつと、おるが)	若年層の女性が事件・事故に巻き込まれることを防ぐため、悩み相談や支援機関につなぐ場となるカフェを開催（参加者 50 人）
ポポメリー	がんピアサポートを広める地域共生プロジェクト	女性がん患者の QOL の向上のため、乳がん・子宮頸がん等のがん検診の啓発やアピアランスケアに取り組む企業等を紹介するイベントを開催（参加者 120 人）

成果及び評価（次期計画を含む）																					
<報告書抜粋> ・男女共同参画の普及啓発を図る事業（4 事業） <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th><th>成果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（特非）やまぐち男女共同参画会議</td><td>政治や経済など男女間格差のある日本の現状と課題、ジェンダー平等とあらゆる分野での女性参画を進めることの重要性を啓発することができた。</td></tr> <tr> <td>グリーフサポートやまぐち</td><td>女だから・男だからという考え方を変えることや、性別や年齢に関係なく健康で安心・安全に生きることの大切さを啓発することができた。</td></tr> <tr> <td>防府市防災士等連絡協議会</td><td>自治会、NPO、学校、企業、行政など様々な立場の人とともに、女性や子どもの視点からの防災について考える機会となった。</td></tr> <tr> <td>やまぐちネットワークエコー</td><td>少子高齢化が進む中、誰もが安心して暮らすために、子育て支援など若い世代の支援に地域で取り組む大切さを啓発することができた。</td></tr> </tbody> </table> ・男女共同参画の課題解決を図る事業（2 事業） <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th><th>成果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>.Style（ドットスタイル）</td><td>カフェの周知に苦勞したが、会場のある商店街の活性化に取り組む企業や近隣店舗の協力を得て、事業を続けていく目処が立った。</td></tr> <tr> <td>ポポメリー</td><td>様々な悩みを持つ女性がん患者とがん支援に取り組む企業・団体等を繋げるとともに、若者に対してがんを啓発する機会となった。</td></tr> </tbody> </table> <評価> ・団体独自の取組を支援することにより、男女共同参画の普及啓発や課題解決の意識を醸成することができた。 ・事業に応募する団体数が増加しており、一定のニーズが認められ、支援を受けた団体からの評価も高い。 ・実施内容は時勢を捉えた工夫を凝らしたものが多く、参加者からも好評を得ている。 ・事業の趣旨がわかりにくい。（人材の育成や団体の発展が目的の一つであることを明確化するため、令和 6 年度の助成金交付要綱を改正） <table border="1"> <tr> <td>関連する基本方針</td><td>きらめき未来応援プラン《令和 2 年度－6 年度》</td></tr> <tr> <td>関連する個別計画</td><td>該当無し</td></tr> </table>		団体名	成果	（特非）やまぐち男女共同参画会議	政治や経済など男女間格差のある日本の現状と課題、ジェンダー平等とあらゆる分野での女性参画を進めることの重要性を啓発することができた。	グリーフサポートやまぐち	女だから・男だからという考え方を変えることや、性別や年齢に関係なく健康で安心・安全に生きることの大切さを啓発することができた。	防府市防災士等連絡協議会	自治会、NPO、学校、企業、行政など様々な立場の人とともに、女性や子どもの視点からの防災について考える機会となった。	やまぐちネットワークエコー	少子高齢化が進む中、誰もが安心して暮らすために、子育て支援など若い世代の支援に地域で取り組む大切さを啓発することができた。	団体名	成果	.Style（ドットスタイル）	カフェの周知に苦勞したが、会場のある商店街の活性化に取り組む企業や近隣店舗の協力を得て、事業を続けていく目処が立った。	ポポメリー	様々な悩みを持つ女性がん患者とがん支援に取り組む企業・団体等を繋げるとともに、若者に対してがんを啓発する機会となった。	関連する基本方針	きらめき未来応援プラン《令和 2 年度－6 年度》	関連する個別計画	該当無し
団体名	成果																				
（特非）やまぐち男女共同参画会議	政治や経済など男女間格差のある日本の現状と課題、ジェンダー平等とあらゆる分野での女性参画を進めることの重要性を啓発することができた。																				
グリーフサポートやまぐち	女だから・男だからという考え方を変えることや、性別や年齢に関係なく健康で安心・安全に生きることの大切さを啓発することができた。																				
防府市防災士等連絡協議会	自治会、NPO、学校、企業、行政など様々な立場の人とともに、女性や子どもの視点からの防災について考える機会となった。																				
やまぐちネットワークエコー	少子高齢化が進む中、誰もが安心して暮らすために、子育て支援など若い世代の支援に地域で取り組む大切さを啓発することができた。																				
団体名	成果																				
.Style（ドットスタイル）	カフェの周知に苦勞したが、会場のある商店街の活性化に取り組む企業や近隣店舗の協力を得て、事業を続けていく目処が立った。																				
ポポメリー	様々な悩みを持つ女性がん患者とがん支援に取り組む企業・団体等を繋げるとともに、若者に対してがんを啓発する機会となった。																				
関連する基本方針	きらめき未来応援プラン《令和 2 年度－6 年度》																				
関連する個別計画	該当無し																				

根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（令和２年度～）

(2) 予算額と決算額の３期間推移

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	1,500	2,690	2,547
補正後予算額	—	—	—
決算額	1,223	2,287	2,011

（決算額及び予算額の著増減事項等）

・予算額の増減理由（事業の統廃合）

（単位：千円）

事業名	R3 予算	R4 予算	R5 予算
講座開催事業			
・女性活躍推進セミナー	730	730	710
・男女共同参画推進セミナー・学習会	1,600	—	—
男女共同参画推進事業			
・男女共同参画課題解決支援事業	1,100	2,690	2,547
・デートDV防止講座	400	—	—
講師・アドバイザー派遣事業	600	850	850

(3) 令和５年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	1,978	下記（６）参照
旅費交通費	6	職員出張旅費
通信運搬費	17	助成金募集案内送料
印刷製本費	8	助成金募集案内印刷代
合 計	2,011	

(4) 財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
公益目的事業会計（公１）	2,011	100.0
その他	—	—

財源	金額	比率 (%)
法人会計	—	—
合 計	2,011	100.0

(5) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	901	2,256	1,978
補助金等の名称	男女共同参画課題解決支援事業助成金	男女共同参画推進事業助成金	男女共同参画推進事業助成金
交付先名	グリーンサポートやまぐち 外1件	(特非) あっと 外5件	(特非) やまぐち男女共同参画会議 外5件

(6) 令和5年度補助金等の概要

補助金等の名称	男女共同参画推進事業助成金	
目的（趣旨）	団体等が行う、男女共同参画の普及啓発や人材育成などの課題解決に向けた取組を支援する。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	男女共同参画推進事業助成金交付要綱	
創設年度	令和３年度	
交付対象事業	男女共同参画の普及啓発や課題解決を図る企画	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
謝金	講師料、指導者や通訳者等への謝礼	10/10（50万円）
旅費	講師等旅費、会議等旅費 ※当財団の規程により積算 ・公共交通機関による移動の場合は実費計算（グリーン車両乗車等の特別料金は対象外） ・宿泊費の上限：9,800円（夕食・朝食代を含む）	

	・自家用車による移動の場合は、1km30 円として計算	
消耗品費	用紙・文具・封筒・インクカートリッジ等の消耗物品の購入費 ※講師等への土産代、花束代は対象外	
印刷代・広告宣伝費	資料・チラシ・ポスター等の印刷費、立て看板・横断幕・パネル等の製作費、広告掲載料等 ※全体経費の 30%以下が対象（必要と認める場合は 15 万円迄対象）	
通信運搬費	郵便切手やはがきの購入、メール便・宅配料等の送料、道具等の運搬費	
会議費	講師等の昼食・お茶代等	
使用料・賃借料	会場使用料や冷暖房費・マイク等の備品を含む付帯設備使用料、著作権使用料、器具等の借料（レンタル料）等	
委託費	外部に発注する経費（オンライン配信等）	
その他経費	理事長が特に必要と認める経費	

交付先及び交付金額

交付先名	交付金額（円）
（特非）やまぐち男女共同参画会議	362,000 円
グリーンサポートやまぐち	380,000 円
.Style（ドットスタイル）	37,000 円
防府市防災士等連絡協議会	400,000 円
ポポメリー	302,000 円
やまぐちネットワークエコー	497,000 円

申請及び交付件数	申請件数：8 件
	交付件数：6 件 不採択：2 件

補助金の効果測定

特に指標は設定しておらず効果測定は行っていないが、当日の開催に立ち会うとともに、実績報告書により事業の状況を確認している。

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	男女共同参画推進事業助成金の交付対象となる経費の適切性について、要綱、実績報告書及び添付資料の閲覧並びに担当者へ質問し、検証した。
有効性	実績報告書の審査状況や、助成金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問し、確認した。 助成事業の成果にかかる資料の閲覧及び担当者へ質問し、事業の手法や実績を検証した。
経済性・効率性	助成事業の利用状況や将来展望を質問し、事業縮減の必要性について検討した。

(8) 確認した証憑書類等

男女共同参画推進事業助成金交付要綱、令和 5 年度男女共同参画推進事業審査・選考要領、審査・選考表、事前審査結果集計表、審査委員会開催記録、助成金の交付決定について（決裁書）、助成金交付申請書、助成金の交付決定通知書、実績報告書

(9) 監査の結果

【意見】男女共同参画推進事業助成金の周知について（有効性）

令和 5 年度男女共同参画推進事業助成金には 8 団体から応募があったが、このうち 5 団体が山口市、3 団体が防府市を所在地とする団体であった。

県内には 19 の市町があり人口最多の下関市でも県内人口の約 18%（令和 6 年 9 月末現在住民基本台帳人口）と特定の市町に人口が集中しているわけではない。県内の人口分布を鑑みると応募団体の所在地が県央の山口市と防府市のみという状況は地域の偏りが大きいと言わざるを得ない。

助成金の周知方法について担当者へ質問したところ、財団 HP への掲載を行うとともに各市町の市民活動関係部署及び公民館・図書館、県民活動推進委員、過去に財団から助成金を交付した団体及び財団賛助会員・寄付企業等へ募集案内リーフレットを配布しているとのことであった。リーフレット配布リストの送付先住所を見ると地域的な偏りは見られなかった。

当助成金の交付対象となる事業は条件等に具体的な指定はなく対象範囲が広いことから、これまで応募がなかった地域にも交付対象となりうる事業を行う団体があるのではないかと考えられる。当助成金を周知するためには、例えば各市町の市民活動団体が集まる場に財団職員がオンラインで参加し、助成金について過去の事例を交え直接紹介する等、これまでより一歩踏み込んだ情報発信が望まれる。

ただ地域によっては当助成金の周知不足ではなく、助成金の交付対象となるような普及啓発・人材育成につながる事業が実施されていない、男女共同参画に関する活動を行う団体がないことにより助成金への応募がない可能性もある。このような地域こそ当助成金による支援が必要とも言える。過去の応募団体・採択事業の地域別件数を集計し空白地域があれば各市町の関係部署と連携して地域の男女共同参画の普及啓発に関連するようなイベントの実施状況や市民活動団体の活動状況を把握し、地域の団体への働きかけ、交付対象となる事業の実施地域を限定しての募集等、重点的な支援の必要性について検討していただきたい。

【意見】助成金の効果測定の実施について（有効性）

男女共同参画推進事業助成金では数値指標を設定した効果測定は行われていなかった。

助成金に応募する各団体が、助成金交付申請書には実施する事業への参加見込人数を記載し、実施報告書には参加者数を記載し報告していたが、目標数というよりは事業の規模を測るための情報という位置付けであった。

当助成金の目的は「男女共同参画の普及啓発や人材育成等の課題解決に向けた取組を支援すること」（交付要綱第2条）であるが、目的を達成できたか、否かについては達成指標を設定しなければ明確な評価は行えない。

ただ当助成金のように各団体の取組を支援するという形で目的達成を目指す場合、各団体が実施する事業の内容は多岐に渡るため、一律の指標による効果の測定は困難である。そこで助成金申請時、実施する事業内容に合った数値目標を各団体が設定し、実施報告書において設定した目標に対する実績値を記載するという形で効果を測定するという方法も考えられる。数値目標の具体例としては、イベント参加者数や参加者の居住エリアによる普及啓発の規模や地域的な広がり、参加者アンケートによる実施内容の理解度・満足度の測定等が挙げられる。また令和5年度助成事業には試行的な事業も含まれていたが、特に新しい取組では目標と実績値が乖離することも想定される。その場合は実績報告書において乖離した要因について分析した結果及び今後の活動に活かす方策を記載する。財団においても助成事例から得られたデータや体験談は貴重な情報であることから、翌年度以降の助成金交付対象事業の選考や採択された事業の実施に際して活用できるよう整理して保存する必要がある。

当助成金の交付対象となった事業は、著名な講師を招聘した講演会の開催や商店街での10代を対象とした居場所づくり等、実に多様であり財団だけではこのような多面的な取組は難しく、団体の取組を支援することで財団が間接的に男女共同参画の普及啓発・人材育成を行うという現行の方法は有効に機能していると考ええる。ただやはり県民の税金を原資とした助成金であることから単に企画を実施したという結果だけではなく、それが目的とす

る男女共同参画の普及啓発や人材育成にどの程度資する活動であったかという視点を持ち効果測定を実施していただきたい。

9. 看護職員確保促進事業

(1) 事業の概要

事業名	看護職員確保促進事業
担当部局課	健康福祉部医療政策課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり	
重点項目1：あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
重点項目2：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	
実施の背景（必要性）	
急性期医療から在宅医療、看取りに至るまで、看護業務は高度化・多様化し、また、感染症拡大への迅速・的確な対応が求められるなど、看護のニーズは増大している。一方で、中小規模の病院やへき地、在宅医療分野等を中心に看護職員の確保が厳しい状況にある。これらのことから、看護職員の確保及び養成、資質の向上の取組強化を図る必要がある。	
目的	
看護職員の確保を図るため、中高生等への普及啓発や潜在看護職員の再就業支援等を実施する。	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
増大する看護ニーズや、地域・分野間等における偏在に対応できるよう、看護職員の確保を図る。	
概要（内容）	
<看護に関する情報発信> 1 やまぐちナースネット事業 看護の魅力・県政情報・県内病院等の情報をHP及びメールマガジンによりタイムリーに配信。 <看護への理解の促進> 2 プレナース発掘事業 看護への興味・県内病院への関心を高め、次世代の看護職員の掘り起しを図るため、中高生等を対象とした1日ナース体験や各地域における看護の魅力のPRイベント等を実施。	

＜再就業支援＞

3 ナースセンター事業

看護師等の人材確保の促進に関する法律に規定されているナースセンターを設置し、インターネットを活用した無料職業紹介・相談窓口の設置・再チャレンジ研修等再就業に向けた支援を実施。

4 看護師等再就業支援相談会事業

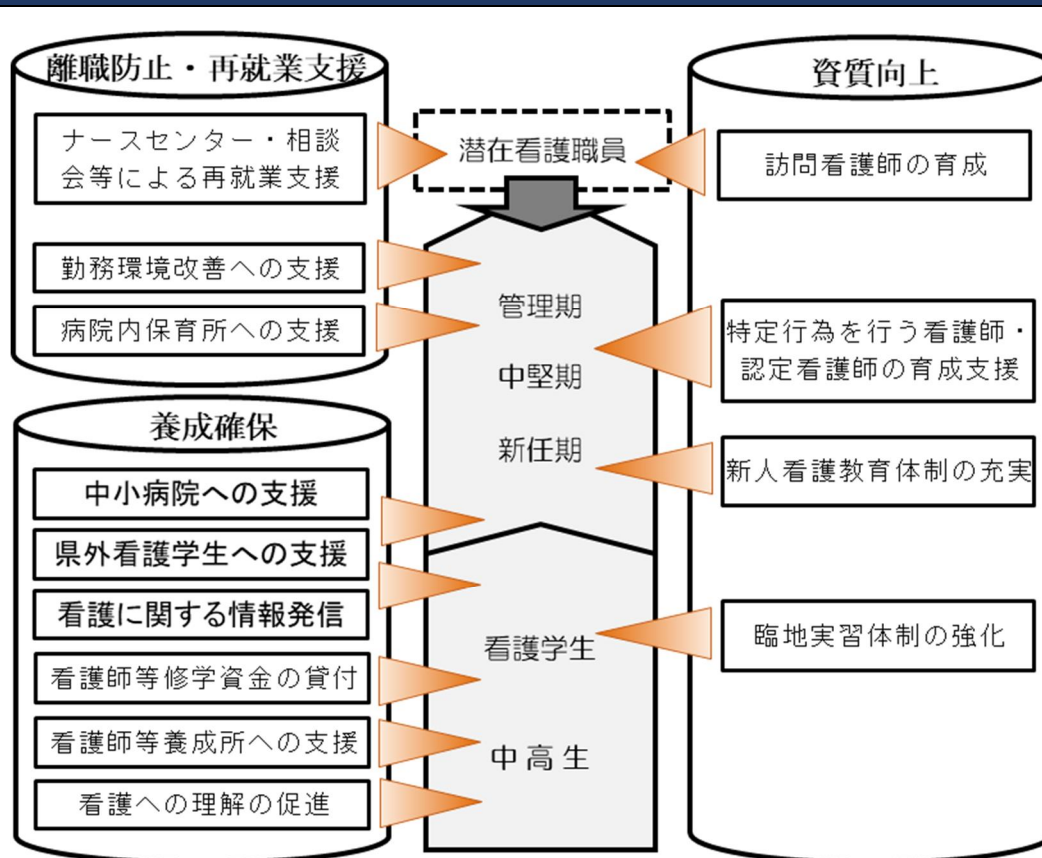
看護師確保が困難な中小規模の医療機関や訪問看護ステーション等が一堂に会し、自施設で働く魅力をPRし、マッチングを図る相談会を実施。

＜離職防止＞

5 看護職員メンタルサポート事業

看護職員の精神的なサポートのため、メンタルサポーターの病院等への訪問による個別相談や、管理職等に対するメンタルヘルスに関する研修を実施。

概要図等



主な実施主体	県
対象者	中高生、離職後等の看護職員、医療機関

令和 5 年度の取組					
上記「概要（内容）」のとおり					
実施結果（実績及び進捗）					
これまでの実績					
1 やまぐちナースネット事業					
（単位：回、人）					
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ホームページ 閲覧数	77,006	68,175	60,144	55,521	46,893
メールマガジン 登録者数	202	219	225	232	237
2 プレナース発掘事業					
看護 PR リーフレット配布：75,000 枚、1 日ナース体験：54 病院で実施、 看護職員の中学校訪問 22 校					
（単位：枚、か所）					
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
リーフレット 配布数	80,095	80,000	75,000	80,000	75,000
1 日ナース 体験実施病 院数	59	— (※1)	16	34	54
中学校訪問数	33	29	14	14	22
※1：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止					
3 ナースセンター事業					
○ナースセンター運営協議会：年 1 回開催					
○就業支援サポーターによる、ナースのお悩み相談 97 件、施設・看護学校訪問 64 件、調整会議 2 回、再就業コーディネーターとの合同調整会議 2 回					
（単位：件）					
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
お悩み相談 (R5～)	—	—	—	—	97

施設・看護 学校訪問数	29	23	27	51	64

○演習器材の貸出延べ施設：35 か所、看護技術演習：27 回開催、延べ参加人数 44 人
(単位：か所、回、人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
演習器材貸 出施設数	28	46	58	33	35
看護技術演 習開催回数	17	21	23	22	27
看護技術演 習参加人数	51	21	23	30	44

○離職者・未就業者届出サポート：届出制度の周知・広報、登録サポート者数 273 人
(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録サポー ト者数	350	313	355	306	273

○再チャレンジ研修：参加者数 13 人
(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	18	2	15	7	13

○再就業コーディネーターによるハローワークでの出張相談を 10 か所で実施。(実
施回数 95 回、相談件数 119 件)、臨床心理士による相談件数 10 件
(単位：回、件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
HW 実施回数	70	56	77	77	95
HW 相談件数	107	50	82	81	119
臨床心理士 による相談 件数	10	2	6	11	10

○無料職業紹介：NCCS（ナースセンター・コンピュータ・システム）の運用、求人求職情報の更新や情報提供

○看護師等就業協力員の育成：資質向上に向けた研修会の開催（参加者：18人）

（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	20	19	17	21	18

4 看護師等再就業支援相談会事業

- ・県内5か所のハローワークと合同で相談会を開催。参加施設数53、参加者170人
- ・ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議を2回開催

（単位：か所、人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加施設数	41	42	56	55	53
参加者数	40	108	151	147	170

5 看護職員メンタルサポート事業

- ・公認心理師による相談窓口を設置（23回実施、延べ7人）
- ・新人看護職員研修（81人）、看護管理者メンタルヘルス研修（57人）
- ・出張院内研修（9施設、178人）、個別相談（23人）

（単位：回、人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談回数	—	—	13	25	23
相談人数	—	—	13	18	7
新人看護職員研修参加者数	—	—	実施なし	保健師交流会：34 新人助産師研修会：16	81
看護管理者メンタルヘルス研修参加者数	—	—	68	48	57
出張院内研修施設数	—	—	11	12	9

出張院内研修参加者数	—	—	311	318	178
個別相談数	—	—	実績なし	3	23

成果及び評価（次期計画を含む）

本県における看護職員の確保及び養成、資質の向上の取組強化を図ることができた。
そのなかで、看護職員メンタルサポート事業は、新型コロナウイルス感染症の対応による看護職員のメンタルヘルスに関するサポートを目的としており、感染症法上の取扱いが変更したことに伴い、当事業も令和５年度末をもって終了とした。
一方で、ナースセンター事業において就業支援サポーターによるサテライト相談を実施していたが、事業の見直しを行い、効率的に事業運営するため、令和５年度からサテライト相談を廃止し、相談窓口をナースセンターに集約した。
（過去５年間分の実績は「実施結果」参照）

関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	山口県保健医療計画
根拠法令（法律・条例）	看護師等の人材確保の促進に関する法律
事業区分	継続事業（平成２０年度～）

(2) 予算額と決算額の３期間推移

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	23,167	23,021	22,802
補正後予算額	23,103	22,980	22,740
決算額	23,037	22,927	22,720

(3) 令和５年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	22,559	下記（６）参照
旅費	87	職員出張旅費
報償費	74	委員謝金
合 計	22,720	

(4) 財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	13,635	60.0
一般（県）	9,085	40.0
合 計	22,720	100.0

（その他財源の内容） 地域医療介護総合確保基金

(5) 委託料の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	22,954	22,808	22,559
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	（公社）山口県看護 協会	（公社）山口県看護 協会	（公社）山口県看護 協会

(6) -1 令和5年度委託契約の概要

契約名	やまぐちナースネット運用管理業務
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
業務内容（仕様）	1 ハードウェア障害復旧 2 ソフトウェア運用 インシデント管理、通常の動作・操作に関する問い合わせへの回答、 障害調査、修正モジュールの適用・設定変更、重大障害発生時の復 旧方法検討・実施、予防保守、セキュリティ対応、定期保守
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（2号重複） 業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）ア（イ重複）
委託業者名	大村印刷㈱
業者選定理由	現行のシステムは大村印刷㈱が開発したもので、他業者では当該シ ステムの詳細な仕様や内容が不明であり、計画の目的であるシステ ムの運用・管理業務を行うことができないため。
予定価格	594,000 円（税込）
契約金額	594,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り

再委託先	(株)コア
再委託金額	72,600 円
検査の概要	
検査対象：業務の実施結果が仕様書に適合しているかについて検査を実施	
検査手法：実績報告書により仕様書との適合状況を確認	
検査結果：合格	

(6) -2

契約名	プレナース発掘事業
契約期間	令和5年4月13日～令和6年3月31日
業務内容（仕様）	1 看護PRリーフレットの作成・配布 中高生等が看護の仕事や看護職員となるための方法について理解を深め、次世代の看護職員の発掘につなげる。 2 看護の魅力発見 看護の魅力をPRするとともに、看護について楽しみながら学べる機会を提供することで、看護職を目指す進路を実現していく契機とする。 3 1日ナース体験 看護への関心を高める体験学習の場を提供することで、体験を通じて看護師となる夢を描く契機とする。 4 看護職員の学校訪問 県内の中学校等へ訪問し、看護の仕事や看護職員となるための方法（養成課程）についての普及啓発や次世代ナース確保の重要性に関する講話等を行うことで、看護の重要性・多様性等について理解を深め、次世代の看護職員の発掘につなげる。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ
委託業者名	(公社) 山口県看護協会
業者選定理由	本事業は、看護への関心を深めるための体験学習・情報収集の場を提供することにより、次世代の看護職員を発掘することを目的としており、看護業務や県内の看護体制等を踏まえた専門性の高い委託業務内容を誠実かつ適確に履行することができる機関を選考する必要がある。

	また、普及啓発及び看護師等の確保を目的とする本事業は、看護師等の人材確保の促進に関する法律第14条に基づき、本県が山口県看護協会を指定して設置している山口県ナースセンターの業務の一端を担うものでもあり、山口県看護協会へ委託する。さらに、既存事業の活用等により、看護職及び未就業看護職への波及効果も期待することができる。
予定価格	1,867,000 円（税込）
契約金額	1,867,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務の実施結果が仕様書に適合しているかについて検査を実施	
検査手法：実績報告書により仕様書との適合状況を確認	
検査結果：合格	

(6) -3

契約名	ナースセンター事業
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
業務内容（仕様）	1 ナースセンター運営協議会 公共職業安定所、医療機関、就業協力員等から構成される協議会を開催し、看護職員の就業促進その他看護職員の確保に向けた協議を行う。 2 就労支援サポーターの配置 施設等に訪問し、看護職員の充足状況や勤務環境等に関する情報を収集するとともに、課題に応じて医療勤務環境改善支援センター等と連携し、看護管理者や学校教員に対し、必要なアドバイスを行う。 3 演習器材の貸出 医療機関等に対し、演習に必要な器材の貸出しを行い、看護職員の資質向上を通じた離職防止・再就業促進を図る。 4 離職者・未就業者届出サポート 看護師等人材確保の促進に関する法律の改正（平成27年10月施行）による離職者等の届出及び届出者への情報提供等を行う。 5 再チャレンジ研修

	就業を希望する看護職が、研修を通じて看護の知識・技術を修得することにより、再就業に対する不安を軽減し、再就業の促進を図る。 6 再就業コーディネーターの配置 再就業を希望する看護職に対して、再就業に向けた個別支援を行う。 7 無料職業紹介 潜在看護職員等の再就業を支援するため、NCCSの運営により求人施設と求職者への情報提供及びマッチングを行う。 8 看護師等就業協力員の育成 看護職員の確保のための活動を促進するため、就業協力員研修を開催する。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(公社) 山口県看護協会
業者選定理由	本業務に関する専門知識を有する看護職員が多数所属し、かつ、看護職員の再就業支援に関する知見を有する山口県看護協会は、本業務を適正に実施できる唯一の機関であるため。
予定価格	15,682,000 円 (税込)
契約金額	15,682,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務の実施結果が仕様書に適合しているかについて検査を実施 検査手法：実績報告書により仕様書との適合状況を確認 検査結果：合格	

(6) -4

契約名	看護師等再就業支援相談会事業 (ナースセンター事業とあわせて契約)
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容 (仕様)	看護職員の確保が困難な中小病院等の採用活動を支援するため、中小病院等の魅力の紹介や潜在看護職員とのマッチングを行う就職相談会を実施する。

契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（2 号重複） 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3（3）ア（イ重複）
委託業者名	（公社）山口県看護協会
業者選定理由	本事業は、看護への関心を深めるための体験学習・情報収集の場を提供することにより、次世代の看護職員を発掘することを目的としており、看護業務や県内の看護体制等を踏まえた専門性の高い委託業務内容を誠実かつ適確に履行することができる機関を選考する必要がある。 また、普及啓発及び看護師等の確保を目的とする本事業は、看護師等の人材確保の促進に関する法律第14条に基づき、本県が山口県看護協会を指定して設置している山口県ナースセンターの業務の一端を担うものでもあり、山口県看護協会へ委託する。さらに、既存事業の活用等により、看護職及び未就業看護職への波及効果も期待することができる。
予定価格	916,000 円（税込）
契約金額	916,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務の実施結果が仕様書に適合しているかについて検査を実施 検査手法：実績報告書により仕様書との適合状況を確認 検査結果：合格	

(6) -5

契約名	看護職員メンタルサポート事業
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	1 メンタルサポートに関するニーズ調査及び情報収集 医療機関等におけるメンタルサポート体制やニーズ・課題等の実態把握を行う。 2 メンタルヘルスに関する相談対応及び研修の実施 公認心理師等による個別相談や状況に応じた適切な方法により、看護職員のメンタルケアにつなげる。 3 出張による個別相談及び院内研修等の実施

	医療機関や保健所等への出張による個別相談及び看護職員等に対する院内研修を実施する。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(公社) 山口県看護協会
業者選定理由	山口県看護協会には看護職員が県内各地から多数所属し、かつ、看護職員の勤務体系や新型コロナウイルス感染症対応などにおけるメンタルヘルスに関する知見も有しており、本業務を適正に実施できる唯一の機関であるため。
予定価格	3,500,000 円 (税込)
契約金額	3,500,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務の実施結果が仕様書に適合しているかについて検査を実施 検査手法：実績報告書により仕様書との適合状況を確認 検査結果：合格	

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
法規性	委託業者が適切に選定されているか、否かについて検証した。 委託金額が適切に設定されているか、委託契約に基づき提出されている実施報告書の記載内容が適切であるかについて検証した。
有効性	委託契約における業務の委託の仕方が合理的であるか検証した。 仮説や指標・目標が適切に設定されているか、また設定された指標・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているか、否かについて検証した。 事業評価の適切性について検証した。
経済性・効率性	予定価格が適切に積算されているか、否かについて検証した。 委託金が適切に設定されているか検証した。

(8) 確認した証憑書類等

執行伺、仕様書、業者選定伺、予定価格調書、見積書、競争入札等審査会（業務委託契約）、契約締結伺、委託契約書、業務委託検査調書、実施業務報告書、実施業務収支決算書、請求書、山口県看護協会の公開情報

(9) 監査の結果

(6) -1「やまぐちナースネット運用管理業務」について

【指摘】委託契約に基づき作成・提出すべき成果報告書の記載について（合規性）

委託先は「実施報告書」と題する書面を県に対して提出している。これは委託契約の第6条において委託先が提出しなければならないとされる「本業務の成果に関する報告書」（以下「成果報告書」という。）として提出されたものと考えられる。しかし、「実施報告書」の記載は、本事業の「仕様書」に記載された委託業務の内容に対応しておらず、記載内容も具体性のない簡便な内容である。しかも、委託先が再委託した事業については、単に「再委託先において業務を遂行した。」との記載があるだけで、再委託先がどのような業務を遂行したのかについての具体的な記載がないため、第三者は業務がどのようなものであり、またそれが適切かつ効率的に遂行されたのか判断ができない。

本来、業務委託契約第6条が委託先に対し「成果報告書」の提出を求めている趣旨は、委託先が委託契約の趣旨に則り適切に委託された業務を遂行したか、否かについて委託元（県）において評価・検証し、委託事務や委託金の設定の在り方を見直すための手がかりとする点にあり、このような簡便な「実施報告書」をもって「検査合格」としていることには重大な問題がある。しかも、このような運用は、業務委託契約が再委託を原則として禁止している趣旨を潜脱するものであり、看過できないと言わざるを得ず、早急な見直しが急務である。

【指摘】実績報告書から判断できない委託費用の支払について（合規性）

委託契約の締結に当たって、委託先から見積書が提出されているが、「実施報告書」の記載と大きなずれがある。例えば、見積書によれば、「HP 更新技術支援」として8,000円×12か月＝96,000円が計上されているが、「実施報告書」にはそのような作業を行ったという記載はない。この事実から、そもそも委託金額の設定の前提としての見積内容に合理性があるのか疑問の余地があり、今後、委託金額を設定する際には、この点の検証が必要である。

さらに、「実施報告書」から確認できない作業内容に対しては、本来、委託料を支払う必要はない。しかし、現状は、委託先からの請求書には請求金額総額しか記載されておらず、個々の請求に対応する実施した作業内容が記載されていない。その結果、「実施報告書」から読み取れる実際の委託先（ないし再委託先）による役務提供内容との対価の対応関係が確認できず、実施されていない作業に対しても委託料が支払われているとの疑義が生じる。

例えば、上記の「HP 更新技術支援」については実施されていない可能性があるにもかかわらず、委託料は全額支払われている。今後は、見積書の内容と「実施報告書」における作

業内容に対応させるとともに、請求書の記載も、「実施報告書」の作業内容毎に内訳が判別できるようにするなどの改善が急務である。

【意見】業務内容による委託契約の在り方について（法規性、経済性・効率性）

1 委託契約の適切性について（法規性）

委託先を契約の相手方に選定したことについて、「執行伺」の「選定業者及び理由」欄には「現行のシステムを開発したのが委託先であり、他業者では当該システムの詳細な仕様や内容が不明であり、計画の目的であるシステムの運用・管理業務を行うことができないため」と記載されている。しかし、実際には委託先は、他の業者に再委託の許可の申請をしており、委託先でなければ管理・運用ができないという前提を欠いている。

この点の実質的な問題点は、「やまぐちナースネット」の「システムの運用によるサービス提供」と「システムの保守管理」という業務の両方を「運用・管理業務」として一括委託しているところにあると考えられ、下記に述べるように、委託契約における「委託事務」の設定の見直しが必要と考える。

やまぐちナースネット事業に係る業務委託の「仕様書」には、委託業務の内容として、「やまぐちナースネット」の①システムの保守・不具合対応といった、システム管理的な業務（以下「①の業務」という。）と②求人情報の提供、メールマガジンでの研修情報の配信、やまぐちナースネット事業を利用するための病院へのアカウント付与といった、「やまぐちナースネット」というシステムを活用したサービス提供（以下「②の業務」という。）の2つの異なる種類の業務が混在している。

委託先が「やまぐちナースネット」のシステムを開発したという事実は、①の業務について、委託先を契約の相手方に選択することについて合理的な理由であると言えても、②の業務について委託先を契約の相手方として選択する上で合理的な理由はない。実際、委託先は、②に属する業務を再委託しており、②の業務についてはノウハウがないことを自認しているといえる。

以上を踏まえると、「やまぐちナースネット」の委託の在り方については、①の業務と②の業務を分けることが合理的と考える。

具体的な見直しの方向性としては、まず、②の業務の委託については、将来的に（6）-3「ナースセンター事業」に統合する形で、委託を行うことが望ましいと考える。なぜなら、「看護職員の人材を確保する」という事業目的との関係において、やまぐちナースネット事業において中心とされるべき業務は、看護師等の求人情報の提供やメールマガジンでの研修等の情報配信等である。このような、求人・研修等の各種情報の発信は、山口県ナースセンターも行っている事業であり、それとは別枠で事業として実施する必要性・合理性に乏しいと思われるからである。

次に、①の業務の委託については、「やまぐちナースネット」を活用してサービスを提供するための物的設備としての「やまぐちナースネット」のシステムの維持・管理に要するものであることから、前述の通り、「やまぐちナースネットを活用したサービスの提供」(②の業務)は、ナースセンター事業に統合することを前提とすれば、①の業務は不要となる。

すなわち、限られた費用の有効活用という観点からもナースセンター事業への統合が望ましいと考える。

2 システムの維持管理業務についての委託金の設定の在り方について(経済性・効率性)

不具合発生の有無に関わらず、定期的なシステムのモニタリング等の通常の保守管理に対応する固定経費部分と、不具合が発生した場合の保守費用などの変動経費部分とに分けて委託費用を設定することが望ましいと考える。

このうち、固定経費部分については、いわゆるアフターサービスの内容になるとして、システム開発の委託費に含める形でシステム開発の委託契約を締結しておくなどの工夫があれば良かったと考えられる。今後、県が、大規模なシステムの開発を委託する際には、委託の範囲にアフターサービスとしての通常の保守管理を含め、保守管理費用としては、実際に発生した不具合の保守費用等、変動経費しか発生しないような工夫をすることが望ましい。

(6) -2「プレナース発掘事業」について

【意見】プレナース発掘事業について(合规性、有効性、経済性・効率性)

1 「プレナース発掘事業」が(6) -3「ナースセンター事業」と別枠で委託契約が締結されている点について(合规性、有効性、経済性・効率性)

プレナース発掘事業の目的は、「次世代の看護職員の掘り起こしを図る」こと、すなわち将来の看護人材の確保をする点にある。本事業は、後述のナースセンター事業と別枠で委託契約が締結されている。しかし、都道府県ナースセンター設置の根拠法である「看護師等の人材確保の促進に関する法律」(以下「人材確保法」という。)第15条は、都道府県ナースセンターが行うべき業務として、「看護に関する啓発活動を行うこと」(7号)、「看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと」(8号)を掲げており、次世代の看護職員の掘り起こしを図るために、看護という職業について啓発を行うことを目的とする本事業は、ナースセンターが行うべき業務と言える。

そう考えると、ナースセンター事業の委託とは別枠で「プレナース発掘事業」を委託することは合理性に乏しく、事務手続の効率化の観点からも、今後は、ナースセンターの事業内容に「プレナース発掘事業」も含めて委託すること(委託契約の一本化)が検討されるべきである。

2 「プレナース発掘事業」の実施方法について（有効性）

「看護の魅力発見」イベントは、「1日ナース体験」と同じく「体験」型のイベントであるが、病院での実習を伴わないという意味で「1日ナース体験」よりも参加者の心理的ハードルが低く、良い意味での「とっつきやすさ」があると考えられ、「1日ナース体験」とは異なる事業としての意義がある。

「1日ナース体験」は、病院での実習を伴うことから「看護の魅力発見」よりも参加者の心理的ハードルは高いと考えられるため、両事業を効果的に連携させるという観点から、夏休みに行われる「1日ナース体験」よりも前に「看護の魅力発見」イベントを実施することにより、相互事業の有効性が高まると考える。

本事業には、看護師等の職業に興味を持つきっかけとしての意義があるため、現在、毎年県内3か所で実施している実施場所を、さらに増やすことを検討することが望ましい。

3 「プレナース発掘事業」における「1日ナース体験」の評価指標について（有効性）

令和5年度では「1日ナース体験」は45施設で実施され、中学生165名 高校生209名が参加しており、一定の参加者を確保してきていると考えられるが、この参加者数が十分と言えるか判断が出来ない。そのため、事業の成果を評価するための指標として、募集総定員数に占める参加者数の割合についても統計的に算出するなどの工夫が求められる。事業目的の達成度を測るためには、これらの体験学習への参加者のうち看護師職等に結びついた割合も算出し、なにがきっかけになったかの分析を行うことも有効と考える。

4 「プレナース発掘事業」における「学校訪問」について（有効性）

当該事業では、中学校22校を対象に、合計24回訪問し、その内9回職業講話が実施されている。この実績から看護の魅力を中学生に伝えることは一定程度できていると考えられるが、訪問しようとした中学校が既に年度計画を立てており、訪問できなかったという事案もある。予算自体は単年度主義であるが、継続実施を計画しているのであれば、学校が次年度の計画を立てる前に協議して訪問日を決め、可能であれば生徒向けの職業講話もできるような工夫も必要と考える。例えば、年度開始後、少し間をおいて、5月、6月あたりに学校を訪問し、夏休みの「1日ナース体験」との連動を図ることも一案であろう。訪問先については、中学校だけでなく高校も含めることが、プレナース発掘という事業目的に資すると考えられるので検討いただきたい。

5 「プレナース発掘事業」の広報の在り方について（有効性）

「看護の魅力発見」、「1日ナース体験」といった参加型のイベントでは、いかにイベントの周知を図るかが事業の成否に影響を与える。PRリーフレットの配布のみならず、市町の広報誌など、県民が良く利用している媒体を用いて広報することも一案である。

看護 PR リーフレット費用が委託費の半分近くを占めている。このリーフレットは県内の 139 の病院に各 45 枚、全 6,255 枚配布されているが、本来、看護職の PR のためのリーフレットを病院に配布することは必要性に乏しいと考えられ、配布先を見直す必要がある。さらに、見積書では 1 枚当たりの単価が 10 円として積算されているが、各病院に 5 枚配布するに留めた場合、病院への配布は 700 枚程度で済み、差し引き 5,500 枚×10 円の 55,000 円は節約できることになる。なお、病院への看護 PR リーフレットの配布については、令和 6 年度は見直しされているとのことであった。

また、県内の中学校・高等学校 240 校に、生徒数に応じ、計 65,540 枚を配布しているが、高等学校については、学校の特性や学校に設置されている学科等から、所属生徒に看護職への就職の需要がない旨、送付を受けた学校から県に連絡が来たケースも散見された。高等学校への配布についても、学校の意向・実態を踏まえた配布を行う必要があると考える。例えば、学校によっては、配布数を生徒数に応じた枚数とはしないで、5 枚程度にするなど現実的な調整が必要である。

限られた予算で最大の効果を発揮するためには、必要な所へ必要な枚数を配ることが大前提であるから、再度、費用対効果の検証を行い、効率的な配布をする必要がある。

(6) -3「ナースセンター事業」について

【指摘】ナースセンター事業等に計上されている人件費の適切性について（合規性、経済性・効率性）

当該委託契約に基づき提出される事業実施報告書に添付されている「令和 5 年度ナースセンター事業収支決算書」（以下「決算書」という。）によると、委託金額の約 66%に当たる 10,879,734 円が賃金として計上されていた。一方、令和 5 年 3 月 28 日付で委託先から県に提出された見積書における「賃金」という項目の合計金額は 8,006,600 円であった。

見積書は、ナースセンター事業として実施を予定している 9 つ（(6) -4「看護師等再就業支援相談会事業」を含む。）の事業毎に見積金額が示されており、その内の 6 つの事業について「賃金」という項目が計上されている。その全てが、非常勤看護職についてのものであり、日当は 8,600 円で計算されている（7. 無料職業紹介における見積書には「常勤看護職」との記載があるが、日当が 8,600 円で計算されており、「非常勤看護職」の誤りと推察する）。なお、上記 8,006,600 円という金額は、委託先の説明を前提とした場合の非正規職員 3 名の支払給与総額 5,329,545 円を大きく上回っている。

当事業の根拠法令となっている人材確保法第 17 条によれば、都道府県センターは、事業年度ごとに、収支予算書、収支計算書等を作成し、都道府県知事に提出しなければならないとされており、令和 5 年度の「ナースセンター事業に関する収支計算書」によると、事業収入額は、委託料（ナースセンター事業委託料 15,682,000 円と看護師等再就業支援相談会事業 916,000 円の合計であり、以下「ナースセンター事業等」という。）と同額の 16,598,000

円が記載されているが、事業費支出は5,133,897円であり、人件費の金額は記載されておらず、事業収入と事業活動支出の差額11,464,103円は「当期収支差額」として、次期繰越収支差額に計上されていた。

委託先に対しナースセンター事業等に従事している職員の人件費に関する資料の提供を求めたところ、職員6名で合計20,038,438円であった。上記6名の職員のうち、非正規職員3名がナースセンター事業等に専従し、正規職員3名は、委託先の他の業務と併せてナースセンター事業等に従事しているとのことであった。

このことについて、委託先から「山口県看護協会ナースセンターの人件費について」と題する書面の追加提出を受けた（下記表中「再提出書類」という。）が、同書類は、「ナースセンター事業等」の他に「プレナース発掘事業」についての事業費や人件費も計上されている。それによると、「ナースセンター事業等」の人件費が11,464,103円で「プレナース発掘事業」の人件費が338,365円となっているが、いずれの事業についても、県からの委託事業として事業実施報告書に添付された事業収支決算書上の賃金の記載額とは大きく異なる。

なお、11,464,103円という数字は、委託先が人材確保法に基づき県に提出している「ナースセンター事業についての収支計算書」における「当期収支差額」として次期に繰り越し処理されている金額と一致している。

委託先が人材確保法に基づき提出している収支決算書に「人件費」が記載されておらず、委託先が実質的に賃金であると説明する収支決算書上の「当期収支差額」の金額と、委託契約に基づくナースセンター事業等の事業収支決算書上の賃金の金額10,879,734円も異なっている。

以上のことから、人件費のみならず、会計全般に渡り適正な処理がなされているか疑念が生じ、委託金額を適正に査定するための情報を正確に把握できていない状況にあるという意味でも問題である。県としては、このような状況にあることを見過ごしていた点に問題があり、早急に是正する必要がある。

さらに、見積書と事業収支計算書における人件費の金額（10,879,734円－8,006,600円＝2,873,134円）に大きな乖離があり、人件費の見積の正確性についても疑問の余地がある。この点は、次年度以降、委託金額を設定する際に、県としては必ず検証しなければならない。

【意見】委託金額に占める人件費の割合の適正性について（合规性）

委託先が県に提出している資料を基に、委託金額に占める人件費の割合を示すと以下の通りとなる。

県からの委託事業名	委託費総額 (A)	人件費 (B1) 決算書	人件費 (B2) 再提出書類	A に占める B 1 の割合	A に占める B 2 の割合

プレナース 発掘事業	1,867,000	133,738	338,365	7%	18%
ナースセン ター事業等	16,598,000	10,879,734	11,464,103	66%	69%

これによると、プレナース発掘事業と比べナースセンター事業等においては委託費に占める人件費の割合が明らかに高いといえる。

委託先が公開している令和 5 年度の正味財産増減計算書によると、令和 5 年度の事業費としての給料手当は 75,320,470 円となっており、同年度のナースセンター事業等の人件費（賃金）が占める割合は次のとおりとなる。

事業費としての 人件費総額（A）	人件費（B1） 決算書上の記載	人件費（B2） 再提出書類上の記載	A に占め る B1	A に占め る B2
75,320,470	10,879,734	11,464,103	14%	15%

これによると、14～15%程度であるが、これは見かけの数値である可能性があることに留意する必要がある。すなわち、75,320,470 円という事業費としての人件費総額は、ナースセンター外 2 つの課を所管している委託先の事業部の職員の給与のみならず、訪問看護事業部の給与や県内 10 か所に存在する支部において事業を行っている職員の給与も含むと考えられるからである。

前述のとおり、委託先によればナースセンター事業に従事している職員は 6 名であり、6 名に対する給与支払総額は 20,038,438 円であるとのことであった。そこで、これを手がかりとして委託費中の人件費充当額が 6 名の給与支払総額に占める割合を計算すると以下の通りとなる。

6 名に対する給与 支払総額（A）	人件費（B1） 決算書	人件費（B2） 再提出書類	A に占める B 1	A に占める B2
20,038,438	10,879,734	11,464,103	54%	57%

委託先の説明によれば、6 名の内、3 名の非正規職員は事業に専従しているが、3 名の正規職員は事業に専従しているわけではなく、非正規職員 3 名については給与全額を委託費から充当しているが、正規職員 3 名については業務量で配分しているとのことであった。

そこで、この説明を前提として、委託費中の人件費充当額のうち、正規職員 3 名の給与に充当されている金額を計算すると以下の通りとなる。

	決算書における人件費を 前提とする場合 (B1)	再提出書類における人件費 を前提とする場合 (B2)
委託費中の人件費充当額	10,879,734	11,464,103
非正規職員 3 名への支給総額	5,329,545	5,329,545
正規職員 3 名の給与への充当額	5,550,189	6,134,558

上記を前提として、正規職員 3 名の給料への充当額が、正規職員 3 名の給与支払総額に占める割合は以下の通りである。

正規職員 3 名への 支給総額 (A)	正規職員 3 名 の給与への充 当額 (B1)	正規職員 3 名 の給与への充 当額 (B2)	A に占める B 1 の割合	A に占める B 2 の割合
14,708,893	5,550,189	6,134,558	38%	42%

したがって、ナースセンター事業等に専従していない委託先の正規職員の給与への委託費の充当率は 38%～42%に上ると考えられる。

委託先が公開している令和 5 年度事業報告中の、委託先の本部における事業報告部分 (P12-P31) によると、委託先の本部は大きく分けて 8 つの事業を実施している。

プレナース発掘事業とナースセンター事業等（以下「本委託事業」という。）は、委託先の定款第 4 条記載の「(2) 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業」の中に位置づけられているものの、それ以外の事業也多岐に亘り、事業報告書の記載を見る限り、委託先の全事業に占める本委託事業の割合は 40%近いとは考えにくい。委託先が公開している組織図においても、ナースセンター事業を管轄している「事業部」は、①ナースセンター、②教育課、③事業課を所管している。組織図上は、①ナースセンターは、ナースセンター事業、看護職員再就職支援事業、山口県がん総合相談の 3 つの事業名が記載されているが、②教育課は、一般教育研修、認知症地域医療支援事業、認定看護管理者教育課程、新人看護職員研修事業、実習指導強化事業の 5 つの事業名が、③事業課は、訪問看護提供体制推進事業、災害支援事業、医療安全管理者育成事業、山口県看護研究学会の 4 つの事業名が記載されている。このように、委託先の事業報告書における内容や組織図における事業部が管轄している事業（全 12 事業）の記載からは、ナースセンター事業の占める割合はかなり低いと推察する。

なお、委託先の追加説明によれば、事業部は、前述した、ナースセンター事業に従事している職員 6 名（正規職員 3 名と非正規職員 3 名）の他、9 名の職員で事業を運営しているとのことであった。この 9 名の職員について、正規職員と非正規職員の内訳及びナースセンター

以外の事業部の事業（教育課の 5 つの事業と事業課の 4 つの事業）に専従している職員の有無・人数等について、県に対して照会したが、「照会の件はナースセンター事業とは関係のない職員に係るものであり、今回の包括外部監査の対象外であることから回答は控える。」と回答があったため、詳細は不明である。

以上を整理すると、以下の通りとなる。

すなわち、ナースセンター事業の委託費の 66%～69%を占める人件費が、ナースセンター事業に従事している 6 名の職員のうち、専従していない正規職員 3 名の人件費の 38%～42%に充当されているということである。

他方、委託先が公開している事業報告書の記載や、ナースセンターを所管している委託先の事業部が所管しているナースセンター以外の 9 つの事業の規模やこれらの 9 つの事業に従事している職員（正規職員と非正規職員の内訳は不明。）が 9 名に過ぎないことからすると、ナースセンター事業に従事している正規職員 3 名が、ナースセンターの業務に従事している割合が、38%～42%を大きく下回る可能性も否定できない。

委託先の人件費に関する詳細な資料を入手することが出来なかったこと、及び当該委託先に対して直接の監査権限を有していないため、上述の疑念については意見に留めるが、ナースセンター事業の業務委託は、指名競争入札ではなく随意契約の形式で行われており、契約の相手方の情報について県が把握すべき度合いは、指名競争入札の場合に比べて高いと考えられること、委託料も 1,000 万円を超える高額であることを考慮すると、県としては、ナースセンター事業に従事している正規職員 3 名が、ナースセンターの業務に従事している割合を調査した上、委託金額それ自体の適切性のみならず、委託料に占める人件費の割合の適切性についても検証することが求められる。

【意見】 ナースセンター事業等の成果等について（有効性）

1 就業支援サポーターによる相談、施設・学校訪問について

令和 5 年度からお悩み相談が実施されることになり、実施件数も 97 件（1 か月約 8 件度）と、かなり需要があることが見込まれるので今後も継続していくことが望ましい。相談事業の場合に留意すべき点としては、「相談にのってあげた」というところで止まってしまったり、相談事業の意義が半減してしまう点にある。もちろん、相談者の中には、単に話を聞いてもらうだけで良いという人もいるであろうが、その一方で具体的な問題解決を求めて相談を求める人もいるであろう。

今後は、相談者のニーズに応じて、相談内容を具体的に解決するためのアプローチも視野に入れた相談体制を構築していくことが望ましい。そのためにも、相談内容によっては、その後の状況についてフォローアップすることも求められよう。

2 離職者・未就業者届出サポートについて

平成 26 年の人材確保法の改正により、離職をした看護師等は、都道府県ナースセンターに法令の定める事項を届け出る努力義務が課されている（第 16 条の 3）。

ナースセンターでは、届出をサポートするための制度を設けており、令和 5 年度には 273 名のサポートを実施したとのことであるが、年度中の離職者数に占める届出数の割合は不明である。

ナースセンターとしては各病院等と連携し、例えば、看護師が離職した場合にナースセンターに連絡してもらうなど、離職者数の実態調査を行い、届出制度の運用の在り方を検討することが求められる。

3 再就業支援コーディネーターによる出張相談等について

ハローワークで出張相談をすることは、再就業を具体的に意識した実のある相談を実施するのに有益であると考えられる。実施回数も昨年度（令和 4 年度）よりも増えており、今後も継続が望まれる。臨床心理士による相談件数（延べ 10 件）は、1 名の相談者に対して 10 回行われたものである。相談者の数こそ少ないが、看護師等は職業上精神的な負荷がかかりやすい職種であり、再就業を目指す上で精神的な悩み・課題を有している人にとって、臨床心理士という専門職に複数回相談にのってもらえることは大きな意味があると考えられることから、今後も継続して実施することが望ましい。

4 無料職業紹介：NCCS（ナースセンター・コンピューター・システム）について

無料職業紹介の述べ件数としては、求職者数 913 人に対し、求人数は 5,224 人であり、実際に就職した者は 70 人で、求職者に占める就職者の割合（就職率）は 7.7%となっている。

実施報告書に添付された事業収支決算書によれば、NCCS 関係の費用は、システム機器等のリース・保守費用 376,872 円とシステムのヘルプデスクサポート料 495,000 円の合計 871,872 円であり、決して安い金額ではない。

求人数、求職者数自体は一定数あるにもかかわらず就職率が低い背景を分析し、就職率の向上に努める必要がある。例えば、まずは実態を把握するため、就職に至らなかった要因やシステムの利用し易さについてのアンケートを、システム内で継続的に行う仕組に改良する等の方法が考えられる。

5 看護師等就業協力員の育成について

育成のための研修会を開催しており、25 名中 18 名が参加したとのことであった（参加率 72%）。年 1 回の研修では、どうしても日程の関係で参加できない場合もあり、その結果、1 年間研修を受けられなくなってしまうという問題もある。正規の研修を受講できなかった方向けの代替的な研修等の開催を検討いただきたい。

6 看護師等再就業支援相談会について

この相談会は、ナースセンターとハローワークの連携事業として、再就業を希望している参加者と看護師を募集している医療機関（参加施設）とをマッチングする「面接会」と、ナースセンターによる「相談窓口」を実施するものである。

「面接会」は、53 施設が参加し、再就職希望の参加者も 170 名に上るなど盛況であったと思われる。実際にマッチングが成立した件数は不明であるが、マッチング率に関わらず、このような「面接会」は継続して開催されることが望ましい。

「相談窓口」については、5 会場で 21 名が利用したとのことである。参加者、参加施設に対してアンケートを取っているが、開催された 5 会場のうち 1 箇所については、アンケートは未実施であった。アンケートは課題の発見や内容の改善につながる身近なツールであり、全会場で実施することが望ましい。

また、マッチングの成功率を高めるために、マッチングに際しての重要なポイントについて、事例を集積して、今後の事業の参考とすることにより、さらに事業の有効性が高まると考える。

(6) -5「看護職員メンタルサポート事業」について

【指摘】委託料の予定価格積算根拠の見直しの必要性について（経済性・効率性）

当該事業における委託料に係る予定価格は、県の標準単価等を用いて積算されており、委託業者から徴取した見積書は考慮されていない。

令和 5 年度における委託料の予定価格積算根拠の前提となる内訳、委託業者から徴取した見積書の内訳及び実施業務収支決算書の内訳項目の金額はそれぞれ下表のとおりである。

（令和 5 年度）

（単位：千円）

	予定価格	見積書	収支決算書
賃金	552	1,032	2,262
報償費	1,882	1,144	848
旅費	410	415	109
需用費	240	522	183
役務費	150	347	98
使用料及び賃借料	266	40	—
計	3,500	3,500	3,500

なお、令和 4 年度及び令和 3 年度についてもそれぞれ下表のとおりである。

(令和 4 年度)

(単位：千円)

	予定価格	見積書	収支決算書
賃金	552	516	2,333
報償費	1,882	1,528	846
旅費	410	521	97
需用費	240	604	216
役務費	150	221	8
使用料及び賃借料	266	110	—
計	3,500	3,500	3,500

(令和 3 年度)

(単位：千円)

	予定価格	見積書	収支決算書
賃金	550	860	2,271
報償費	1,882	1,160	678
旅費	409	290	87
需用費	258	466	355
役務費	151	326	108
使用料及び賃借料	250	80	—
消費税（注）	—	318	—
計	3,500	3,500	3,500

(注) 見積書上、消費税は別計上。

予定価格と収支決算書の金額を比較すると、令和 3 年度から令和 5 年度のいずれの年度も、合計額は同額であり、費目別では乖離が生じていた。さらに、令和 3 年度から令和 5 年度の収支決算書は、費目毎の支出額はほぼ同程度であるにも関わらず、毎年予定価格と見積書の費目別価額が収支決算書の費目別価額と大きく乖離していることも不可解であり、予定価格及び見積書の意義を疑うような算定となっている。過年度の実績が次年度へ反映されていないことも不可解であり、第三者から見て、委託業者が予定価格の合計額と一致するように見積書及び収支決算書を作成していた可能性が否めないと感じる程に費目を軽視した結果となっている。

350 万円の予算ありきとしても予定価格がそのまま公金を支出するための根拠となる以上、予定価格の積算根基となる業務の実施体制と委託業者の実際の業務実施体制との間に

相違があるのであれば、予定価格の積算根拠においても、実施体制の前提を見直し、毎年度、より正確に実態に即した予定価格の積算を行う必要がある。

【意見】委託業者の選定について（合規性）

当該事業は、新型コロナウイルス感染症の対応による看護職員のメンタルヘルスに関するサポートを目的として公認心理師による相談窓口の設置等の事業が計画され、業務委託にて実施された。

委託業者として山口県看護協会が選定された理由は、「山口県看護協会には看護職員が県内各地から多数所属し、かつ、看護職員の勤務体系や新型コロナウイルス感染症対応などにおけるメンタルヘルスに関する知見も有しており、本業務を適正に実施できる唯一の機関であるため。」とされていたが、事業の内容には公認心理師による相談窓口の設置等が含まれており、当該業務については公認心理師へ委嘱することにより実施されていた。

看護職員メンタルサポート事業の内容を個別に見れば、公認心理師による相談窓口の設置については「本業務を適正に実施できる唯一の機関」であるとして山口県看護協会を選定せず、例えば山口県公認心理師協会等を業者選定することも考えられる。

委託業者の選定については、安易に随意契約により1者を選定することとならないよう、事業の内容に基づき、どのように委託先を選定することが合理的なのか慎重に検討すべきである。

10. 地域子ども・子育て支援事業（こども政策課）

（1）事業の概要

事業名	地域子ども・子育て支援事業
担当部局課	健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり	
重点項目1：あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
重点項目2：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	
実施の背景（必要性）	
幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために「子ども・子育て支援新制度」がつけられた。必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を進めることとされている。	

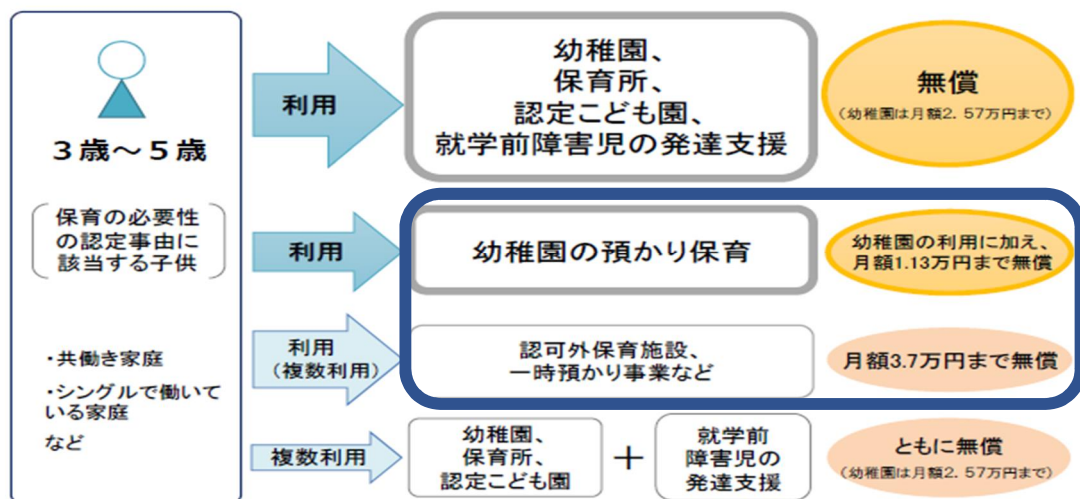
目的	
市町が、地域のニーズを踏まえて作成した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施する子育て支援のための事業等を推進する。	
達成時期	個々の事業における手続完了時期
目指すべき将来像	
幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上	
概要（内容）	
①地域子ども・子育て支援事業 市町が地域のニーズを踏まえて作成した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施する子育て支援のための事業等に対する支援を実施。 ②子育てのための施設等利用給付交付金 保育の必要性があると認定され、かつ認可保育所に通えていない３歳から５歳までの子ども及び０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、認可外保育施設や「一時預かり事業」等の利用料を無償化（上限額あり）。	

概要図等

①地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業内容
利用者支援事業	教育・保育施設等の情報収集、保護者等への相談支援等の実施
延長保育事業	保育所等での早朝、夕方の開所時間を越えた保育の実施
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育所等に保護者が支払う日用品購入費用や行事参加費用等を助成
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受入れ等
放課後児童健全育成事業	昼間保護者のいない児童等のための放課後児童クラブの設置
子育て短期支援事業	児童養護施設等での短期間の養育・保護の実施
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭への訪問・相談支援等を実施
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭への訪問・相談支援等の実施
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	地域ネットワークの専門性強化等による児童虐待の予防、早期発見・対応
地域子育て支援拠点事業	地域の保育所等での子育て中の親子の交流や育児相談の実施
一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児の保護を保育所等で実施
病児保育事業	地域の児童が急な病気となった際、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて保育を実施
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	地域における育児の相互援助活動の実施（児童の預かり等）

②子育てのための施設等利用給付交付金



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4,2万円まで無償)。

主な実施主体	市町			
対象者	保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、認可外保育施設等の事業所等			
令和 5 年度の取組				
各事業において、要綱に基づき、各市町より提出のあった交付申請等の審査を行ったうえで、交付金等の交付を行った。				
実施結果（実績及び進捗）				
①地域子ども子育て支援事業 19 市町へ交付金の交付を行った。				
②子育てのための施設等利用給付交付金 16 市町へ交付金の交付を行った。				
成果及び評価（次期計画を含む）				
やまぐち子ども・子育て応援プランの主な数値目標の進捗状況				
指 標	単 位	基準値	R5 年度	目標数値 (R6 年度)
利用者支援	市町数	15	19 (R4)	19
延長保育	箇所	254	264	289
病児保育	箇所	32	36	38
子育て短期支援（ショートステイ）	市町	15	11	19
子育て短期支援（トワイライト）	市町	10	5	19
放課後児童クラブ待機児童数	人	430	483	0
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン			
関連する個別計画	やまぐち子ども・子育て応援プラン			
根拠法令（法律・条例）	子ども・子育て支援法			
事業区分	継続事業（平成 27 年度～）			

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	1,853,446	1,914,452	1,983,784
補正後予算額	1,937,904	1,841,228	1,866,318
決算額	1,851,293	1,808,056	1,851,028

※令和5年度については、こども家庭課執行分の予算を含む。

（決算額及び予算額の著増減事項等）事業対象の拡大やニーズの増加等により、当初予算は増額傾向。さらに、令和5年度は、子育て家庭への包括的支援体制整備事業（こども家庭課執行分）を当事業に組み込んだことから増額となった。

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	1,814,547	下記(6)参照
合 計	1,814,547	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	34,958	1.9
その他	276,779	15.2
一般(県)	1,502,809	82.8
合 計	1,814,547	100.0

(その他財源の内容) 広域利用協定を結んでいる病児保育事業及び一時預かり事業に係る広島県からの負担金、地域子ども子育て支援事業及び施設等利用給付交付金の実績に基づく市町からの返還金

(5) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	1,762,661	1,807,798	1,814,547
補助金等の名称	①地域子ども子育て支援事業交付金 一時預かり事業及び病児保育事業の相互利用に係る負担金 ②子育てのための施設等利用給付交付金	①地域子ども子育て支援事業交付金 ※一部、重層的支援体制整備事業交付金において実施(厚政課へ配当替) 一時預かり事業及び病児保育事業の相互利用に係る負担金 ②子育てのための施設等利用給付交付金	①地域子ども子育て支援事業交付金 ※一部、重層的支援体制整備事業交付金において実施(厚政課へ配当替) 一時預かり事業及び病児保育事業の相互利用に係る負担金 ②子育てのための施設等利用給付交付金
交付先名	下関市 外18市町	下関市 外18市町	下関市 外18市町

(6) -1 令和5年度補助金等の概要

補助金等の名称	地域子ども子育て支援事業交付金
目的(趣旨)	各市町からの交付申請に対し交付金を交付する。

公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	地域子ども・子育て支援事業交付金交付要綱	
創設年度	平成 27 年度	
交付対象事業	利用者支援事業（※）、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業（※）、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業 ※利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業については、一部市町において重層的整備体制支援事業交付金において実施（厚政課へ配当替）	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
補助対象経費及び補助率の概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率
交付事務	運営費等（報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費、改修費、役務費等）	1/3 ※一部 1/6
交付先及び交付金額		
交付先及び交付金額の状況		
交付先名		交付金額（円）
下関市		230,715,000 円
宇部市		220,342,000 円
山口市		353,040,000 円
萩市		48,785,000 円
防府市		139,689,000 円
下松市		89,099,000 円
岩国市		146,100,000 円
光市		41,562,000 円
長門市		41,234,000 円
柳井市		49,321,000 円
美祢市		40,891,000 円
周南市		188,568,000 円
山陽小野田市		81,586,000 円

周防大島町.	19,413,000 円
和木町	5,644,000 円
上関町	738,000 円
田布施町	14,861,000 円
平生町	8,647,000 円
阿武町	1,994,000 円
合計	1,722,229,000 円
(その他負担金)	
厚政課へ配当替分（重層的整備体制支援事業）	32,164,000 円
広島県 （一時預かり事業及び病児保育事業の相互利用に係る負担金）	174,000 円
申請及び交付件数	申請件数：19 件 交付件数：19 件
補助金の効果測定	
市町の申請に対する交付金であるため、効果測定は実施していない。	

(6) -2

補助金等の名称	子育てのための施設等利用給付交付金	
目的（趣旨）	各市町からの交付申請に対し交付金を交付する。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱	
創設年度	令和元年度	
交付対象事業	認定こども園、幼稚園（※）、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業 ※幼稚園部分は、学事文書課（別事業）で予算計上	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
補助対象経費及び補助率の概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率
交付事務	施設利用料	1/4
交付先及び交付金額		
交付先及び交付金額の状況		
交付先名	交付金額（円）	

	こども政策課分	【参考】 全体（幼稚園部分を含む）
下関市	7,231,855 円	23,731,855 円
宇部市	13,566,050 円	96,673,300 円
山口市	10,427,032 円	48,159,744 円
萩市	355,680 円	362,105 円
防府市	4,335,261 円	4,446,261 円
下松市	5,757,000 円	5,757,000 円
岩国市	3,908,625 円	4,058,625 円
光市	903,000 円	903,000 円
長門市	1,072,829 円	1,072,829 円
柳井市	542,500 円	542,500 円
美祢市	25,825 円	143,587 円
周南市	6,105,250 円	14,327,000 円
山陽小野田市	4,305,450 円	30,519,450 円
周防大島町	260,400 円	260,400 円
田布施町	577,500 円	577,500 円
平生町	605,975 円	605,975 円
合計	59,980,232 円	232,141,131 円
申請及び交付件数		
申請件数：16 件		
交付件数：16 件		
補助金の効果測定		
市町の申請に対する交付金であるため、効果測定は実施していない。		

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 ・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。

監査要点	実施手続
有効性	・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。 ・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 ・補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問により確認した。 ・効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか(安易に定性評価としていないか)確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について確認した。
経済性・効率性	・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検討した。

(8) 確認した証憑書類等

起案書、地域子ども・子育て支援事業交付金交付要綱、補助金実施要領、交付申請書、審査書類、実績報告書、地域子ども・子育て支援事業交付金交付額確定通知書、補助金チェックシート、補助金事業実施計画（やまぐち子ども・子育て応援プラン）

(9) 監査の結果

【指摘】起案書における決裁日の記入漏れについて（合规性）

起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って適正手続きに則り対応したことを記録する点で内部統制上も重要な文書である。しかし、決裁日の記載自体がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できない。

上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。

したがって、起案日及び決裁日の明示及び記載手段として容易な消去を誘引することがないような適正手続きが求められる。

【意見】放課後児童クラブ待機児童数の解消に向けて（有効性）

県の成果及び評価（次期計画を含む）欄の「やまぐち子ども・子育て応援プランの主な数値目標の進捗状況」に記載されている放課後児童クラブ待機児童数の令和 5 年度実績及び目標値（令和 6 年度）は以下のとおりである。

指 標	単 位	基準値	R5 年度	目標数値(R6 年度)
放課後児童クラブ待機児童数	人	430	483	0

上記のように放課後児童クラブ待機児童数令和 6 年度の目標は 0 人であるのに対し令和 5 年度実績は 483 人であり基準値よりも増加している。現状では、目標達成が極めて困難な状況にあり、解消への対策が不十分と考える。

当該目標達成にむけて宇部市、山口市、防府市はそれぞれ黒石 3 児童保育クラブ、おおぞら第 2 学級 A 外 9 クラブ及び華城第一留守家庭児童学級外 3 クラブを整備する予定である。しかし、待機児童がいる他の市町ではクラブの整備が図られていない。市においてもヒトやカネは有限であり対応が一朝一夕にいかない状況にあることは想像に難くない。しかし、そのような状況であるからこそ、県は市町と協力体制を組みつつ、かつリーダーシップを発揮して、放課後児童クラブ待機児童数がゼロとなるよう、全県を挙げて解決に望む体制の構築をしていただきたい。

【意見】 補助金の効果測定について（有効性）

県は補助金の効果測定を実施していない。これは市町の申請に対する交付金であるため、効果測定は実施していないとの理由による。たしかに市町の申請であるため、どのような使途で補助金が利用されるかは市町が判断する必要がある。しかし、補助金の財源が県及び国であり、その財源が配分される以上、当該補助金創設の制度趣旨に沿った明確な成果指標を設けるべきである。また、県としては立場上、各々の市町では把握できない情報が集約されることになる。このような情報集約される立場を活かし、当該補助金を利用して各市町でどのような成果があったのかを取りまとめて補助金のさらなる有効活用をすることが望ましいと考える。

11. 地域子ども・子育て支援事業（こども家庭課）

(1) 事業の概要

事業名	地域子ども・子育て支援事業（子育て家庭への包括的支援体制整備事業）
担当部局課	健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課

男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり	
重点項目１：あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
重点項目２：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	
実施の背景（必要性）	
令和４年児童福祉法改正により市町における「こども家庭センター」の設置や新たな家庭支援事業の実施について定められ、令和６年４月１日の法施行後は市町の努力義務となっているが、施行を待たず先行実施できるよう国において予算措置され安心こども基金の対象事業に追加されたことを受け、基金を活用し本県において事業化したもの。	
目的	
山口県安心こども基金を活用し、子育て家庭の包括的な支援のための体制整備に向けて、市町の母子保健と児童福祉の一体的相談機関「こども家庭センター」の設置や、新たな家庭支援に取り組む市町を支援することにより、児童福祉の一層の推進を図る。	
達成時期	令和５年度
目指すべき将来像	
県内市町における「こども家庭センター」の設置、新たな家庭支援事業の実施による児童福祉の一層の推進	
概要（内容）	
市町が実施する、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援体制の整備の取組や、支援を必要とする妊産婦・子育て世帯・こどもを対象とした新たな家庭支援の取組に対して補助金を交付。	

概要図等	
事業名	事業内容
◇母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進	
母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業（整備費）	母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費等の支援
母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業（運営費）	母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関における子育て世帯等を対象としたサポートプランの作成や地域づくり、ネットワーク構築等の推進
◇支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進	
子育て世帯訪問支援臨時特例事業	子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進
保護者支援臨時特例事業	ペアレントトレーニングの提供等、親子関係形成支援の推進
子どもの居場所支援整備事業（整備費）	家庭や学校に居場所がない子どもの居場所支援の推進
子どもの居場所支援臨時特例事業（運営費）	家庭や学校に居場所がない子どもの居場所支援の推進
子育て短期支援整備事業（整備費）	子育て短期支援専用の居室の整備に要する費用の支援
子育て短期支援臨時特例事業（運営費）	子育て短期支援事業の専任人員配置、親子・児童入所、利用者負担軽減に対する支援
一時預かり利用者負担軽減事業	一時預かり事業の所得等に応じた利用者負担軽減に対する支援
妊婦訪問支援事業	若年、経済的不安等のリスクを抱えた妊婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組の推進
特定妊婦等支援整備事業（整備費）	予期せぬ妊娠などを理由に支援を必要とする妊産婦（特定妊婦等）の居場所の整備等に要する費用を支援
特定妊婦等支援臨時特例事業（運営費）	支援の必要性の把握や居場所の提供により、特定妊婦等が安心した生活ができるよう支援
主な実施主体	市町
対象者	支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子ども
令和5年度の取組	
要綱に基づき、各市町より提出のあった交付申請等の審査を行ったうえで、交付金等の交付を行った。	
実施結果（実績及び進捗）	
6市へ補助金の交付を行った。	

成果及び評価（次期計画を含む）		
やまぐち未来維新プランの主な数値目標の進捗状況		
指 標	R6.6 月末時点	目標数値（R8 年度）
こども家庭センター設置市町数	9 市町	19 市町
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン	
関連する個別計画	やまぐち子ども・子育て応援プラン	
根拠法令（法律・条例）	児童福祉法	
事業区分	新規・単年度事業	

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	—	—	82,188
補正後予算額	—	—	49,710
決算額	—	—	36,481

（決算額及び予算額の著増減事項等）本事業は令和 5 年度の単年度事業である

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	36,481	下記 (6) 参照
合 計	36,481	

(4) 財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	—	—
その他	30,312	83.1
一般（県）	6,169	16.9
合 計	36,481	100.0

（その他財源の内容）「山口県安心こども基金」からの繰入金

(5) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	—	—	36,481
補助金等の名称	—	—	子育て家庭への包括的支援体制整備事業費補助金
交付先名	—	—	下関市 外5市町

(6) 令和5年度補助金等の概要

補助金等の名称	子育て家庭への包括的支援体制整備事業費補助金	
目的（趣旨）	各市町からの交付申請に対し補助金を交付する。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	子育て家庭への包括的支援体制整備事業費補助金交付要綱	
創設年度	令和5年度	
交付対象事業	母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業、母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業、子育て世帯訪問支援臨時特例事業、保護者支援臨時特例事業、子どもの居場所支援整備事業、子どもの居場所支援臨時特例事業、子育て短期支援整備事業、子育て短期支援臨時特例事業、一時預かり利用者負担軽減事業、妊婦訪問支援事業、特定妊婦等支援整備事業、特定妊婦等支援臨時特例事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
補助対象経費及び補助率の概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
交付事務	運営費等（報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費、改修費、役務費等）	5/6、3/4、2/3等

交付先及び交付金額	
交付先及び交付金額の状況	
交付先名	交付金額（円）
下関市	503,000 円
山口市	19,365,000 円
下松市	94,000 円
岩国市	4,758,000 円
柳井市	473,000 円
美祢市	—
周南市	11,288,000 円
合計	36,481,000 円
申請及び交付件数	申請件数：7 件 交付件数：6 件
補助金の効果測定	
市町の申請に対する交付金であるため、効果測定は実施していない。	

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	・補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 ・交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。
有効性	・実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。 ・補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 ・補助事業の分析や評価結果のフィードバックについて、質問し、確認した。 ・効果測定は適切な成果指標の設定及び定量的評価の実施について（安易に定性評価としていないか）確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検

監査要点	実施手続
	討した。
経済性・効率性	・当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検討した。 ・補助金交付先が大規模な事業者（財政余力のある事業者）である場合等、補助金支出の要否（必要性）をどのように判定しているか質問し、確認した。

(8) 確認した証憑書類等

補助金交付要綱、交付申請書、審査書類、補助金チェックシート、交付決定通知書、実績報告書

(9) 監査の結果

【指摘】県独自の補助金事業における効果測定の必要性について（有効性）

子育て家庭への包括的支援体制整備事業費補助金は、令和4年度の児童福祉法改正を受けて、市町において令和6年4月1日から努力義務となっている「こども家庭センター」の設置や新たな家庭支援事業の実施に対して、施行を待たずして先行実施できるよう国において予算措置され「安心こども基金」を活用し、本県において事業化したものである。

本補助事業の対象は上記「概要図等」にあるように多岐にわたる。そして県の令和5年度の当該事業の実施内容は、市町からの申請に対し、「交付申請等の審査を行った上で、交付金等の交付を行った。」であり、その効果測定は実施していない。

当補助事業は、「山口県安心こども基金」を活用した県独自の補助事業であり、その目的は「子育て家庭の包括的な支援のための体制整備に向けて、市町の母子保健と児童福祉の一体的相談機関「こども家庭センター」の設置や、新たな家庭支援に取り組む市町を支援することにより、児童福祉の一層の推進を図る」ことである。

児童虐待防止等の児童福祉の推進は県にとって重要課題である。その課題を少しでも早期に解決するためにと先駆けて実施した県独自事業に対して、その効果はいかなるものであったのかについての検証は必要不可欠であり、かつ県民への説明責任を果たすため、効果測定は必ず実施する必要がある。

【意見】当初予算額と決算額の乖離要因について（有効性、経済性・効率性）

子育て家庭への包括的支援体制整備事業は、当初予算額 82,188 千円に対して決算額は 36,481 千円と乖離した結果（当初予算比△45,707 千円、△55.6%）となっており、当該乖離額または乖離率は、他事業と比較しても小さくない。

当事業は市町が実施主体であり、申請には市町の予算や準備・受入体制状況に影響される

こととなるため、県が当事業の予算を確保したとしても、全てが実施される訳ではないことは理解できる。しかし予算の適切な配分という観点に立って考えると、予算は可能な限り正確に積算し、決算額との乖離は可能な限り僅少にすべきである。そのため県としては今後、早い段階から市町と密に連携をとり、市町の状況や計画などを事前に慎重に検討分析するとともに、より慎重な調査に基づき予算を積算し、可能であれば、市町の計画や準備等を支援する等の体制も取りつつ、予算化した事業を有効に実施する観点から、決算額との乖離を最小限にするという姿勢で臨む必要がある。

12. 放課後児童クラブ体制整備緊急対策事業

(1) 事業の概要

事業名	放課後児童クラブ体制整備緊急対策事業
担当部局課	健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり	
重点項目1：あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
重点項目2：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	
実施の背景（必要性）	
女性就業率の上昇や共働き家庭の増加、平成27年度から利用対象者が小学校6年生まで拡大したこと等により放課後児童クラブの利用ニーズが増加しており、平日の預かり時間が保育所に比べて短いことから、保護者が就労形態を変更せざるを得ない状況となっている（いわゆる「小1の壁」）。また、実施主体の市町においては、施設整備等により定員の拡大を図っているが、特に利用ニーズが高まる長期休暇期間中の受入体制の確保が課題となっている。	
目的	
放課後児童クラブについて、18時以降の延長開所に対する経費補助を行うとともに、利用ニーズが増大する長期休暇期間中への緊急対策として、児童福祉に意欲のある学生とクラブとをマッチングする仕組みを構築し、また当該期間中のみ開設するクラブに経費補助することにより、子育て家庭のニーズに対応するための体制整備を支援する。	
達成時期	個々の事業における手続完了時期
目指すべき将来像	
「小1の壁」の解消及び長期休暇期間中の受入体制の確保による、保護者が就業形態を変更せず安心して就労できる体制の整備	
概要（内容）	

①放課後児童クラブ時間延長支援事業

放課後児童クラブにおいて、平日の 18 時以降の開所に要する経費の一部を補助

※国庫補助制度は「開所時間が 6 時間を超え、かつ 18 時以降の開所」する場合のみ加算されるが、開所時間（6 時間）要件が実態とかい離しているため、加算が受けられない。

②放課後児童クラブ長期休暇期間開設支援事業

放課後児童クラブにおいて、長期休暇期間中でのみの開設に要する経費の一部を補助

※平日の利用ニーズがない等、通年開所（原則年間 250 日以上）しないクラブは国庫補助制度の対象外。

③放課後児童クラブマッチングサポート事業

長期休暇期間中への緊急対策として、児童福祉に意欲のある学生とクラブとをマッチングする仕組みを構築

主な実施主体	市町				
対象者	放課後児童クラブ				
令和5年度の取組					
①放課後児童クラブ時間延長支援事業					
要綱に基づき、各市町より提出のあった交付申請等の審査を行ったうえで、交付金等の交付を行った。					
②放課後児童クラブ長期休暇期間開設支援事業					
要綱に基づき、各市町より提出のあった交付申請等の審査を行ったうえで、交付金等の交付を行った。					
③放課後児童クラブマッチングサポート事業					
保育士養成校へのチラシ配布により、放課後児童クラブで働きたい希望のあった学生をリスト化し、各市町へ提供することで、学生とクラブのマッチングを行った。					
また、実際に働いた学生に対し、資質向上につなげるため、フォローアップ（自己評価及びクラブ関係者による評価の実施）を行った。					
実施結果（実績及び進捗）					
①放課後児童クラブ時間延長支援事業					
6市へ補助金の交付を行った。					
②放課後児童クラブ長期休暇期間開設支援事業					
1市へ補助金の交付を行った。					
③放課後児童クラブマッチングサポート事業					
15名の登録があり、7名（過年度登録者を含む）のマッチングを行った。					
成果及び評価（次期計画を含む）					
やまぐち子ども・子育て応援プランの主な数値目標の進捗状況					
指 標		単 位	基準値 (H30)	R5 年度 実績	目標数値 (R6 年度)
放課後児童クラブ待機児童数		人	430	483	0
(各年度5月1日時点※R2のみ7月1日)					
	R1	R2	R3	R4	R5
待機児童数	474人	290人	378人	510人	483人
関連する基本方針					
やまぐち未来維新プラン					
関連する個別計画					
やまぐち子ども・子育て応援プラン					
根拠法令（法律・条例）					
該当無し					
事業区分					
継続事業（平成31年度～）					

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	7,925	11,910	11,181
補正後予算額	11,610	11,109	11,077
決算額	9,877	10,832	10,775

(決算額及び予算額の著増減事項等) 令和3年度の補正予算については、単価上昇等による所要額を精査したもの。令和4年度の当初予算額の増加は、実施する市の増加によるもの。

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	10,269	下記(6)参照
旅費	116	職員出張旅費
需用費	390	コピー代、用紙代他
合 計	10,775	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般(県)	10,775	100.0
合 計	10,775	100.0

(5) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	9,272	10,457	10,269
補助金等の名称	山口県放課後児童クラブ総合支援事業費補助金	山口県放課後児童クラブ総合支援事業費補助金	山口県放課後児童クラブ総合支援事業費補助金
交付先名	宇部市 外5市町	宇部市 外6市町	宇部市 外6市町

(6) 令和5年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県放課後児童クラブ総合支援事業費補助金	
目的（趣旨）	各市町からの交付申請に対し補助金を交付する。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	山口県放課後児童クラブ総合支援事業費補助金交付要綱	
創設年度	令和元年度	
交付対象事業	・放課後児童クラブ時間延長支援事業 ・放課後児童クラブ長期休暇期間開設支援事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
補助対象経費及び補助率の概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
交付事務	運営費等（報酬、給料及び職員手当等、需用費、役務費等）	1/2
交付先及び交付金額		
交付先及び交付金額の状況		
・放課後児童クラブ時間延長支援事業		
交付先名		交付金額（円）
宇部市		2,870,000 円
防府市		3,468,000 円
下松市		1,938,000 円
長門市		204,000 円
美祢市		204,000 円
周南市		1,224,000 円
合計		9,908,000 円
・放課後児童クラブ長期休暇期間開設支援事業		
交付先名		交付金額（円）
山口市		361,000 円
申請及び交付件数	申請件数：7 件 交付件数：7 件	
補助金の効果測定		
市町の申請に対する交付金であるため、効果測定は実施していない。		

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	・ 補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 ・ 交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 ・ 実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。
有効性	・ 要綱において要件が適切に定められているか確認した。 ・ 実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問し、確認した。 ・ 補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 ・ 補助事業の分析や評価結果のフィードバックについて質問し、確認した。 ・ 効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）確認した。 ・ 本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検討した。
経済性・効率性	・ 当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検討した。 ・ 補助金交付先が大規模な事業者（財政余力のある事業者）である場合等、補助金支出の要否（必要性）をどのように判定しているか質問により確認した。

(8) 確認した証憑書類等

補助金交付要綱、交付申請書、審査書類、補助金チェックシート、交付決定通知書、実績報告書

(9) 監査の結果

【指摘】 県独自の補助金事業における効果測定の必要性について（有効性）

「山口県放課後児童クラブ総合支援事業費補助金」については、市町の申請に対する交付金であるため、県として特に目標指標を設定しておらず、効果測定も行っていない。当該事

業は、国の補助金では対象外となっている時間延長部分や長期休暇時の開設について特に支援が必要であると判断して県が独自に補助金を交付している事業である。

補助金は、地方自治法第 232 条の 2 の定めにより公益上必要がある場合には、法律や条例に基づくことなく行政目的に従って交付できる裁量性の高い給付である。そのため、特に県独自の補助事業や、国の補助金の上乗せ事業の場合にはその必要性を検証し、さらに県民にとって有効な事業とするため効果測定は必要不可欠であり、必ず実施する必要がある。

そのため、まずは市町と密に連携し、共有できる目標指標を設定し、市町と協力して適切に効果測定を行うべきである。

例えば、県は市町と協力して、当補助金に関連した支援により減少したと考えられる待機児童数を集計するとともに、当補助金に関して目指すべき現実的な待機児童減少数を慎重に検討し、当該目標待機児童減少数を当補助金における目標指標とする等の対応が考えられる。

【意見】事業目的達成のための効果的な指標の適切性について（有効性）

放課後児童クラブ体制整備緊急対策事業では、「小 1 の壁」の解消及び長期休暇期間中の受入体制の確保による、保護者が就業形態を変更せず安心して就労できる体制の整備を目指すことを将来像としている。その将来像を達成するための具体的な数値目標としては、やまぐち子ども・子育て応援プランにて他の事業とも連動して令和 6 年度までに放課後児童クラブ待機児童数ゼロを掲げている。

令和 5 年度の放課後児童クラブ待機児童数は 483 人であり、現時点で上記数値目標を達成することは困難と考えられる。そもそも上記（1）事業の概要の「成果及び評価（次期計画を含む）」に記載されているように、令和元年度から令和 5 年度までの待機児童数推移を見ても、大幅に改善されているとは言い難く、当該状況については今後、県として対応が必要となる。そのため、当事業における予算配分の適切性を判断するには、より適切な事業目的達成指標を設定・評価し、適切な PDCA を構築していかななくてはならない。そのためには、他の事業も含めた県全体での数値目標とは別に、当該事業独自の事業目的達成のための効果的な指標の設定が必要となる。

例えば、県は当事業に関連した取組により減少したと考えられる待機児童数を集計すると共に、当事業に関して目指すべき現実的な待機児童減少数を割り出し、当該目標待機児童減少数を事業目的達成指標とする等の対応が考えられる。

【意見】補助金事業における対象経費の妥当性について（有効性、経済性・効率性）

当補助金の対象となるのは、補助基準額という限度額はあるが、「放課後児童クラブ時間延長支援事業」においては、放課後児童クラブの平日 18 時以降の開所に要する経費であり、「放課後児童クラブ長期休暇期間開設支援事業」においては放課後児童クラブの長期休暇

期間の開設に要する経費である（どちらも飲食物費及び国庫補助金事業の対象として計上すべき経費を除く）。このように対象となる経費は、各事業に関連したものに限定されている。

対象経費内容及び金額等の妥当性については実績報告書にて確認しているが、当該報告書内容をサンプルチェックしたところ、確かに補助金交付要綱に規定のある様式で作成されており、現状は合规性に問題はない。しかしその報告書の内容は形式的かつ簡易であり、大部分は対象経費としての妥当性を判断する上で十分な情報であるとは言い難いものであった。例えば、実績報告の添付書類として「当該事業に係る歳入歳出決算（見込）書抄本」の提出を求めているが、補助金の対象経費の算定備考として「委託料のうち長時間開設加算委託料から対象分〇〇円」程度の記載しかなく、具体的にどのような経費であるのか、また需用費については、按分の妥当性も判断できないものであった。

確かに、実施主体が市町であるため、実績について一定の信頼性があることは理解できる。しかし当補助金はあくまで県の予算に基づき県が実施するものであり、対象経費の妥当性などについては、県が適切かつ十分に検証しなければ、予算執行の適切性の県民への説明責任が果たせない。そのため、県は経費の内容が分かるような様式の変更を検討する、定期的な現場監査を実施する等、経費の適切性が担保できる仕組みを構築すべきである。

13. 県内創業・事業承継促進事業（女性創業の支援）

（1）事業の概要

事業名	県内創業・事業承継促進事業（女性創業の支援）
担当部局課	産業労働部経営金融課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり 重点項目１：あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 重点項目２：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	
実施の背景（必要性）	
本県は、子育て世代の女性の労働力率が全国に比べ低い状況（M字カーブ）であり、子育て期に当たる女性労働力率の低下の解消や女性の活躍促進をさらに推し進めるため。	
目的	
女性創業者または創業希望者に対し、実践的創業セミナーを開催し、スキルアップを図るとともに、ネットワーク構築を支援し、持続的な成長を支える。	
達成時期	令和８年度
目指すべき将来像	

活躍する女性創業者が地域のロールモデルとなることにより、女性創業の成長の底上げと機運醸成が図られ、女性創業者が持続的に輩出される。

概要（内容）

①実践的女性創業セミナーの開催

事業計画の作成や経営者・ビジネスリーダーに必要な思考力、マーケティング能力、リスク管理能力など、より実践的な知識・技能を習得する講座を開催し、円滑な創業やビジネススキルの向上などを支援する。

②女性創業応援ミーティングの実施

女性創業者・創業予定者等に加え、金融機関や関係支援機関等の創業に関わる多様な主体の参加により、人的ネットワークの構築を支援。加えて、県内女性創業者による見本市を開催し、県内企業との交流の場を設け、新たなビジネス展開等を促進する。

概要図等



<実践的女性創業セミナー>



<セミナー後のビジネスプラン発表会>



<女性創業応援ミーティング見本市>



<女性創業応援ミーティング交流会>

主な実施主体

県

対象者

女性創業者・創業予定者

令和5年度の取組

①実践的女性創業セミナーの開催

事業計画の作成や経営者・ビジネスリーダーに必要となる思考力、マーケティング能力、リスク管理能力など、より実践的な知識・技能を習得する講座を開催し、円滑な創業やビジネススキルの向上などを支援する。

②女性創業応援ミーティングの実施

女性創業者・創業予定者等に加え、金融機関や関係支援機関等の創業に関わる多様な主体の参加により、人的ネットワークの構築を支援。加えて、県内女性創業者による見本市を開催し、県内企業との交流の場を設け、新たなビジネス展開等を促進する。

実施結果（実績及び進捗）

①実践的女性セミナーの開催

- ・事業計画やデザイン、DX時代に必要な法律知識等全7回の講座を開催（16名受講）
- ・加えてビジネスプラン発表会を実施。

②女性創業応援ミーティング

- ・女性創業者、創業予定者の交流会を2回（宇部市、山口市）開催
（参加者：宇部会場約30名、山口会場約40名）
- ・女性創業者の事業内容や商品を紹介する見本市を開催（山口市、参加者約80名）

成果及び評価（次期計画を含む）

- ・関係支援機関の支援による女性の創業者数はR5年度137件と目標の88件を上回った。
- ・実践的女性創業セミナーについて、参加者からは「すぐに行動できそうな内容で大変有意義だった」「ワークショップが多く、すぐ実践できて良かった。理解促進となった」「DXに対するハードルが下がった」など、有益だったとの声が大半だった。
- ・女性創業応援ミーティングについては、「繋がりができ、具体的な取引や協力などにつながった（つながりそうな）方がいた」「刺激を受けた」という声が多くあった一方で、「交流の時間が短い」「相手が誰か分からず話しかけづらかった」とか、プレゼンについて、時間の関係もあったが、「質疑応答の時間があった方が良かった」等の意見もあった。

関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	該当無し
根拠法令（法律・条例）	中小企業基本法
事業区分	継続事業（平成30年度から）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	8,596	8,596	7,737

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
補正後予算額	7,325	7,347	7,737
決算額	6,890	7,265	7,733

（決算額及び予算額の著増減事項等）講座内容の充実を図るための講師謝金増加及び広告宣伝費の増加により、直近 3 年間で決算額は増加傾向となっている。

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	7,733	下記 (6) 参照
合 計	7,733	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	3,866	49.9
その他	—	—
一般 (県)	3,867	50.0
合 計	7,733	100.0

(5) 委託料の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	6,890	7,265	7,733
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(公財)やまぐち産業 振興財団	(公財)やまぐち産業 振興財団	(公財)やまぐち産業 振興財団

(6) 令和 5 年度委託契約の概要

契約名	県内創業・事業承継促進事業実施業務（女性創業の支援）
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	・ 事業の管理運営 ・ 実践的女性創業セミナーの実施 ・ 女性創業応援ミーティングの実施
契約方法	随意契約

契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(公財) やまぐち産業振興財団
業者選定理由	国事業の経営相談所である「よろず支援拠点」の設置や女性創業応援会社への出資、創業コーディネータの配置など、創業支援に関するノウハウを有する。加えて同財団は、産業振興に関する中核的支援機関として、市町や民間企業、商工団体等関係機関との連携も図ることができるため。
予定価格	7,736,641 円 (税込)
契約金額	7,736,641 円 (税込) 決算額 7,733 千円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先 (1)	(一社)女性活躍委員会
再委託金額(1)	4,720,000 円 (税込)
再委託先 (2)	ライフスタイル(協)
再委託金額(2)	2,520,000 円 (税込)
検査の概要	
検査対象：業務委託仕様書のとおり、業務が実施されたか、否かについて確認した。 検査手法：業務報告書や元帳等により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格	

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合规性	不適切な再委託がされていないかについて検証した。
有効性	仮説や指標・目標が適切に設定されているか、また設定された指標・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているかについて検証した。 事業評価の適切性について検証した。
経済性・効率性	予定価格が適切に積算されているか、否かについて検証した。

(8) 確認した証憑書類等

執行伺、仕様書、業者選定伺、予定価格調書、見積書、競争入札等審査会（業務委託契約）、契約締結伺、委託契約書、再委託の承認に関する伺、再委託業務に係る仕様書、業務委託検査調書、業務完了報告書、請求書

（9）監査の結果

【指摘】再委託手続の合規性及び効率性について（合規性、経済性・効率性）

「県内創業・事業承継促進事業実施業務」の内、女性創業促進業務については予定価格 7,736 千円の 9 割を占める 7,240 千円が再委託されている。内訳は、4,720 千円（実践的女性創業セミナーの実施、再委託先（一社）女性活躍委員会）、2,520 千円（女性創業応援ミーティングの実施、再委託先ライフスタイル（協））である。各業務の仕様書についても、県が（公財）やまぐち産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）に依頼した仕様書と、産業振興財団が各再委託先に依頼した仕様書はほぼ同内容であった。さらに、産業振興財団における再委託先の選定方法は、プロポーザル方式を採用しているが、毎年度同一の再委託先に業務が委託されている結果となっており、女性創業促進業務については、再委託先 2 者に対しての再委託率が高いため、外観的にはほぼ丸投げに見える状態が継続している。

再委託については、その経済的合理性や効率性を損なうことがないように、適正化通知において、契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託することが禁止されるとともに、契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託を履行する能力等について審査し、承認を行う等とされている。必要な手続が取られていたとしても、随意契約によることとした理由と不整合とならないかについての合理的理由による説明が必要である。

加えて、当初から再委託を予定している事業であるなら、「当初から再委託を予定している場合の手続」（適正化通知 4（5））に則り、必要な手続を取り、県と産業振興財団との契約書に再委託について記載することにより、別途必要とされている再委託承認手続を省略することができる。この契約時点で再委託先の業務の範囲（必要事項）を明記し、委託先と再委託先の業務の範囲を明確にしておけば、県民に「丸投げ」や「禁止されている一括再委託」という疑念を抱かれることはないと考える。さらに、外郭団体については、「外郭団体等に対する指導又は要請」（適正化通知 5）において、「県が一定の政策目的を達成するために設立された団体（外郭団体）と契約を締結している場合において、当該外郭団体が第三者と行う契約のうち、恒常的に再委託を行う必要がある契約については、県との契約書等において、再委託に係る業務の契約手法を明記するとともに、特定の者とのみ契約を締結する必要があるものについては、その理由も明示すること。」と記載されている。

これは、「通知」であるから、必須ではないと考えるなら「取扱要領」に盛り込む必要もあると考える。外郭団体に委託した業務のほとんどが毎年度同一の再委託先に委託されて

いる状況を踏まえ、業務を効率的に実施する観点からも現状の契約方法の適切性について再検討を行う必要がある。

【指摘】外郭団体が契約する再委託契約における指導の適切性について（合規性）

上記「指摘」については、県と外郭団体との再委託のある契約についてであるが、外郭団体と委託先についての再委託のある契約については、「当該団体が通常行う調達についても、県の取扱いに準拠することを指導すること。」（適正化通知5 なお書き）と記されており、担当課は、産業振興財団が再委託先のある委託契約を締結する場合には、契約事務が効率的に実施されるよう指導をしなければならないが、出来ていなかった。（「13-1. 県内創業・事業承継促進事業（女性創業の支援）【意見】県からの業務受託の在り方及び再委託契約について」参照）

県は、当該通知に従って、外郭団体が契約する再委託契約についても、適切に締結されるよう、指導する必要がある。

【意見】委託する業務の単位の見直しについて（有効性、経済性・効率性）

県が産業振興財団に委託している「県内創業・事業承継促進事業実施業務」は、①創業支援コーディネータ配置業務、②創業総合ポータルサイトシステム運用・保守管理及びデータ、コンテンツ管理業務、③後継者育成支援プログラム実施業務、④女性創業促進業務の4つの業務から構成されている。

県が産業振興財団に対して随意契約により業務を委託する際の業者選定理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」となっているが、委託業務を個別に見た場合、女性創業促進業務については、上記「指摘」において述べたとおり再委託率が高いため外観的にはほぼ丸投げに見える状態であり、これは、産業振興財団以外に女性創業促進業務を適切に遂行できる団体が他にあるとも考えられることから、上記業者選定理由に基づいて産業振興財団に業務を委託する必要性は大きくないとも捉えられる。しかし、実際は、産業振興財団が県の外郭団体として、各再委託先（当該委託業務のみでなく）への指導や伴走を行いながら、委託先業者を育て、さらに県の外郭団体としてノウハウを蓄積するという重要な役割があり、この役割を果たすべく事業を実施されていることは推察できる。

したがって、上記「指摘」による契約方法の変更を含め、委託する業務の単位の見直しや、直接再委託先に業務を委託できないか等、総合的に再検討を行う必要があると考える。

【意見】委託業務における予定価格の検証証跡について（合規性）

委託業務における予定価格の算定に際しては予定価格調書が作成され、業者選定時の決裁時に合わせて予定価格算出根拠の確認・決裁が行われている。

また、予定価格算出根基として、毎年度の業務委託先である産業振興財団から参考見積が徴取されており、当該見積の額が予定価格とされている。

しかし、参考見積の内訳を確認したところ、大半の項目について「単価×数量」の計算にて予定価格の積算が行われている一方で、数量の部分が“一式”となっている項目もあり、予定価格調書に添付されている参考見積のみでは予定価格の算定根基が妥当か、否かについて確認することはできなかった。

なお、県の担当者によれば、参考見積の金額は過年度の予定価格等との比較を行っており、また数量が一式となっている部分についても内訳資料を入手し確認しているとのことであったが、予定価格調書ではそのような検証の証跡が確認できなかった。

したがって、担当課は、予定価格の算定に際して入手した参考見積については、検証した結果を証跡として残す必要がある。

13-1. 県内創業・事業承継促進事業（女性創業の支援）（（公財）やまぐち産業振興財団）

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
委託料	7,737	7,733
合計	7,737	7,733

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
委託料	7,243	7,240
事務費	494	493
（旅費）	—	(11)
（需用費）	—	(357)
（役務費）	—	(125)
合計	7,737	7,733

(2) -1 令和5年度の委託契約の概要

契約名	実践的女性創業セミナー
契約期間	(当初) 令和5年6月23日～令和6年1月31日

	(変更後) 令和 5 年 6 月 23 日～令和 6 年 2 月 9 日
業務内容 (仕様)	実践的女性創業セミナーの実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	財務規程第 29 条第 2 項第 2 号
委託業者名	(一社) 女性活躍委員会
業者選定理由	実践的女性創業セミナーは、女性創業者・創業予定者に対して円滑な創業やビジネススキルの向上などを支援するために、実践的な知識・技能を習得するための講座を開催するものであることを踏まえ、提案書と体制等の比較検討により選定することが適切であることから、競争入札参加者名簿の大分類 7 企画・制作に掲載又は申請中の業者を対象に公募型プロポーザルを実施し、1 者の提案があり審査基準に基づいた評価項目の配点基準を満たした (一社) 女性活躍委員会を選定。
予定価格	4,720,000 円 (税込)
委託契約金額	4,720,000 円 (税込)
変更契約の有無	有り
変更契約の理由	委託契約先から、事業実施が 1 月後半までかかり、経費の一部について請求書受領が遅延し、精算処理に時間を要している旨の申し出があったため。
変更後契約金額	4,720,000 円 (税込)
再委託の有無	有り
再委託先	(特非) やまぐちレーテ子育て Bambini
再委託金額	託児従事者 1 名につき 2,500 円/時間 事務コーディネート費 7,000 円 幼児スポーツ安全保険料 800 円/人 スポーツ安全保険手続き費 140 円/回 (すべて税込)
検査の概要	
検査対象：実績報告	
検査手法：書面審査	
検査結果：合格	

(2) -2

契約名	女性創業応援ミーティングの実施業務
契約期間	令和 5 年 11 月 8 日～令和 6 年 2 月 29 日

業務内容（仕様）	女性創業応援ミーティングの実施 （①人的ネットワークの構築、②メッセの開催）
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	財務規程第 29 条第 2 項第 2 号
委託業者名	ライフスタイル協同組合
業者選定理由	女性創業応援ミーティングの実施は、女性創業者・創業予定者の新たなビジネス展開等を促進するために、多様な主体の参加により人的ネットワークの構築等を支援する事業であることを踏まえ、提案書と体制や実績等の比較検討により選定することが適当であることから、競争入札参加資格者名簿の大分類 7 企画・制作に掲載又は申請中の業者を対象に公募型プロポーザルを実施し、2 者の提案があり、最高得点者であるライフスタイル協同組合を選定。
予定価格	2,520,000 円（税込）
委託契約金額	2,520,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：実績報告	
検査手法：書面審査	
検査結果：合格	

（3）特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合规性	不適切な再委託の有無について確認した。
有効性	仮説や指標・目標が適切に設定されているか、また設定された指標・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているかについても検証した。 事業評価の適切性について検証した。
経済性・効率性	予定価格が適切に積算されているか、否か検証した。

（4）確認した証憑書類等

物品調達当審査会開催伺、物品調達当審査会、物品調達当審査会結果、参考見積、予定価格調書、予定価格に係る伺、プロポーザル審査委員会設置要綱、プロポーザル資料（提案書、見積書等）、プロポーザル審査会に係る報告書、業者選定伺、再委託に関する県への

承認申請伺、県からの再委託承認通知、契約締結伺、委託契約書、契約変更伺、変更再委託に関する県への承認申請伺、県からの変更再委託承認通知、変更契約書、実績報告書、業務委託検査調書、検査調書、請求書

(5) 監査の結果

【指摘】再委託手続の合规性について（合规性）

(2) -1「実践的女性創業セミナー」に係る仕様書では、「5 委託の範囲 (2) 実践的創業講座の実施」において、「セミナーカリキュラムの企画」、「講師、会場、必要機材の手配及び会場設営」、「セミナーの運営」等が記載されているが、委託先業者である（一社）女性活躍委員会（以下「女性活躍委員会」という。）は、これらの業務に関連してコーディネート費を女性活躍委員会の代表理事が個人事業主である企業や他の理事が代表者である会社へ支払を行っている。このことについては、利益相反取引に該当するため、まずは、プロポーザル審査の時点で、女性活躍委員会の利益相反取引に関する意思決定に係る規程の確認及び、再委託金額の妥当性について確認する必要がある。

次に、再委託の段階で再委託の承認手続が必要であるが、産業振興財団の担当者によれば、講師に対する謝金と同様に捉え、再委託には該当しないとの認識であるとの説明であったが、セミナーのコーディネートという業務の実施を第三者に依頼し、請求を受けているという点に鑑みれば、形式的にはセミナーのコーディネートに関する業務を委託先業者から他の業者に再委託していると考えられる。ここで、産業振興財団と委託先業者との間で作成されている委託契約書の第11条において、本業務を第三者に委託する際には産業振興財団の書面による承認を受ける必要がある旨が規定されている。

したがって、上記コーディネートに関する業務については、実質的にも形式的にも問題がないように再委託に関する手続を適正に行う必要がある。

【意見】県からの業務受託の在り方及び再委託契約について（有効性、経済性・効率性）

「13. 県内創業・事業承継促進事業」における「指摘」でも記述したように、産業振興財団は、県内創業・事業承継促進事業実施業務の内、女性創業の促進業務については、県から業務を受託する段階で既に他の事業者にも業務を再委託することを前提にしており、県と産業振興財団において、二重の委託契約手続事務が発生している。県との契約に関しては、「丸投げ」や「禁止されている一括再委託」という疑念を解消する観点及び再委託先の委託業者との契約手続（県と二重）の事務を軽減（削減）する観点から、効率的かつ経済的な契約方法となるよう再委託契約も含め、県との契約の段階で契約書に明示することについて、県と十分協議し検討いただきたい。

さらに、産業振興財団においても県と同様、当初から再委託を予定している場合には、委託先との契約に必要事項を明示することにより再委託の承認手続を省略することができる

ため、事務（二重の事務の排除）及び業務（一つの契約により業務が開始できる）の効率化の観点から再度契約事務について整理し、適切に実施する必要がある。

【意見】公募型プロポーザルにおける応募者増加に向けた取組について（経済性・効率性）
直近における実践的女性創業セミナー及び女性創業応援ミーティングの実施業務に関する公募型プロポーザルの実施状況については下表のとおりである。

<実践的女性創業セミナー>

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
応募者数	1	1	1
委託先名	（一社）女性活躍委員会		

<女性創業応援ミーティング>

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
応募者数	1	2	2
委託先名	ライフスタイル協同組合		

上表のとおり、公募型プロポーザルを実施しているものの、応募者が 1 者ないし 2 者の状況が継続しており、公募型プロポーザルが本来意図している競争原理を働かせるという意図が十分に機能しているとは言えない。

したがって、県からの業務の受託及び再委託を行っている現状を前提にすれば、プロポーザル参加者を増やす工夫を検討する必要がある。

【意見】実践的女性創業セミナーにおける受講料の見直しについて（経済性・効率性）

(2) -1「実践的女性創業セミナー」の受講料は、県と産業振興財団との間の委託契約に係る仕様書に基づき、全講座受講で 1 人当たり 10,000 円（税込）と決められている。

セミナーは、最後のビジネスプラン発表会を含め全 8 回実施されており、また各回の講師は DX の分野の専門家等がセミナーを実施しており、1 人当たり 10,000 円では内容に比して安価と考えられる。

人件費高騰や物価高が進んでいる近年の経済状況を踏まえると、受講料の引き上げについて県と十分協議し検討いただきたい。

【意見】受講者数増加に向けた取組について（有効性）

(2) -1「実践的女性創業セミナー」の実施業務委託仕様書上は、セミナーの受講者数を30名程度と想定しているが、実際の受講者数は令和3年度が18名、令和4年度が17名、令和5年度が16名となっており、仕様書に記載の人数との間に乖離が生じている。

令和5年度のセミナーの受講者は、主にFacebook、チラシ、知人からの紹介により受講を申し込んでいるが、産業振興財団は仕様書で想定されている受講者数を確保できるよう、商工会議所との連携やInstagramの活用等、更なる多様な工夫をする必要がある。

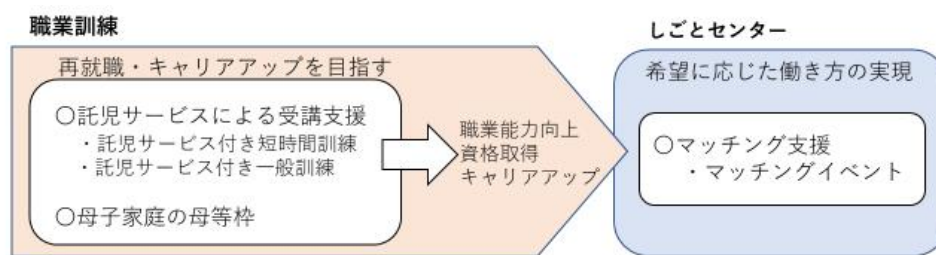
14. 子育て女性等の活躍応援事業

(1) 事業の概要

事業名	子育て女性等の活躍応援事業
担当部局課	産業労働部労働政策課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり	
重点項目1：あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
重点項目2：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	
基本目標Ⅲ：男女が健康で安心安全に暮らせる社会づくり	
重点項目6：男女間における暴力の根絶	
重点項目8：みんなが安心して暮らせる社会づくり	
実施の背景（必要性）	
結婚、出産、育児等を契機に離職した女性の多くが、経済的な理由により再就職を希望していることから、職業能力の向上を図り、好待遇での就職やキャリアアップを支援する必要がある。	
目的	
職業訓練の実施を通じた就職するうえで必要となる能力の開発・向上により、働く意欲のある子育て女性等の就職を促進する。	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
働くことを希望しており、特に、経済的理由から、より好待遇での就職を希望する女性の再就職を実現し、女性の活躍促進と地域経済を支える労働力人口の増加につなげる。	
概要（内容）	
長期間職に就いていない子育て中の女性や母子家庭の母等を対象に、民間訓練機関を活用した委託訓練を実施する。	
○託児サービスを付加した委託訓練	

- ・子育て等にかかる時間に配慮して、通常の訓練（1日6時間）より短時間（1日4時間）に設定した訓練（定員20人×2コース）
 - ・一般訓練に託児サービスを付加した訓練（託児枠4人×10コース）
- 離職者等再就職訓練の定員に母子家庭の母等枠を設定（定員60人）
- ※職業訓練の修了生等が希望に応じた働き方を実現できるよう、しごとセンターにおいて「マッチングイベント」を実施する。（別事業）

概要図等



主な実施主体	県
対象者	子育て等により長期間職に就いていない女性や母子家庭の母等

令和5年度の取組

概要（内容）のとおりのとおり

実施結果（実績及び進捗）

【訓練実績】（令和6年3月31日現在）

（単位：人、％）

年度	定員		入校		修了①		就職②		就職率②/①	
R1	140	$\frac{80}{60}$	45	$\frac{37}{9}$	44	$\frac{36}{9}$	26	$\frac{21}{6}$	59.1	$\frac{58.3}{66.7}$
R2	140	$\frac{80}{60}$	47	$\frac{37}{11}$	47	$\frac{37}{11}$	28	$\frac{22}{7}$	59.6	$\frac{59.5}{63.6}$
R3	140	$\frac{80}{60}$	50	$\frac{38}{12}$	50	$\frac{38}{12}$	33	$\frac{25}{8}$	66.0	$\frac{65.7}{66.6}$
R4	140	$\frac{80}{60}$	54	$\frac{47}{7}$	52	$\frac{45}{7}$	33	$\frac{28}{5}$	63.4	$\frac{62.2}{71.4}$
R5	140	$\frac{80}{60}$	41	$\frac{38}{3}$	40	$\frac{37}{3}$	20	$\frac{18}{2}$	50.0	$\frac{48.6}{66.7}$

※上段：託児付きの職業訓練 下段：母子家庭の母等別枠（定員に上乗せ）

※就職率：訓練終了後3か月経過しておらず就職実績未確定の訓練コースがある場合は未算出

※託児と母子が重複する者は、内訳を延人数で計上するため、合計と一致しない場合がある。

成果及び評価（次期計画を含む）	
25 歳から 44 歳までの働く女性の割合：75.6%（平成 29 年度）→ 80.8%（令和 4 年度） ※就業構造基本調査 ・平成 29 年度の事業開始以降、当事業を通じた女性の新規就業は 172 名に上る。 ・また、25 歳から 44 歳までの働く女性の割合は 75.6%（平成 29 年度）→ 80.8%（令和 4 年度）、65 歳から 69 歳までの働く男女の割合は 45.4%（平成 29 年度）→ 50.9%（令和 4 年度）（令和 4 年度就業構造基本調査）といずれも上昇しており、本事業の実施により子育て女性等の再就職の実現に一定の効果があったと評価する。 ・昨今の雇用情勢の改善の中、求職者は訓練受講よりも早期就職を優先する傾向にあること等により、入校者は定員を下回っている状況であるが、子育て等により時間に制約がある女性も受講しやすくなるよう、短期間・短時間で訓練の実施や託児サービスの提供等、子育て中の女性等のニーズに幅広く対応したメニューを設け職業能力の向上を図り、女性の好待遇での就職やキャリアアップを支援することが重要と考えている。 ・今後は関係機関とも連携し、訓練の周知等を工夫し受講生の確保に努めるとともに、訓練ニーズ等を把握して適宜見直しを図りながら、同水準で本事業を継続していくことが必要であると考え。	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	やまぐち産業労働プラン
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（平成 29 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	59,185	59,185	50,785
補正後予算額	21,416	21,124	11,592
決算額	19,158	18,954	9,723

（決算額及び予算額の著増減事項等）令和 5 年度より、職場体験と組み合わせた短期研修を廃止したため、予算額が減少している。

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
報償費	759	就職支援経費
委託料	8,964	訓練委託経費等
合 計	9,723	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	9,723	100.0
その他	—	—
一般	—	—
合 計	9,723	100.0

(5) 委託料の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	18,828	18,723	8,964
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(学)YIC 学院 外 16 件	(学)YIC 学院 外 9 件	(有)ビジネススクール・オカモト 外 5 件

(6) -1 令和 5 年度委託契約の概要

契約名	PC ステップ科 (防府)
契約期間	令和 5 年 12 月 1 日～令和 6 年 2 月 29 日
業務内容 (仕様)	離職者の為の託児サービス付き職業訓練
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(有)ビジネススクール・オカモト
業者選定理由	公募型プロポーザル方式による業者選定
予定価格	6,468,000 円 (税込)
契約金額	2,119,200 円 (税込)

変更契約の有無	無し（但し、当初契約額を上限額として契約し、委託契約終了時に、訓練生が中途退校した場合や託児サービスの実績を算定して、精算払いとしている。）
変更後契約金額	2,052,000 円（税込）※（精算額）
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：PC ステップ科を適切に実施したかどうかについて確認した。	
検査手法：提出された成果報告書から適正に業務が実施されているかどうかについて確認した。	
検査結果：合格（適正に業務を遂行している）	

(6) -2

契約名	情報ビジネスワーク科（下松）（内託児 2 名、母子 1 名分）
契約期間	令和 5 年 5 月 25 日～令和 5 年 8 月 24 日
業務内容（仕様）	職業訓練
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(有)ビジネススクール・オカモト
業者選定理由	公募型プロポーザル方式による業者選定
予定価格	1,359,600 円（税込）（委託全体額 4,659,600 円（税込））
契約金額	844,800 円（税込）（委託全体額 4,144,800 円（税込））
変更契約の有無	無し（但し、当初契約額を上限額として契約し、委託契約終了時に、訓練生が中途退校した場合や託児サービスの実績を算定して、精算払いとしている。）
変更後契約金額	651,636 円（税込）（委託全体額 3,844,386 円（税込））※精算額
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：情報ビジネスワーク科を適切に実施したかどうかについて確認した。	
検査手法：提出された成果報告書から適正に業務が実施されているかどうかについて確認した。	
検査結果：合格（適正に業務を遂行している）	

(6) -3

契約名	医薬品登録販売者養成科（周南）（内託児 3 名分）
契約期間	令和 5 年 6 月 27 日～令和 5 年 10 月 26 日
業務内容（仕様）	職業訓練
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3（3）イ
委託業者名	（学）YIC 学院
業者選定理由	公募型プロポーザル方式による業者選定
予定価格	1,478,400 円（税込）（委託全体額 5,658,400 円（税込））
契約金額	1,030,000 円（税込）（委託全体額 4,990,000 円（税込））
変更契約の有無	無し（但し、当初契約額を上限額として契約し、委託契約終了時に、 訓練生が中途退校した場合や託児サービスの実績を算定して、精算 払いとしている。）
変更後契約金額	1,016,550 円（税込）（委託全体額 4,756,550 円（税込））※精算額
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：医薬品登録販売者養成科を適切に実施したかどうかについて確認した。 検査手法：提出された成果報告書から適正に業務が実施されているかどうかについて確認した。 検査結果：合格（適正に業務を遂行している）	

(6) -4

契約名	経理事務・会計科（岩国）（内母子 1 名分）
契約期間	令和 5 年 7 月 6 日～令和 5 年 12 月 5 日
業務内容（仕様）	職業訓練
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3（3）イ
委託業者名	（学）YIC 学院
業者選定理由	公募型プロポーザル方式による業者選定
予定価格	275,000 円（税込）（委託全体額 5,500,000 円（税込））
契約金額	275,000 円（税込）（委託全体額 5,225,000 円（税込））

変更契約の有無	無し（但し、当初契約額を上限額として契約し、委託契約終了時に、訓練生が中途退校した場合や託児サービスの実績を算定して、精算払いとしている。）
変更後契約金額	275,000 円（税込）（委託全体額 5,005,000 円（税込））※精算額
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：経理事務・会計科を適切に実施したかどうかについて確認した。 検査手法：提出された成果報告書から適正に業務が実施されているかどうかについて確認した。 検査結果：合格（適正に業務を遂行している）	

(6) -5

契約名	経理事務 FP 科（周南）（内母子 1 名分）
契約期間	令和 5 年 11 月 17 日～令和 6 年 3 月 15 日
業務内容（仕様）	職業訓練
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(有)ビジネススクール・オカモト
業者選定理由	公募型プロポーザル方式による業者選定
予定価格	220,000 円（税込）（委託全体額 5,060,000 円（税込））
契約金額	220,000 円（税込）（委託全体額 4,840,000 円（税込））
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：経理事務 FP 科を適切に実施したかどうかについて確認した。 検査手法：提出された成果報告書から適正に業務が実施されているかどうかについて確認した。 検査結果：合格（適正に業務を遂行している）	

(6) -6

契約名	医療・調剤事務科（岩国）（内託児 1 名（子 2 名）分）
契約期間	令和 5 年 11 月 30 日～令和 6 年 3 月 29 日
業務内容（仕様）	職業訓練

契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(学) YIC 学院
業者選定理由	公募型プロポーザル方式による業者選定
予定価格	1,721,280 円 (税込) (委託全体額 5,241,280 円 (税込))
契約金額	584,400 円 (税込) (委託全体額 3,224,400 円 (税込))
変更契約の有無	無し (但し、当初契約額を上限額として契約し、委託契約終了時に、訓練生が中途退校した場合や託児サービスの実績を算定して、精算払いとしている。)
変更後契約金額	578,400 円 (税込) (委託全体額 3,053,400 円 (税込)) ※精算額
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：医療・調剤事務科を適切に実施したかどうかについて確認した。 検査手法：提出された成果報告書から適正に業務が実施されているかどうかについて確認した。 検査結果：合格 (適正に業務を遂行している)	

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した (随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。 安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検討した (長期継続の有無を含む)。 委託業務の検査 (履行確認) が適正に行われていることを確認した。 また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 業務委託契約の情報公開 (公表対象となる契約について) の状況を確認した。
有効性	委託契約の内容が実行可能かどうか確認した。

監査要点	実施手続
	委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。
経済性・効率性	委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか確認した。

(8) 確認した証憑書類等

執行伺、業者選定伺、委託業務に係るプロポーザル応募要項、プロポーザル集計表、見積書、契約締結伺、委託契約書、仕様書、個人情報取扱事項、成果報告書、検査職員任命伺、業務委託検査調書、業務委託検査報告書、請求書

(9) 監査の結果

【指摘】起案文における決裁日の記入漏れについて（合规性）

起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って適正手続きに則り対応したことを記録する点で内部統制上も重要な文書である。しかし、決裁日の記載自体がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できない。

上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず保存文書としては不完全となる。

したがって、起案日及び決裁日の明示及び記載手段として容易な消去を誘引することがないような適正手続きが求められる。

【意見】仕様書の保管体制について（有効性）

仕様書は、委託契約において業務委託の成功に必要な文書であり、委託（受託）業務の内容、手順、各工程の日程、納入する成果物の仕様、数量、機能、納期、提出場所、業務実施場所、業務の実施条件など業務委託に関する仕様を書面等で定めて委託者及び受託者の認識を共有するものである。そこで仕様書は委託契約書と併せて保管する必要がある。

子育て女性等の活躍応援事業においては、令和5年8月31日までの委託事業については、仕様書は委託契約書と併せて保管されておらず、速やかに確認できる保管体制となっていなかった。これは各訓練コースの細かな業務委託内容については、「別表」を別途作成しているが、各訓練コースに共通するものについては仕様書という形で作成されているためである。そのため仕様書は別途保管していた。なお、令和5年9月1日以降の委託事業については仕様書を委託契約書と併せて速やかに確認できる保管体制となっている。

仕様書は、委託契約に不可欠な文書であり、委託契約書にも記載される重要な文書である。したがって、仕様書は委託契約書と併せて速やかに確認できる保管体制とすることが必要であると考ええる。

【意見】子育て女性等の活躍応援事業における訓練コースの定員数と入校数について（有効性、経済性・効率性）

子育て女性等の活躍応援事業における訓練コースの定員数は140名のところ、入校者数は令和元年度から令和5年度にかけて41名から54名の間で推移している。特に母子家庭の母等別枠においては定員60名のところ令和5年度は3名と入校者がかなり少ない状況である。また25歳から44歳までの働く女性の割合（就業率）についても令和4年度は全国平均81.1%であるのに対し、山口県は80.8%と全国平均を僅かではあるが下回っている。

このような状況の下、訓練コースの入校者数を定員数に少しでも近づけるようにするため、母子家庭においては受講者が希望する訓練ができるよう訓練コースの拡充を図ることが望ましいと考える。そのためには、どのようなコースを希望するのかのアンケート等を実施しニーズを把握することも有効と考える。さらに訓練コースの募集は、主にハローワークを通じてアナウンスされるが、それ以外の方法も検討し、普及に努めていただきたい。

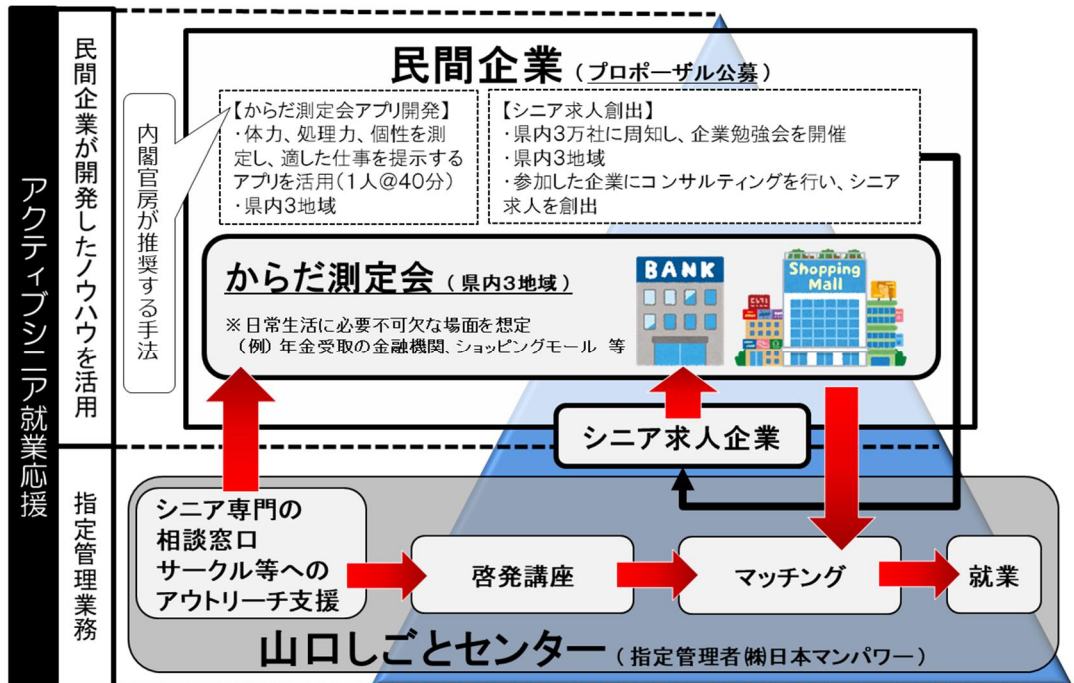
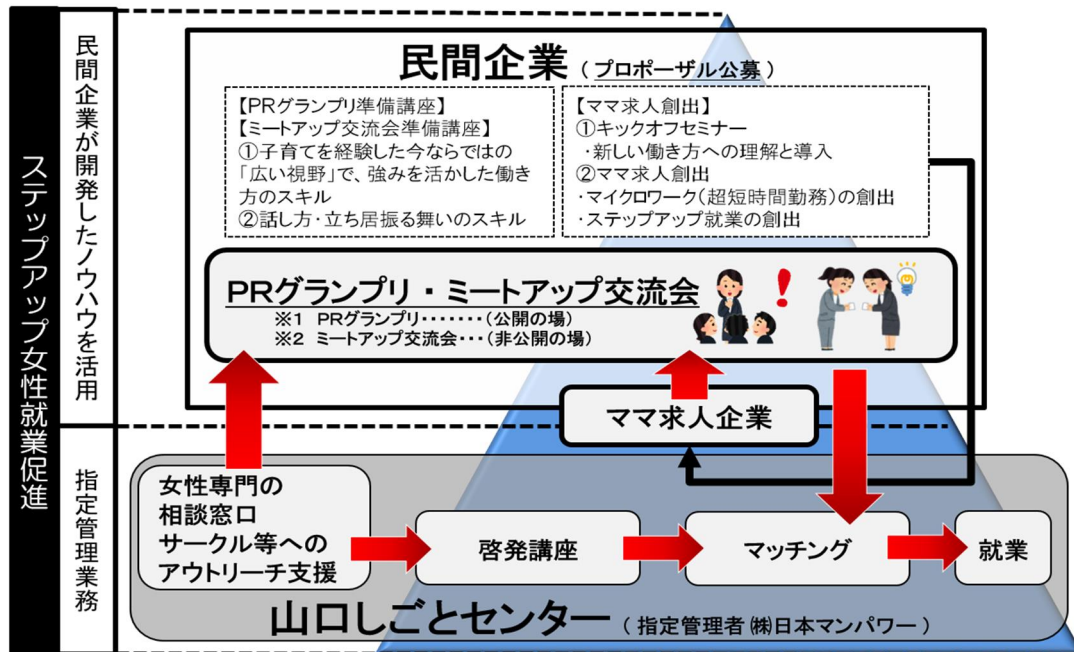
15. 女性・シニア新規就業促進事業

（1）事業の概要

事業名	女性・シニア新規就業促進事業
担当部局課	産業労働部労働政策課
男女共同参画基本計画における施策区分	

基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり	
重点項目 2：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	
基本目標Ⅲ：男女が健康で安心安全に暮らせる社会づくり	
重点項目 8：みんなが安心して暮らせる社会づくり	
実施の背景（必要性）	
時間的制約のある子育て女性等や体力面に不安を抱える高齢者の就業意欲が高まっていることから、これまで以上に多様な就業機会を創出することや、潜在的な即戦力を就業に結びつける新たな手法の構築、働きやすい職場環境整備の支援を行う必要がある。	
目的	
未就業の女性やシニアの多様なニーズに応じた就業機会の創出 企業等における女性の就業継続及び職域拡大	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
子育て女性等の未就業女性の働き方のニーズや、就業に向けた意欲を潜在的に持っているシニアのニーズを、求人条件のミスマッチを解消する先進的取組を実施している民間企業のノウハウを活用することにより、新たな就業支援ローカルモデルを構築し、未就業女性やシニアの希望に応じた就業を促進する。 女性が働きやすい職場環境が整備されることにより、企業等における女性の就業継続及び職域拡大を図る。	
概要（内容）	
○ステップアップ女性就業促進 ・女性の時間的制約に応じた雇用の創出 ・就業意欲の喚起・マッチング（子育て経験等を強みとした仕事への活用につなげる就業支援） ○アクティブシニア就業応援 ・シニアの知識や経験・体力に応じた新たな雇用の創出 ・就業意欲の喚起・マッチング（未就業シニアの潜在能力や個性を活かす就業支援） ○女性活躍促進施設整備補助金 ・女性の職域拡大等に向けた働きやすい職場環境の整備支援	

概要図等



主な実施主体

県

対象者

県内在住の未就業女性及び高齢者、県内企業等

令和 5 年度の取組				
概要（内容）のとおりに				
実施結果（実績及び進捗）				
○ステップアップ女性就業促進（R2～）				
【女性向け就業喚起講座】			【企業向けセミナー】	
年度	講座数	参加者数(延べ)	年度	参加企業数
R2	4 回	204 名	R2	57 社
R3	5 回	359 名	R3	61 社
R4	5 回	448 名	R4	72 社
R5	5 回	341 名	R5	46 社
【マッチングイベント】				
年度	参加女性数 A	参加企業数	新規就業者数 B	就職率 B/A
R2	43 名	55 社	28 名	65.1%
R3	51 名	51 社	36 名	70.6%
R4	63 名	66 社	40 名	63.5%
R5	60 名	65 社	41 名	68.3%
○アクティブシニア就業応援（R2～）				
【シニア向け就業喚起講座】			【企業向けセミナー】	
年度	参加者数(延べ)		年度	参加企業数
R2	495 名		R2	66 社
R3	135 名		R3	24 社
R4	123 名		R4	123 社
R5	86 名		R5	20 社
○女性活躍促進施設整備補助金（H30～）				
年度	交付件数	交付金額		
H30	11 件	8,125 千円		
R1	21 件	15,322 千円		
R2	21 件	11,483 千円		
R3	21 件	15,827 千円		
R4	15 件	9,577 千円		
R5	22 件	12,164 千円		

成果及び評価（次期計画を含む）	
・R2年度の事業開始以降、当事業を通じた女性の新規就業は145名、女性活躍促進施設整備補助金の交付件数は111件、72,498千円に上る。 ・また、25歳から44歳までの働く女性の割合は75.6%（平成29年度）→80.8%（令和4年度）、65歳から69歳までの働く男女の割合は45.4%（平成29年度）→50.9%（令和4年度）（令和4年度就業構造基本調査）といずれも上昇しており、本事業の実施により未就業女性等の就業意欲喚起、就業促進及び女性が働きやすい職場環境の整備について一定の効果があったと評価する。 ・しかしながら、県内企業の「法を上回る短時間勤務制度」導入は23.7%、「変形労働時間制度・フレックスタイム制度」導入は27.8%、「テレワーク・在宅勤務制度の導入・活用」は16.3%（令和5年度働き方改革推進実態調査）にとどまり、多様な働き方の導入による雇用創出が十分でないという課題がある。 ・未就業女性の大半は、短時間勤務やテレワークなどの柔軟な働き方を望んでおり、希望する形で働ける県内企業の選択肢が少ないため、就業を断念している事例も多く存在すると推測される。 ・今後、さらなる労働力人口の減少が進む中で、女性やシニア等の活躍推進はさらに重要となることから、これまでの就業促進の取組を継続するとともに、時間や場所に捉われない多様な働き方が可能となる県内企業の雇用の創出を推進する取組を強化する必要があると考える。	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	やまぐち産業労働プラン
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（平成30年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	39,638	40,984	37,553
補正後予算額	38,190	34,753	34,511
決算額	37,958	34,307	32,642

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	20,050	下記 (6) 参照
負担金、補助及び交付金	12,164	下記 (8) 参照
旅費	234	職員出張旅費等
需用費	194	封筒代等
合 計	32,642	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	10,025	30.7
その他	—	—
一般 (県)	22,617	69.3
合 計	32,642	100.0

(5) 委託料の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	21,939	24,551	20,050
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(特非) あっと 外 1 件	(特非) あっと 外 1 件	(特非) あっと 外 1 件

(6) -1 令和 5 年度委託契約の概要

契約名	令和 5 年度ステップアップ女性就業促進事業実施業務
契約期間	令和 5 年 5 月 15 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容 (仕様)	(1) 未就業女性に対する就業意欲喚起の取組の実施 (2) 未就業女性の時間的制約に対応した新たな雇用形態の創出 (3) 未就業女性と求人企業のマッチングの実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ

委託業者名	(特非) あっと
業者選定理由	公募型プロポーザルによる審査の結果、最も高い得点を得たため
予定価格	12,307,740 円 (税込)
契約金額	12,307,740 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務内容（仕様）のとおり	
検査手法：成果報告書による書面検査	
検査結果：合格	

(6) -2

契約名	令和 5 年度やまぐち働き方改革支援センター運営業務委託（シニア世代就業応援事業）
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	(1) 未就業シニアに対する就業意欲喚起 (2) シニアの潜在能力や個性に対応した新たな雇用創出 (3) 未就業シニアと求人企業のマッチングの実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(株)日本マンパワー
業者選定理由	山口しごとセンターの指定管理者であり、当該業務を適正に実施できると認められる。
予定価格	7,741,800 円 (税込)
契約金額	7,741,800 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務内容（仕様）のとおり	
検査手法：業務実績報告書による書面検査	
検査結果：合格	

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	15,827	9,577	12,164
補助金等の名称	女性活躍促進施設整備補助金	女性活躍促進施設整備補助金	女性活躍促進施設整備補助金
交付先名	(株)異設計コンサルタ ント 外 20 件	防府通運(株) 外 14 件	徳山興産(株) 外 21 件

(8) 令和 5 年度補助金等の概要

補助金等の名称	女性活躍促進施設整備補助金		
目的（趣旨）	企業等における女性の就業継続及び職域拡大		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	女性活躍促進施設整備補助金交付要綱		
創設年度	平成 30 年度		
交付対象事業	女性が働きやすい職場環境づくりに資する施設等の新設・改修		
補助対象経費及び補助率（限度額）			
概要			
補助対象経費の概要		区分	補助率（限度額）
・女性専用施設（トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室等）の新設・改修 ・安全確保施設（監視カメラ、街灯等） ・福利厚生施設等で知事が認めるもの（調理・保温設備等）		大企業	1/2（50 万円）
		中小企業	1/2（100 万円）
交付先及び交付金額			
合計 22 件 12,164 千円			
申請及び交付件数	申請件数：23 件 交付件数：22 件 差異については、不採択 1 件		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移			
【25 歳から 44 歳までの働く女性の割合の上昇】			（単位：％）
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
目標値（A）	—	80.0	—
実績値（B）	—	80.8	—

達成率 (B/A)	—	101.0	—			
達成度の説明						
やまぐち未来維新プラン 目標値						
実績値は令和4年就業構造基本調査						
○女性活躍促進施設整備補助金 (H30～)						
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数(件)	11	21	21	21	15	22
金額(千円)	8,125	15,322	11,483	15,827	9,577	12,164
・女性活躍促進施設整備補助金については、平成30年度から開始し、年間20件12,000千円程度で推移している。						
・特にトイレや更衣室等の女性専用施設や安全設備等はニーズが高く、女性の社会進出や職域拡大が進む中で今後も継続した支援が必要と考える。						

(9) 特別な検討を必要とした事項（委託業務）

監査要点	実施手続
合規性	業務が委託契約書や業務仕様書に基づいて適切に実施されたか否かについて確認した。 随意契約を締結するにあたっての合理的理由を確認した。 プロポーザルによる業者の選定が適切に実施されたか否かについて確認した。 再委託の有無について質問及び関連資料の閲覧により確認した。
有効性	仮説や指標・目標が適切に設定されているか、また設定された指標・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているかについても確認した。 事業評価の適切性について検証した。
経済性・効率性	予定価格が適切に積算されているか、否かについて検証した。 実績報告書及び仕様書を閲覧し、契約の履行状況を確認した。

(補助金)

監査要点	実施手続
合規性	補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。

監査要点	実施手続
	交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 事業計画書及び事業実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。
有効性	実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問し、確認した。 補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問し、確認した。 効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）確認した。 本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検討した。
経済性・効率性	当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検討した。

(10) 確認した証憑書類等

（委託業務） 競争入札審査会（業務委託契約）関係書類一式、業者選定伺、実施報告書、実績報告書、検査職員任命伺、業務委託検査調書、業務委託検査報告書 （補助金） 起案書、女性活躍促進施設整備補助金交付要綱、補助金実施要領、交付申請書、審査書類、事業計画書、事業実績報告書、女性活躍促進施設整備補助金交付確定通知書、事業実績報告書、補助金チェックシート、見積書、請求書

(11) 監査の結果

【意見】委託事業の評価の必要性について（有効性）

県が作成した「業務委託契約事務取扱要領」の第3 業務内容の検査 2 検査後の処理 (1) において、委託業務の評価を、「業務委託検査報告書（様式 7-3）」にて、評価と指示事項及び備考を記入し、契約担当者に報告するよう規定している。この様式 7-3 の作成は、特に150 万円以上の契約事業に対して「業務委託検査調書（様式 7-2）」に加えて作成が求められているものであることから、その趣旨は、金額的重要性がある委託業務については、別途詳細な評価報告を要求していると解釈できる。しかし当該事業の報告書は、評価欄は「適正」、

指示事項欄は「特になし」と記載されているのみであり、また備考欄も空欄となっており、本来の趣旨である事業評価報告書が作成されているとは言い難い状況である。

委託業者が提出した実施報告書をみると次年度への課題やフォローアップを図ったことが記されているが、そのことについて担当課の見解や今後の課題解決のための提案等の記録が全くなく、情報共有がされているのか否か、次年度以降への事業の再構築へ今年度の事業が活かされているのか否かが、第三者からみて判別できない。今年度事業に携わった者の間では口頭で情報共有されているとのことだが、第三者からみて判別できないということは、現任者間では情報共有されているとしても、その情報が将来へ引き継がれる保証がないこととなる。

この点について、担当者へ質問したところ、当該委託事業は、上記概要図の通り、山口しごとセンターで実施しており、山口しごとセンターでは、人事が固定されているため、センターでの情報蓄積に頼るところが大きいとのことであった。しかし事業の企画や予算要求は担当課が実施するため、担当課において情報が蓄積される必要がある。

これは、監査人の私見となるが、様式 7-2「検査調書」で、合・否を報告しているので、様式 7-3 は、「業務委託検査報告書」ではなく、「業務委託事業評価報告書」等に改めれば、本来の趣旨と合致した報告書が作成されると考える。

【意見】委託先の選定方法を変更した場合の成果の検証の必要性について（有効性）

シニア世代就業応援事業は、単独事業ではなく、「やまぐち働き方改革支援センター運営業務委託（委託額 35,842 千円）」の一部の業務となっている。上記「ステップアップ女性就業促進事業」については、公募型プロポーザルで業者選定をしているが、当該事業については、プロポーザル方式を採用していない。

この点について担当者へ質問したところ、前年（令和 4 年度）まではプロポーザルで業者を選定していたが、成果が予算に見合っていないため、やまぐち働き方改革支援センター運営業務の一部として事業を実施することにしたということであった。

ここで、担当課は、プロポーザル方式による業者選定よりも、指定管理者であり、従来から運營業務を委託している者に一体として委託した方が経済的かつ効率的であり、有効であると仮説を立てたことになる。この仮説に対して事業成果を検証しなければ、この判断が適切であったか否かは判断できない。限られた予算を有効に配分し事業成果を上げる必要性があることを十分認識された上で事業を実施されていることは、ヒアリングから確認できたが、その仮説の検証までを一連の業務と捉えて事業を実施する必要がある。

【意見】補助金の効果測定指標について（有効性）

女性・シニア新規就業促進事業では、女性が働きやすい職場環境の整備を支援し、企業等における女性の就業継続及び職域拡大を図ることを目的として、平成 30 年度から女性活躍

促進施設整備補助金の交付を実施している。当該補助金の効果測定指標については、25 歳から 44 歳まで働く女性の割合を目標値として設定し、対応する実績を計測している。この実績値は国が実施する「就業構造基本調査」に即しているため、調査は 5 年毎であり、したがって、直近のデータは令和 4 年度のものとなっている。またアウトプット指標としては、当該補助金の申請件数及び金額を集計している。

ここで、補助金として県及び国の財源が配分される以上、当該補助金の制度趣旨に沿った明確な成果指標を設けるべきである。働く女性の割合の上昇は県全体の目標であり、当該補助金も目標達成に貢献していることに異論はないが、他の様々な事業及び外部要因が影響しての成果であり、当該補助金単独の成果でないことも確かである。

当該補助金の主な支給要件として、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画において、女性の就業継続、職域拡大等に関する目標を定めていること。」が挙げられている。さらに、具体例として、「女性比率」「女性採用比率」「女性定着率」「女性正社員化」を挙げている。県は、各事業者が当該補助金を活用した結果、職場環境にどのような変化が生じたかのアンケートも集計しており（これは、大変良いことである）、「新たな採用につながった」等の回答もあった。

したがって、当該補助金に係る効果の測定指標としては、補助金交付対象事業者の「女性比率」「女性採用比率」「女性定着率」「女性正社員化」が事業目標達成のための効果的な指標と考えられ、これらについて追跡調査を実施し、推移を計測することこそがアウトカムによる評価となる。当該補助事業の有効性を見極めるためには、当該補助金が活用された結果、女性従業員にどのような影響があり、また定着率等はどのように推移したのか、さらに、補助金交付対象事業者にどのような変容が起こったのかを把握することこそが重要であり、そのための指標を設定しモニタリング及び検証する必要がある。

16. 建設産業活性化推進事業

(1) 事業の概要

事業名	建設産業活性化推進事業
担当部局課	土木建築部監理課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり	
重点項目Ⅱ：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	
実施の背景（必要性）	
建設産業は、社会インフラのメンテナンス、災害発生時の応急復旧などを担う中核的な存在であり、地域経済や雇用の下支え役としても大変重要な役割を担っている。	

しかしながら、就業者数の減少や高齢化の進行等により、特に若者や女性の就業者が少なく、担い手不足の深刻化が懸念されており、このままでは近い将来、社会資本整備や災害対応等に支障をきたすおそれがあることから、持続可能な建設産業の構築に向けた取組が必要。

目的

建設産業が将来にわたり、地域のインフラ整備や災害時の応急復旧等、県民の安全・安心を担う力を維持・活性化していくため、産学公の連携により「担い手の確保・育成」と「働き方改革」を一体的に推進し、持続可能な建設産業の構築に向けた取組を行う。

達成時期

令和8年度（予定）

目指すべき将来像

建設産業の技術者・技能者の若年者比率を向上させ、持続可能な建設産業の構築を図る。

概要（内容）

持続可能な建設産業の構築に向けた取組として、産学公の連携により「担い手の確保・育成」と「働き方改革の推進」に一体的に取り組み、建設産業の維持・活性化を図る。

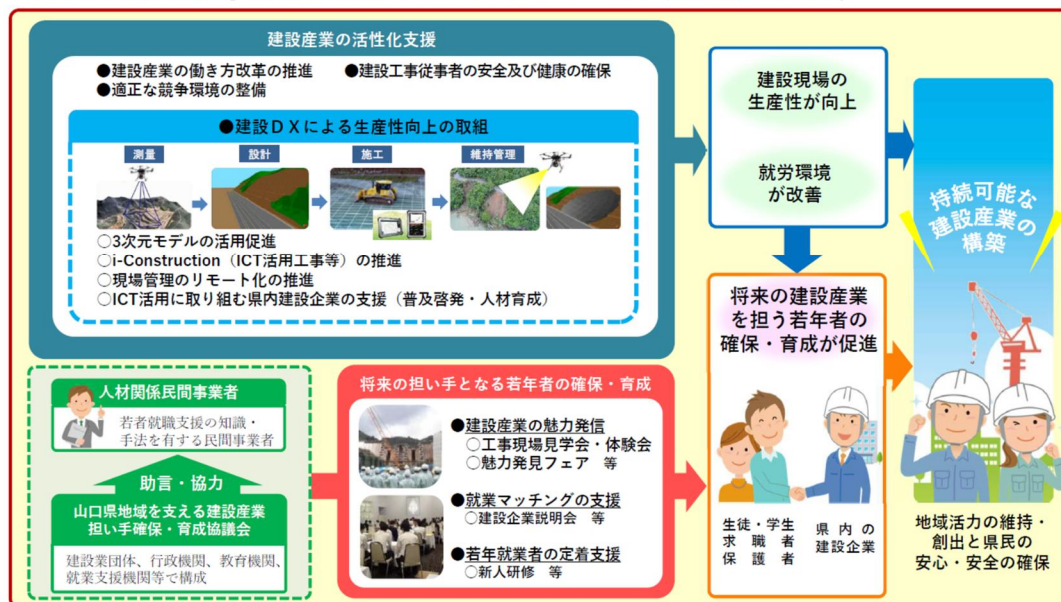
概要図等

令和5年度山口県の持続可能な建設産業の構築に向けた取組



趣 旨

- ・産学公の連携により「担い手の確保・育成」と「働き方改革の推進」に一体的に取り組む。
- ・「建設現場の生産性の向上」のため建設産業のデジタルトランスフォーメーション（建設DX）に取り組む。



主な実施主体

県、山口県地域を支える建設産業担い手確保・育成協議会

対象者

県民

令和5年度の取組

担い手の確保・育成

建設産業の魅力発信

- ・子ども壁新聞

建設業をテーマにした小・中学生向けの広報誌を制作・配布

- ・親子工事現場見学・体験会

小中学生とその保護者を対象に、ICT 活用工事現場等の見学会を実施

- ・中高生の工事現場見学会

建設系学科の高校生を中心に、中高生を対象とした現場見学会を実施

- ・女性の工事現場見学・座談会

女性を対象に、ICT 工事現場見学や女性就業者との意見交換会を実施

- ・やまぐち建設産業魅力発見フェア

高校生を対象に、県内建設企業交流や ICT 等の技術・技能体験を実施

- ・出前授業「建設ゼミナール」

建設業従事者が小中高生に建設産業の魅力を伝える授業を実施

- ・やまぐち建設フェス！（建設技能大会）

建設技能を競う大会を実施し、子供から大人まで幅広い層へ魅力発信。

- ・若手建設企業従業者との意見交換会

建設産業従事者と学生の意見交換会を実施。

- ・やまぐち建設産業魅力発信ポータルサイト

建設業界全体で一元的に学生や求職者へ向け情報発信。

就業マッチングの支援

- ・やまぐち建設産業魅力発見フェア（再掲）

- ・やまぐち建設産業魅力発信ポータルサイト（再掲）

- ・建設企業合同説明会

求職者及び職業訓練生、高校生を対象にした、企業説明会を実施

- ・県外人材の県内建設産業就業支援

県外大学等での企業説明会の実施により県外人材の県内就職支援を実施

- ・企業インターンシップ広報用冊子

インターンシップ受入企業の広報冊子を作成

若手就業者の定着支援

- ・キャリアアップセミナー

入職3年目までの若年就業者を対象にした研修を実施

- ・キャリアパスモデルの周知

将来のキャリアイメージのモデルを周知 働き方改革の推進 建設企業の支援 ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保 安全及び健康に関する意識啓発を目的とする講習会や立入調査を実施 ・ 個別訪問相談 就業支援員が建設企業を訪問し、人材の確保・定着に必要な知識の習得を支援
実施結果（実績及び進捗）
担い手の確保・育成 建設産業の魅力発信 ・ 子ども壁新聞 2月発行 ・ 親子現場見学・体験会 7月 1回実施 親子 39人参加 ・ 中高生の工事現場見学会 5月～9月 11回実施 高校生約 300人参加 ・ 女性の工事現場見学・座談会 8月 1回実施 女子高校生等 36人、女性就業者 20人参加 ・ やまぐち建設産業魅力発見フェア 6月 1回実施、中高生 389人、企業 46社、10団体参加 ・ 出前授業「建設ゼミナール」 6月～1月 8回実施 小・中・高・高専生約 300人参加 ・ やまぐち建設フェス！（建設技能大会） 10月 1回 来場者約 2,000人 ・ 若手建設企業従業者との意見交換会 11月 1回実施 高専生 42人、就業者 25人参加 ・ やまぐち建設産業魅力発信ポータルサイト 構築、公開（2月）、運営 就業マッチングの支援 ・ やまぐち建設産業魅力発見フェア（再掲） ・ やまぐち建設産業魅力発信ポータルサイト（再掲） ・ 建設企業合同説明会 6月～2月 14回実施 参加者 225人、企業 87社参加 ・ 県外人材の県内建設産業就業支援 6月～1月 4回実施 参加者 93人、企業 11社参加 ・ 企業インターンシップ広報用冊子 2月発行 若手就業者の定着支援 ・ キャリアアップセミナー 7、2月 5回実施 参加者 48人 入職3年目までの若年就業者を対象にした研修を実施 ・ キャリアパスモデルの周知 PR冊子随時配布 働き方改革の推進 建設企業の支援

・建設工事従事者の安全及び健康の確保 講習会及び立入調査を実施 ・個別訪問相談 随時建設企業訪問	
成果及び評価（次期計画を含む）	
本事業の成果指標である建設産業の技術者・技能者の若年者比率は、令和4年度に11.3%と目標である12%をほぼ達成した。成果指標の算出は2年に一度であり、次回算出は令和6年度分となる。	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	山口県建設DX推進計画 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する山口県計画
根拠法令（法律・条例）	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律
事業区分	継続事業（平成30年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	7,118	7,618	20,536
補正後予算額	6,969	7,047	18,832
決算額	6,888	6,982	18,749

（決算額及び予算額の著増減事項等）令和5年度の予算額の増加は、新規細事業及び既存細事業拡大によるものである。

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	18,280	下記（6）参照
報償費	180	講師謝金
旅費	215	講師旅費、職員出張旅費
需用費	41	コピー代、用紙代他
使用料及び賃借料	33	高速道路利用代
合 計	18,749	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般 (県)	18,749	100.0
合 計	18,749	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	6,517	6,520	18,280
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
業者名	(株)日本マンパワー	(株)日本マンパワー	(株)日本マンパワー外 1者

(6) -1 令和5年度委託契約の概要

契約名	令和5年度建設産業活性化推進事業業務
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
業務内容 (仕様)	(1) 建設産業の魅力発信 ア 魅力発見フェア実施運営 イ 親子現場見学会実施運営 ウ 女性対象の現場見学会・意見交換会実施運営 エ 子ども壁新聞デザイン作成・印刷 オ 広報冊子デザイン作成・印刷 カ 建設技能大会実施運営 キ 若手建設企業従事者との意見交換会実施運営 (2) 就業マッチングの支援 ア 建設企業合同説明会実施運営 イ 県外人材の県内建設産業就職支援 (県外大学等での企業説明会) 実施運営 ウ インターンシップ広報用冊子デザイン作成・印刷 (3) 若年就業者の定着支援 ア 建設業新規入職者合同研修実施運営

	イ 入職2、3年目対象の研修実施運営 (4)働き方改革の推進（建設企業の支援）
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）イ
委託業者名	㈱日本マンパワー
業者選定理由	県内の若年者就業支援を総合的に実施する「山口しごとセンター」の指定管理者に本業務を委託することにより、効果的・効率的な執行が図られるため。
予定価格	13,077,064 円（税込）
契約金額	13,077,064 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務完了報告書	
検査手法：仕様書に基づき、適正に業務が実施されているか確認	
検査結果：合格	

(6) -2

契約名	「やまぐち建設産業魅力発信ポータルサイト（仮称）」構築・運営等業務
契約期間	令和5年8月22日～令和6年3月31日
業務内容（仕様）	・建設産業の概要や魅力等を伝えるポータルサイトの構築・保守 ・ポータルサイト掲載動画・記事等の制作（資料収集、現地取材・撮影、動画編集・記事作成等） ・効果検証 ・ポータルサイト広報用チラシの作成
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）イ
委託業者名	㈱Kirara Marketing
業者選定理由	その性質・目的が競争入札に適さないため。（公募型プロポーザル方式により選定）
予定価格	5,203,000 円（税込）

契約金額	5,203,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務完了報告書	
検査手法：仕様書に基づき、適正に業務が実施されているか確認	
検査結果：合格	

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	不適切な再委託がされていないかについて確認した。 契約に至る過程までにおいて不適切な事項がないか確認した。 仕様書通りの事業実施になっていることを確認した。
有効性	事業実施が適切になされているかどうか実施報告書を閲覧して確認した。
経済性・効率性	予定価格の算出や見積書の内容を閲覧し、事業実施に必要な内容となっていることを確認した。

(8) 確認した証憑書類等

委託契約書、契約締結伺、仕様書、業務委託検査調書、業務完了報告書、請求書

(9) 監査の結果

【意見】女性対象の現場見学会・意見交換会の参加者の募集方法等について（有効性）

本事業の女性対象の現場見学会や意見交換会については、参加者が学校単位に固定化されているため、対象となる県民がより多く参加できる仕組みを構築する必要がある。

現在、現場見学会と意見交換会の募集方法は、土木建築部のインスタグラムやフェイスブックでの告知、県内の学校などへのチラシ配布、記者へのチラシ配布及びHP等で幅広く実施しているが、結果的には学校単位での応募となり、毎年同じ学校が参加する傾向となっている。

この現状に対して、県は開催場所を変更して他の学校の生徒も参加し易くなるよう試みているものの、目指した効果は十分に得られていない。

実施後のアンケート結果が良好であることから、従来の方法を踏襲しない新しい募集形式や開催方法を検討し、女子高生のみならず、より幅広い層の女性に機会を提供する工夫をし、事業の有効性を更に高めていただきたい。

17. 女性教員出生対策事業

(1) 事業の概要

事業名	女性教員出生対策事業
担当部局課	教育庁教職員課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり	
重点項目Ⅱ：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	
実施の背景（必要性）	
妊娠中の教員は、体育実技の授業を行うことができないことから、代替者を配置することで授業水準を確保する必要がある。	
目的	
妊娠中の教員の負担軽減と授業水準の確保	
達成時期	該当無し（各年度に必要となる人員を配置）
目指すべき将来像	
妊娠中の教員が安心して働ける環境の構築	
概要（内容）	
妊娠中の教員が担当する体育実技の授業に非常勤講師を配置し授業を行う。	
概要図等	
該当無し	
主な実施主体	県
対象者	県内公立学校教員
令和5年度の取組	
妊娠中の教員が担当する体育実技の授業に非常勤講師を配置し授業を行った。	
実施結果（実績及び進捗）	
県内公立学校に21名の非常勤講師を配置した。	
成果及び評価（次期計画を含む）	
非常勤講師を配置することにより、妊娠中の教員の負担軽減と、授業水準を確保することができた。	
関連する基本方針	該当無し
関連する個別計画	該当無し
根拠法令（法律・条例）	少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法
事業区分	継続事業（平成以前～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	6,359	6,206	5,546
補正後予算額	6,359	6,206	5,546
決算額	6,359	6,206	5,546

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
報酬	4,756	非常勤講師人件費
共済費	20	非常勤講師人件費
旅費	770	非常勤講師人件費（通勤相当）
合 計	5,546	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率（％）
国庫	—	—
その他	—	—
一般（県）	5,546	100.0
合 計	5,546	100.0

(5) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	・ 補助対象となる経費の適切性について検証した。 ・ 取扱要領に基づき適切に運用されているか、否かについて検証した。 ・ 事務フローに基づき、事務が適切に運用されているか検証した。
有効性	・ 仮説や指標・目標が適切に設定されているか、また設定された指標・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているかについても検証した。 ・ 事業評価の適切性について検証した。 ・ 当事業の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問

監査要点	実施手続
	し検討した。
経済性・効率性	・非常勤講師人件費が適切に算定及び積算されているか検証した。 ・当制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検討した。

(6) 確認した証憑書類等

取扱要領、人事異動伺、支出負担行為支出票、申請書類、非常勤講師の配置状況、その他関連書類

(7) 監査の結果

記載すべき指摘及び意見はない。

18. みんなで子育て応援推進事業

(1) 事業の概要

事業名	みんなで子育て応援推進事業
担当部局課	健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり 重点項目2：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 基本目標Ⅱ：男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革 重点項目5：男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	
実施の背景（必要性）	
本県の出生数は予想を上回るペースで減少しており、少子化の現状は非常に厳しい状況にあることから、やまぐち子育て連盟が中心となり、若い世代が結婚の希望を叶え、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、社会全体で子どもや子育て家庭を支える取組を一層強化していく必要がある。	
目的	
「みんなで子育て応援山口県」を実現するため、「やまぐち子育て連盟」を中心に、地域や企業、関係団体と連携し、子育て県民運動を推進するとともに、結婚、妊娠・出産、子育てに係る切れ目のない支援を積極的に推進する。	
達成時期	個々の事業における手続き完了時期

目指すべき将来像

若い世代が結婚の希望を叶え、安心して妊娠・出産、子育てができる社会の実現

概要（内容）

①やまぐち子育て連盟

地域・企業・行政等が協働して、若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てができる切れ目のない支援を推進する。

〔構成団体〕 62 団体（地域、企業、行政等）

〔活動内容〕 総会の開催

②やまぐちイクメン維新

育児を積極的に行う男性を応援し、積極的な家事育児への参加を促進する。

- ・「育児を楽しもう！～パパのアトリエ～」の開催
- ・やまぐちイクメン応援表彰
- ・地域の子育て支援活動に積極的に取り組んでいる子育てサークルを表彰
- ・お父さんの育児手帳の配布

③やまぐち子育て応援パスポート事業

子育て家庭が、協賛事業所で料金割引等の優待サービスを受けられる「やまぐち子育て応援パスポート」の発行、制度の普及啓発

④ファミリー・サポート・センター支援事業

子育て世帯が、安心して安全にファミリー・サポート・センターを利用できるよう、制度の周知を図るとともに、連絡調整を行うアドバイザーの資質向上を推進する。

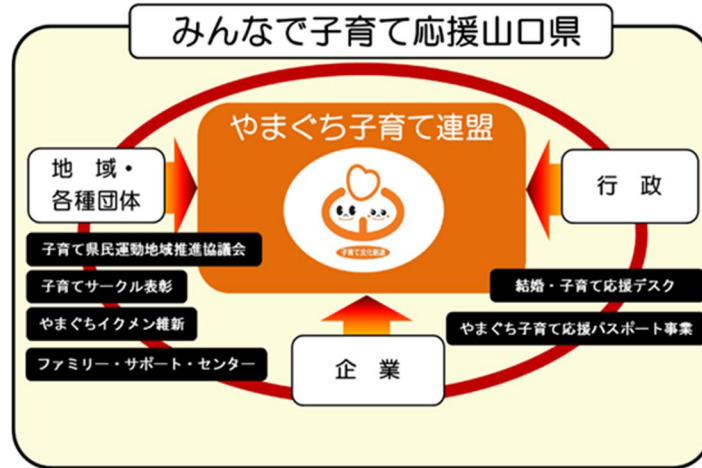
- ・普及啓発キャンペーン：制度周知や提供会員の確保のため、期間を定め、県下統一の広報を実施
- ・アドバイザー研修会：アドバイザーの資質向上を図るため、研修会や、情報交換等を実施

⑤地域少子化対策重点推進交付金事業（国補助事業）

市町が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を支援する。

概要図等

みんなで子育て応援山口県イメージ



主な実施主体	県、やまぐち子育て連盟

対象者	県民、事業者、市町

令和5年度の取組

①やまぐち子育て連盟総会の開催（令和5年10月20日）

若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てができるよう切れ目のない支援を県民運動として展開し、社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図るため、企業、地域、行政などで構成する「やまぐち子育て連盟」の総会を、山口市で開催した。総会では、令和5年度の連盟の取組を説明したほか、子育て支援や子ども食堂の普及推進に関する取組事例の発表を行った。

②やまぐちイクメン維新

県民誰もが安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、育児を積極的に行う男性＝「イクメン」を応援し、父親の積極的な家事育児への参加を推進する取組を行った。

・育児を楽しもう！～パパのアトリエ～

男性の積極的な家事・育児の参加を促進するため、「育児を楽しもう！～パパのアトリエ～」を令和5年11月3日（金・祝）に山口市（山口きらら博記念公園）で開催した。

・やまぐちイクメン応援表彰

男性が積極的に家事・育児をする気運を高めるため、積極的に家事・育児を行うイクメンを募集し、応募のあった67名の中から5名の方を「育児を楽しもう！～パパのアトリエ～in 山口」で表彰し、取組を広く紹介した。

・子育てサークル表彰

地域における子育て支援への関心を高め、理解を深めるため、地域の子育て支援活動に積極的に取り組んでいる子育てサークル 5 団体を、優良サークルとして「育児を楽しもう！～パパのアトリエ～in 山口」で表彰した。

・お父さんの育児手帳の配布

男性の育児参加に対する意識を高め、育児参加を促し、誰もが安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進していくことを目的に配布した。（令和元年度より電子配布）

〔配布時期〕平成 26 年 12 月から

〔配 布 先〕県内各市町において、母子健康手帳と併せて配布

〔配布部数〕10,000 部

③「やまぐち子育て応援パスポート」事業

平成 19 年 10 月より実施していた、「子育て家庭応援優待事業」を、平成 28 年 4 月の全国展開に合わせて「やまぐち子育て応援パスポート」としてリニューアルを行い、全国の協賛事業所での利用が可能となった。

また、事業所等との協働により、子育て家庭等が料金割引などのサービスを受けることができる優待制度の取組を推進し、令和 5 年度末現在で、2,024 事業所を登録した。

④ファミリー・サポート・センター支援事業

子育て世帯が、安心して安全にファミリー・サポート・センターを利用できるよう、7 月に普及啓発キャンペーンを実施するほか、相互援助活動の調整を行うアドバイザーの資質向上をはかるための研修会を令和 5 年 11 月 7 日に開催した。

⑤地域少子化対策重点推進交付金事業（国補助事業）

市町が実施する結婚に対する取組について、国の補助金を活用し、申請のあった 3 市（萩市、長門市、美祢市）に対する支援を行った。

実施結果（実績及び進捗）

やまぐち子ども・子育て応援プランの主な数値目標の進捗状況

指 標	単 位	基準値	R5 年度	目標数値（R6 年度）
やまぐち子育て県民運動サポート会員登録数	団 体	435	577	500
「やまぐち子育て応援パスポート」協賛事業所登録数	事業所	2,148	2,024	2,200

（その他実績等）

子育て連盟構成団体：62 団体

連盟総会の開催（年 1 回）

子育て応援団登録団体 H28：267 団体→R5：430 団体
 結婚応援団登録団体 H28：119 団体→R5：147 団体
 子育て応援パスポート発行件数 H28:1,553 件→R5：25,656 件
 イクメン応援表彰 H27～：計 9 回開催（表彰者数:累計 50 名）
 子育てサークル表彰 H26～：計 10 回開催「(表彰団体:累計 58 団体)
 育児を楽しもう！～パパのアトリエ～の開催 R3～：計 5 回

成果及び評価（次期計画を含む）

- ・子育て支援イベントの開催や県民総参加で子育て支援の輪を広げる「山口子育て県民運動」の展開を図るとともに、市町や企業・団体が実施する子育て支援活動を促進することにより、「やまぐち子育て県民運動サポート会員」の登録数や「子育て応援団」の登録団体数が着実に増加する等、社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境の整備が進んでいる。
- ・「やまぐち子育て応援パスポート」の協賛事業所登録数については、R5 年度に廃業事業所等を整理したことにより基準値に対しては減少しているが、県内 2,000 事業所以上が登録し、パスポートの発行件数は年々増加していることから、制度の活用が図られている。
- ・一方で、依然として本県の出生数は減少が続き、少子化は深刻度を増しており、待ったなしの課題となっていることから、今後も、全ての子ども・子育て世帯に対するライフステージに応じた切れ目ない支援や社会全体の構造・意識改革をはじめとした、国が進める「こども未来戦略」に呼应し、子どもや子育て世帯の声を聴きながら、相乗効果を生み出す本県独自のきめ細やかな施策を進めていく必要がある。
- ・また、子どもと子育て家庭を社会全体で応援する体制を一層強化していくため、企業、地域、関係団体が構成される「やまぐち子育て連盟」が主体となって、引き続き子育てしやすい環境づくりに取り組んでいくことが必要。

関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	やまぐち・子ども子育て応援プラン
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（平成 27 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	15,855	15,843	16,640
補正後予算額	3,332	8,756	10,254

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	3, 183	7, 633	9, 613

(決算額及び予算額の著増減事項等) 決算額 (令和 3 年度→令和 4 年度)

地域少子化対策重点推進交付金 (萩市、長門市、美祢市) の活用による増

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	1, 467	下記 (6) 参照
負担金、補助及び交付金	5, 335	下記 (8) 参照
報償費	175	講師謝金他
旅費	332	職員出張旅費他
需用費	1, 980	コピー代、用紙代他
役務費	55	電話代
使用料及び賃借料	203	会場使用料、高速道路利用代
償還金利子及び割引料	63	
合 計	9, 613	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	5, 435	56. 5
その他	1, 000	10. 4
一般 (県)	3, 178	33. 0
合 計	9, 613	100. 0

(その他財源の内容) 寄付金 (企業版ふるさと納税)

(5) 委託料の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	1, 326	1, 327	1, 467
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(有)シーフロント外 2 件	(有)シーフロント外 2 件	(有)シーフロント外 3 件

(6) -1 令和 5 年度委託契約の概要

契約名	やまぐち子育て県民運動ポータルサイト運用管理業務
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	ア やまぐち子育て県民運動ポータルサイトのシステム保守 イ やまぐち子育て県民運動ポータルサイトの運用管理作業 ウ やまぐち子育て県民運動ポータルサイトのサーバーの提供
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(有)シーフロント
業者選定理由	やまぐち子育て県民運動ポータルサイトを作成した業者でなければ、当該システムにおけるデータの更新作業や事故発生時の復旧等に対応できないため。
予定価格	1,042,800 円（税込）
契約金額	1,042,800 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。 検査手法：HP 及び提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格	

(6) -2

契約名	育児を楽しもう！～パパのアトリエ～in 山口「親子の遊びの広場」 運営業務
契約期間	令和 5 年 10 月 20 日～令和 5 年 11 月 3 日
業務内容（仕様）	育児を楽しもう！～パパのアトリエ～in 山口「親子の遊びの広場」 の企画立案及び当日運営等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア
委託業者名	山口県地域活動連絡協議会

業者選定理由	本事業の実施により、父親の家事・育児参加を促進する気運を全県において高めていく必要があることから、①各地で親子の交流文化活動を行っていること、また、②開催効果を全県に普及していくため、県下に子育て支援のネットワークを有していることが求められるが、この条件を満たす者が山口県地域活動連絡協議会以外にないため。
予定価格	285,000 円（税込）
契約金額	285,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。	
検査手法：当日現地を訪問した他、提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。	
検査結果：合格	

(6) -3

契約名	お父さんの育児手帳修正業務
契約期間	令和5年8月14日～令和5年8月31日
業務内容（仕様）	お父さんの育児手帳について以下の業務を実施する。 (1) 内容の修正及び新規ページの作成 (2) 校正 (3) データの納品
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)ア
委託業者名	(株)マルニ
業者選定理由	複数社から見積書を徴取し最低価格を提示した業者と契約
予定価格	104,500 円（税込）
契約金額	104,500 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。	

検査手法：現物及び提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格

(6) -4

契約名	やまぐちイクメン応援表彰式・子育てサークル表彰式用ステージ拡張業務
契約期間	令和5年10月20日～令和5年11月3日
業務内容（仕様）	やまぐちイクメン応援表彰式・子育てサークル表彰式を開催するため、令和5年11月2日から令和5年11月3日にかけて山口きらら博記念公園の多目的ドーム内に設置される特設ステージを所定のサイズまで拡張する（撤去作業を含む）。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）ア
委託業者名	(株)コア
業者選定理由	拡張前の特設ステージの設置業務を同社が請け負っているため。
予定価格	35,200 円（税込）
契約金額	35,200 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。 検査手法：現地及び提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格	

(7) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	—	4,194	5,335
補助金等の名称	—	地域少子化対策重点 推進交付金	地域少子化対策重点 推進交付金
交付先名	—	萩市、長門市、美祢市	萩市、長門市、美祢市

(8) 令和 5 年度補助金等の概要

補助金等の名称	地域少子化対策重点推進交付金								
目的（趣旨）	結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、自治体が新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策の実施を推進し、もって、地域における少子化対策の推進に資することを目的とする。								
公募・非公募	公募								
根拠法令・要綱等	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱 地域少子化対策重点推進交付金実施要領								
創設年度	平成 27 年度								
交付対象事業	市町が、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のために行う取組のうち、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組について、これまでの自治体の取組から発掘された優良事例の横展開を行う事業とする。								
補助対象経費及び補助率（限度額）									
補助対象経費及び補助率の概要									
<table><tr><th>基準額</th><th>対象経費</th><th>補助率</th></tr><tr><td>中核市 1 市につき、45,000 千円</td><td rowspan="2">地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金</td><td>3/4（注 1）</td></tr><tr><td>上記以外の市町 1 市町につき、22,500 千円</td><td>2/3（注 2）</td></tr></table>	基準額	対象経費	補助率	中核市 1 市につき、45,000 千円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	3/4（注 1）	上記以外の市町 1 市町につき、22,500 千円	2/3（注 2）	1/2（注 3）
基準額	対象経費	補助率							
中核市 1 市につき、45,000 千円	地域少子化対策重点推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金	3/4（注 1）							
上記以外の市町 1 市町につき、22,500 千円		2/3（注 2）							
注 1：以下に該当する取組									
地域結婚支援重点推進事業のうち、重点メニューとして、									
ア 自治体間連携を伴う取組に対する支援									

複数の自治体の連携により、出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成といった総合的な結婚支援の取組を広域的に実施する取組

イ AI を始めとするマッチングシステムの高度化

ウ オンラインによる結婚相談・伴走型支援

エ 結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した人材育成

オ 若い世代向けのライフデザインセミナー

注2：以下に該当する取組

地域結婚支援重点推進事業のうち、一般メニューとして、

ア 結婚支援の取組を行う結婚支援センター等の開設・運営、同センター等におけるマッチングシステムの構築等により、各地域における結婚支援の基盤を整備するための取組（ただし、施設整備に係る部分は除く。）

イ 各地域において結婚支援を行うボランティア等（マリッジサポーター等）の育成、組織化、交流体制の構築等により、各地域で結婚を希望する者が適時適切に相談できるような体制の整備や、新たなマッチングを実現するための取組

ウ その他、各地域において結婚を希望する者の希望の実現を支援するための取組

結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業のうち、重点メニューとして、

ア 自治体間連携を伴う取組に対する支援

イ 若い世代の結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等

ウ 男性の育休取得と家事・育児参画促進

エ 子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築

オ 多様な子連れ世帯が外出しやすい環境の整備

カ 多様な働き方の実践モデルの取組

キ ICT 活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究

注3：以下に該当する取組

結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業のうち、一般メニューとして、

ア 各地域において、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に向けた基礎として、地域の関係者間の情報共有、地域における課題の抽出・分析等を行う取組

イ 出産直後の男性の休暇取得や男性の家事・育児への参画を促進する機運を醸成するための取組

- ウ 主に若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランを希望どおり描けるよう、その前提となる知識・情報を提供し、考える機会を持たせる取組
- エ 主に若い世代が乳幼児と触れ合う体験を通じて、子育てなどに対する理解を深めるための取組
- オ 企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援
- カ その他、各地域において、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に向けた、当事者及びその他の社会のあらゆる構成員の意識や行動の改革をもたらそうとする取組

交付先及び交付金額

交付先及び交付金額の状況

交付先名	交付金額（円）
萩市	1,756,000 円
長門市	1,823,000 円
美祢市	1,756,000 円

申請及び交付件数

申請件数：3 件

交付件数：3 件

補助金の効果測定

【令和 5 年度】

指標	目標値	実績値	達成率
①GO-EN センターの会員登録者数（3 市の合計）	150 人	110 人	73.3%
②婚活イベント及びスキルアップセミナーの参加割合	59%	40.2%	68.1%
③機運醸成イベントの参加割合	83%	31.7%	38.2%
④GO-EN センターへの相談の結果、引き合わせが成立した件数	30 件	51 件	170.0%
⑤婚活イベント参加者のうち、マッチングした者の割合	30%	37%	123.3%
⑥スキルアップセミナー参加者のうち、婚活に対し自信がついた者の割合	70%	68%	97.1%

○達成度の説明

- ・GO-EN センター登録者数の目標数に及ばず、開設当初からの課題である会員女性比率の低さを解消できなかった。
- ・利用規程の変更を行い、仮交際の同時並行可能人数を 3 人まで増加させたことで、マッチング数も増加し、アウトカムの KPI 目標を達成した。

- ・KPI のうち登録者数が伸び悩む要因の一つとして、婚活していることを自分の周囲に知られたくないという考えをもつ人が多い地域性があると思われる。婚活事業者からも、県内の山陰側と山陽側でそういった意識の差があり、イベント集客にも表れているといった意見を伺った。
- ・イベント参加者の内容への満足度は概ね高いものの、集客に苦慮している。広報のアプローチを変えていくとともに、事業者選定時に集客力を考慮する点として注視する必要がある。
- ・SNS 広告を活用した、より効果的な宣伝事業を実施。従来実施しているチラシやポスター、市広報への掲載に加え、ニーズに即した集中的なアプローチにより、HP アクセスや会員登録も増加した。

(9) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	補助対象となる経費の適切性について検証した。
有効性	事業評価の適切性について検証した。
経済性・効率性	予定価格が適切に積算されているか、否かについて検証した。

(10) 確認した証憑書類等

委託契約書、契約締結伺、仕様書、業務委託検査調書、決算額内訳、検査職員任命伺、実施概要・実施実績、請求書、交付金交付要領、交付申請書、実施計画書、交付決定通知書、実績報告書

(11) 監査の結果

【指摘】やまぐち子育て県民運動ポータルサイト運用管理業務の実施状況確認について（合規性、有効性、経済性・効率性）

やまぐち子育て県民運動ポータルサイトのシステム保守業務のうち、やまぐち子育て応援パスポート HP から県 HP へのリンクが切れている箇所があった（関連機関リンクのうち「山口デジタル広報誌ふれあい山口 plus」へのバナー部分。令和 6 年 9 月 29 日閲覧）。リンク先の県 HP では「お探しのページを見つけることができませんでした。」「2022 年 3 月 31 日にシステム面が大幅にリニューアルいたしました。それに伴い、ページのアドレスが変更されています。」と表示される。担当課によると、本案内画面は県 HP のリニューアルに伴い、令和 4 年(2022 年)4 月 1 日以降、リンク切れが発生したページに一律で表示されるものであり、ふれあい山口 plus へのリンクは、令和 5 年 9 月 29 日にバナーを掲載して同ペ

ージへの誘導を図っていたところであるが、令和 6 年 7 月 19 日のふれあい山口 plus の更新に伴う URL 変更に対応しておらずリンク切れになった可能性が高いとのことである。

また、本件業務はもともと選定業者が当該 HP を作成したため、毎年随意契約により運用管理契約が更新されているとのことである。さらに、当該 HP の管理運用については運営管理作業費として月額 22,000 円が毎月計上されているため、選定業者により管理運用業務が切れ目なく行われることが予定されている。

長期間にわたるリンク切れ等の運用管理業務の不備は、HP を閲覧した県民から、選定業者の受託事務のみならず県の検査業務に対しても作業が形骸化されているのではないかと疑念を持たれかねない。本件のような継続的な管理業務においては、選定業者との連絡・連携を定期的に行い、常に最新の情報を適切に提供すべきである。

【意見】地域結婚支援推進事業のうち自治体間連携を伴う取組に対する支援の周知について（有効性）

地域少子化対策重点推進交付金の交付対象事業において、萩市・長門市・美祢市の結婚支援の取組を広域的に実施する取組に対して補助金が支出されており、具体的には GO-EN センターが共同で運営されている。しかしながら、GO-EN センターの会員登録者数は三市合計で目標達成率が 73.3%に留まっている。

地方自治体の結婚支援については、県もやまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」を運営しており、県内において広域的な取組を行っている。本事業と県の事業については HP を比較すると、「マッチング」「婚活イベントの実施」「婚活支援企業・団体の募集」といった主たるサービス内容が重複している。

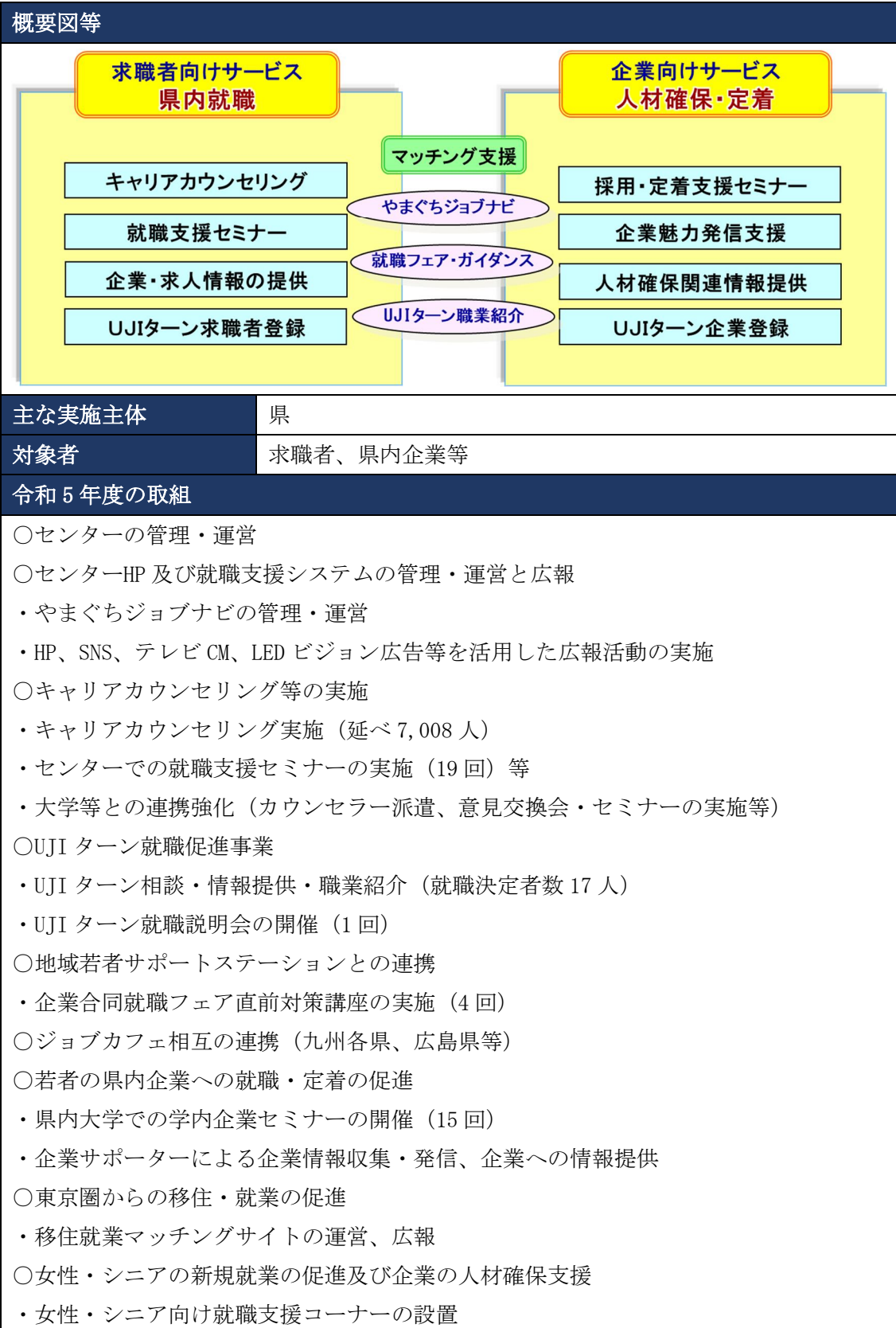
また、HP では、婚活の場として三市を選ぶ魅力については十分な PR がなされていない。このため、三市において結婚・子育てをしてゆく具体的なイメージやメリットが判りにくいものとなっている。この独自性の PR 不足が、登録者数が目標数に及ばない原因の一つとも考え得る。

婚活における三市の連携は、当該地域が県内でも特に人口減少が顕著な地域であることから目的は正当と思われる。また、本事業は間接補助であるため県の財務負担はない。しかしながら、県の活動と別に三市の連携を支援するのであれば、地域の独自性や魅力、具体的な事例（結婚を機に三市に移住した例）等の、三市で結婚・子育てをするメリットについて独自の PR をするなどして、県との差別化を図り、さらに有効な補助事業となるよう取り組んでいただきたい。

19. 山口しごとセンター管理運営費

(1) 事業の概要

事業名	山口しごとセンター管理運営費
担当部局課	産業労働部労働政策課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり 重点項目2：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	
実施の背景（必要性）	
労働力人口が減少し、また若者を中心に大学等への進学や就職による県外流出が継続する中、本県の産業を支える人材を確保するため、求職者やUJI ターン希望者を対象に、一人ひとりのニーズや適性に合わせたきめ細かな支援や県内企業の情報提供、出会いの場の創出等の取組が必要である。	
目的	
関係機関と連携しながら、個別相談から情報提供、職業紹介までの一連のサービスをワンストップで提供する山口しごとセンターを運営し、県内における就職を支援すると共に、県内における就職の機会を創出し、県内企業における人材の確保を図る。	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
県内企業への就職・定着を促進し、本県産業を支える人材を確保する。	
概要（内容）	
○センターの管理・運営 ○センターHP 及び就職支援システムの管理・運営と広報 ○キャリアカウンセリング等の実施 ○UJI ターン就職促進事業 ○地域若者サポートステーションとの連携 ○ジョブカフェ相互の連携 ○若者の県内企業への就職・定着の促進 ○東京圏からの移住・就業の促進 ○女性・シニアの新規就業の促進及び企業の人材確保支援 ○山口就職情報アプリの活用促進 ○国・県の雇用対策関連事業等との連携・相乗効果の発揮	



・啓発講座（8回）、マッチングイベント（3回）の実施 ○山口就職情報アプリの活用促進に資する広報 ○国・県の雇用対策関連事業等との連携・相乗効果の発揮						
実施結果（実績及び進捗）						
区 分	R 5 年度 実績	R 4 年度 実績	対前年比	開設累計 (H16～)	R 5 年度 目標	目標 達成率
利用者（延べ数）	55,571人	50,108人	110.9%	778,469人	42,000人	132.3%
うち来所者	9,464人	9,598人	98.6%	257,275人	—	—
〃 就職イベント等	46,107人	40,510人	113.8%	—	—	—
新規登録者	5,014人	4,674人	107.3%	91,610人	5,000人	100.3%
うち大学生等	2,946人	3,084人	95.5%	—	—	—
〃 転職希望者	742人	745人	99.6%	—	—	—
〃 再就職希望者等	1,326人	845人	156.9%	—	—	—
就職決定者	4,109人	3,367人	122.0%	66,380人	5,000人	82.2%
うち大学生等	3,084人	2,397人	128.7%	—	—	—
〃 転職者	347人	332人	104.5%	—	—	—
〃 再就職者等	678人	638人	106.3%	—	—	—
成果及び評価（次期計画を含む）						
・関係機関と連携して実施した県内就職促進イベント等へ多くの参加者があったことなどにより、利用者数は過去最高となった。 ・学生や転職希望者に加え、女性やシニア層への積極的な働きかけにより、新規登録者数は前年および目標を上回る結果となった。 ・利用者への継続的できめ細かな支援などにより、就職決定者数は前年度を上回ったものの目標は未達であった。個人情報流出等に関する意識の高まりから、登録者本人に就職決定の有無を確認することが難しくなっていることから、県内大学等との連携を強化するとともに、登録者本人への確認手段を増やすよう努める。 ・提供する就職支援サービスの利用者満足度調査では、施設・運営・カウンセリング・セミナーの項目において 90 点（100 点満点）を超える高い評価を得ており、引き続ききめ細かな支援に努める。						
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン					
関連する個別計画	やまぐち産業労働プラン					
根拠法令（法律・条例）	山口しごとセンター条例					
事業区分	継続事業（平成 22 年度～）					

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	196, 002	184, 289	184, 289
補正後予算額	193, 439	184, 262	184, 275
決算額	193, 396	184, 186	184, 151

(決算額及び予算額の著増減事項等) 令和 3 年度はセンター移転による経費の増

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	178, 266	下記 (6) 参照
需用費	61	就労相談カード
役務費	2	郵送料
使用料及び賃借料	5, 822	事務所使用料
合 計	184, 151	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	28, 785	15. 6
その他	—	—
一般 (県)	155, 366	84. 3
合 計	184, 151	100. 0

(5) 委託料の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	182, 424	178, 309	178, 266
契約方法	指定管理、随意契約	指定管理、随意契約	指定管理
委託業者名	(株)日本マンパワー 外 1 件	(株)日本マンパワー 外 1 件	(株)日本マンパワー

(6) 令和 5 年度委託契約の概要

契約名	令和 5 年度山口しごとセンターの管理に関する協定書

契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 (指定期間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)
業務内容（仕様）	○センターの管理・運営 ○センターHP 及び就職支援システムの管理・運営と広報 ○キャリアカウンセリング等の実施 ○UJI ターン就職促進事業 ○地域若者サポートステーションとの連携 ○ジョブカフェ相互の連携 ○若者の県内企業への就職・定着の促進 ○東京圏からの移住・就業の促進 ○女性・シニアの新規就業の促進及び企業の人材確保支援 ○山口就職情報アプリの活用促進 ○国・県の雇用対策関連事業等との連携・相乗効果の発揮
契約方法	指定管理
契約の法令根拠	地方自治法第 244 条の 2 第 3 項 山口しごとセンター条例第 8 条第 1 項
委託業者名	(株)日本マンパワー
業者選定理由	公募により指定
予定価格	—
契約金額	178,266,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	(株)エイム
再委託金額	4,206,400 円（税込）
検査の概要	
検査対象：事業報告書、成果報告書、会計書類等 検査手法：対面による書類検査 検査結果：合格（適正に業務を遂行している）	

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合规性	指定管理者の選定手続きが適切か検証した。 不適切な再委託契約の有無について検証した。 規程類が協定書に基づき整備されているかについて検証した。

監査要点	実施手続
	人件費が指定管理業務と委託事業に係るもので適切に按分されているか、重複計上の有無について検証した。
有効性	仕様書及び協定書に沿った事業内容を適切に遂行しているかについて検証した。 県のモニタリングの有効性について検証した。
経済性・効率性	委託契約書を確認し、経済性・効率性に沿った契約がなされているかについて検証した。 事務管理費の算出方法について検証した。 決算内容全般における、項目及び計上金額の妥当性について検証した。

(8) 確認した証憑書類等

仕様書、協定書、指定管理者の選定に係る報告書、委託契約書、契約締結伺、請求書、証票綴り、規程類綴り、人件費内訳表、事業報告書

(9) 監査の結果

【指摘】指定管理者が計上する事務管理費（本部経費）の妥当性確認について（経済性・効率性）

指定管理者は本年度の事務管理費として 27,600 千円を計上している。この額は今回の指定期間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）において令和 2 年度（28,800 千円）を除き一定である。

事務管理費の金額は本指定管理者の応募時の見積書によれば、支出予算計 162,060 千円（税抜）に対し、事務管理費 28,800 千円で支出予算に対し、17.7%となっている。この金額の算出は、指定管理者の計上基準により本部経費の内、指定管理業務にかかるものの実績を勘案して計算したものとなっている。指定管理者が、施設の管理運営業務の経費に本部経費を計上することは通常であり、そのこと自体は否定されるべきものではないが、本部経費については各指定管理者の事業内容や体制によってその算出方法が異なることから、その額及び計算方法などは恣意的であってはならない。特に、本部経費の算出方法をしばしば変更し、施設の損益の操作に利用されるようなことは許されるべきではない。

本施設では、所管課において、本部経費の算出方法を確認し、その妥当性を検討した形跡がない。所管課としては、本部経費の妥当性を判断するため、指定管理者に対し、その提出する収支報告書において本部経費の計上の有無及び計上している場合はその額を明記することを求めるとともに、本部経費の計算方法の報告を求め、本部経費の妥当性を検討すべきである。

また、指定管理者の募集時に、本部経費を計上するか、否かについて応募者には収支計画において明らかにさせ、計上することを予定している場合は、その計上基準を明示させることや選定時の審査・採点への反映等について検討する必要がある。

【意見】収支報告書の表示について（合規性）

指定管理者から提出された令和 5 年度収支報告書の決算額は下記の数値である。これによれば収入は税込金額で表示され、支出は税抜金額＋収入金額に含まれる消費税等の額となっている。損益としては同じ結果であるが、税込表示と税抜表示が混在し、わかりにくくなっている。税抜処理であれば、収入支出ともに税抜金額で表示する方がわかりやすいと思われることから、様式を指定する等の改善を検討されたい。

（単位：円）

科目	指定管理者提出決算額	税抜表示
（収入）		
指定管理料	178,266,000 （税込）	162,060,000
（支出）	（以下、税抜）	
給料手当	95,648,601	←
広報費	5,794,382	←
会場使用料	883,148	←
光熱水費	733,421	←
委託費	8,939,287	←
賃借料	5,108,063	←
旅費交通費	2,468,090	←
通信運搬費	3,678,394	←
消耗品費	1,696,787	←
印刷製本費	4,104,940	←
保険料	154,279	←
諸謝金	5,413,315	←
その他支出	436,569	←
事務管理費	27,600,000	←
計	162,659,276	←
消 費 税	16,206,000	0
合計	178,865,276	162,659,276
損益	△599,276	△599,276

19-1. 山口しごとセンター管理運営費（㈱日本マンパワー）

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：円)

科目	予算額	決算額
指定管理料	178,266,000	178,266,000
前年度までの内部留保金	2,802,044	2,239,017
合計	181,068,044	180,505,017

【支出の部】

(単位：円)

科目	予算額	決算額
給料手当	95,253,200	95,648,601
広報費	4,750,000	5,794,382
会場使用料	1,090,000	883,148
光熱水費	1,080,000	733,421
委託費	9,111,400	8,939,287
賃借料	5,026,440	5,108,063
旅費交通費	2,390,000	2,468,090
通信運搬費	4,159,200	3,678,394
消耗品費	1,405,200	1,696,787
印刷製本費	4,150,000	4,104,940
保険料	151,500	154,279
諸謝金	5,410,000	5,413,315
その他支出	483,060	436,569
事務管理費	27,600,000	27,600,000
計	162,060,000	162,659,276
消費税	16,206,000	16,206,000
合計	178,266,000	178,865,276

(2) -1 令和5年度の委託契約の概要

契約名	山口しごとセンターHP メンテナンス業務委託契約
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

業務内容（仕様）	山口しごとセンター関連 HP 運営に係るメンテナンス業務（仕様書のとおり）
契約方法	自動更新
契約の法令根拠	該当無し
委託業者名	㈱エイム
業者選定理由	公募型プロポーザルによる選定（平成 22 年度）
予定価格	13,650,000 円（税込）（平成 22 年度リニューアル等含む予算）
委託契約金額	2,398,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：四半期報告書	
検査手法：毎月の業務報告書及び四半期報告書をもとに検収を行う	
検査結果：合格（適性に委託業務を遂行している）	

(2) -2

契約名	就職支援システム「キャリア・ドクター」運用・保守サービス業務委託契約
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	【運用サービス】 ・データセンターの提供及びハウジングサービス ・バックアップサービス及びデーターリカバリ作業 【保守サービス】 ・障害発生時の原因調査及び報告 ・アプリケーション等の保守 ・ヘルプデスクサービス
契約方法	自動更新
契約の法令根拠	該当無し
委託業者名	㈱エイム
業者選定理由	公募型プロポーザルによる選定（平成 22 年度）
予定価格	21,000,000 円（税込）（平成 22 年度開発費用等含む予算）
委託契約金額	1,808,400 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し

検査の概要
検査対象：業務報告書
検査手法：業務報告書をもとに検収を行う
検査結果：合格（適性に委託業務を遂行している）

(3) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	不適切な再委託契約の有無について検証した。 規程類が協定書に基づき整備されているかについて検証した。 人件費が指定管理業務と委託事業に係るもので適切に按分されているか、重複計上はないかについて検証した。
有効性	仕様書及び協定書に沿った事業内容を適切に遂行しているかについて検証した。 県のモニタリングが有効に実施されているか否かについて検証した。
経済性・効率性	委託契約書を確認し、経済性・効率性に沿った契約がなされているかについて検証した。 事務管理費の算出方法について検証した。 決算内容全般における、項目及び計上金額の妥当性について検証した。

(4) 確認した証憑書類等

仕様書、協定書、委託契約書、契約締結伺、請求書、証票綴り、規程類綴り、人件費内訳表、事業報告書

(5) 監査の結果

【指摘】事務管理費（本部経費）の妥当性確認について（経済性・効率性）

上記 19 で担当課に対して【指摘】した事項について、所管課へ本部経費の算出方法及び計算方法を報告して頂きたい。

【意見】収支報告書の表示について（合規性）

上記 19 での【意見】に同じ。

添えて、指定管理者は、本施設の指定管理業務と共に、委託業務を指定管理業務と関連して複数件受託している。指定管理業務と各受託業務での按分の適切性及び重複計上がないかを検証した結果、各人の業務日誌に基づき、適切かつ重複なく計上されていると判断した。引き続き、適切に業務を実施して頂きたい。

20. 労働福祉金融対策費

(1) 事業の概要

事業名	労働福祉金融対策費
担当部局課	産業労働部労働政策課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり	
重点項目Ⅱ：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	
実施の背景（必要性）	
中小企業勤労者は収入、福利厚生において大企業勤労者との格差が指摘されており、また、離職者は雇用保険の他は無収入で生活が安定しない。 なお、個人を対象とした民間金融機関によるローンは種々あり、勤労者の財産形成や消費生活に貢献しているものの、景気や金利情勢に左右されやすい。 このような中、社内融資制度等が整備されていない中小企業と大企業の格差解消、企業倒産又は事業不振・縮小等により離職を余儀なくされた者の生活安定、賃金遅払となっている者の生活安定を目的とした取組が求められたもの。	
目的	
社内融資制度等が整備されていない中小企業と大企業の格差解消、企業倒産又は事業不振・縮小等により離職を余儀なくされた者の生活安定、賃金遅払となっている者の生活安定（セーフティネット）に資すること。	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
社内融資制度等が整備されていない中小企業と大企業の格差解消、企業倒産又は事業不振・縮小等により離職を余儀なくされた者の生活安定、賃金遅払となっている者の生活安定	
概要（内容）	
中小企業勤労者や企業倒産又は事業不振、縮小等により離職を余儀なくされた方を対象とした低利の貸付制度。 ○山口県・市町中小企業勤労者小口資金	

中小企業に勤務する勤労者の生活の安定を図り、福祉を増進するため、山口県と市町が協調して実施する生活資金の必要な者に対する制度貸付。

資金の種類	貸付限度額	貸付期間	利率
大学教育資金	300万円	10年以内（うち据置在学中4年以内）	年1.58% （保証料別途年 0.7%又は1.2%）
育児・介護休業資金	※ 100万円	10年以内（うち据置休業中1年以内）	
冠婚葬祭・療養資金	100万円	10年以内	
災害資金	100万円	10年以内（うち据置1年以内）	
生活向上資金	100万円	10年以内	

※一定の場合150万円

○山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度

会社倒産又は事業の不振若しくは縮小等により離職を余儀なくされた者の生活の安定を図るため、山口県と市町が協調して実施する教育資金、住宅資金償還金及び生活資金の貸付けに関する制度融資

資金の種類	貸付限度額	貸付期間	利率
大学教育資金	150万円	10年以内（うち据置在学中4年以内）	年1.0% （保証料別途年 0.7%又は1.2%）
住宅資金償還金	70万円	6年以内（別に据置1年以内）	
冠婚葬祭・療養資金、 災害資金	100万円	10年以内（うち据置1年以内）	
一般生活資金	100万円	10年以内（うち据置1年以内）	

○山口県中小企業勤労者賃金遅払資金貸付制度

県内の中小企業である事業所等に勤務している勤労者で賃金が遅払いとなっているものの生活の安定を図るため、山口県が行う賃金遅払資金貸付に関する制度融資。

資金の種類	貸付限度額	貸付期間	利率
賃金遅払資金	54万円	6ヶ月以内	年1.58% （保証料別途年 0.7%又は1.2%）

○勤労者住宅建設促進資金

既存貸付の償還のみ（新規貸付なし）

○勤労者台風災害住宅緊急対策資金

既存貸付の償還のみ（新規貸付なし）

○制度案内ちらしの作成 等

概要図等	
労働福祉金融制度施策体系	
主な実施主体	山口県、市町
対象者	中小企業の従業員、離職者 等
令和5年度の取組	
○案内ちらしを作成の上、「山口県・市町中小企業勤労者小口資金」、「山口県・市町離職者緊急対策資金」、「山口県中小企業勤労者賃金遅払資金」の制度融資を実施した。 （勤労者住宅建設促進資金及び勤労者台風災害住宅緊急対策資金については、新規貸付けは実施しておらず、既存貸付に対する償還のみ。）	
実施結果（実績及び進捗）	
○山口県・市町中小企業勤労者小口資金 相談件数 2 件 貸付件数 1 件(金額 530 千円) ○山口県・市町離職者緊急対策資金貸付制度 相談件数 1 件 貸付件数 0 件 ○山口県中小企業勤労者賃金遅払資金貸付制度 相談件数 0 件 貸付件数 0 件 ○制度案内ちらしの作成 等	

成果及び評価（次期計画を含む）	
山口県・市町中小企業勤労者小口資金の新規貸出を実施。また、会社倒産又は事業の不振・縮小により離職を余儀なくされた者や賃金遅払いとなった者のセーフティーネットの役割も担っており、一定の目的は達成できた。 次期計画については、令和５年度の実績を踏まえ、事業費の見直しを行った。	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	該当なし
根拠法令（法律・条例）	無し
事業区分	継続事業（昭和４５年度～）

(2) 予算額と決算額の３期間推移

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	235,238	191,386	153,614
補正後予算額	208,265	165,819	132,736
決算額	208,265	165,819	132,736

（決算額及び予算額の著増減事項等）令和５年度の補正予算は、主として新規融資額が見込みを下回ったことによるものである。

(3) 令和５年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
需用費	2	テープのり
貸付金	132,734	労働福祉金融制度預託金
合 計	132,736	

(4) 財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	—	—
その他	132,736	100.0
一般（県）	—	—
合 計	132,736	100.0

（その他財源の内容）貸付金元利収入及び預託金の精算額

(5) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	対象事業の支出に係る予算額や決算額が適切に集計・計上されているかについて検証した。
有効性	事業評価の適切性について検証した。
経済性・効率性	金融機関に対する預託金が適切に積算されているか検証した。

(6) 確認した証憑書類等

執行伺、仕様書、業者選定伺、予定価格調書、見積書、競争入札等審査会（業務委託契約）、契約締結伺、委託契約書、業務委託検査調書、業務完了報告書、請求書

(7) 監査の結果

【指摘】制度案内ちらしの作成に係る予算額及び決算額の計上方法について（合規性）

当該事業では、事業内容として制度案内ちらし（リーフレット）の作成も含まれている。しかし、予算上は「ちらし印刷費 ①0.68 円×4,000 部」として3千円のみしか計上・集計されていない。

また、令和5年度における実際の印刷費は18,400 部分として129 千円（1 枚当たり 7.04 円）発生し、令和5年度中に納品され配布先に配布されているが、当該事業の決算では「テープのり」の名目で需用費2千円のみしか紐づけがなく、予算及び決算上、当該ちらしの作成代が当該事業に係る金額として適切に集計・計上されておらず、担当課の一般的な需用費として予算額及び決算額に含められていた。

事業に係る収支予算額及び決算額は、正確に計上しなければ事業の経済性・効率性の観点に基づく妥当性の検証が出来ない。したがって、事業に直接紐づく支出については対象となる事業の予算額及び決算額に適切に集計・計上されるようにしなければならず、そのための内部統制を構築し、適切に運用する必要がある。

21. 地域雇用創造事業（労働政策課）

(1) 事業の概要

事業名	地域雇用創造事業
担当部局課	産業労働部労働政策課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり	
重点項目2：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	

基本目標Ⅲ：男女が健康で安心・安全に暮らせる社会づくり	
重点項目 6：男女間における暴力の根絶	
実施の背景（必要性）	
新型コロナウイルス感染症の影響は、解雇や雇止めなどの雇用面への影響をもたらすとともに、働き方の新しいスタイル導入が求められており、デジタル技術の活用等により事業者の業種の多角化や、求職者のキャリアチェンジ等を支援し、雇用の維持・創出に取り組む必要がある。	
目的	
新型コロナウイルス感染症により特に影響を受けている業種における企業内の配置転換や、求職者のキャリアチェンジ等を支援し、本県の雇用の維持・新規雇用の創出を図る。	
達成時期	令和 5 年度
目指すべき将来像	
企業の社内業務のインハウス化や多様な人材の確保・定着に向けた環境整備を進めるとともに、正社員化を推進し、地域経済の持続的発展とそれを支える人材を確保する。	
概要（内容）	
○やまぐち地域活性化雇用創造推進協議会の開催 ○スキルアップ実装支援事業 ・ AI 技術等を活用した社内業務の平準化・効率化に向けたコンサルティング等の実施 ○多様な人材確保・定着推進事業 ・ テレワークの導入等に必要な人事・労務等の環境整備、クラウド化やテレワーク環境の構築等デジタル技術の活用に向けた環境整備についてのコンサルティング等の実施 ○雇用転換・マッチング支援事業 ・ 非正規労働者の正規雇用化に向けたスキルアップ研修や企業とのマッチング支援	
概要図等	
事業主向けメニュー ■スキルアップ実装支援事業 ・ 社内業務の内製化に向け、AI・ドローン・VR技術等を実装するためのコンサルティング及び伴走支援 ■多様な人材確保・定着推進事業 ・ テレワーク環境等を整備する企業へのコンサルティング及び伴走支援 やまぐち地域活性化雇用創造推進協議会 （地域の関係者による協議会） ・ 効果的な事業の在り方の検討 ・ 進捗管理 求職者向けメニュー ■求職者のためのキャリアアップ支援訓練（産業人材課） ・ 離転職者等のキャリアアップや職種転換に向けた I T 等の職業訓練の実施 ■雇用転換・マッチング支援事業 ・ 非正規労働者等の雇用転換を支援するためスキルアップ研修・企業との交流会の実施	

主な実施主体	県
対象者	求職者、県内企業等
令和 5 年度 of 取組	
概要（内容）のとおりに	
実施結果（実績及び進捗）	
○やまぐち地域活性化雇用創造推進協議会（令和 6 年 1 月 16 日開催） ○スキルアップ実装支援事業 ・DX 技術（AI・RPA、ドローン、XR）活用セミナーを開催（1 回、56 社） ・DX 技術を活用した社内業務の平準化・効率化に向けた伴走支援を実施（43 社） ○多様な人材確保・定着推進事業 ・テレワーク等の導入に必要な環境整備に係る伴走支援（79 社） ・テレワーク等の導入に必要な技術的助言や助成金制度の紹介等に係る伴走支援（492 社） ○雇用転換・マッチング支援事業 ・非正規労働者等のスキルアップに資するセミナー等を開催（6 回、81 人） ・非正規労働者等の雇用転換（正社員化）に資するきめ細かな個別相談を実施（126 人） ・求職者と県内企業との合同企業交流会を開催（1 回、57 社、46 人）	
成果及び評価（次期計画を含む）	
・事業利用による正社員就職者数は、令和 5 年度は目標の 81 人に対し 171 人と目標を大きく上回り、県内企業の雇用につなげることができた。また、事業を実施した 3 年間の実績は、目標 241 人に対し 458 人となっており、コロナ禍においても雇用の維持・創出に一定の寄与ができたと考えている。 ・事業主向けの各事業については、目標を上回る企業の支援を実施し、DX 技術の活用による社内業務の平準化・効率化、テレワーク等の導入による多様な人材の確保・定着に向けた環境整備は着実に進んでいるものと考えているが、人手不足等を克服するため、引き続きデジタル技術の活用により可能となる「新しい働き方」の導入を支援し、多様な人材が活躍できる職場環境づくりを促進していく。 ・求職者向け事業についても、目標を上回る支援を実施するなど、正社員を希望する非正規雇用労働者の方の雇用転換に積極的に取り組んだ。引き続き山口しごとセンターにおいて、個別相談やセミナーの実施、企業とのマッチングを支援する等、きめ細かな支援を行っていく。	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	やまぐち産業労働プラン
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（令和 2 年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	56,156	56,498	56,488
補正後予算額	47,793	56,285	56,334
決算額	46,771	53,041	55,597

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	55,537	下記(6)参照
旅費	51	職員出張旅費等
報償費	9	協議会委員謝礼
合 計	55,597	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	50,031	89.9
その他	—	—
一般(県)	5,566	10.0
合 計	55,597	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	46,676	53,022	55,537
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(株)NTT ドコモ 外3件	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)中国支社 外3件	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)中国支社 外3件

(6) -1 令和5年度委託契約の概要

契約名	令和5年度スキルアップ実装支援業務

契約期間	令和 5 年 5 月 12 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	・ DX 技術活用の機運醸成（セミナー等） ・ インハウス化を図る企業に対する伴走支援
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3（3）イ
委託業者名	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)中国支社
業者選定理由	プロポーザル審査の結果による
予定価格	29,700,000 円（税込）
契約金額	29,700,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	・ (株)アールジーン ・ ロボフィス(株) ・ (株)エクサウィザーズ ・ (株)キンシュウ ・ (株)イシン ・ (株)ピージーシステム
再委託金額	14,504,540 円（税込）
検査の概要	
検査対象：報告書	
検査手法：書面検査	
検査結果：合格	

(6) -2

契約名	令和 5 年度人材確保・定着推進事業（テレワーク等環境整備）実施業務
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	・ テレワークコーディネーターによる多様な働き方の実現に必要な人事・労務等の環境整備についての企業への助言・提案等支援 ・ 好事例をとりまとめ普及啓発を実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3（3）イ

委託業者名	(株)日本マンパワー
業者選定理由	働き方改革支援センターを設置している山口しごとセンターの指定管理者であり、当該業務を適正に実施できると認められるため。
予定価格	5,975,860 円（税込）
契約金額	5,975,860 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：報告書	
検査手法：書面検査	
検査結果：合格	

(6) -3

契約名	令和 5 年度人材確保・定着推進事業（テレワーク等導入・定着支援）実施業務
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	テレワーク等の導入・定着に向けた助言・提案、助成金制度の紹介等の実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3（3）イ
委託業者名	(公財)やまぐち産業振興財団
業者選定理由	これまで様々な中小企業の支援実績から、県内企業情報や研修等のノウハウの蓄積があり、本事業の円滑な実施及び事業効果の早期発現が期待できるため。
予定価格	15,000,000 円（税込）
契約金額	15,000,000 円（税込） 精算額 14,421,326 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	・(株)三友 ・林兼コンピューター(株) ・(株)ミライカメラ ・(一社)山口県情報産業協会
再委託金額	13,200,000 円（税込） 決算額 12,989 千円（税込）

検査の概要
検査対象：報告書
検査手法：書面検査
検査結果：合格

(6) -4

契約名	令和5年度地域雇用創造事業（雇用転換・マッチング支援）実施業務
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
業務内容（仕様）	雇用転換支援員を配置し、能力開発に向けた企業のニーズ収集、スキルアップ研修、個別相談、合同企業交流会を実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）イ
委託業者名	(株)日本マンパワー
業者選定理由	山口しごとセンターの指定管理者であり、当該業務を適正に実施できると認められるため。
予定価格	5,442,030円（税込）
契約金額	5,439,500円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：報告書	
検査手法：書面検査	
検査結果：合格	

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、さらに公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。安易に随意契約を選定している傾向がないか、否かについて検証した

監査要点	実施手続
	(長期継続の有無を含む)。 再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した(一括再委託の禁止条項や再委託業務の承認等)。 委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。 また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。
有効性	委託契約に付する合理性があるか確認した(事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。 委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し、検討した。 再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか確認した(受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等)。 調査研究業務の成果物が有効に活用されているか、否かについて確認した。 直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について確認した。
経済性・効率性	入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容(業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等)を確認した。 委託先から提出される収支計算書(予算実績比較)や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか確認した。 直営の場合と比較して、委託の効果(経済性・効率性)を分析しているか確認した。

(8) 確認した証憑書類等

委託契約書、仕様書、業務委託契約事務取扱要領、業者選定理由書、委託検査調書、請求書、支出負担行為、実績報告書、再委託承認申請書

(9) 監査の結果

【指摘】委託先の選定方法について（合規性、経済性・効率性）

(6) -2「令和5年度人材確保・定着推進事業（テレワーク等環境整備）実施業務」は㈱日本マンパワーとの随意契約である。その選定は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。例えば、委託可能な業者が1者しかない場合、調査研究、広告等の独創性・創造性等が求められる場合等である。」（業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ）を根拠とし、その理由として「働き方改革支援センターを設置している山口しごとセンターの指定管理者であり、当該業務を適正に実施できると認められるため。」とある。

当該委託業務はテレワーク等環境整備であり、一般的に委託可能な業者が1者しかないとは考えられない。また、アフターコロナの現在において、テレワーク等環境整備が独創性・創造性等が求められるほどの高度な技術とは考えられない。確かに㈱日本マンパワーが業務を適切に実施できることは理解できる。しかし提出された資料を確認しても、山口しごとセンターの指定管理者であることのみをもって、㈱日本マンパワーしか委託可能な業者がいないとは判断できなかった。

この点について、担当課に確認したところ、県内において実施可能な業者などについての検討を行った上で、事業全体の効率性及び経済性を考慮し、㈱日本マンパワーしか適切な委託先はないと判断したと口頭での回答を得たが、検討したことを証明する資料や申し送り事項等は一切残っていなかった。

ここで業務委託に係る契約にあつては、公平性、透明性及び競争性を高めるため、一般競争入札によることを原則とするなかで、例外である随意契約を採用する場合には慎重な判断が必要である。そのため検討した業者があるのであれば、「随意契約の場合であっても、2人以上の者から見積書を徴取の上、見積合わせにより契約の相手方を決定すること。」（業務委託契約事務取扱要領第2の3(2)ア）の原則に従い見積を徴取し、本当に、効率的かつ経済的に優れているのかの判断をする必要がある。

【指摘】再委託先の検討過程の適切性について（合規性、効率性・経済性）

(6) -3「令和5年度人材確保・定着推進事業（テレワーク等導入・定着支援）実施業務」は、県が(公財)やまぐち産業振興財団（以下「産業振興財団」という。No.21-1、22についても同じ。）に委託し、さらに4者へ再委託がされている。再委託の書類は適正に保管されていたが、それら申請書及び審査関連資料からは、選定理由が判然とせず、多くの事業者がある中、産業振興財団がどのような判断に基づきこの4者を選定したのか、そして県はどのような情報・資料に基づき評価した結果、再委託を承認したのかについては不明確であった。再委託については、その経済的合理性や効率性を損なうことがないよう、契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う合理的理由、再委託先の相手方が業務

を履行する能力等について審査し承認を行う等とされている（適正化通知）。従って県が求める必要な審査及び承認がされていなかったことになる。

この点に関しては、産業振興財団の物品調達等審査会にて、再委託先の選定理由や選定方法について検討審査されており、またその内容は県と電話やメール等で共有されているとのことであった。そのため県への提出用に関連資料を別途作成し提出するなどの対応は取っておらず、県も関連資料についての提出を特に求めていなかったとのことである。

当該再委託金額は、原契約の約 88%に上り、特に唯一の相手先として随意契約によることとした理由と不整合にならないか、否かについての合理的理由による説明責任は、県側にあり、その資料なくして説明責任は果たせないものとする。従って、県において、再委託を行う合理的理由、再委託先の相手方が再委託を履行する能力等について審査し、承認した結果が保管されている必要がある。

【意見】事業目的達成のための効果的な指標の設定と事業効果の検証について（有効性）

当事業では、企業の社内業務のインハウス化や多様な人材の確保・定着に向けた環境整備を進めるとともに、正社員化を推進し、地域経済の持続的発展とそれを支える人材を確保するという将来像を目指し、達成目標指標として正社員就職者数 81 人（やまぐち地域活性化雇用創造推進協議会にて算定）を掲げており、令和 5 年度は 171 人と目標を達成している。この結果は目標を大きく上回るものであり、一定の成果が上がったことは評価出来る。

しかし、当事業の各実施業務についての詳細な成果設定や効果についての検討は行われていなかった。確かに各実施業務を行った結果、全体として正社員就職者数が増加しているならば問題はないとも考えられる。しかし各実施業務について全てが正社員就職数増加に直接関連している訳ではないため、現状では各実施業務を行った結果、各々の実施業務の成果がどの程度正社員就職数増加に貢献しているかが判断できず、各実施業務の業務成果が正確に判断できない。

そのため各実施業務の予算の妥当性を判断する上でも、各実施業務に個別具体的な目標達成指標を設定し、その結果を分析することにより、各実施業務単位での業務成果を正確に把握することが望ましい。例えば人材確保・定着推進事業（テレワーク等導入・定着支援）実施業務では業務実施後実際にテレワーク等を導入・定着した企業数などが達成指標になると考えられる。

【意見】アンケート結果の有効活用について（有効性）

当事業では、県として実施業務に関連した者に対するアンケートは行っていないが、各委託先にて一部アンケートを実施しており、その結果が実績報告書等で、県に報告されている。しかし現状そのアンケート内容は県で確認はしているものの、内容について特に分析等は行わず、活用もしていないとのことであった。

アンケートは事業の有効性を判断するための材料であり、事業をより有効なものとするため、適切に PDCA を機能させるなら、実施されたアンケートの内容について分析を十分にを行い、次の事業のために有効活用すべきである。

21-1. 地域雇用創造事業（（公財）やまぐち産業振興財団）

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
委託料	15,000	14,422
合計	15,000	14,422

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
委託料	13,200	12,989
事務費	1,800	1,433
（人件費）	—	(1,084)
（役務費）	—	(9)
（使用料及び賃借料）	—	(232)
（消費税及び地方消費税）	—	(108)
合計	15,000	14,422

(2) 令和5年度の委託契約の概要

契約名	テレワーク等導入・定着支援業務
契約期間	令和5年7月3日～令和6年2月29日
業務内容（仕様）	テレワークやクラウドサービスの導入・定着を図る企業に対して、技術面での助言・提案、補助金制度の紹介等を実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	財務規程第29条第2項第2号
委託業者名	①(株)三友 ②林兼コンピューター(株) ③(株)ミライカメラ

	④（一社）山口県情報産業協会
業者選定理由	県の仕様書において、「これまでの本業務における支援実績を活用して、テレワーク等の導入に向けた支援及び令和 3・4 年度の支援企業に対し、テレワーク等の定着・運用に向けた支援を実施する」とされていることを踏まえ、前年度の委託先の中から業者を選定。具体的には、前年度の委託先 6 者のうち、前年度変更契約時における割り当て社数が前年度仕様上の下限（50 社）以上の 4 者を選定。
予定価格	①3,960,000 円（税込） ②1,320,000 円（税込） ③3,960,000 円（税込） ④3,960,000 円（税込）
委託契約金額	①3,960,000 円（税込） ②1,320,000 円（税込） ③3,960,000 円（税込） ④3,960,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：支援報告 検査手法：書面審査 検査結果：合格（適切に委託業務を遂行している。ただし、③(株)ミライカメラは、業務の実施に要した経費として、3,748,800 円（税込）で確定。）	

(3) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	再委託について、委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 再委託について、契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した（一括再委託の禁止条項や再委託業務の承認等）。

監査要点	実施手続
	委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。
有効性	再委託について、委託契約に付する合理性の有無を確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 再委託について、委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか、否かについて質問し、確認した。 再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。 調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。
経済性・効率性	再委託について、入札方式に変更し、委託料の削減を図るべき随意契約がないか質問し、確認した。 再委託について、委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 再委託先から提出される請求書等を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。 直営の場合と比較して、再委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか、否かについて確認した。

（4）確認した証憑書類等

委託契約書、実施業務委託仕様書、請求書、業務委託検査調書、業務実施報告書、財務規程（やまぐち産業振興財団）

（5）監査の結果

【意見】業務成果の評価について（有効性、経済性・効率性）

産業振興財団では、テレワーク等導入・定着支援業務について、4社への再委託を通して500社への支援を目標とした結果、492社への支援を実施した。目標は概ね達成しており、目標に対するアウトプットは十分と考えられる。しかし当該492社への支援の結果、実際にテレワーク等を導入・定着した企業が何社あるかは集計しておらず、不明とのことである。

確かに委託契約内容は、テレワークやクラウドサービスの導入・定着を図る企業に対して、技術面での助言・提案、補助金制度の紹介等を実施することであり、企業がテレワーク等を最終的に導入し、環境整備を行うことまでは要求していない。しかし、テレワーク等導入・定着支援業務の最終目的は当然にテレワーク等の導入及び定着による業務の効率化と経済性の向上であるため、当該事業により実際にテレワーク等を導入し定着させた企業数、さらには、テレワークを導入し定着させたことによる効果の測定までを追跡評価することが、アウトカムによる有効性の評価であり、事業の本来の目的を達成するとともに、県民への説明責任を果たすことになるという意識をもって、事業評価を実施していただきたい。

22. 地域雇用創造事業（産業人材課）

(1) 事業の概要

事業名	地域雇用創造事業
担当部局課	産業労働部産業人材課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり 重点項目2：雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり 重点項目2：男女間における暴力の根絶	
実施の背景（必要性）	
新型コロナウイルス感染症の影響は、解雇や雇止めなどの雇用面への影響をもたらすとともに、働き方の新しいスタイル導入が求められており、デジタル技術の活用等により事業者の業種の多角化や、求職者のキャリアチェンジ等を支援し、雇用の維持・創出に取り組む必要がある。	
目的	
新型コロナウイルス感染症により特に影響を受けている業種における企業内の配置転換や、求職者のキャリアチェンジ等を支援し、本県の雇用の維持・新規雇用の創出を図る。	
達成時期	令和5年度
目指すべき将来像	
企業の社内業務のインハウス化や多様な人材の確保・定着に向けた環境整備を進めるとともに、正社員化を推進し、地域経済の持続的発展とそれを支える人材を確保する。	
概要（内容）	
○求職者のためのキャリアアップ ・離転職者等のキャリアアップや職種転換に向けたIT等の職業訓練の実施	

概要図等	
やまぐち地域活性化雇用創造推進協議会 (地域の関係者による協議会) ・効果的な事業の在り方の検討 ・進捗管理 事業主向けメニュー ■ スキルアップ実装支援事業 ・社内業務の内製化に向け、AI・ドローン・VR技術等を実装するためのコンサルティング及び伴走支援 ■ 多様な人材確保・定着推進事業 ・テレワーク環境等を整備する企業へのコンサルティング及び伴走支援 求職者向けメニュー ■ 求職者のためのキャリアアップ支援訓練（産業人材課） ・離転職者等のキャリアアップや職種転換に向けたIT等の職業訓練の実施 ■ 雇用転換・マッチング支援事業 ・非正規労働者等の雇用転換を支援するためスキルアップ研修・企業との交流会の実施	
主な実施主体	県
対象者	求職者
令和5年度の取組	
概要（内容）のとおりに	
実施結果（実績及び進捗）	
○求職者のためのキャリアアップ支援訓練 ・離転職者等のキャリアアップや職種転換に向けたIT等の職業訓練の実施（8回、59人）	
成果及び評価（次期計画を含む）	
○アウトカムとしては、多くの受講生が職業訓練の内容が今後の業務や働く際に役立つと回答しており、今後に向けて良い影響を与えたと考えられる。特に、実務的な技能やDX（chat GPT等）が活用できるとの回答を得ている。	
○アウトプットとしては、事業利用による正社員就職者数を目標として設定しており、令和5年度は目標の40名に対し40名と目標を達成し、県内企業の雇用につなげることができた。また、事業を実施した3年間の実績は、目標120名に対し91名となっており、目標には至らなかったものの、コロナ禍においても一定の雇用の維持・創出ができたと考えている。	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	やまぐち産業労働プラン
根拠法令（法律・条例）	該当なし
事業区分	継続事業（令和3年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	19,900	19,900	13,266
補正後予算額	19,900	13,266	13,266
決算額	16,895	10,978	10,419

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	10,419	下記(6)参照
合 計	10,419	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	9,377	89.9
その他	—	—
一般(県)	1,042	10.0
合 計	10,419	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	16,895	10,978	10,419
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(公財)やまぐち産業振興財団	(公財)やまぐち産業振興財団	(公財)やまぐち産業振興財団

(6) 令和5年度委託契約の概要

契約名	令和5年度求職者のためのキャリアアップ支援事業実施業務
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
業務内容(仕様)	IT分野等の訓練実施及びジョブカード等による就職支援
契約方法	随意契約

契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(公財) やまぐち産業振興財団
業者選定理由	これまでの中小企業向けの数多くの各種研修の開催実績から、本事業の実施に係るノウハウの蓄積があるとともに、平成 28 年度から平成 30 年度に県が実施した類似事業である「やまぐち中小企業総合支援事業（戦略産業雇用創造プロジェクト）実施業務」において、求職者に対する人材育成研修として「能力向上研修」を実施し、当該事業において実際に大きな成果を上げていることから、「地域活性化雇用創造プロジェクト」の令和 3 年度求職者のためのキャリアアップ支援業務の委託先に選定されたところであり、民間教育訓練機関等と連携した実施による事業効果の確実な発現が期待できるため。
予定価格	13,266,000 円（税込）
契約金額	13,266,000 円（税込） 精算額 10,418,620 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	(一社) ブロンズ人財協会
再委託金額	12,675,333 円（税込） 精算額 10,342,246 円（税込）
検査の概要	
検査対象：報告書	
検査手法：書面検査	
検査結果：合格	

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。安易に随意契約を選定している傾向の有無について確認した（長期継続の有無を含む）。 委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。 また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。

監査要点	実施手続
	委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 再委託について、所定の事務手続を経ていることを確認した。 業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。
有効性	委託契約の内容が実行可能か、否かについて確認した。 委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し、検討した。 直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか、否かについて確認した。 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。 再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。 委託先からの実績報告書を閲覧し、仕様書に沿った契約履行となっていることを確認した。 研修の委託業務についてアンケートまとめを行い、次回に活用していることを確認した。
経済性・効率性	委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか確認した。 再委託について、再委託業務の内容、再委託割合や再委託金額等が審査対象とされているか確認した。

(8) 確認した証憑書類等

執行伺、業者選定伺、委託業務に係るプロポーザル審査委員会設置要綱、事業実施計画書、契約締結伺、委託契約書、仕様書、個人情報取扱事項、実績報告書、研修アンケート、

検査職員任命伺、業務委託検査調書、業務委託検査報告書、業務報告書、見積書、請求書、経費報告書

(9) 監査の結果

【指摘】再委託手続の適切性及び合理性について（合規性、有効性、経済性・効率性）

県は求職者のためのキャリアアップ支援実施業務について、以下のように産業振興財団に委託しており、産業振興財団は当該業務を（一社）ブロンズ人財協会に再委託している。

委託元	委託先	契約金額（税込）	請求金額（税込）
県	産業振興財団	13,266,000 円	10,418,620 円
再委託元	再委託先	契約金額（税込）	請求金額（税込）
産業振興財団	（一社）ブロンズ人財協会	12,675,333 円	10,342,246 円

上記の再委託比率は 95.5%であり、請求書でみると 99.3%を占めている。いずれも 95%を超える再委託比率であり、内容を確認すると産業振興財団から県への請求は再委託料以外では、旅費、郵送代、振込手数料のみで、通常の委託契約であるなら計上される人件費が計上されていない。また、委託契約の仕様書及び実績報告書と再委託契約の仕様書の様式及び内容はほぼ同じであることから、禁止されている一括再委託（適正化通知 4（1））に該当しないと言うのであれば、合理的な説明が必要である。

加えて、当該事業においては、事業選定理由に「民間教育訓練機関等と連携した実施による事業効果の確実な発現が期待できるため。」と記されている通り、当初から再委託を予定している事業である。したがって、「当初から再委託を予定している場合の手続」（同通知 4（5））に則り、必要な手続を取り、県と産業振興財団との契約書に再委託について記載することにより、別途必要とされている再委託承認手続を省略することができる。この契約時点で再委託先の業務の範囲（必要事項）を明記し、委託先と再委託先の業務の範囲を明確にしておけば、県民に「丸投げ」や「禁止されている一括再委託」という疑念を抱かれることはないと考ええる。さらに、外郭団体については、「外郭団体等に対する指導又は要請」（同通知 5）において、「県が一定の政策目的を達成するために設立された団体（外郭団体）と契約を締結している場合において、当該外郭団体が第三者と行う契約のうち、恒常的に再委託を行う必要がある契約については、県との契約書等において、再委託に係る業務の契約手法を明記するとともに、特定の者とのみ契約を締結する必要があるものについては、その理由も明示すること。」と記載されている。

これは、「通知」であるから、必須ではないとするなら「業務委託契約事務取扱要領」に盛り込む必要もあると考える。県と産業振興財団との契約は令和 5 年 4 月 1 日に締結され

ているが、産業振興財団と再委託先との契約は令和 5 年 6 月 16 日に締結されている。最初から県との契約に明示することにより、このタイムラグを無くすことが出来、契約事務の効率化もさることながら、事業自体も効率的に開始及び実施することが可能となる。

【意見】地域雇用創造事業の事業継続について（有効性）

当該事業は令和 3 年度に始まり、令和 5 年度で終了している。当該事業の基本目標は「男女が共に活躍できる地域社会づくり」であり、重点項目は「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」である。そして、当該事業を実施した 3 年間の正社員就職者数の実績は目標の 120 名に対し 91 名となっている。このうち令和 5 年度は目標 40 名に対し実績 40 名と目標を達成している。このような実績もあり、当該目標や重点項目を継続的に達成するためにも、また令和 5 年度の実績を考慮すると県民は当該事業に期待を寄せていると思われるので、是非今後も当該事業の継続を検討いただきたい。

その際にフォークリフト、玉掛け以外の需要もアンケート等で調査し、選択肢を増やし、研修内容の充実を図るとより有効と考える。例えば、ビジネスマナー研修、Excel 上級（マクロ等）、PowerPoint、CAD、ユンボの免許、高所作業車の免許取得等、研修の幅を広げることにより当該研修を希望している離職者・非正規雇用労働者の参加することに対するモチベーションも上がり、さらなる求職者支援につながると考える。

22-1. 地域雇用創造事業（（公財）やまぐち産業振興財団）

(1) 収支決算書

【収入の部】

（単位：千円）

科目	予算額	決算額
委託料	13,266	10,419
合計	13,266	10,419

【支出の部】

（単位：千円）

科目	予算額	決算額
委託料	13,000	10,342
事務費	266	77
（旅費）	—	(76)
（役務費）	—	(1)

合計	13,266	10,419

(2) 令和5年度の委託契約の概要

契約名	求職者のためのキャリアアップ支援実施業務
契約期間	令和5年6月16日～令和6年2月29日
業務内容（仕様）	求職者のためのキャリアアップ支援
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	財務規程第29条第2項第2号
委託業者名	（一社）ブロンズ人財協会
業者選定理由	求職者のためのキャリアアップ支援は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業のDX活用による事業多角化促進等に対応するために、職種転換やキャリアアップを希望する離転職者に対して、職業訓練を含めた様々な早期再就職支援を実施する事業であることを踏まえて、提案書と体制や実績等の比較検討により選定することが適当であることから、競争入札参加資格者名簿の大分類99 その他・小分類12 研修業務に掲載又は申請中の業者を対象に公募型プロポーザルを実施し、2者の提案があり、最高得点者である（一社）ブロンズ人財協会を選定。
予定価格	12,795,321 円（税込）
委託契約金額	12,675,333 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：実績報告	
検査手法：書面審査	
検査結果：合格（業務に要した経費として10,342,246 円（税込）で確定。）	

(3) 監査の結果

【意見】再委託における業者の選定について（有効性、経済性・効率性）

求職者のためのキャリアアップ支援実施業務における再委託業者は以下である。

年 度	再委託業者
令和3年度	（学）YIC 学院、（一社）ブロンズ人財協会
令和4年度	（一社）ブロンズ人財協会
令和5年度	（一社）ブロンズ人財協会

上記の表からも分かるように県内ではキャリアアップ支援研修を行うことができる事業者は都市部と比較して少ないため、公募型プロポーザルを実施したとしても（学）YIC 学院及び（一社）ブロンズ人財協会等の限定された少数の事業者から提案されることとなり、結果として、前述２者のいずれかが選定されることになる。

県内の事業者を支援するため、県内の事業者に限定して採用することにも一理あると考えられるが、それでは毎年類似した研修になる傾向があり、県民サービスの質が一定化されてしまうことになる。

そこで公募型プロポーザルの際に、県内事業者だけでなく、可能な限り県外事業者にも参加資格を与え、県民サービスの一層の向上を図ることが有効だと考える。事業の有効性が高まることにより県民の研修への参加モチベーションも上がり、結果として求職者のキャリアチェンジ等を支援し、本県の雇用の維持・新規雇用の創出を図るという事業目的の達成に寄与すると考える。

23. 地域共生社会推進事業

(1) 事業の概要

事業名	地域共生社会推進事業
担当部局課	健康福祉部厚政課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり 重点項目３：地域における男女共同参画の推進 基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり 重点項目８：みんなが安心して暮らせる社会づくり	
実施の背景（必要性）	
少子高齢化の進行や家族形態の変化による家庭の機能の低下、個人の価値観の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による住民の交流意識の低下や接触機会の減少等に伴い、地域のつながりが希薄化し、地域における支え合い機能の低下が進行している。	
目的	
「山口県地域福祉支援計画」に基づき、地域共生社会の実現に向けた各種の取組を計画的・体系的に推進する。	
達成時期	継続的に実施

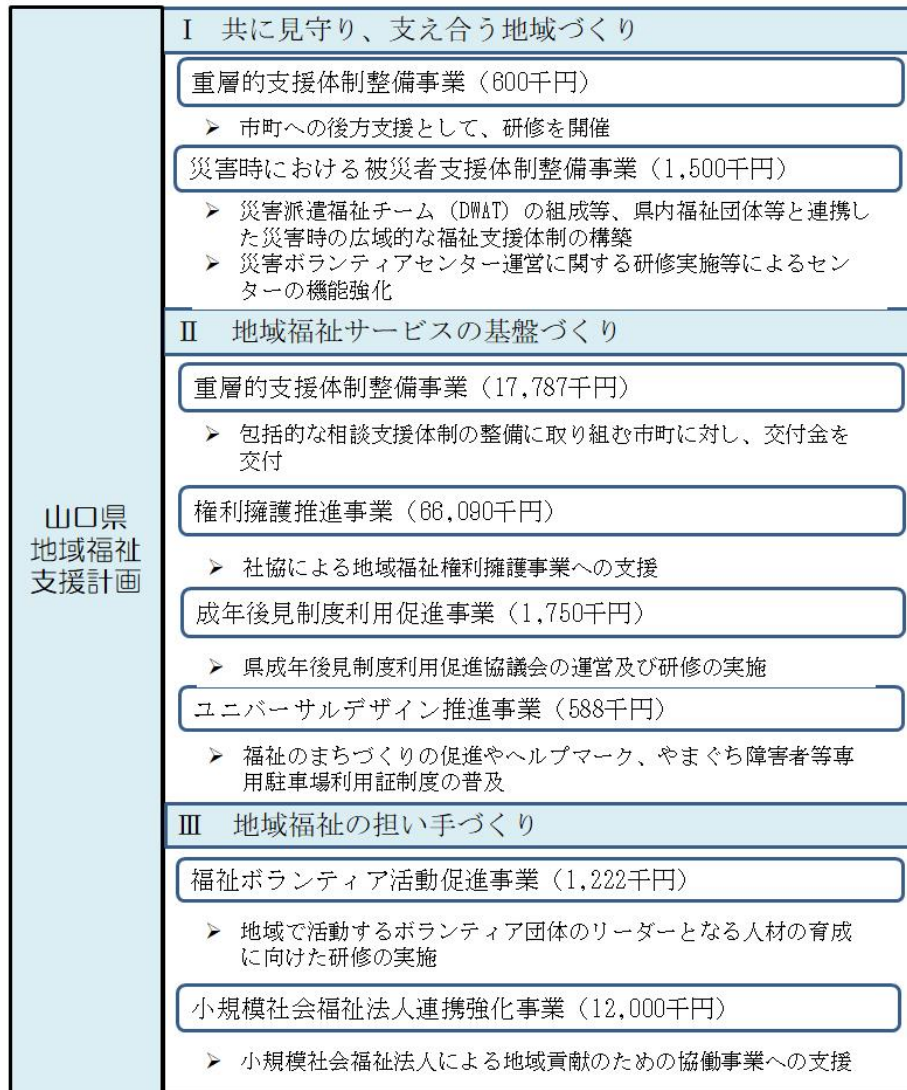
目指すべき将来像

地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域共生社会の実現

概要（内容）

- ①重層的支援体制整備事業（実施主体：県、市町）
 - ・重層的支援体制整備事業のうち多機関協働に関する事業への支援
 - ・複合的課題に対応した重層的な相談支援体制等の整備に対する後方支援
- ②災害時における被災者支援体制整備事業（実施主体：県社協）
 - ・県内福祉団体等と連携した災害時の広域的な福祉支援体制の構築
- ③権利擁護推進事業（実施主体：県社協）
 - ・地域福祉権利擁護事業の適切な運用のための支援
- ④成年後見制度利用促進強化事業（実施主体：県）
 - ・成年後見制度に関する運営機能強化
- ⑤ユニバーサルデザイン推進事業（実施主体：県）
 - ・やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の周知と協力施設の確保
 - ・ヘルプマークの普及促進
 - ・山口県福祉のまちづくり条例に関すること
- ⑥福祉ボランティア活動促進事業（実施主体：県社協）
 - ・ボランティア活動講座による啓発、ボランティア活動活性化のための研修会
- ⑦小規模社会福祉法人連携強化事業（実施主体：県）
 - ・小規模社会福祉法人による地域貢献のための協働事業への支援

概要図等



地域共生社会の実現

主な実施主体	県、市町、県社協
対象者	市町、社会福祉協議会、社会福祉法人、県民
令和5年度の取組	
①重層的支援体制整備事業（実施主体：県、市町） ・市町への後方支援として、研修を開催 ・包括的な相談支援体制の整備に取り組む市町に対し、交付金を交付 ②災害時における被災者支援体制整備事業（実施主体：県社協） ・災害派遣福祉チーム（DWAT）の組成等、県内福祉団体等と連携した災害時の広域的な福祉支援体制の構築	

・災害ボランティアセンター運営に関する研修実施等によるセンターの機能強化
③権利擁護推進事業（実施主体：県社協）
・社協による地域福祉権利擁護事業への支援
④成年後見制度利用促進強化事業（実施主体：県）
・県成年後見制度利用促進協議会の運営及び研修の実施
⑤ユニバーサルデザイン推進事業（実施主体：県）
・福祉のまちづくりの促進やヘルプマーク、やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の普及
⑥福祉ボランティア活動促進事業（実施主体：県社協）
・地域で活動するボランティア団体のリーダーとなる人材の育成に向けた研修の実施
⑦小規模社会福祉法人連携強化事業（実施主体：県）
・小規模社会福祉法人による地域貢献のための協働事業への支援

実施結果（実績及び進捗）

- ①重層的支援体制整備事業（実施主体：県、市町）
- ・各市町における包括的な支援体制の構築を促進するため、居住支援をテーマとした研修会を開催（1回）
 - ・包括的な相談支援体制の整備に取り組む2市（宇部市、長門市）に対し、交付金を交付（重層的支援体制整備事業に取り組む自治体数）

R3	R4	R5
—	2市 宇部市、長門市	2市 宇部市、長門市

- ②災害時における被災者支援体制整備事業（実施主体：県社協）
- ・災害派遣福祉チーム（DWAT）の組成に向けた説明会を実施
 - ・市町社協災害ボランティアセンター運営者養成研修会を開催（1回）
 - ・災害派遣福祉チーム（DWAT）の組成（R5.9）

- ③権利擁護推進事業（実施主体：県社協）
- ・社協による地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）への補助（日常生活自立支援事業の契約者数（延べ契約者数））

R3	R4	R5
1,114人	1,162人	1,147人

- ④成年後見制度利用促進強化事業（実施主体：県）
- ・市町・中核機関等の職員を対象に意思決定支援に係る研修会を開催（1回）
 - ・「成年後見制度の見直しの検討状況から考える人材育成の必要性について」をテーマとして協議会を開催（1回）

(成年後見制度利用促進法に基づく市町計画を策定している市町数)

R3	R4	R5
10 市町	17 市町	18 市町

⑤ユニバーサルデザイン推進事業（実施主体：県）

- ・県が作成した「ヘルプマーク」を市町、健康福祉センター、児童相談所、厚政課で配布
- ・県が作成した「やまぐち障害者等専用駐車場利用証」を市町、健康福祉センター、厚政課、市町社会福祉協議会で配布するとともに、協力施設に対して認定証を交付

(やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度協力施設数)

R3	R4	R5
1, 108 施設	1, 094 施設	1, 037 施設

⑥福祉ボランティア活動促進事業（実施主体：県社協）

- ・市町社会福祉協議会担当者研修会の開催（1 回）
- ・県民を対象としたボランティア交流大会を開催（1 回）
- ・地域で行われる研修会等において、ボランティア活動講座を開催（5 回）

(市町社協ボランティアセンターの登録ボランティア数)

R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1
52, 745 人	49, 474 人	60, 241 人

⑦小規模社会福祉法人連携強化事業（実施主体：県）

- ・岩国市社協、平生町社協管内において法人間連携プラットフォームを設置
- ・県全域法人間連携プラットフォームを設置
- ・フードバンク山口いわくにステーションの設置（R5. 10）

成果及び評価（次期計画を含む）

①重層的支援体制整備事業（実施主体：県、市町）

第五次山口県地域福祉支援計画（R5～9）において、令和 9 年度に 10 市町での事業実施を目指しているところであり、研修等を通じて市町へ働きかけを行っている。

令和 6 年度には新たに山口市、周南市において事業実施予定であり、順調に増加している。

②災害時における被災者支援体制整備事業（実施主体：県社協）

能登半島地震のような大規模災害が今後も起こることが予想されるため、DWAT チーム員の増員や研修による資質向上に取り組み、災害時における福祉支援体制を強化する。

③権利擁護推進事業（実施主体：県社協）

高齢者人口等が増加し、認知症などにより判断能力が不十分な方が増加する中、金銭管理等の日常生活の支援を行う本事業の利用者数は今後も増加が見込まれるため、継続的な事業実施が必要である。

④成年後見制度利用促進強化事業（実施主体：県）

研修等の実施により、令和 5 年度には、全市町において成年後見センター等の相談支援機関が設置され、令和 6 年度には、全市町において成年後見制度利用促進計画が策定予定であるなど、地域における相談支援体制が整備されている。

住民に身近な地域で適切に相談支援が行われるよう、引き続き、市町の取組を支援する。

⑤ユニバーサルデザイン推進事業（実施主体：県）

「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の協力施設数は、店舗の廃止により減少傾向となっている。

協力施設数の増加に努めるとともに、制度を必要とする人が適切に利用できるよう制度の普及、理解促進を図る。

⑥福祉ボランティア活動促進事業（実施主体：県社協）

市町社協ボランティアセンターの登録ボランティア数は、コロナ禍の影響により減少傾向であったが、その後は回復傾向にある。

地域の福祉ニーズにきめ細かく対応していくためには、多様な主体の活動が重要であるため、引き続き、ボランティア養成セミナーやボランティア交流大会の開催によりボランティア活動の活性化を図る。

⑦小規模社会福祉法人連携強化事業（実施主体：県）

平成 28 年に社会福祉法が改正され、法人の規模にかかわらず、「地域における公益的な取組」の実施が責務化されているところであり、小規模な法人においては、経営基盤や職員体制の脆弱性などから、地域貢献のための取組を実施する意欲があっても、単独ではこうした取組を実施することが困難な状況にあるため、本事業により地域貢献のための取組を促進する。

関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	山口県地域福祉支援計画
根拠法令（法律・条例）	社会福祉法
事業区分	継続事業（平成 31 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	88,121	89,299	101,537
補正後予算額	88,038	91,585	95,756
決算額	87,531	91,640	95,463

（決算額及び予算額の著増減事項等）直近３年間で当初予算は増加傾向である。R5 年度より重層的支援体制整備事業に係る県負担（1/4）が導入されたため、R5 年度の増額幅が大きくなっている。また、令和４年度の補正予算及び決算における増額は国への償還金の計上によるものである。

(3) 令和５年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
報償費	64	講師謝金
旅費	25	職員出張旅費
一般需用費	488	「やまぐち障害者等専用駐車場利用証」印刷代
委託料	10,570	下記（６）参照
使用料及び賃借料	16	会場使用料
負担金、補助及び交付金	83,695	下記（８）参照
償還金利子及び割引料	605	国庫補助金額確定に伴う国への返還金
合 計	95,463	

(4) 財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	45,653	47.8
その他	28	0.0
一般（県）	49,782	52.1
合 計	95,463	100.0

（その他財源の内容）繰入金（地域医療介護総合確保基金）

(5) 委託料の３期間推移

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
決算額	13,810	14,754	10,570
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
委託業者名	(福) 山口県社会福祉協議会 外 1 件	(福) 山口県社会福祉協議会 外 2 件	(福) 山口県社会福祉協議会 外 1 件

(6) -1 令和 5 年度委託契約の概要

契約名	令和 5 年度成年後見制度利用促進強化事業
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	研修の企画立案、運営
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(福) 山口県社会福祉協議会
業者選定理由	本事業を効果的に実施できる体制及びノウハウを有しているのは 当会以外にないため。
予定価格	1,070,000 円（税込）
契約金額	1,070,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：研修会を適切に実施したか、否かについて確認した。	
検査手法：提出された業務実績報告書及び委託先からの聞き取りにより適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。	
検査結果：合格（適正に業務を遂行している）	

(6) -2

契約名	小規模社会福祉法人連携強化事業
契約期間	令和 5 年 10 月 16 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	法人間連携プラットフォームの設置、複数法人の連携による地域貢献のための協働事業への支援
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(福) 山口県社会福祉協議会

業者選定理由	本事業を効果的に実施できる体制及びノウハウを有しているのは 当会以外にないため。
予定価格	9,500,000 円（税込）
契約金額	9,500,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	①岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会 ②(福)平生町社会福祉協議会
再委託金額	①400,000 円 ②400,000 円
検査の概要	
検査対象：法人間連携プラットフォームが設置され、地域公益活動に資する取組を適切に 実施したか、否かについて確認した。	
検査手法：提出された業務実績報告書及び委託先からの聞き取りにより適正に業務が実 施されているか、否かについて確認した。	
検査結果：合格（適正に業務を遂行している）	

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	71,727	71,705	83,695
補助金等の名称	①山口県生活困窮者 就労準備支援事業費 等補助金 ②福祉のまちづくり 条例事務交付金	①山口県生活困窮者 就労準備支援事業費 等補助金 ②福祉のまちづくり 条例事務交付金	①山口県生活困窮者 就労準備支援事業費 等補助金 ②福祉のまちづくり 条例事務交付金 ③山口県重層の支援 体制整備事業交付金
交付先名	①(福)山口県社会 福祉協議会 ②下松市外 11 市町	①(福)山口県社会 福祉協議会 ②下松市外 11 市町	①(福)山口県社会 福祉協議会 ②下松市外 6 市町 ③宇部市外 1 市

(8) -1 令和 5 年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	
目的（趣旨）	生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することによりその自立を促進することを目的とする。	
公募・非公募	非公募	
根拠法令・要綱等	生活困窮者自立支援法 山口県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	
創設年度	平成 27 年度	
交付対象事業	①日常生活自立支援事業 ②生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ③災害福祉支援ネットワーク推進事業等	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
①日常生活自立支援事業	給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金（生活支援員に対する賃金は、生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。）、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、助成金	10/10
②生活困窮者支援等のための地域づくり事業	給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、助成金	10/10
③災害福祉支援ネットワーク推進事業等	給料、職員手当等、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、	10/10

	保険料、手数料)、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品は除く。）		
交付先及び交付金額			
状況			
交付先名		交付金額（円）	
（福）山口県社会福祉協議会		68, 562, 000 円	
合計		68, 562, 000 円	
申請及び交付件数	申請件数：1 件 交付件数：1 件		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移			
(単位：人)			
市町社協ボランティアセンターの登録ボランティア数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
目標値 (A)	61, 000 人	61, 000 人	61, 000 人
実績値 (B)	52, 745 人	49, 474 人	60, 241 人
達成率 (B/A)	86. 4%	81. 1%	98. 7%
達成度の説明			
地域福祉支援計画において、目標値を 61, 000 人としている。コロナ禍により、一時期ボランティア数は減少したものの、その後回復傾向にある。			

(8) -2

補助金等の名称	山口県福祉のまちづくり条例補助執行事務交付金
目的（趣旨）	山口県福祉のまちづくり条例第 18 条の規定により、市町長を経由する事務の取扱に要する経費について、市町に交付する。
公募・非公募	非公募
根拠法令・要綱等	山口県の事務処理の特例に関する条例 山口県福祉のまちづくり条例 山口県福祉のまちづくり条例補助執行事務交付金要綱
創設年度	平成 9 年度
交付対象事業	(山口県福祉のまちづくり条例第 18 条)

特定公共的施設建築主等は、規則で定めるところにより、特定公共的施設の位置、規模、構造、設備その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。届け出た事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。		
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
経由事務	物件費、人件費	人口、件数等で按分
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
下松市		12,000 円
光市		3,000 円
長門市		4,000 円
柳井市		6,000 円
美祢市		1,000 円
山陽小野田市		3,000 円
田布施町		4,000 円
合計		33,000 円
申請及び交付件数	申請件数：7 件 交付件数：7 件	
補助金の効果測定		
市町が処理する事務処理に対する交付金であるため、効果測定は実施していない。		

(8) -3

補助金等の名称	山口県重層的支援体制整備事業交付金
目的（趣旨）	市町において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業に要する経費に充てるため交付する。
公募・非公募	非公募
根拠法令・要綱等	社会福祉法 山口県重層的支援体制整備事業交付金交付要綱

創設年度	令和４年度	
交付対象事業	①包括的相談支援事業 ②地域づくり事業 ③多機関協働事業等	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
①包括的相談支援事業	(1) 地域包括支援センターの運営に要する費用相当額 (2) 相談支援事業に要する費用相当額 (3) 利用者支援事業に要する費用相当額	(1) 19.25/100 (2) 25/100 (3) 1/6
②地域づくり事業	(1) 地域介護予防活動支援事業に要する費用相当額 (2) 生活支援体制整備事業に要する費用相当額 (3) 地域活動支援センター機能強化事業に要する費用相当額 (4) 地域子育て支援拠点事業に要する費用相当額	(1) 12.5/100 (2) 19.25/100 (3) 25/100 (4) 1/3
③多機関協働事業等	(1) 多機関協働事業に要する費用相当額 (2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業に要する費用相当額 (3) 参加支援事業に要する費用相当額	1/4
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
宇部市		10,500,000 円
長門市		4,600,000 円
合計		15,100,000 円
申請及び交付件数	申請件数：２件 交付件数：２件	

補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移			
(単位：市町)			
重層的支援体制整備事業に取り組む市町数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値 (A)	—	—	10 市町
実績値 (B)	—	2 市町	2 市町
達成率 (B/A)	—	—	20.0%
達成度の説明			
第五次地域福祉支援計画において、令和9年度までに10市町での実施を目標値としている。令和6年度は4市で実施予定であり、着実に増加している。			

(9) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	不適切な再委託がされていないかについて検証した。 補助対象となる経費の適切性について検証した。
有効性	仮説や指標・目標が適切に設定されているか、また設定された指標・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているかについて検証した。 事業評価の適切性について検証した。 再委託について、再委託料の合理性を検証した。
経済性・効率性	予定価格が適切に積算されているか検証した。

(10) 確認した証憑書類等

委託契約書、契約締結伺、仕様書、業務委託検査調書、見積書、請求書、業務実績報告書、歳入歳出決算書、再委託承認願

(11) 監査の結果

【指摘】小規模社会福祉法人連携強化事業における再委託料の設定について（合規性、経済性・効率性）

(6) -2「小規模社会福祉法人連携強化事業」については、①岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会と②（福）平生町社会福祉協議会に再委託されており、再委託料は①②共に同額（各40万円）である。再委託する業務の経費予定額は、①②それぞれに事業実施費

の内訳が示されているが、項目・金額ともに同内容となっており、会議は①②共に4回開催されることが予定されている。

一方、実際の実施内容については、下記のような相違がある。

	①岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会	②(福)平生町社会福祉協議会
参加法人数	13 法人	3 法人
会合実施	役員会2回・総会1回 ・役員会のうち、1回は総会と同日に開催、別の1回はWEB開催	会議2回

すなわち、経費予定額は、①②の取り組み内容の差異を反映しておらず、会議の実施についても予定数よりも少ないものとなっている。

本業務の再委託料は各40万円と委託料の4%程度ではあるが、①②の委託先の規模が異なることや、実施内容が同種のものにならないことは事前に把握できたはずである。それに関わらず、①②の事業実施費が細目まで同額であることは、十分な情報収集や検討がなされていないのではないかと懸念を持たざるを得ない。

このことについて、担当課の説明は、「再委託における事業経費については、県社会福祉協議会の見積りで、人件費、印刷費、消耗品や協議会場費等で、全体で40万円前後としていることから、委託費は上限額40万円として設定している。その上で実際の経費は、各プラットフォームが地域の実情等に合わせて様々な事業を行うことから、40万円以上の経費が必要になることが多く、結果として、プラットフォームの規模等に関わらず、40万円が委託費となっている。」とのことであった。

当該事業は、補助金交付による事業ではなく、県が主体である実施事業について、(福)山口県社会福祉協議会に委託し、岩国市社会福祉協議会、平生町社会福祉協議会管内において法人間連携プラットフォームを設置するために、岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会及び(福)平生町社会福祉協議会へ再委託をしたものである。再委託の際には、業務の範囲や契約金額の記載を必須とする承認申請を提出させ、当該申請について承認審査を実施しなければならない。その審査においては、再委託先の履行能力の確認が求められている(適正化通知)が、当然に経済的合理性の上に成立つ履行能力の審査が要求されていると考える。

担当課の説明では、「持ち出し」になっているとのことだが、事業を委託する相手方が、「持ち出し」で事業を引き受けることの合理性はあるのか。また、「持ち出し」となった場合、委託事業における「品質の保証」は何処までが県の責任となるのか。さらに、(福)平生町社会福祉協議会については、本当に「多め」になっていないのかについては判断できず、経済的合理性について説明のつかない再委託額については大いに問題があると判断する。

本来、承認時に精査すべきであるが、事後であっても再委託額についての経済的合理性を検証することは必須であり、今後は事前に再委託における実施予定業務等を具体的に把握したうえで、再委託業務の経費予定額を算定し、契約することが必要である。

【指摘】成年後見制度利用推進強化事業の委託料の適切性について（合規性、経済性・効率性）

本事業は委託期間が1年間とされているが、実質的には年1回開催される研修の実施が主な業務内容となっている。業務委託料は総額1,070,000円であり、うち講師料の見積り額は247,000円（うち、諸謝金140,000円・旅費107,000円）となっている。しかしながら、事業実施後の収支決算書によれば、研修会講師謝金は37,000円とされており、予算額の15%程度となっている。

一方で、役務費は見積額が9,000円であったのに対し決算額は106,000円、賃借料は見積額80,000円に対し決算額160,000円と、役務費・賃借料ともに大幅に増加している。なお、見積額の合計と決算額の合計との間には差異は発生していない。

県の説明は以下のものであった。

- ・当該研修は、研修の企画立案から行うものであり、内容を決めるにあたっては成年後見制度に関する動向を勘案することとしているため、複数回カリキュラムのある研修の実施や、県外講師による最新の知見等を研修に盛り込むことができるよう旅費及び謝金を計上している。

- ・令和5年度においては、結果として県内講師による研修を1回実施したことにより、謝金及び旅費が県内講師単価で済んでいる。

- ・現場の要望に応じて、適宜適切な研修が実施できるよう必要な予算額を確保しておくことが必要である。

講師謝金及び旅費が見積額より低額になったのであれば、契約金額よりも決算額が低額になるはずである。契約書には、「本業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれか低い額（確定額）」が、県が支払うべき額と規定されている（第9条）。しかし、見積時点では計上されていなかった「ネットワーク保守代等55,000円」等が突如計上され、契約金額と確定額が全くの同額という結果となっている。ネットワーク保守代は果たして当該委託事務の直接経費なのか。そうであるなら、見積時点で計上されるべきであるし、直接経費でなければ按分根拠も示されなければならない、決算額については、当該事業についての直接経費か否かについての検証は必須であるが、その形跡はない。

「必要な予算額の確保」は重要なことであるが、区分間で自由に流用できるようなものではないし、ましてや契約金額まで決算時に経費を計上して良いはずはない。より精度の高い予算の策定と実費の精算を実施しなければならない。

24. 子ども食堂サポート事業

(1) 事業の概要

事業名	子ども食堂サポート事業
担当部局課	健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり 重点項目3：地域における男女共同参画の推進 基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり 重点項目6：男女間における暴力の根絶 重点項目8：みんなが安心して暮らせる社会づくり	
実施の背景（必要性）	
こども食堂は、食事の提供を通じて、様々な家庭環境にある子どもたちの多様な学びや体験の場となるほか、地域での見守りの機能を果たすなど、家庭や学校に次ぐ第3の居場所となりうるものとして、重要な役割を担っている。 こうした一方、こども食堂が子どもたちのより身近な場所として、更には、地域住民の交流拠点として県内各地域に展開し、安定的、継続的に運営していくためには、こども食堂の開設や環境整備への支援が必要。	
目的	
地域の子どもたち全てを対象とした地域の居場所となる「子ども食堂」の全県への展開に向けて、子ども食堂の開設・運営のサポート体制を整備する。	
達成時期	令和8年度
目指すべき将来像	
200 か所開設（一定規模以上の小学校区に1 か所以上）	
概要（内容）	
①相談窓口の設置 ・子ども食堂の開設・運営に関する相談に対応するための相談窓口（名称：山口県こども食堂支援センター）を設置し、統括コーディネーター1名、県内9か所に地区推進コーディネーターを配置 <統括コーディネーターの役割> ・子ども食堂の開設や運営に係る情報の提供、相談対応、各種助成金の申請サポート等 ・子ども食堂と支援者のマッチング（ボランティアをしたい人、活動資金・物品を提供したい企業、場所を提供したい社会福祉法人、フードバンク等と子ども食堂をつなぐ） ・地区推進コーディネーターとの連絡調整	

＜地区推進コーディネーターの役割＞

- ・統括コーディネーターと協力し、担当地区の子ども食堂開設希望者、運営者に対し、開設・運営にかかる情報の提供、相談対応、助成金の申請のサポート等
- ・企業等寄附について、統括コーディネーターや企業等と分配等の調整
- ・フードバンク山口ステーションの食材について、統括コーディネーターやフードバンク山口と分配等を調整
- ・担当地区内の子ども食堂とボランティア希望者のマッチング

②山口県子ども食堂登録制度の普及、受付

- ・登録の働きかけを行うとともに、登録届の受付を実施

③子ども食堂推進会議の開催

- ・関係機関・団体において、子ども食堂の社会的役割についての認識の共有、子ども食堂の普及・定着に向けた課題解決についての情報交換、開設しやすい環境の整備

④子ども食堂の啓発、開設、運営等に関する各種セミナーの開催

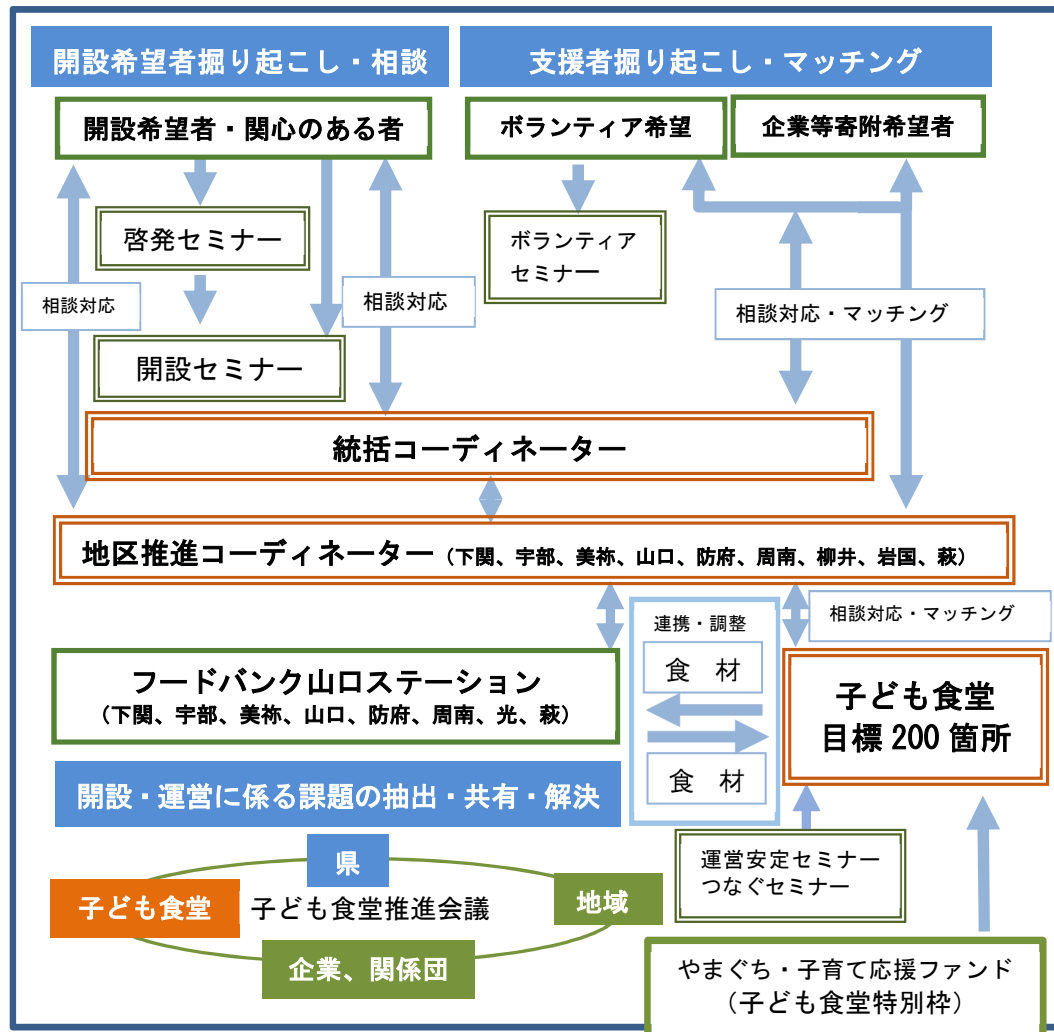
⑤子ども食堂マップの更新等

- ・HP 上で作成している子ども食堂マップについて、子ども食堂の増減を把握し、適宜更新を実施
- ・県内 9 地域及び全体の子ども食堂マップの印刷

⑥子ども食堂の理解促進

- ・市町、市町社会福祉協議会等に対し子ども食堂の理解促進、支援の呼び掛け

概要図等



主な実施主体	県
対象者	県民、子ども食堂運営者、市町、市町社会福祉協議会
令和5年度の取組	
・相談窓口の設置 ・山口県子ども食堂登録制度の普及、受付 ・子ども食堂の啓発、開設、運営等に関する各種セミナーの開催 ・山口県子ども食堂推進会議の実施 ・子ども食堂マップの更新等	
実施結果（実績及び進捗）	
・相談対応件数 75 件 ・啓発セミナー（2 か所：長門市、山陽小野田市）	

- ・開設セミナー（4か所：岩国市、宇部市、山口市、平生町）
- ・ボランティアセミナー（1か所：周南市）
- ・運営セミナー、つなぐセミナーの開催（3か所：宇部市、岩国市、柳井市）
- ・山口県こども食堂推進会議の実施（1回）
- ・情報発信（こども食堂マップ〔HP〕、ニュースレター、Facebook）

成果及び評価（次期計画を含む）

こども食堂箇所数

年 度	H30	R 元	R2	R3	R4	R5		R8
箇所数	27	63	89	117	165	177		200(※)

※やまぐち未来維新プランにおける目標値

こども食堂は法律等により公に定義されたものがなく、食品衛生法上の営業許可の取扱いについて、個別事案ごとに判断していたことから、各健康福祉センターにおいて判断が異なっていた。

令和元年度に「こども食堂登録制度」を創設し、事業者要件（会則等、独立した会計、運営目的等）と運営要件（子どもの参加、価格設定、市町等との連携等）を満たし、登録したこども食堂は、食品衛生法上の「営業」ではなく、「いわゆる集団給食施設」に該当するため、営業許可を不要とし、給食開始又は廃止の届出を義務付けた。

保健所での手続きが緩和されたことにより、県内のこども食堂の数は制度創設の前年と比べ、27か所から63か所と約2.5倍に増加した。

また、令和元年度から子ども食堂サポート事業を開始し、統括コーディネーターと地区推進コーディネーターを設置し、開設支援等の相談対応を行ってきた。令和4年度は地区推進コーディネーターを7人に増員、令和5年度は9人に増員し、地域での相談体制を強化した。令和3年度からはボランティアセミナーを開催しボランティアの掘り起こし、令和5年度は、安定的、継続的な運営に向けた運営セミナーを開催し、こども食堂の開設・運営支援に取り組んでいる。

こども食堂の箇所数は目標値に近づいてきたので、今後は、開設・運営等に関する専門的なノウハウを有するこども食堂のコーディネーターを活用し、「こどもの居場所づくり推進コーディネーター」として配置することにより、市町や団体等が取り組む居場所づくりに関する相談対応やアドバイス等の支援を実施するなど、こどもの居場所づくりへの支援を行っていく。

関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	該当無し
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（令和元年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	5,664	6,288	6,544
補正後予算額	5,664	6,288	6,544
決算額	5,566	6,205	6,487

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	6,487	下記(6)参照
合 計	6,487	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	3,174	48.9
その他	848	13.0
一般(県)	2,465	37.9
合 計	6,487	100.0

(その他財源の内容) 一般企業からの寄附金

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	5,558	6,175	6,487
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(特非) 山口せわや きネットワーク	(特非) 山口せわや きネットワーク	(特非) 山口せわや きネットワーク

(6) -1 令和5年度委託契約の概要

契約名	子ども食堂サポート事業(コーディネーター)
契約期間	令和5年4月3日～令和6年3月31日
業務内容(仕様)	・相談窓口の設置

	統括コーディネーター、地区推進コーディネーターを配置 ・ 山口県子ども食堂登録制度の普及・受付 ・ 子ども食堂の理解促進
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(特非) 山口せわやきネットワーク
業者選定理由	令和元年度から令和 4 年度までに実施している子ども食堂サポート事業の実施内容を踏まえ、業務責任者等、提案した事業計画を実施するにあたり当事業に適した人材を確保し配置していると認められるため。(公募型プロポーザル方式)
予定価格	4,920,828 円 (税込)
契約金額	4,920,828 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか否かについて確認した。 検査手法：提出された実績報告書により、適正に業務が実施されているか否かについて確認した。 検査結果：合格	

(6) -2

契約名	子ども食堂サポート業務（連携体制強化）
契約期間	令和 5 年 4 月 3 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	・ 子ども食堂推進会議の開催 ・ 各種セミナー（啓発、開設、ボランティア、運営、つなぐ）の開催 ・ 子ども食堂マップの更新等 ・ 子ども食堂の理解促進（市町、市町社会福祉協議会等）
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(特非) 山口せわやきネットワーク

業者選定理由	令和元年度から令和4年度までに実施している子ども食堂サポート事業の実施内容を踏まえ、業務責任者等、提案した事業計画を実施するにあたり当事業に適した人材を確保し配置していると認められるため。(公募型プロポーザル方式)
予定価格	1,565,619 円 (税込)
契約金額	1,565,619 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか否かについて確認した。	
検査手法：提出された実績報告書により、適正に業務が実施されているか否かについて確認した。	
検査結果：合格	

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した。また随意契約であることから、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した。 委託先選定は規定の手続に準拠していることを確認した。 委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。 また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。
有効性	委託契約に付する合理性があるか確認した。 委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し、検証した。 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について確認した。
経済性・効率性	委託業務の内容に照らして、業者見積の合理性を十分に検討しているか、否かについて確認した。 委託先から提出される収支計算書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか確認した。

(8) 確認した証憑書類等

業務委託契約事務取扱要領、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領、子ども食堂サポート業務審査委員会設置要綱

(子ども食堂サポート（コーディネーター）業務)

業者選定伺、業務仕様書、見積書、委託契約書、支出負担行為票、委託料概算払請求書、支出票、実績報告書、収支計算書、業務委託検査報告書、業務委託検査調書、委託料の額の確定通知

(子ども食堂サポート（連携体制整備）業務)

執行伺、業務仕様書、競争入札等審査会審査記録、審査委員会審査記録（審査基準の決定）、公募型プロポーザルに係る公募文・実施要領、業務企画提案書・見積書（2者分）、審査委員会審査記録・審査資料（最優秀提案者決定）、業者選定伺、委託契約書、支出負担行為票、委託料概算払請求書、支出票、実績報告書、収支計算書、業務委託検査報告書、業務委託検査調書、委託料の額の確定通知

(9) 監査の結果

【意見】 実績報告書及び収支計算書の活用について（経済性・効率性）

委託事業終了時に委託先から実績報告書と収支計算書が提出され、担当課が検査を実施し検査報告書及び検査調書が作成されている。

実績報告書では、セミナーや会議の開催については実施日、参加者数等の情報を織り込み実施した内容が具体的に記載され、また当事業の成果や結果に対する分析、今後の展開についても記載がなされ、県が実施主体として事業の評価を行うために必要な情報を提供するものであった。

また実績報告書には収支計算書が添付され、事業において発生した費用の明細が示されているが、委託契約書によれば業務完了時は「業務の成果に関する報告書」を提出することとされ、その様式は業務仕様書において「実績報告書（様式第3号）」と指定されている。様式第3号で記載が求められている項目は、委託期間、受託金額、実施内容、得られた成果及び課題の4項目であり収支に関する記載は求められていない。

加えて、委託料の金額については予定価格の算定及びプロポーザル方式による委託先決定手続の過程で提出された見積書において検討済みであり、業務については受託者の裁量で実施される。つまり契約した委託料の金額で業務を実施していれば費用の内訳について県は指摘する立場にないという見解に立てば、収支計算書の提出は不要とも考えられる。県提出用の収支計算書を作成するにも委託先では工数が発生していると思われるが、作成・提出するものの検査の対象ではなく内容の確認も受けないのであれば、提出不要とし委託先の負担を減らすこともできる。

ただ参考資料として委託先が収支計算書を提出しているのであれば、記載内容を最大限活用するという認識を持ち、例えば人件費については最低賃金の上昇や人手不足感等を考慮し無理のない内容・金額であったか、また高額な経費の支出があれば代替の方法はなかったか等、事業の実施主体として検討し、例えば高額な経費が発生していれば、価格を抑える方法を県においても検討する等、翌年度の予算編成の参考情報として大いに活用していただきたい。

25. 女性が輝く農林水産業づくり推進事業

(1) 事業の概要

事業名	女性が輝く農林水産業づくり推進事業
担当部局課	農林水産部農林水産政策課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり 重点項目Ⅲ：地域における男女共同参画の推進	
実施の背景（必要性）	
高齢化等による担い手の減少のため農山漁村女性リーダーが減少しており、生産活動や地域活動を担う新たな女性リーダー及び経営発展に向けた実践活動に取り組む若手女性農林漁業者を育成するとともに、女性の方針決定の場及び農林漁業経営への参画を一層、推進することが必要である。	
目的	
「第3次山口県農山漁村女性に関する中長期ビジョン」の実現を加速化するため、地域の主要な担い手である農山漁村女性が、その持てる能力を発揮し、主体的に参画できる環境や体制を整備するとともに、女性の方針決定の場への参画推進や、生産活動や地域活動を支える女性の能力発揮を促進し、女性が輝きながら活躍できる農山漁村・農林水産業の実現を図る。	
達成時期	令和7年度
目指すべき将来像	
ビジョンの理解促進と農山漁村女性の活躍場面の拡大 生産や暮らしを次世代へ継承する持続可能な農林水産業・農山漁村の実現	
概要（内容）	
1 ビジョンの理解促進と女性の活動を支える体制づくり （県段階） ・農山漁村男女共同参画推進会議の開催	

(地域段階) ※8 農林(水産)事務所農業部で実施

- ・ 農山漁村男女共同参画推進会議の開催
- ・ 「農山漁村女性の日」推進行動の実施

2 持続可能な生産とくらしのしくみづくり

(県段階)

- ・ 推進検討会の開催
- ・ 輝く農山漁村女性研修会・情報交換会の開催
- ・ 農山漁村女性の活躍に関する情報発信

(地域段階)

- ・ 女性活躍推進会議の開催
- ・ 課題解決力向上講座の開催
- ・ 課題解決プロジェクト活動の推進

概要図等

「農山漁村女性活動促進対策事業」(以下の3事業で構成)

1 女性が輝く農林水産業づくり推進事業

- ・ ビジョンの理解促進と女性の活動を支える体制づくり
- ・ 持続可能な生産とくらしのしくみづくり

2 生活改善士活動促進事業

- ・ 生活改善士の認定・育成

3 生活改善普及活動推進事業

- ・ 農家生活改善推進協力者の設置
- ・ 普及指導活動による調査研究 等



第3次中長期ビジョンの実現の加速化

農山漁村女性の活躍促進

主な実施主体

県

対象者

農山漁村女性連携会議構成団体、女性農林漁業者、関係団体、市町等

令和 5 年度の取組
1 ビジョンの理解促進と女性の活動を支える体制づくり 2 持続可能な生産とくらしのしくみづくり
実施結果（実績及び進捗）
1 ビジョンの理解促進と女性の活動を支える体制づくり (1) 農山漁村男女共同参画推進会議の開催 ○「農山漁村男女のパートナーシップ指標」の進捗状況の管理、検討を実施 ・山口県農山漁村女性連携会議を開催（8/1 開催、出席者 21 名） ・各地域農山漁村女性連携会議を開催（8 地域で 16 回開催） (2) 「農山漁村女性の日」推進行動の実施 ○各地域で農山漁村女性のつどい及び学習会の開催や、女性農業委員の登用要請活動を実施（8 地域で 11 回開催、延べ 481 名参加） 2 持続可能な生産とくらしのしくみづくり (1) 推進検討会の開催 ○事業検討会を開催（9 月 19 日開催、出席者 13 名） (2) 輝く農山漁村女性研修会・情報交換会の開催 ○農山漁村女性団体等との共催により、「輝く農山漁村女性リーダー育成フォーラム」を開催（R6. 2/2 開催、180 名参加） (3) 農山漁村女性の活躍に関する情報発信 ○「農山漁村のステキな暮らしのおすそわけ」として、各農山漁村女性団体の料理レシピ等を県 HP に公表（夏 3 点・秋 3 点・冬 3 点・春 3 点） (4) 女性活躍推進会議の開催 ○事業対象者を選定し、推進方策や、女性が活躍できる環境づくり等の検討を実施（8 地域で 25 回開催） (5) 課題解決力向上講座の開催（8 地域で 25 回開催） (6) 課題解決プロジェクト活動の推進 ○8 地域で事業対象者が課題を解決する実践活動に取り組めるよう支援を実施
成果及び評価（次期計画を含む）
○山口県農山漁村男女のパートナーシップ指標項目 ・農業協同組合役員に占める女性割合 令和 7 年度目標値：15%以上 (R2 年度 13.6% → R6.4 時点 20.0%) ※全国平均 10.62%、山口県 (20.0%) <u>全国 1 位</u> (R5.7 月時点) ・農業委員に占める女性割合 令和 7 年度目標値：20% (R2 年度 17.1% → R6.3 時点 20.6%)

※全国平均 14.0%、山口県（19.8%）**全国 3 位**（R5.10.1 時点）

「第 3 次山口県農山漁村女性に関する中長期ビジョン」を策定し、その実現に向け、農山漁村女性連携会議をはじめ関係団体、行政機関等が一体的に農山漁村における男女共同参画の推進や、各種実践活動及び施策等に取り組んできた結果、農業協同組合役員や、農業委員への女性の登用割合は、全国トップクラスの水準となるなど、組織・団体における方針決定の場への女性の参画が進んだところである。

今後、農山漁村女性のさらなる活躍を推進するため、農山漁村をとりまく情勢の変化や、これまで推進してきた第 3 次ビジョンの成果等を踏まえ、新たな「第 4 次山口県農山漁村女性に関する中長期ビジョン」を策定する計画である。

関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	やまぐち農林水産業振興計画 第 3 次山口県農山漁村女性に関する中長期ビジョン
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（平成以前年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	2,435	2,435	2,335
補正後予算額	1,657	1,791	1,739
決算額	1,657	1,791	1,739

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
報償費	437	講師等謝金
旅費	288	講師等旅費、職員出張旅費
需用費	645	資料印刷、ガソリン代他
役務費	123	電話代
使用料及び賃借料	246	会場使用料他
合 計	1,739	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	1,739	100.0
一般（県）	—	—
合 計	1,739	100.0

(その他財源の内容) 中山間ふるさと保全対策基金充当

(5) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	講師等謝金、旅費が基準に基づき適切に処理されているか検証した。
有効性	指標が適切に設定されているか、また設定された指標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているかについて検証した。 各種会議や取組内容について検証した。
経済性・効率性	最小の経費及び労力で事業成果が得られているか、否かについて検証した。

(6) 確認した証憑書類等

会議議事録、報告書等、支出票

(7) 監査の結果

【意見】事業の指標について（有効性）

本事業は、生産活動や地域活動を担う新たな女性リーダー及び経営発展に向けた実践活動に取り組む若手女性農林漁業者を育成するとともに、女性の方針決定の場及び農林漁業経営への参画を一層推進することを目指して実施している。

事業への取組自体は、県と地域の農林水産事務所が連携して、様々な活動を委託事業とせずに自前で行っており、事業の有効性及び経済性・効率性は非常に高い結果となっている。

成果についても、事前に設定された農山漁村男女のパートナーシップにおける令和 7 年度の目標値は既に達成している。その上で、指標の項目として農林漁業分野への入口となる学校卒業者等の若手の参入指標（うち、女性比率等）等を付け加えることにより、将来の女性リーダーとなる人材発掘にも今後取り組んでいければより有効な事業となると考える。

具体的な指標としては、農業大学校等への入学生数や、そのうちの男女割合、また中学・高校生への農林漁業への魅力を伝えるための出前授業の実施回数等が当てはまると推察する。

今後の農林漁業者の高齢化による減少に対応しつつ、その中での女性の活躍を目指して今後も精力的に事業に取り組んでいただきたい。

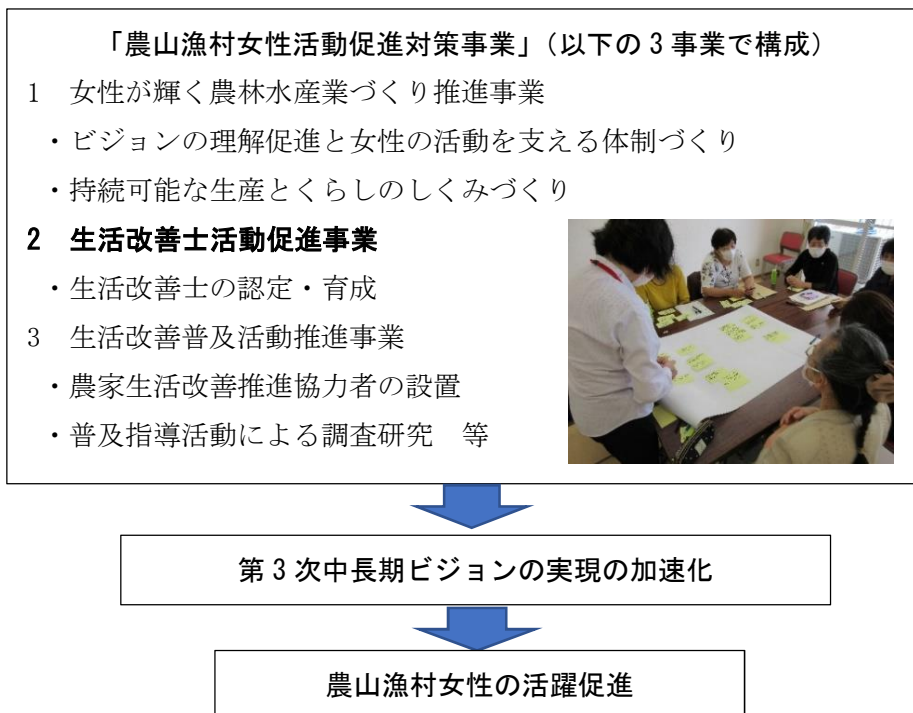
26. 生活改善士活動促進事業

(1) 事業の概要

事業名	生活改善士活動促進事業
担当部局課	農林水産部農林水産政策課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり 重点項目Ⅱ：地域における男女共同参画の推進	
実施の背景（必要性）	
高齢化等による担い手の減少のため農山漁村女性リーダーが減少しており、生産活動や地域活動を担う新たな女性リーダー及び経営発展に向けた実践活動に取り組む若手女性農林漁業者を育成するとともに、女性の方針決定の場及び農林漁業経営への参画を一層、推進することが必要である。	
目的	
農山漁村の良さを見直し、農山漁村で暮らす誇りと生きがいをもつ女性を育て、快適な環境づくりと農山漁村の振興に資するため、地域社会への参画や農山漁村のくらしのあり方の提言、改善に向けた活動を実践できる農村生活改善士及び漁村生活改善士（知事認定）を育成し、魅力あるむらづくりを促進する。	
達成時期	令和7年度
目指すべき将来像	
生産活動や地域活動をけん引する農山漁村女性リーダーを育成し、方針決定の場への参画を促進する。	
概要（内容）	
1 生活改善士の認定・育成（県段階） （1）生活改善士の認定 （2）研修会等の開催 （3）生活研修生等の受入支援 2 生活改善士の認定支援・育成（地域段階）※8 農業部・4 水産部で実施	

- (1) 生活改善士の認定支援
- (2) 地区実践学習会等の開催
- (3) 生活研修生等の受入支援

概要図等



主な実施主体	県
対象者	農村生活改善士、漁村生活改善士、市町、関係団体等
令和5年度の取組	
1 生活改善士の認定・育成 (1) 生活改善士の認定 (2) 研修会及び地区実践学習会等の開催 (3) 生活研修生等の受入支援	
実施結果(実績及び進捗)	
1 生活改善士の認定・育成 (1) 生活改善士の認定 ○農村生活改善士4名、漁村生活改善士2名を新規認定した。(R5.10.24 認定式開催) (2) 研修会及び地区実践学習会等の開催 ○県域研修会を開催(5回開催) ○8地域で地区実践学習会等を開催(8地域で21回開催)	

(3) 生活研修生等の受入支援 ○各地区において7名の農村生活改善士が研修生等の受け入れを実施	
成果及び評価（次期計画を含む）	
農山漁村の女性リーダーとなる農村・漁村生活改善士の認定・育成を進めているが、近年の法人就業者の増加や、高齢化等に伴う担い手の減少により認定者数は減少傾向にある。このため、多様な農山漁村女性リーダーが活躍できるよう、本年度、生活改善士の認定要綱を改正し、認定要件を緩和、見直したところである。 ○山口県農山漁村男女のパートナーシップ指標項目 ・農村生活改善士認定者数（R2年度 116人 → R6.4.1現在 90人） ・漁村生活改善士認定者数（R2年度 17人 → R6.4.1現在 13人）	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	やまぐち農林水産業振興計画 第3次山口県農山漁村女性に関する中長期ビジョン
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（平成以前年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	1,814	1,814	1,814
補正後予算額	1,384	1,354	1,249
決算額	725	969	861

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
報償費	116	講師等謝金
旅費	201	講師等旅費、職員出張旅費
需用費	459	資料印刷、ガソリン代他
役務費	72	電話代
使用料及び賃借料	13	高速道路利用代
合 計	861	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般 (県)	861	100.0
合 計	861	100.0

(5) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	生活改善士の認定について、要綱に基づいて行われていること及び認定人数の推移について質問により確認した。
有効性	本事業の目指すべき将来像について質問により確認した。

(6) 確認した証憑書類等

山口県農村生活改善士認定要綱、山口県漁村生活改善士認定要綱

(7) 監査の結果

【意見】生活改善士活動促進事業の将来展望について（有効性）

生活改善士認定制度は、30 年以上前、当時女性は家業の手伝いとして農業漁業に従事するケースが多かったことから、女性の活躍に光を当てるために創設された山口県独自の認定制度である。制度創設後 30 年以上が経過し社会情勢も変化し、女性が農業漁業に従事するきっかけも多様化してきている。

このような変化に対応して令和 6 年 4 月には生活改善士の要件を規定した山口県農村生活改善士認定要綱及び漁村生活改善士認定要綱を改定、経験年数短縮や年齢要件撤廃を行い、生活改善士として認定されやすい制度へと変更された。

今後は人口減少の影響、作業技術の進歩等、農業漁業を取り巻く環境変化のスピードがさらに速まると予測される。女性を対象とした生活改善士の認定制度についても、その認定者数は、農村生活改善士は、令和 2 年度 116 人から令和 5 年度は 90 人と 26 人も減少し、漁村生活改善士は、令和 2 年度 17 人から令和 5 年度は 13 人と 4 人減少している。この現状を踏まえ、認定要件を緩和・見直しされていることは評価できるため、今後も外部環境等に適合した形で農業漁業のリーダー養成に寄与する制度であるべく、適切な支援対象者を適切な支援方法で支える実効性のある事業であるか、否か、常に見直しを図りながら実施していただきたい。

27. 農林漁業女子ステキ・スタイル応援事業

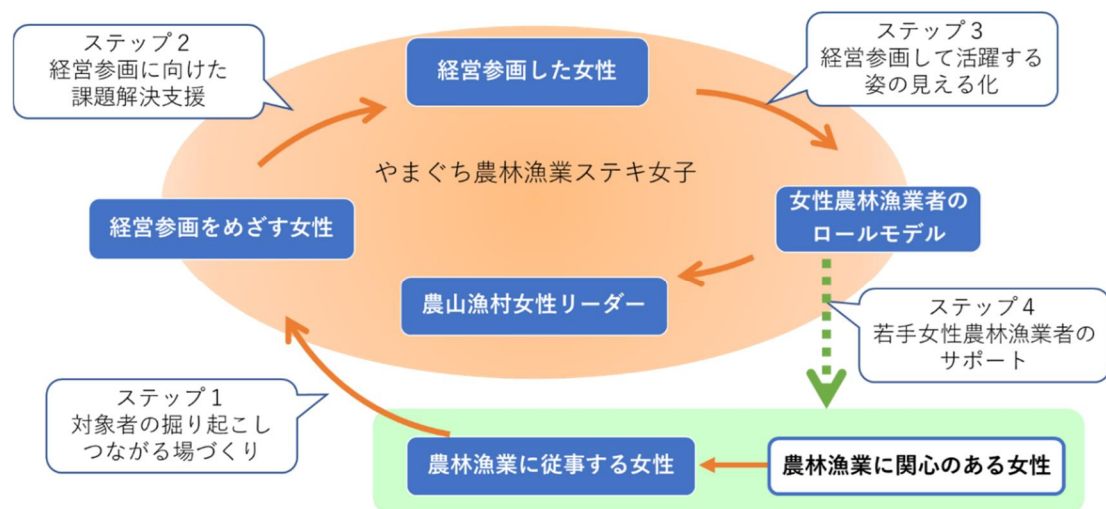
(1) 事業の概要

事業名	農林漁業女子ステキ・スタイル応援事業
担当部局課	農林水産部農林水産政策課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅰ：男女が共に活躍できる地域社会づくり 重点項目3：地域における男女共同参画の推進	
実施の背景（必要性）	
高齢化等による担い手の減少のため農山漁村女性リーダーが減少しており、生産活動や地域活動を担う新たな女性リーダー及び経営発展に向けた実践活動に取り組む若手女性農林漁業者を育成するとともに、女性の方針決定の場及び農林漁業経営への参画を一層、推進することが必要である。	
目的	
県域や地域、経営体内で経営発展に向けた実践活動に取り組む「やまぐち農林漁業ステキ女子」を育成し、農林漁業の働き方改革やステキ女子の取組を応援する体制づくりを促進するなど、女性の活躍場面を多様に創出することで“女性が働きたくなる農林漁業”の実現を目指す。	
達成時期	令和7年度
目指すべき将来像	
若手女性農林漁業者を、経営発展に向けた実践活動に取り組む「やまぐち農林漁業ステキ女子」へと育成し、さらなる能力発揮と経営参画を促進し、農山漁村女性リーダーへのステップアップを図る。	
概要（内容）	
- ステキ女子ネットワークの構築 - 女子会や地域リーダー等との交流によるステキ女子ネットワークの推進・強化。 - ステキ女子の農林漁業働き方改革 - 女性が働きやすい環境づくりに向けたセミナーや経営者を対象とした研修会等の開催。 - 勉強会やアドバイザー派遣によるモデル経営体の育成 - 女性活躍実践経営体の情報発信（動画制作） - ステキ女子の相談窓口（農山漁村女性活躍支援センター）の運営 「ステキ女子」プロモーション活動の促進 - ステキ女子応援企業等の掘り起し・登録（応援団づくり） - ステキ女子が活躍する姿の情報発信（ステキ女子通信、パンフレットの発行等）	

・経営発展に向けた女性の新たなチャレンジ支援（ステキ女子活躍推進補助金）

概要図等

女性農林漁業者の段階に応じた支援イメージ



主な実施主体

県

対象者

女性農林漁業者、農林漁業経営者、市町、関係団体

令和5年度の取組

- 1 ステキ女子ネットワークの構築
- 2 ステキ女子の農林漁業働き方改革
- 3 「ステキ女子」プロモーション活動の促進

実施結果（実績及び進捗）

- 1 ステキ女子ネットワークの構築
 - ・女子会の開催（県域2回、地域22回）
 - ・「やまぐち農林漁業ステキ女子」の育成（新規登録23名）
- 2 ステキ女子の農林漁業働き方改革
 - ・「女性が働きやすい農林漁業経営体づくりセミナー」の開催（3回及び現地指導、講座修了生8名）
 - ・「やまぐち農林漁業ステキ女子リーダー育成フォーラム」の開催（1回、180名参加）
 - ・女性が働きやすい農林漁業経営体（モデル経営体）育成（6か所14経営体）
 - ・男性経営者等を対象とした研修会の開催（1回、106名参加）
 - ・「やまぐち農林漁業ステキ女子働き方改革動画」の制作（2経営体の取組紹介）
- 3 「ステキ女子」プロモーション活動の促進
 - ・応援企業等とのコラボ活動の推進（県域：2回・延べ4名出店、地域：4回・延べ30名出店）

・やまぐち農林漁業ステキ女子パンフレット (VOL. 4) の作成 ・ステキ女子活躍推進補助金の活用実績 7 件 (補助額：県 501 千円、国 500 千円)				
成果及び評価 (次期計画を含む)				
やまぐち農林漁業ステキ女子数 (累計)				
年 度	R2	R3	R4	R5
ステキ女子数	24 名	33 名	43 名	66 名
令和 2 年度からステキ女子登録制度を開始し、プロモーション活動等により認知度が高まるとともに、やまぐち農林漁業ステキ女子数も増加した。				
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン			
関連する個別計画	やまぐち農林水産業振興計画 第 3 次山口県農山漁村女性に関する中長期ビジョン			
根拠法令 (法律・条例)	該当無し			
事業区分	継続事業 (平成 30 年度～)			

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	21,536	21,569	21,598
補正後予算額	11,701	12,243	11,385
決算額	10,940	11,688	10,516

(決算額及び予算額の著増減事項等) 国補助事業「女性が変わる未来の農業推進事業」の予算配分額の減等

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	1,939	下記 (6) 参照
負担金、補助及び交付金	990	下記 (8) 参照
報酬	1,876	女性活躍支援コーディネーター
職員手当等	375	女性活躍支援コーディネーター
共済費	378	女性活躍支援コーディネーター
報償費	2,595	セミナー等講師謝金
旅費	964	セミナー等講師旅費

節	決算額	主な内容等
需用費	620	セミナー等資器材代
役務費	220	電話代
使用料及び賃借料	559	セミナー等会場代
合 計	10,516	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	4,364	41.4
一般（県）	6,152	58.5
合 計	10,516	100.0

(その他財源の内容)

- ・ 中山間ふるさと保全対策基金 1,965 千円
- ・ 民間団体（国「女性が変わる未来の農業推進事業」実施主体）2,386 千円
- ・ 雇用保険負担金 13 千円

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	4,828	1,820	1,939
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	浅川芳裕事務所 外2	(株)無限	(株)無限 外1

(6) -1 令和5年度委託契約の概要

契約名	令和5年度「やまぐち農林漁業ステキ女子」働き方改革推進動画制作業務
契約期間	令和5年8月7日～令和5年11月15日
業務内容（仕様）	動画の制作
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（2号重複） 業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）ア（イ重複）
委託業者名	(株)無限

業者選定理由	・平成 30 年度から創造してきた「ステキ女子」のイメージを共有し、継続性のある動画を制作する必要がある。 ・これまで「ステキ女子」イメージづくり・情報発信ツール作成業務（パンフレット・ポスター・シンボルマーク作成、動画制作）の委託先であり、本県の女性農林漁業者の状況を十分に把握、理解しており、「ステキ女子」のイメージを共有することができるとともに、「ステキ女子」に関するコンテンツを所有している唯一の業者である。
予定価格	995,000 円（税込）
契約金額	940,500 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様を満たす動画が完成し、必要部数が期限内に納品されているかについて確認した。 検査手法：提出された成果報告書の確認及び完成動画の視聴 検査結果：合格（適正に業務が執行されている）	

(6) -2

契約名	令和 5 年度「やまぐち農林漁業ステキ女子」パンフレット作成業務
契約期間	令和 5 年 6 月 22 日～令和 5 年 12 月 25 日
業務内容（仕様）	パンフレットの作成
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（2 号重複） 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3（3）ア（イ重複）
委託業者名	(株)無限
業者選定理由	・平成 30 年度から創造してきた「ステキ女子」のイメージを共有し、継続性のあるパンフレットを作成する必要がある。 ・これまで「ステキ女子」イメージづくり・情報発信ツール作成業務（パンフレット・ポスター・シンボルマーク作成、動画制作）の委託先であり、本県の女性農林漁業者の状況を十分に把握、理解しており、「ステキ女子」のイメージを共有することができるとともに、「ステキ女子」に関するコンテンツを所有している唯一の業者である。

予定価格	990,000 円（税込）
契約金額	990,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様を満たすパンフレットが完成し、期限内に納品されているかについて確認した。	
検査手法：提出された成果報告書の確認及び完成データの閲覧	
検査結果：合格（適正に業務が執行されている）	

(6) -3

契約名	託児
契約期間	令和 5 年 6 月 21 日～令和 5 年 6 月 21 日
業務内容（仕様）	「ステキ女子会」での託児
契約方法	随意契約（請書）
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（2 号重複） 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 2（3）ア（イ重複）
委託業者名	（公社）萩広域シルバー人材センター
業者選定理由	平成 31 年以降、同様の業務については当業者に委託しており実績がある。また、萩管内には託児を委託できる業者が他に無い為。
予定価格	9,000 円（税込）
契約金額	8,991 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：請書の内訳のとおり業務が実施されているかについて確認した。	
検査手法：現地にて目視により実施状況を確認	
検査結果：合格（適正に業務を遂行している。）	

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	660	1,394	990

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
補助金等の名称	ステキ女子活躍推進補助金	ステキ女子活躍推進補助金	ステキ女子活躍推進補助金
交付先名	TARO 外 5 件	桂橘農園 外 8 件	すずか農園 外 6 件

(8) 令和 5 年度補助金等の概要

補助金等の名称	ステキ女子活躍推進補助金	
目的（趣旨）	地域農林水産業をリードする経営体に対し、経営発展に向けた女性の新たな取組を支援し、経営参画を加速化することにより、経営体における女性の活躍推進を図る。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	・ステキ女子活躍推進補助金交付要綱 ・女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱 ・女性が変わる未来の農業推進事業交付要綱	
創設年度	平成 30 年度	
交付対象事業	・地域農林水産業をリードする経営体の経営発展に向けた女性のアイデアを生かした新たな実践活動に係る経費 ・地域の女性グループによる、女性の視点を生かした新商品開発に向けた試作品づくりや先進事例の調査等に係る経費	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
ステキ女子活躍推進事業	消耗品費、謝金、旅費、使用料、印刷製本費、委託費等	1/3（333 千円）
女性が変わる未来の農業推進事業	消耗品費、謝金、旅費、使用料、印刷製本費、委託費等	定額（500 千円）
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
すずか農園		115,000 円
（同）榎本牧場		66,000 円
fu do ku kan Bamboo		117,000 円
藤村農園		98,000 円

五十嵐農園	40,000 円
ごろうのはたけ	54,000 円
あとう畑 Plus	500,000 円
申請及び交付件数	
申請件数：7 件 交付件数：7 件	
補助金の効果測定	
女性農林漁業者による経営発展に向けた新たな取組を、各所属経営体の実情や事業に合わせて柔軟に支援するため、取組後の売上額や販売先の増加など、取組内容等から事業実施主体が設定する目標値及び成果の報告により、効果を測定している。	

(9) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問し、確認した。また随意契約であることから、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した。さらに安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した。 委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること及び交付目的・交付対象事業・補助対象経費等の適切性や公益性について確認した。 実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。
有効性	実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。 補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問により確認した。 効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）確認した。

監査要点	実施手続
	本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検討した。
経済性・効率性	当該補助金制度の利用状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検討した。

(10) 確認した証憑書類等

業務委託契約事務取扱要領

(働き方改革推進動画制作業務委託)

執行伺、業務委託仕様書、委託契約書、業務委託検査調書、実施報告書、請求書、支出負担行為票、

(パンフレット作成業務)

執行伺、業務委託仕様書、委託契約書、業務委託検査調書、実施報告書、請求書、支出負担行為票

(ステキ女子活躍推進補助金)

山口県補助金等交付規則、ステキ女子活躍推進補助金交付要綱、交付申請書、交付決定決裁書類、補助金等の交付事務に係るチェックシート、交付決定通知書、計画変更承認申請書、変更交付決定通知書、実績報告書

(11) 監査の結果

【意見】働き方改革推進動画の視聴回数低迷について（有効性）

農林漁業ステキ女子の活躍を紹介するため委託により制作した動画をユーチューブ上で公開しているが、令和5年度に制作した2本の動画の再生回数は、令和5年12月の公開以降令和6年9月10日時点でそれぞれ341回、109回であった。また過去に制作した動画についても、林業に従事する女性を紹介した動画の再生回数は1,840回、それ以外は103～450回であった。担当者も視聴回数の低迷については認識しており、研修会における視聴や、チラシに動画のQRコードを入れるなど対策はしているとのことであった。

せっかく、“女性が働きたくなる農林漁業”をアピールするための動画を制作しても視聴されなければ制作費用に見合う効果は得られない。何回以上視聴されれば十分かという基準を設けることは難しいが、視聴回数が多くなるとさらなる視聴を呼び込むことに繋がるため視聴回数は多いに越したことはない。研修会での視聴やチラシへのQRコード記載に加え、今後も同様の動画を委託して制作する場合には委託業務の内容に視聴回数アップにつながる取組みを追加し、専門家の知恵を借りることも一つの手段である。動画が農林漁業に興味がある多くの方々に視聴されるようユーチューブ公開後も定期的に視聴回数を確認し回数を増やすための方策を検討していただきたい。

【意見】ステキ女子活躍推進補助金の効果測定及び補助金利用者のその後の活動状況のデータ化について（有効性）

当該補助金では、経営発展に向けた女性の新たな取組を支援し経営参画を加速するため、販売促進や新商品開発に係る事業費の一部補助を実施している。補助金の効果測定については、実施事業の内容や天候に左右される農林漁業の特性もあり、一律の指標では測定できないため、申請者が補助金申請時に作成する事業計画書に「経営発展に向けた目標項目」という欄を設け申請者自身が目標項目を設定し現状と目標を記入、事業実施後に提出する実績報告書において成果を記入することになっている。令和5年度は7件の補助金交付を行ったが、いずれの交付先も概ね現状を上回る成果を出していた。ただ目標に届かなかった交付先もあり、その場合は担当者がヒアリングを行い、達成できなかった要因を確認しているとのことであったが、それらは記録として残されていなかった。

補助金交付の有効性について検討するため、事業計画書の目標項目の達成状況についてヒアリングした結果は記録に残すべきである。また目標を達成できた、もしくはできなかった要因について詳細に分析することは事業を運営する上で必要なことであるから、実績報告書に目標項目の達成状況について申請者による分析結果を記入する欄を設けることも必要と考える。さらに補助金交付先について、補助金活用後の事業展開を追跡しデータ化することで、補助金交付がその後の事業にどのような影響を及ぼすかという視点での分析が可能となる。

このように、補助事業に対しては、アウトカムによる分析を実施することで、どのような取組に対する補助金交付が有効だったのか、農林漁業者の新たな取組を支援する上で有効な情報が得られると考える。

【意見】農林漁業女子ステキ・スタイル応援事業の将来展望について（有効性）

当該事業は農林漁業において経営に参画する女性を支援するという、主に女性を対象にした事業ではあるが、現在は支援対象となる女性の農林漁業者の掘り起こしが一巡し、男性を対象とした研修を開催する等、次のフェーズを見据えた活動も行っている。

今後は男女が共に活躍できる農林漁業を実現するため、支援の対象を女性もしくは男性に限定する必要がある施策、男女関係なく例えば就業後間もない農林漁業者を対象とした施策、全ての農林漁業者を対象とした施策等、農林漁業を取り巻く環境の変化に応じ、支援を必要としている対象者に必要な支援が届くように柔軟に事業を展開していただきたい。

28. 人権啓発推進費

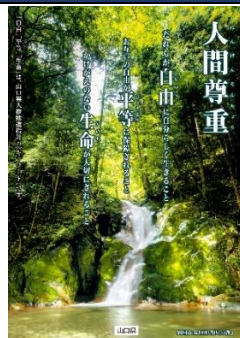
(1) 事業の概要

事業名	人権啓発推進費
担当部局課	環境生活部人権対策室
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅱ：男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革 重点項目 4：男女共同参画の推進に向けた意識の改革 基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり 重点項目 6：男女間における暴力の根絶	
実施の背景（必要性）	
今日の社会においては、様々な人権問題が幅広く存在していることから、人権教育・人権啓発の積極的な推進や、あらゆる行政分野において、人権の尊重を基礎とした行政の取組が求められている。 国においては、平成 9 年以降、それまでの同和教育・啓発を人権教育・人権啓発に再構成し、人権擁護推進審議会による 2 度の答申を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定(平成 12 年 12 月)した。この法律において、人権教育及び人権啓発の推進は国の責務と規定され、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定された。さらに、同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定(平成 14 年 3 月)された。 県においては、こうした国の動向を踏まえ、平成 14 年 3 月、「山口県人権推進指針」を策定し、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権を尊重した行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進してきた。	
目的	
県民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、県民の人権意識の高揚を図る。	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現	
概要（内容）	
①山口県人権推進指針（「指針」）の周知 ②通年啓発活動の実施 ③人権啓発推進月間（12 月）における啓発活動の実施	

概要図等



山口県人権推進指針



令和5年度人権啓発ポスター



街頭啓発

主な実施主体	県
対象者	県民
令和5年度の取組	
・「指針」の周知 ・テレビ、ラジオスポットの放送 ・ポスターの掲出 ・人権啓発推進月間（12月）行事 ・人権啓発グッズの作成配布 ・人権啓発活動再委託	
実施結果（実績及び進捗）	
・「指針」の周知 行政機関や学校、民間団体などへの「指針」配布や、市町、人権教育・啓発推進組織、業界団体等への研修等を実施した。 ・テレビスポットの放送（15秒スポット） 通年分（令和5年4月～令和6年3月） ：山口放送、テレビ山口、山口朝日放送の3局において各局あたり14回 人権週間分（令和5年12月4日～令和5年12月10日） ：山口放送、テレビ山口、山口朝日放送の3局において各局あたり8回 ・ラジオスポットの放送（20秒スポット） 通年分（令和5年4月～令和6年3月） ：山口放送、FM山口の2局において各局あたり20回 人権週間分（令和5年12月4日～令和5年12月10日） ：山口放送、FM山口の2局において各局あたり10回 ・ポスターの掲出 場所：国、県、市町の機関、学校関係及びJR駅舎等	

配布部数：B2判（4種類）7,300枚、B3判（1種類）2,600枚 ・人権啓発推進月間（12月）行事 山口市内において街頭啓発活動を実施した。 ・人権啓発グッズの作成配布 ポケットティッシュ 10,000個、ボールペン&蛍光ペン（一体型）6,000本、クリアファイル 4,000枚 ・人権啓発活動再委託 下関市外 15市町（3,798,000円）	
成果及び評価（次期計画を含む）	
引き続き幅広い啓発活動を積極的に推進する。	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	山口県人権推進指針
根拠法令（法律・条例）	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
事業区分	継続事業（平成以前年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	12,509	11,656	11,033
補正後予算額	10,647	9,910	9,861
決算額	10,288	9,410	9,359

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
報償費	21	人権研修講師謝礼
旅費	15	職員出張旅費
需用費	1,835	コピー代、用紙代他
役務費	449	広告料
委託料	6,980	下記（6）参照
使用料及び賃借料	7	高速道路利用代
負担金、補助及び交付金	50	年会費
合 計	9,359	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	7,842	83.7
その他	—	—
一般（県）	1,517	16.2
合 計	9,359	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	7,584	7,188	6,980
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(株)ケイ・アール・ワイ・サービスステーション 外18件	(株)KRY コミュニケーションズ 外17件	(株)ケイ・アール・ワイ・サービスステーション 外17件

(6) -1 令和5年度委託契約の概要

契約名	人権啓発活動委託費
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
業務内容（仕様）	「人権啓発活動再委託要綱」に定める啓発活動 (1) 人権の花運動 小学校に花の種や球根等を配布し、児童が協力して花を育てることにより、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得させるものとする。 (2) 地域人権啓発活動活性化事業（人権の花運動を除く） 市町の実情に応じて、「人権のつどい」などの人権啓発活動事業としてふさわしい名称を付して実施することとし、次の啓発活動を適宜組み合わせて実施するものとする。 ① 講演会、シンポジウム、映画会、パネル展等の開催 ② 啓発資料、啓発物品の作成 ③ 立看板等の設置 ④ 人権に関する標語・ポスター等の募集・表彰 ⑤ 伝承文化の作品展、地場産業物産の販売会等の開催

	⑥ その他、上記に準ずる啓発活動で知事が相当と認めるもの	
契約方法	－	
契約の法令根拠	人権啓発活動地方委託要綱（法務省） 人権啓発活動再委託要綱（山口県）	
委託業者名	下関市外 15 市町	
業者選定理由	希望者	
予定価格	計 3,888,000 円	
契約金額		
	委託先	契約金額(当初)
	下関市	710,000
	宇部市	41,000
	山口市	370,000
	萩市	336,000
	防府市	216,000
	下松市	31,000
	岩国市	503,000
	光市	24,000
	長門市	153,000
	柳井市	136,000
	美祢市	204,000
	周南市	532,000
	山陽小野田市	270,000
	周防大島町	59,000
	和木町	91,000
	阿武町	212,000
合計	3,888,000	
変更契約の有無	有り	
変更契約の理由	実績の減	
変更後契約金額	計 3,798,000 円（萩市 90,000 円減額）	
再委託の有無	無し	
検査の概要		
検査対象：人権啓発活動実施報告書		
検査手法：提出された実施報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。		
検査結果：合格		

(6) -2

契約名	人権啓発テレビ CM 放送業務委託契約
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	(1)放 送 物 15 秒 VTR フィルム (2)放送期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 (3)放 送 局 3 局：山口放送、テレビ山口、山口朝日放送 (4)放送本数 42 本(各局あたり年間 14 本:B…4 本、C…10 本)
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア
委託業者名	㈱ケイ・アール・ワイ・サービスステーション
業者選定理由	以下 2 点を満たす 6 者の見積合わせによる ①山口県入札参加資格者名簿管理システムにおいて、「07-企画・製作 04-広告・広報」を第 1 希望第 1 優先に登録している者のうち、山口県内に事業所を有し、特 A、A であること ②山口放送、テレビ山口、山口朝日放送と代理店契約をしていること
予定価格	914,056 円（税込）
契約金額	721,600 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。	
検査手法：提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。	
検査結果：合格	

(6) -3

契約名	人権啓発ラジオ CM 放送業務委託契約
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	(1)放 送 物 ラジオ 20 秒 CM (2)放送期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 (11 月と 12 月は放送なし) (3)放 送 局 2 社：山口放送ラジオ、FM 山口

	(4) 放送本数 40 本（各局あたり年間 20 本）
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア
委託業者名	(株) ケイ・アール・ワイ・サービスステーション
業者選定理由	以下 2 点を満たす 6 者の見積合わせによる ① 山口県入札参加資格者名簿管理システムにおいて、「07-企画・製作 04-広告・広報」を第 1 希望第 1 優先に登録している者のうち、山口県内に事業所を有し、特 A、A であること ② 山口放送ラジオ、FM 山口と代理店契約をしていること
予定価格	506,000 円（税込）
契約金額	402,600 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。 検査手法：提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格	

(6) -4

契約名	人権啓発テレビ CM 制作業務委託契約
契約期間	令和 5 年 9 月 4 日～令和 6 年 3 月 1 日
業務内容（仕様）	(1) 目的 県民の人権意識の高揚 (2) 仕様 15 秒テレビ CM (3) 放送期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 (4) 制作期間 契約日より 180 日間 (5) 制 作 物 放送用ビデオテープ 1 種類 3 本 CM 保存用 DVD 2 本 指定 4 カットの静止画データ CD-R 1 枚
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（2 号重複） 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア（イ重複）
委託業者名	(株) 無限

業者選定理由	企画コンペ方式により業者を選定 コンペ参加者については下記条件を満たす 20 者を指名し、4 者が参加した。 【条件】 山口県入札参加資格者名簿管理システムにおいて、「07-企画・製作 04-広告・広報」を第 1 希望第 2 優先順位までとし、かつ、「07-企画・製作 07-デザイン企画」を第 1 希望に登録している者のうち、山口県内に事業所を有し、特 A、A であること
予定価格	896,500 円（税込）
契約金額	896,500 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。 検査手法：提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格	

(6) -5

契約名	人権週間テレビ CM 放送業務委託契約
契約期間	令和 5 年 11 月 29 日～令和 5 年 12 月 10 日
業務内容（仕様）	(1)放 送 物 15 秒 VTR フィルム (2)放送期間 令和 5 年 12 月 4 日～令和 5 年 12 月 10 日 (3)放 送 局 3 局：山口放送、テレビ山口、山口朝日放送 (4)放送本数 24 本(各局あたり年間 8 本:B…2 本、C…6 本)
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア
委託業者名	㈱ケイ・アール・ワイ・サービスステーション
業者選定理由	以下 2 点を満たす 7 者の見積合わせによる ①山口県入札参加資格者名簿管理システムにおいて、「07-企画・製作 04-広告・広報」を第 1 希望第 1 優先に登録している者のうち、山口県内に事業所を有し、特 A、A であること ②山口放送、テレビ山口、山口朝日放送と代理店契約をしていること

予定価格	514,316 円（税込）
契約金額	405,350 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。 検査手法：提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格	

(6) -6

契約名	人権週間ラジオ CM 放送業務委託契約
契約期間	令和 5 年 11 月 29 日～令和 5 年 12 月 10 日
業務内容（仕様）	(1) 放 送 物 ラジオ 20 秒 CM (2) 放送期間 令和 5 年 12 月 4 日～令和 5 年 12 月 10 日 (3) 放 送 局 2 社：山口放送ラジオ、FM 山口 (4) 放送本数 20 本（各局あたり 10 本）
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア
委託業者名	(株)ケイ・アール・ワイ・サービスステーション
業者選定理由	以下 2 点を満たす 7 者の見積合わせによる ①山口県入札参加資格者名簿管理システムにおいて、「07-企画・製作 04-広告・広報」を第 1 希望第 1 優先に登録している者のうち、山口県内に事業所を有し、特 A、A であること ②山口放送ラジオ、FM 山口と代理店契約をしていること
予定価格	242,000 円（税込）
契約金額	192,500 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。 検査手法：提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。	

検査結果：合格

(6) -7

契約名	人権啓発ポスター制作業務委託契約
契約期間	令和 6 年 1 月 4 日～令和 6 年 2 月 29 日
業務内容（仕様）	(1) ポスターの企画及び制作（画像データの制作含む） (2) ポスターの印刷及び配送
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（2 号重複） 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3（3）ア（イ重複）
委託業者名	㈱中国新聞アド
業者選定理由	企画コンペ方式により業者を選定 コンペ参加者については下記条件を満たす 19 者を指名し、3 者が参加した。 【条件】山口県入札参加資格者名簿管理システムにおいて、「企画・広報」を第 1 希望第 1 優先順位とし、かつ、「デザイン企画」を第 1 希望に登録している者のうち、山口県内に事業所を有し、特 A、A、B であること
予定価格	437,690 円（税込）
契約金額	437,690 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。 検査手法：提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格	

(6) -8

契約名	人権啓発テレビ CM 制作業務委託契約（同和問題啓発週間・人権週間）
契約期間	令和 5 年 10 月 5 日～令和 5 年 10 月 20 日
業務内容（仕様）	令和 4 年度制作 15 秒 CM の再編集 (1) 仕様 15 秒テレビ CM

	(2) 放送内容 令和 5 年度同和問題啓発週間の広告 令和 5 年度人権週間の広告 (3) 放送期間 同和問題啓発週間 令和 5 年 11 月 11 日～17 日 人権週間 令和 5 年 12 月 4 日～10 日 (4) 制 作 物 放送用ビデオテープ 各 3 本 CM 保存用 DVD 各 1 本
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 (2 号重複) 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア (イ重複)
委託業者名	㈱KRY コミュニケーションズ
業者選定理由	令和 4 年度制作 15 秒 CM の制作者であり、編集元のデータを所有するため。
予定価格	253,000 円 (税込)
契約金額	253,000 円 (税込) (うち 126,500 円 (税込) については別事業 (人権啓発協働推進事業) により支払い)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。 検査手法：提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格	

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	人権啓発活動の再委託の適切性について検証した。 人権啓発テレビ CM 放送業務委託契約の適切性について検証した。 人権啓発ラジオ CM 放送業務委託契約の適切性について検証した。 人権週間テレビ CM 放送業務委託契約の適切性について検証した。 人権週間ラジオ CM 放送業務委託契約の適切性について検証した。 人権啓発ポスター制作業務委託契約の適切性について検証した。 人権啓発テレビ CM 制作業務委託契約の適切性について検証した。
有効性	各事業について、事業目的との関係で効果的に事業が実施されている

監査要点	実施手続
	かについて検証した。
経済性・効率性	委託契約の締結の際に予定価格が適切に積算されているか、事業のトータルコストパフォーマンスが意識されているか等を検証した。

(8) 確認した証憑書類等

山口県人権推進指針（全体版、概要版）、人権推進指針管理簿、「人権推進指針の増刷について」、業務委託契約事務取扱要領、仕様書、見積書、予定価格調書、業務委託契約書、執行伺、支出票、テレビ CM、テレビ CM の視聴率等の一覧表、業務委託検査調書、業務完了報告書、概算見積書、請求書、ポスター、山口県物品規則、物品購入決議書

(9) 監査の結果

【意見】山口県人権推進指針の記載について（合规性）

山口県人権推進指針（以下、「指針」という。）の内容が、憲法の定める、対国家的権利としての公法上の人権という視点からの記載に乏しく、専ら、県民同士の権利・利益の調整という私法上の人権についての記載であるため、今後指針を改訂する際には、公法上の人権と私法上の人権のいずれについても記載すべきである。

【意見】指針を介しての啓発活動の有効性について（有効性）

指針は、全体版（49 頁ある冊子のもの）と概要版（A3 の見開き 1 枚のもの）の 2 種類がある。全体版は、さらに、カラーのものと白黒のものに分かれている。周知方法としては、HP 上で公開している他、県内各市町のイベント時における配布や、県が実施する市町職員研修及びやまぐち県政出前トークによる研修会でも配布している。配布数は、それぞれ、概要版 11,528 枚、全体版（カラー）725 冊、全体版（白黒 60 冊）となっている。概要版を中心にそれなりの規模で配布されており、周知自体は行われていると考えられる。

しかし、指針の周知（配布）を行うことは、「目的」ではなく「手段」である。指針の周知という「手段」によって達成しようとする目的は、県民の人権意識の涵養にあると考えられる。指針の内容は抽象的である上、指針自体は人権に関わる行政の政策課題を整理し、今後の政策の方針を説明するものであることからすると、指針の背後にある「人権の重要性についてのメッセージ」を県民一人一人が血肉化するためには、指針の配布だけでは不十分であると考えられる。

例えば、指針とは別に、人権教育の授業や講演で使えるような、生きた素材を基にしたリーフレットの教材を開発し、それを基に人権教育としての講演・研修・授業を行うことが有効と考えられる。教材の開発に当たっては、先に意見として述べたように、憲法論でいうところの公法上の人権の考え方と県民がお互い尊重し合うという私法上の人権の考え方を

区別して伝達することが肝要と思われる。また、人権教育は、教育庁の人権教育課の所管と
のことであり、連携して事業を推進していくことも求められよう。

コスト管理については、指針の配布枚数は管理簿により管理されている上、印刷のコスト
の低い概要版を配布の主力とし、概要版のみを増刷する等、コストパフォーマンスが意識さ
れており、問題はないと考える。

【意見】県内の自治体への再委託の在り方について（有効性、経済性・効率性）

国が制定した「人権啓発活動地方委託要綱」（以下「委託要綱」という。）は、人権啓発活
動として、特定の内容の事業を実施することを求めているが、県が制定した「人権啓発活
動再委託要綱」（以下「再委託要綱」という）においては、委託の対象となる啓発活動とし
て、「人権の花運動」（小学校に花の種や球根等を配布し、児童が協力して花を育てること
により、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得させるこ
とを目的とする活動）を行うことが、独立のメニューとして示されている点に特徴がある。

そして、再委託要綱の記載上は、「人権の花運動」を再委託先において実施することを必
須とする記載こそないものの、県から県内各自治体に対して発出される「令和5年度人権啓
発活動の委託申入れについて」と題する書面（以下「申入書」という。）には、「人権の花運
動費経費」と「地域人権啓発活動活性化事業経費」という項目が分けて記載された上、「人
権の花運動費経費」については事業を受託している16市町の内16市町において委託費が
計上されているのに対し、「地域人権啓発活動活性化事業経費」については13市町において
委託費が計上されている。

「人権の花運動」を独立のメニューとして記載している再委託要綱及び申入書の記載や、
受託をしている自治体の全てが「人権の花運動」を実施していることを踏まえると、再委託
の実際の運用としては、再委託を受けた自治体において「人権の花運動」を実施すること
を必須のものと受け止めている可能性が高いと考える。

しかし、花を育てることと具体的に人権問題について考えることには距離がある。すなわ
ち、人権意識の涵養に当たっては、時に緊張関係も生じ得る他者との間でいかに適切な関係
性を構築していくのかということが意識される必要があるのであって、花を育てるという
ことは情操教育としての価値はあるにしても、人権意識の涵養を旨とする人権啓発という
目的からは「遠い」と言わざるを得ない。同趣旨の意見が、同事業の実施後のアンケートに
も散見され、人権啓発という観点からは、「人権の花運動」の効果は乏しいと言わざるを得
ない。

「人権の花運動」に要する費用は、528千円と、委託費総額の7分の1を占めており、決
して小さくない。本事業は国からの委託費で全額賄われており、県の財政の観点からは、経
済性・効率性は問題とならないが、国からの委託費を効果的に活用するという視点からは、
人権啓発にとってより効果的な事業に委託費が用いられるべきである。

以上の観点から、県が人権啓発活動を再委託するにあたっては、「人権の花運動」を受託することが必須のものではないことを改めて県内各自治体に周知徹底することと、むしろ効果的な人権啓発という観点からは、県内全ての自治体に「地域人権啓発活動活性化事業」を受託してもらい、人権啓発にとってより効果的な事業が再委託先の自治体において実施されるように働きかけていくことが求められる。

【意見】 通年啓発活動の実施：国からの委託に基づく人権啓発活動について（有効性）

当該事業は、国が制定した委託要綱に基づき、県が国から委託を受けた人権啓発活動のうちの一部事業について、県が制定した再委託要綱によって、県から県内各市町に再委託されている事業である。

県によれば、国の委託事業として、県等が主催する全県的な人権啓発イベントを年1回実施しているとのことである。県民の人権擁護のためには、県内の人権啓発活動は、全県的に実施されることが望ましく県における人権活動の推進について第一次的な責任を負っているのは県であることからすれば、引き続き年1回の頻度で、県が主催する形での人権啓発のためのイベントを開催することが望まれる。

【意見】 人権啓発推進月間（人権週間）における活動：街頭での啓発活動の事業の成果等について（有効性）

当該事業では、職員が街頭で人権啓発グッズを2日間にわたって配布する啓発活動を行っている。人権週間という特定のタイミングで、このような配布活動をするには、日々の生活に追われ、普段はあまり考えない「人権」について考える良いきっかけ（意識づけの契機）になると思われ、一定の成果はあると考えられる。

一方、せっかくの人権週間なのであるから、他機関の事業実施に協力するという受け身の姿勢ではなく、国からの委託事業の枠組みの中で県が主催ないし共催する形で、「能動的」に人権週間におけるイベント等を企画することが求められる。

例えば、兵庫県の「人権のつどい」の取り組み等が参考になろう。具体的なイメージを伴う人権啓発活動を可能にするという意味でも、単に啓発物品を、通行人に手渡すよりも、このようなイベント参加者に対し、イベント啓発物品を配布する方が、より効果は高いと考える。

【意見】 通年啓発活動の実施：人権啓発グッズの配布における事業の成果等について（有効性、経済性・効率性）

人権啓発グッズとして、ポケットティッシュ、ペン（ボールペンと蛍光ペンが一体となったもの）、クリアファイルを作成し、県内各市町が開催するイベント等で配布するために各市町に配布したり、街頭啓発活動で配布を行っていたりしている。

令和5年度の作成実績は、ポケットティッシュ10,000個、ペン6,000個、クリアファイル4,000枚であり、配布数自体はかなりの数に上る。しかし、単に人権啓発グッズを漫然と配布したとしても、人権啓発の効果が上がるという関係性はないことから、事業の成果の評価に当たっては単純に配布数だけで判断することはできない点に留意すべきで、どのように配布するかを意識することが重要である。

例えば、ペンやクリアファイルなどの文具については、児童・生徒向けの人権教育の際に配布すると相乗効果は期待できる。また、ポケットティッシュの台紙はこれまでは通年用ポスターが使用されているところ、台紙のデザインに「児童・生徒作品」を使ったり、台紙にQRコードを印字して、これを読み取ると「人権についての啓発用のサイト」に誘導するなどの工夫が考えられる。その場合、「人権についての啓発用のサイト」の内容の充実も検討課題となる。

いずれにせよ、啓発グッズを配布することが、直ちに人権啓発効果を生じない、ということ意識した工夫が求められる。

事業の経費負担については、確認した書類の記載から予算の流用の可能性が疑われたが、調査した結果、次年度配布用のグッズについて、当年度予算で作成している実態が確認できたため、問題はなかった。

【意見】CMを利用した啓発活動の成果及び有効性の評価について（有効性、経済性・効率性）

1 通年啓発活動の実施：テレビCMを利用した啓発活動：次年度放映用のテレビCMの制作における成果及び改善について（有効性）

テレビCMの内容は、県内の景色を背景として以下のテロップとテロップに合わせた音声流れるものである。

テロップは、「自由 誰もが自由に自分らしく生きること 平等 お互いの自由が平等に保障されること、生命 かけがえのない生命が大切にされること 県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会をめざして 山口県」となっており、音声は、「だれもがじゆうにじぶんらしくいきること おたがいのじゆうがびょうどうにほしょうされること かけがえのないのちがたいせつにされること それがみんなのねがい」である。

CMの内容は基本的にテロップの一部を読み上げるものであるが、内容が極めて抽象的であり、人権意識を涵養することについての具体的なメッセージ性に乏しく、啓発活動としての効果に乏しいと思われる。

例えば、「自由」「平等」「生命」という単語を掲げるのではなく、人権をテーマにした俳句・川柳・標語・イラストなどを県民に募集して、それをCMの中に入れる等、メッセージ性を高める工夫が求められる。さらに、広く県民から募集することで、県民の人権意識も高まることが期待される。

2 通年啓発活動の実施：テレビ CM を利用した啓発活動：前年度に制作された令和 5 年度用テレビ CM の放送における成果等について（有効性、経済性・効率性）

前提として、前年度に制作された令和 5 年度用テレビ CM 内容は、背景映像として景色が流れ、テロップの文言も令和 6 年度用テレビ CM と同じであり（ナレーションの声と BGM は異なる）、人権意識の涵養という目的との関係で、具体的なメッセージ性に乏しい。

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の 12 か月間で 42 回テレビ CM の放送を行っており、放送日及び時間帯と視聴率は以下のとおりである。

放送日	時間帯	視聴率
4 月 17 日	11:40	0.9
4 月 18 日	10:25	2.9
4 月 20 日	11:05	0.3
4 月 27 日	23:00	3.9
5 月 4 日	11:25	0.7
5 月 5 日	10:30	1.4
5 月 10 日	10:25	1.5
5 月 12 日	13:55	1.1
6 月 5 日	10:25	1.5
6 月 7 日	16:45	2.9
6 月 14 日	11:25	1.6
6 月 18 日	5:50	1.8
7 月 3 日	6:00	3.0
7 月 4 日	13:55	1.9
7 月 6 日	10:25	3.3
8 月 16 日	10:25	2.8
8 月 19 日	11:40	2.1
8 月 31 日	10:55	0.5
9 月 5 日	9:55	1.4
9 月 11 日	13:55	3.7
9 月 19 日	11:30	0.9
10 月 2 日	11:40	1.4
10 月 2 日	10:25	3.0
10 月 17 日	8:00	4.5
11 月 7 日	10:25	1.9

放送日	時間帯	視聴率
11 月 22 日	9:55	1.8
11 月 29 日	11:25	1.0
12 月 18 日	10:55	0.1
12 月 21 日	10:55	0.9
12 月 27 日	10:25	2.5
1 月 11 日	10:25	4.0
1 月 12 日	10:30	0.9
1 月 16 日	13:55	1.5
1 月 17 日	13:55	4.0
1 月 25 日	11:25	1.6
2 月 6 日	14:05	1.1
2 月 14 日	11:10	0.7
2 月 16 日	13:55	1.4
2 月 16 日	10:25	3.1
3 月 5 日	11:30	1.6
3 月 7 日	11:05	0.3
3 月 21 日	13:55	5.8

視聴率が 3%を超える時間帯もあるものの、テレビ CM の放送時間帯は、仕事をしている日中や、深夜等のため、多くの人々に見てもらうことを期待しにくい時間帯である。

テレビ CM 自体の具体的なメッセージ性が乏しいこととも相まって、僅か 15 秒のテレビ CM を 1 か月に 3～4 回程度、漫然と流したところで、見る者に与えるインパクトは強くないと考えられ、事業の成果は、乏しいと言わざるを得ない。

テレビ CM の内容の改善については先に述べた通りであるので、ここではテレビ CM の放送の仕方について述べることにする。

テレビ CM の放送料は、放送時間帯のランク（視聴率の高さ等に応じて決まる）によって定められている。事業コストを抑えるために、比較的低ランクの放送時間帯を選んでいるところ、それによりトータルのコストは抑えることが可能となる反面、視聴率の低い時間帯にテレビ CM が放映されることになり、せっかく作ったテレビ CM の発信力が弱まるというジレンマに陥るため、テレビ CM の発信力を含めたトータルパフォーマンスという観点も意識する必要がある。

限られた予算で事業の成果を最大化するための一つの方法として、通年でのテレビ CM の制作・放送をやめ、人権週間に的を絞ってテレビ CM を制作・放送することが考えられる。

人権週間のみに的を絞ることにより、高頻度で比較的視聴率の高い時間帯にテレビ CM を流すことが可能になると思われる。

3 通年啓発活動の実施：ラジオ CM の放送における成果等について（有効性、経済性・効率性）

ラジオ CM は、令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の 12 か月間に 40 本放送されている。ラジオ CM がどれだけの人々に聞かれていたかの指標としては「聴取率」が存在するが、県によれば「聴取率」については把握していないとのことであった。今後「聴取率」の把握に努めることが必要である。

ラジオ CM のナレーションの原稿は「山口県では、人間尊重を基本的な考え方とし、「自由」、「平等」、「生命」をキーワードとして、人権に関する様々な取組を進めています。「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現」に向けて、自主的な取組を進めましょう。」というものである。キーワード自体が抽象的なうえ、「山口県が具体的にどのような取組をしているのか」や、「県民一人一人がどのような具体的な取組を行っていくことが望ましいのか」ということについて、ナレーションでは全く触れられていない。

このようなラジオ CM を漫然と流すことは、県民の人権意識の涵養という事業目的との関係では効果が期待できず、有効性に疑義がある。そのため、20 秒という時間的制約がある中で、どれだけ具体的なメッセージ性をもった CM を発信するかが重要となる。その意味で、1 年間、漫然と同じナレーションのラジオ CM を流している現状は改善が必要である。

ラジオ CM には、テレビ CM とは異なり、ナレーション用の原稿を変えるという簡易な方法で、内容のバリエーションを豊富にできるという長所がある。ナレーション用の原稿は県が作成しているとのことであるから、やり方次第で現在よりも効果的な人権啓発活動が可能になる。一例として、人権に関する県民の取り組みを募集して発表することが考えられる。例えば「人権俳句（仮称）」などを広く県民から募集して優秀な作品を流すなど、リスナーの印象に残す工夫が考えられる。

また、後述の、県が国から委託された人権啓発活動の、県内の自治体への再委託によって、県内の各自治体が実施する各種イベントの情報を発信することも考えられる。

4 人権啓発推進月間（人権週間）における活動：期間限定テレビ CM の制作について（有効性、経済性・効率性）

令和 5 年度における期間限定テレビ CM については、前年度に制作された通年用テレビ CM のテロップの一部を変更したマイナーチェンジ版の制作である。変更点は「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会をめざして 山口県」というテロップが「人権週間 12 月 4 日～10 日 山口県」に変更されるのみであり、前年度（令和 4 年度）に令和 5 年度用の通年用テレビ CM を作成した会社に随意契約の形で委託している。

随意契約等の形式によっているが、前年度（令和４年度）に作成した通年用テレビ CM をベースとするものであることや、委託金額が業務委託契約事務取扱要領において随意契約の方式によることができる範囲内の金額であることから、随意契約とすることには問題はないと考える。

しかし、通年用テレビ CM について述べたところと同様の意見が当てはまる。具体的な人権意識の涵養についてのメッセージ性が乏しく、人権に関する県民の取組の紹介等を盛り込む等、メッセージ性を強化する工夫を検討すべきである。

加えて、前年度に制作された通年用テレビ CM のテロップのごく一部を変更するだけであるから、通年用テレビ CM の制作委託料と別に、更に委託料を支払う必要性・合理性は乏しい。仮に今後も通年用テレビ CM と人権週間用の期間限定テレビ CM の二本立てを継続するのであれば、通年用テレビ CM の制作委託契約の委託料に、人権週間用の期間限定テレビ CM の制作費用も含めた形にすることを検討すべきである。

5 人権啓発推進月間（人権週間）における活動：期間限定テレビ CM の放送における事業の成果等について（有効性、経済性・効率性）

当該事業は、競争入札参加資格者であって県内の民放 3 社全てについて代理店契約を締結している業者から選定し、見積もりを取得していること、委託金額が、県の会計規則上、随意契約によることができる金額の範囲内であることから問題はないと考える。

さらに、令和 5 年 12 月 4 日～同年 12 月 10 日（1 週間）に 24 回放送している。通年用テレビ CM と同様のランクの放送時間帯とはいえ、平均すれば 1 日 3 回以上放送されていることになり、頻度としては高いと言える。人権週間というタイミングで人権啓発を呼びかけることは、県民の意識に残りやすいという意味でも効果があると考えられる。

さらに事業を有効なものにするには、CM の内容を充実させることが大前提であるが、テレビ CM を人権週間用に一本化し、現状よりも特に視聴率が高い時間帯に効果的に流すことを目指し、より経済性・効率性を高めるなどの工夫が求められる。

6 人権啓発推進月間（人権週間）における活動：期間限定ラジオ CM の放送における事業の成果等について（有効性、経済性・効率性）

当該事業は、随意契約の形式が採用されているが、競争入札参加資格者であって山口放送及び FM 山口のいずれとも代理店契約を締結している業者の中から選定していること、また委託金額が業務委託契約事務取扱要領における随意契約締結可能な金額の範囲内に収まっていることから問題はないと考える。

人権週間用のラジオ CM のナレーションの原稿は「12 月 4 日から 10 日までは人権週間です。1948 年 12 月 10 日に、国連総会で世界人権宣言が採択されました。あなたもこの機会に、人権について考えてみましょう。山口県からのお知らせでした。」となっており、人権

週間であることを踏まえた原稿にはなっている。

しかし、通年用ラジオ CM と同様に使われている言葉が抽象的な上、「県民一人一人が何を考え、どのような具体的な取組を行っていくことが望ましいのか」ということについて、ナレーションでは全く触れられていない。

このようなラジオ CM を漫然と流すことは、県民の人権意識の涵養という事業目的との関係では効果に乏しく、有効性に疑義がある。

通年用ラジオ CM について述べたとおり、20 秒という時間的制約がある中で、人権啓発についての具体的なメッセージ性を持った CM を発信することが意識される必要がある。繰り返しになるが、ラジオ CM には、テレビ CM とは異なり、ナレーション用の原稿を変えれば容易にバリエーションを豊富にできるという長所がある。人権週間に放送する訳であるから、例えば、複数回の CM で「世界人権宣言」を説明したり、「人権週間」に開催予定のイベントを紹介するなどの、期間限定の意味を生かせるような内容のナレーションにするとといった工夫をすることが考えられる。

【意見】ポスターを用いた広報啓発活動の成果及び有効性の評価について（有効性、経済性・効率性）

1 ポスターを用いた広報啓発活動：ポスターの配布等における事業の成果等について（有効性、経済性・効率性）

当該事業におけるポスターは、①前年度に作成された通年用ポスターと②教育委員会が人権をテーマに児童・生徒から募集した絵の中から選ばれた作品をポスターにしたもの（以下「児童・生徒作品」という。）の 2 種類の配布や JR 駅舎への掲示が行われている。なお、通年用ポスターは、B2 サイズと B3 サイズの 2 種類のものが存在する。

通年用ポスターは B2 版と B3 版を合わせて 5,700 枚、児童・生徒作品は 4,200 枚の合計 9,900 枚が配布されており、JR 駅舎については山陽本線の駅を中心とした 20 の駅で 31 枚の児童・生徒作品を掲示しており、広報啓発という観点からは一定の効果はあったと考えられる。

前述のとおり 2 種類のポスターが配布されているが、両者を並べるとその差異が浮き彫りになる。通年用ポスターには「人間尊重」「だれもが自由に自分らしく生きること」「お互いの自由が平等に保障されること」「かけがえのない生命が大切にされること」「自由、平等、生命は山口県人権推進指針のキーワードです」という定型文と県内の名所を背景とする写真からなるものであるが、定型文の内容は抽象的な内容である上、写真であるためか、どこか冷たい感じをも与えるものである。

これに対し、「児童・生徒作品」は作成者の手書きのイラストがベースとなっており、作成者の個性が前面に出て「生き生き」としている上、どこか「温かみ」を感じさせ、これを見る者に強いインパクトを与えるものである。ポスターという性質上、見るものに与える印

象の大きなものほど効果は高いと考えられることから、「児童・生徒作品」の方が効果は高い。限られた財源を効果的に活用するという観点から、思い切って通年用ポスターの作成委託・配布を中止して、児童生徒作品ポスターの印刷・配布に集中することが望ましいと思料する。

2 通年啓発活動の実施：次年度用の通年ポスターの制作における事業の成果等について（有効性、経済性・効率性）

次年度用の通年ポスターは、背景写真は異なるものの、定型文は本年度配布された通年ポスターと同じである。先に述べた通り、通年ポスターには見る者に与えるインパクトという点で、児童・生徒作品に見劣りするという問題があり、限られた財源の効果的な活用という観点から、制作する意義に乏しいと思われる。

通年ポスターについては制作を中止する等、思い切った見直しを含めて検討すべきである。

29. 「男女共同参画推進月間」推進事業

(1) 事業の概要

事業名	「男女共同参画推進月間」推進事業
担当部局課	(公財) 山口きらめき財団
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅱ：男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革 重点項目4：男女共同参画の推進に向けた意識の改革	
実施の背景（必要性）	
県が定める、毎年10月の「男女共同参画推進月間」に併せて、財団においても、できるだけ多くの県民の皆様に男女共同参画に対する関心と理解を高めていただく必要があるため、普及啓発イベントとして本事業を実施	
目的	
男女共同参画については、若いうちから関心と理解を深めることが重要であるため、関係団体等と連携しながら、子育て世代を主な対象とした普及啓発イベント「家族みんなのフェスタ」を開催し、男女共同参画について考えるきっかけとなる機会を創出する。	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
男女共同参画に関する意識や理解が広く普及し、男女が対等な構成員として共に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現	

概要（内容）	
男女共同参画に関する若い世代の関心と理解を深めるため、男女共同参画に関わる団体等で構成される実行委員会を設置するとともに、実行委員会と財団との共催で、子育て世代を主な対象とした「家族みんなのフェスタ」を開催する。	
概要図等	
・「家族みんなのフェスタ」の開催 会 場： 萩市市民館、山陽小野田市厚狭地区複合施設 実施主体： 実行委員会（地元の活動団体等）、財団 内 容： ワークショップ、ステージパフォーマンス、啓発パネル展示、バザー等	
主な実施主体	家族みんなのフェスタ実行委員会・（公財）山口きらめき財団
対象者	主に子育て世代の家族
令和 5 年度の取組	
2 カ所で開催（萩会場、山陽小野田会場）	
実施結果（実績及び進捗）	
・参 加 者：萩会場 500 人、 山陽小野田会場 420 人 ・参加団体：萩会場 40 団体、 山陽小野田会場 38 団体 ・男女共同参画や DV に関する展示等に加え、5 年度はアンコンシャスバイアスについてのアンケートを実施	
成果及び評価（次期計画を含む）	
・子育て世代の家族を中心に多くの方々が来場され、多彩なワークショップや展示等を通じて、家族が一緒に楽しみながら男女共同参画を考え、話し合うきっかけとすることができた。 ・実行委員会の主体的な企画・運営により、男女共同参画に関わる団体の育成やネットワークづくりが進むとともに、県・地元市との連携も深めることができた。 ・アンコンシャスバイアスのアンケートのデータを蓄積して、男女・年齢・地域等で比較検討していきたい。	
関連する基本方針	きらめき未来応援プラン《令和 2 年度－6 年度》
関連する個別計画	該当無し
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（令和 2 年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	1,750	2,810	2,701
補正後予算額	—	—	—
決算額	1,750	3,147	2,380

(決算額及び予算額の著増減事項等) 令和4年度予算額の増は、出展申込及び会場経費の増加を見込んだため。

令和3年度会場	令和4年度会場	令和5年度会場
デザインプラザ HOFU 等	維新大晃アリーナレクチャールーム	萩市民館小ホール他
山陽小野田市民館	厚狭地区複合施設	厚狭地区複合施設

・令和4年度決算額の増は、想定を上回る出展申込と会場経費の増加等があったため。

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	1,051	下記(7)参照
旅費交通費	346	実行委員等旅費
通信運搬費	56	チラシ送料
消耗備品費	39	イベント用品購入代
消耗品費	105	ワークショップ材料代
印刷製本費	27	チラシ印刷代
賃借料	79	会場使用料
保険料	44	参加者傷害保険料
諸謝金	628	実行委員等謝金
合 計	2,380	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
公益目的事業会計(公1)	2,380	100.0
その他	—	—
法人会計	—	—
合 計	2,380	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	100	204	—
契約方法	随意契約	随意契約	該当無し
委託業者名	(有)エフェクト	(株)矢野テント 外2件	該当無し

(6) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	441	1,444	1,051
補助金等の名称	「家族みんなのフェスタ」出展等助成金	「家族みんなのフェスタ」出展等助成金	「家族みんなのフェスタ」出展等助成金
交付先名	ふしの岩戸太鼓保存会 外52件	ふしの岩戸太鼓保存会 外61件	ABU 地域もりあげ隊 外44件

※令和3年度は、不足分720,610円を別事業予算（きらめき活動助成事業）で対応

(7) 令和5年度補助金等の概要

補助金等の名称	「家族みんなのフェスタ」出展等助成金	
目的（趣旨）	家族みんなのフェスタへの出展者等に対して、ワークショップやパネル展示等の企画・運営に係る経費を支援する。	
公募・非公募	公募	
根拠法令・要綱等	「家族みんなのフェスタ」出展等助成金交付要綱	
創設年度	令和元年9月1日	
交付対象事業	家族みんなのフェスタ	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
謝金	外部の講師等の謝金、出演料、演奏料、指導者や通訳者等への謝礼	10/10（3万円）
旅費	外部の講師等の旅費、会議等旅費 ※当財団の規程の範囲内	
消耗品費	消耗物品の購入費	

印刷費・広告宣伝費	資料・チラシ、ポスター等の印刷費、立て看板・横断幕・パネル等製作費、広告掲載料等	
通信運搬費	郵便切手やはがき等の購入、メール便・宅配便等の送料、美術品や楽器、道具等の運搬費	
会議費	外部の講師等の昼食、お茶代	
使用料・賃借料	会場使用料や冷暖房費・マイク等の備品を含む附帯設備使用料、著作権使用料、作品借上料、器具・楽器・衣装等の借料（レンタル料）等	
委託料	外部に発注する経費（音響設備費、警備委託料等）	
その他経費	理事長が特に必要と認める経費	

交付先及び交付金額

状況

○萩会場

交付先名	交付金額（円）
ABU 地域盛り上げ隊	10,560 円
ハッピークローバー	30,000 円
マジシャンようじ	30,000 円
山口県ハーモニカクラブ	14,960 円
ジャグラーエディ	12,937 円
エルザビス TATSUO	30,000 円
やまぐちわらんちゃ☆エイサー隊	30,000 円
須恵うたごえクラブ	30,000 円
BONDCANDLE	30,000 円
starmine	28,851 円
環境まなび研究所	4,930 円
おしゃべりカフェうさぎ	19,548 円
日本防災士会山口県支部	28,490 円
Maruru	26,634 円
茶トの会	30,000 円
（特非）こどもステーション山口	30,000 円

(特非) 萩子どもセンター	17,600 円
repos	8,700 円
山口の朗読屋さん	30,000 円
(特非) エコプラザ 萩	11,760 円
農家民宿 山平	30,000 円
Atelier Porpora	30,000 円
やまぐち若年性がん患者サポート One Heart	30,000 円
(特非) 山口女性サポートネットワーク	30,000 円
M☆you (みゆ)	30,000 円
防府市社会福祉課男女共同参画係	30,000 円

○山陽小野田会場

交付先名	交付金額 (円)
厚南よさこい人凜花	13,530 円
マジシャンようじ	30,000 円
こみのその DANCE クラブ	26,020 円
エルザビス TATSUO	30,000 円
すげえちゃ・高泊	15,000 円
やまぐちわらんちゃ☆ エイサー隊	30,000 円
須恵うたごえクラブ	30,000 円
ジャグラーアカグラ	28,602 円
ソラキッチン	5,417 円
添田貴美子	20,000 円
女性専門整体 メイシャン	25,780 円
日本手技療法セラピスト検定協会	5,000 円
M☆you	30,000 円
さんようおのだのわくわくさん	1,000 円
家庭教育支援チームふぁみ	30,000 円
(特非) あっと	24,086 円
(特非) シンフォニーネット mimi hana カフェ	30,000 円
茶トの会	30,000 円
ゆたか児童館母親クラブ	12,474 円

申請及び交付件数

申請件数：49 件

交付件数：45 件 辞退等：4 件

補助金の効果測定
特に指標は設定しておらず効果測定は行っていないが、当日の出展状況を確認した上で、実績報告書により事業の状況を確認している。

(8) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	決裁手続が適切に実施されているか、否かについて検証した。 補助対象となる経費の適切性について検証した。
有効性	仮説や指標・目標が適切に設定されているか、また設定された指標・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているかについても確認した。 事業評価の適切性について検証した。
経済性・効率性	発注先の選定が経済性の観点から適切に行われているか、否かについて検証した。

(9) 確認した証憑書類等

伺、実行委員会に係る業務報告、業務委託検査調書、業務完了報告書、請求書

(10) 監査の結果

【指摘】実行委員会の位置付けについて（合規性）

当該事業における家族みんなのフェスタは、毎年度、県内の西部地区と中部地区でそれぞれ実行委員会（「家族みんなのフェスタ実行委員会」）が設けられ、各地区において実行委員会によるイベントの企画及び運営が行われている。なお、事務局は（公財）山口きらめき財団（以下「財団」という。）が担っている。

当事業は、令和2年3月に策定された財団の中期経営計画「きらめき未来応援プラン《令和2年度－6年度》」に基づき実施されているが（令和2年度はコロナ禍の影響で中止）、当事業の前身となる令和元年度の事業が実質的に最初の事業となる。令和元年度の事業を実施する際に実行委員会方式が採用され、それ以降は実行委員会方式が踏襲されている。

家族みんなのフェスタ実行委員会は、県や財団とは別の人格のない社団であるが、法令や設置要綱、規約等の明確なルールに基づいて設置されているものではなかった。

家族みんなのフェスタ実行委員会が毎年度設置され、運営されているのであれば、設置要綱など、その設置根拠となるルールを設け、ルールに基づき運用すべきである。

【指摘】 伺における決裁日の記入漏れについて（合規性）

当事業に関連する各種「伺」を閲覧したところ、決裁年月日が未記入となっていた「伺」が散見された。

責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、決裁日を「伺」に適切に記入すべきである。

【意見】 消費税処理に係る伺の正確な記載について（合規性）

「伺」に記載の金額が税抜で記載されていたが、税抜表示なのか税込表示なのかが明示されていないものがあった。

「伺」に記載する金額は正確である必要があり、間違い等を未然に防止する観点からも、税込金額を記載するか、又は税抜金額を記載した上で税抜きである旨を明示することが望ましい。

【意見】 本来の目的の更なる達成に向けた取組について（有効性）

家族みんなのフェスタは、家族で参加できるイベントとして気軽に参加できるよう、家族みんなのフェスタ実行委員会によって企画され、毎年度工夫が行われている。

しかし、実行委員会の業務報告を閲覧したところ、イベントの実施結果に対する気付きや意見は、家族イベントとしての企画・運営がどうであったかに関するものが大半を占めており、男女共同参画の普及啓発の達成度や実効性を高めるためのアイデアに関するものは少なかった。

イベントの運営が上手くいったかどうかということも大事であるが、当事業の基礎となる「男女共同参画の推進に向けた意識の改革」がどの程度達成できたのか、あるいはどうすればより男女共同参画の推進を行えるのかといった部分にも力を入れ、男女共同参画の推進に向けて普及啓発がより一層効果的に図れるよう検討すべきである。

【意見】 アンケート結果の有効活用について（有効性）

令和 5 年度における家族みんなのフェスタの会場において、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に関するアンケートが実施されており、アンケート回答者に対して男女共同参画に関する意識を高めるきっかけづくりとして一定の効果はあったものと考えられる。

男女共同参画の更なる普及啓発という観点からは、アンケート回答者に対してその場で何らかのフィードバックを行う、あるいはアンケート結果を集計・分析し、次年度以降の事業における啓発内容・方法に反映させることや、アンケート結果を集計・分析したものを HP 上で公開するなどの工夫を行い、事業の有効性を高めていただきたい。

【意見】 イベントの開催地について（有効性）

令和元年度から令和 5 年度までの期間において、家族みんなのフェスタは県の中部及び西部での開催実績はあるが、東部では開催されていなかった。

男女共同参画について県内においてより広く普及啓発を行うという観点からは、今後、東部地区においても開催することを検討すべきである。

30. 表彰事業

(1) 事業の概要

事業名	表彰事業
担当部局課	(公財) 山口きらめき財団
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅱ：男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	
重点項目 4：男女共同参画の推進に向けた意識の改革	
実施の背景（必要性）	
財団が取り組む 3 分野（県民活動、男女共同参画、文化芸術活動）の普及啓発はもとより、活動団体の充実発展や財団の PR にもつながる象徴的な仕組みとして効果が大きいため。	
目的	
自主的・主体的な県民活動の推進、男女共同参画社会の形成、文化芸術活動の振興に寄与し、他の模範となる優れた活動をしている団体を表彰することで、団体の一層の発展や活動の充実を図る。	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
被表彰団体のみならず類似・関係団体が、表彰を励みとして、その活動を充実したり団体を発展させたりすることで、県民一人ひとりがきらめき、元気で活力ある地域づくりにつながる。	
概要（内容）	
活動の励みや団体の一層の充実につながるよう、3 分野に寄与し他の模範となる優れた活動をしている団体について、県・市町、関係機関等から推薦してもらい、選考して理事長表彰「きらめき賞」を授与する。表彰式は宣伝効果を考慮して、県の表彰と同時に開催する。	

概要図等	
<事業スケジュール> ・6月 県、市町、関係機関等へ推薦依頼 ・9月 選考委員会により表彰団体を決定 ・10月 表彰式	
主な実施主体	(公財) 山口きらめき財団
対象者	県民活動団体
令和5年度の取組	
8団体を表彰(うち男女共同参画分野で1団体を表彰)	
実施結果(実績及び進捗)	
○県の「山口県女性活躍推進知事表彰」(男女共同参画課)と併せ、表彰式を開催 ・令和5年10月24日(火) 会場：山口県庁正庁会議室 ・理事長(県知事)から直接表彰状を授与(受賞団体：ポポメリー(山口市)) ・活動紹介パネルの展示 表彰会場展示：受賞団体から理事長に直接活動状況を説明 県庁エントランスホール展示(令和5年10月16日～27日)：来庁者等に活動紹介 ※県民活動・文化芸術分野は、令和5年10月8日(山口きらら博記念公園)に県の表彰と併せて実施	
成果及び評価(次期計画を含む)	
・理事長である知事から直接表彰が授与されるため、受賞団体からは、「大変励みになり、今後の活動に弾みをつけることができる」との喜びの声を多くいただいている。 ・県の表彰と併せて実施することで、効率的(事務軽減)・効果的(PR)に実施できた。	
関連する基本方針	きらめき未来応援プラン《令和2年度～6年度》
関連する個別計画	該当無し
根拠法令(法律・条例)	該当無し
事業区分	継続事業(平成24年度～)

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	300	300	230
補正後予算額	—	—	—
決算額	147	174	144

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
報償費	80	受賞団体記念品代
旅費交通費	35	選考委員会、表彰式旅費他
消耗品費	3	表彰状用筒代、紙袋代
印刷製本費	5	表彰状印刷代他
諸謝金	18	選考委員会謝金
支払手数料	0	記念品送料
合 計	144	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
公益目的事業会計 (公1)	144	100.0
その他	—	—
法人会計	—	—
合 計	144	100.0

(5) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	起案が適切に作成されて承認されているか、否かについて検討した。
有効性	表彰事業は、努力や成果を認めることで社会的認知の向上に資するものであり有効であると判断した。
経済性・効率性	事業に関連する物品の購入等が適切に承認され、かつ、経済的になされているかどうかについて確認した。

(6) 確認した証憑書類等

起案書、審査会資料

(7) 監査の結果

記載すべき指摘及び意見はない。

31. 教職員等研修事業

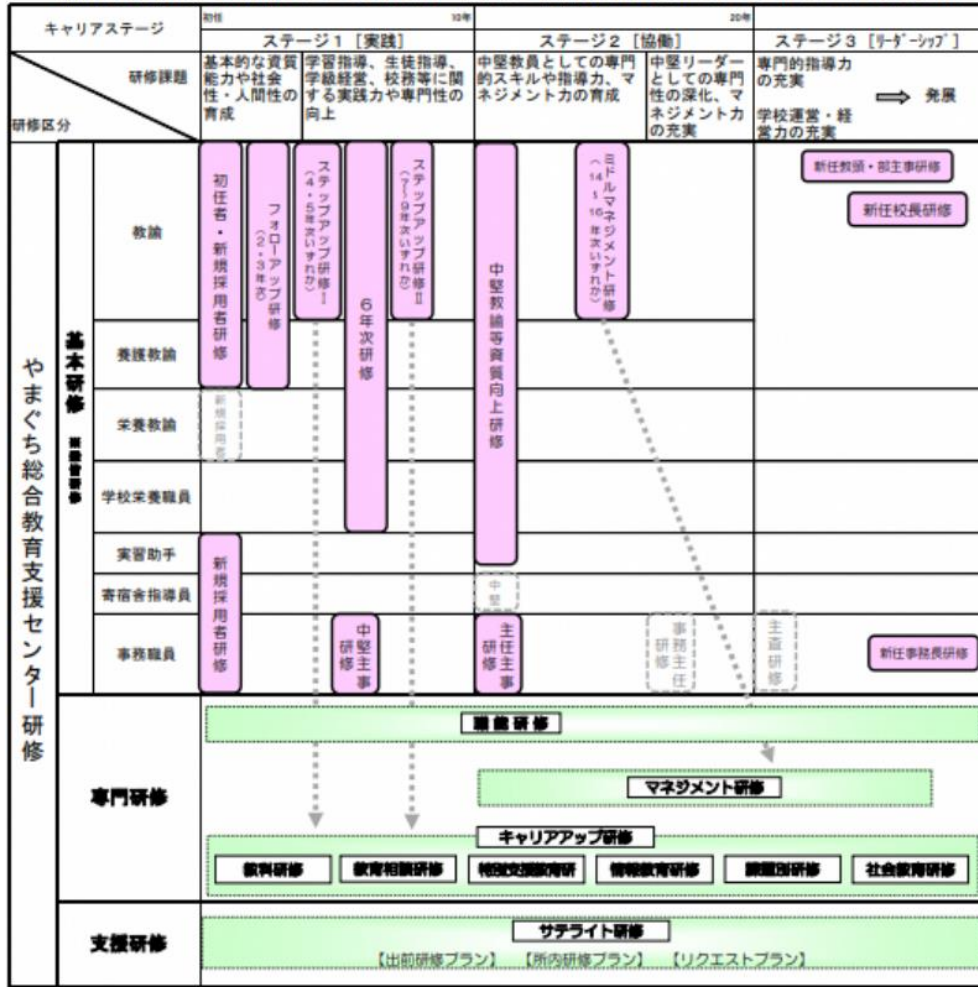
(1) 事業の概要

事業名	教職員等研修事業
担当部局課	教育庁教職員課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅱ：男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革 重点項目5：男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	
実施の背景（必要性）	
教職員は、次代を担う子どもたちを育てるという極めて重要な使命や責任をもつとともに、子どもたちの人格の形成に大きな影響を与える存在である。 そのため、教職員としての使命と職責の重さを絶えず自覚し、常に自己研鑽に努める必要がある。	
目的	
教職員のキャリアステージに応じた研修を効率的・効果的に実施することで、計画的・継続的に資質能力の向上を図る。	
達成時期	該当無し（各年度に研修を開催）
目指すべき将来像	
本県教育を担う人材の育成に向けて、教職員一人ひとりが「山口県が求める教職員像」に示す資質能力を身に付ける。	
概要（内容）	
○基本研修 初任者研修（採用1年次）、フォローアップ研修（採用2、3年次）、ステップアップ研修Ⅰ（採用4、5年次）、6年次研修、ステップアップ研修Ⅱ（採用7～9年次）等 ○専門研修 職能研修、マネジメント研修 ○支援研修 サテライト研修	

概要図等

山口県教職員研修体系

「教職員人材育成基本方針」に基づき、計画的・継続的に教職員の資質能力の向上を図るための研修を実施



主な実施主体

県

対象者

県内学校教職員

令和5年度の取組

教職員一人ひとりのキャリアステージに応じた研修（基本研修、専門研修等）を開催した。

実施結果（実績及び進捗）

各種研修を計 127 講座実施し、延べ 12,378 名が研修を受講した。

成果及び評価（次期計画を含む）	
基本研修及び専門研修の受講者アンケートにおける「この研修は役に立つものであったか」という設問に対し、全受講者の80.5%が「十分役立つ」、18.6%が「役立つ」と回答しており、教職員のニーズに応じた研修を実施できたものと考えている。 また、受講者アンケートの記述内容を次年度の研修講座の改善に生かしている。 【これまでの改善の例】 - 事例発表や研究協議については、アンケートにおいて高い評価を受けるとともに、感想においても「学校での実践に生かせる」といった肯定的な感想が多く寄せられているため、研修講座の中に積極的に取り入れ、その充実を図っている。 - オンライン研修の実施については、研修会場までの移動に係る負担軽減など働き方改革の観点から受講者アンケートにおいて肯定的な意見が多く寄せられている。研修内容に応じて、集合型とオンライン型を適切に選択し、資質能力の向上と働き方改革の双方に資するものとなるよう計画している。	
関連する基本方針	山口県教職員人材育成基本方針
関連する個別計画	山口県教員研修計画
根拠法令（法律・条例）	地方公務員法、教育基本法、教育公務員特例法
事業区分	継続事業（平成以前～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	24,739	24,249	53,050
補正後予算額	16,472	18,098	22,460
決算額	14,400	16,734	20,386

（決算額及び予算額の著増減事項等）令和5年度の当初予算の増は、国のモデル事業である「教員研修高度化推進支援事業」に申請したことによるものである。

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
報酬	9,142	会計年度任用職員人件費
職員手当等	1,752	会計年度任用職員人件費
共済費	1,846	会計年度任用職員人件費
報償費	446	講師謝金

節	決算額	主な内容等
旅費	5,828	教職員出張旅費他
一般需用費	723	研修用物品購入費
食糧費	16	講師接遇用お茶代
役務費	238	手話通訳代金他
使用料及び賃借料	395	講師送迎用タクシー代他
合 計	20,386	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	611	2.9
一般 (県)	19,775	97.0
合 計	20,386	100.0

(その他財源の内容) 研修講座参加負担金、雇用保険負担金

(5) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合规性	支払事務が適正な手続により実施されたことを確認した。
有効性	教職員等研修事業において男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習を推進するための研修が適切に実施されているか、研修資料の閲覧及び担当者への質問により検証した。
経済性・効率性	最小の費用で最大の成果を得られているか、否か検証した。

(6) 確認した証憑書類

教職員人材育成基本方針、令和5年度山口県教員研修計画、令和5年度新任校長（1期オンライン）研修講座報告、令和5年度中堅教諭等資質向上研修日程及び内容、同報告、令和5年度初任者研修日程及び内容、同報告、新任校長研修男女共同参画の推進講義資料（「男女共同参画社会の実現をめざして」）、中堅教諭等資質向上研修「人権教育の推進について」講義資料、初任者研修「人権教育の推進について」講義資料

(7) 監査の結果

【意見】男女共同参画に関する研修の実施方法について（有効性）

やまぐち総合教育支援センターでは、男女共同参画に関する研修を新任校長研修の一環として実施していた。コロナ禍以降、働き方改革の観点からも各研修の実施方法が見直されており、令和5年度新任校長研修は、講義内容に応じて受講者がWEBにて参加するオンライン方式と講義資料を研修サイトに公開し、受講者が各自ダウンロードし研修する自習方式の2方式で実施され、男女共同参画の推進に関する講義は後者の自習方式での実施であった。

講義資料は、やまぐち総合教育支援センターが県男女共同参画課へ作成を依頼し、依頼を受けた同課が研修対象者・研修趣旨を踏まえ作成したもので、学生を対象としたポスター・動画コンテストの紹介、中学生向け副教材や文部科学省の教員向け教材の紹介等も盛り込まれており教員を対象とした研修用に工夫された内容であった。ただ男女共同参画基本計画を紹介する資料において教員に関連する基本目標と重点項目が紹介されていたが、男女共同参画に関する研修を含む教職員等研修事業は令和5年度の男女共同参画関連施策の一つとされていることから、基本目標・重点項目の紹介に加え教職員等研修事業の基本計画における位置づけについても説明があれば、当研修の役割について受講者の理解も深まると思われる。

研修方法について研修後の受講者アンケートを閲覧したところ、研修内容の中心である学校教育に関する講義については、双方向型のオンライン方式で実施されたこともあり多くのコメントが記載されていたが、男女共同参画の推進に関する講義について言及したコメントは見られなかった。また、男女共同参画の推進に関する講義を含め3つの講義が資料配布による自習方式にて実施されたが、受講者アンケートには、自習方式の講義について資料のみでなく動画配信による説明・解説があるとよいとのコメントがあった。講義資料に加えて資料を解説する動画を作成しサイトに公開することで受講者もポイントを押さえた学習が可能となる。自習方式により講義を実施する場合には、解説動画の作成についても資料作成を依頼している県男女共同参画課と協議していただきたい。

32. 男女共同参画相談センター(女性相談所)事業費

(1) 事業の概要

事業名	男女共同参画相談センター(女性相談所)事業費
担当部局課	環境生活部男女共同参画相談センター
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	

重点項目 6：男女間における暴力の根絶	
実施の背景（必要性）	
配偶者等からの暴力(DV)や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場等における各種ハラスメント等の暴力は、その被害者の多くが女性であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題である。 あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を許さない気運の醸成を図り、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて被害の潜在化を防ぐ必要がある。	
目的	
性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する相談に応じ、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は地域生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性を支援し、並びに配偶者からの暴力に関し、その防止及び被害者の保護を図る。	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
男女間における暴力の根絶	
概要（内容）	
配偶者暴力防止法に定める配偶者暴力相談支援センターである県男女共同参画相談センターと同センターの一時保護所の運営経費及び扶助費 ① 相談業務 女性相談支援員の設置及び専門相談の実施 ② 一時保護業務 指導員の設置、退所者の自立支援に関する指導員の設置、嘱託医の設置、舎監の設置、夜間警備費 ③ 施設維持管理等 一時保護所施設維持費、相談所賃借料等	
概要図等	
＜相談窓口及び一時保護所等＞ <pre> graph TD A[男女共同参画相談センター] --- B["〔相談窓口〕 (山口県婦人教育文化会館内)"] A --- C["〔一時保護所〕 併設 〔女性自立支援施設〕 (所在地など非公開)"] </pre>	
主な実施主体	県
対象者	県民、事業者、市町

令和 5 年度の取組	
男女共同参画相談センター及び一時保護所の運営を行った。	
実施結果（実績及び進捗）	
① 要保護女子等の相談、指導:2,558 件 ② 専門相談(法律相談:38 件、健康相談:4 件、心の相談:2 件) ③ 書面提出・証明書発行等(保護命令申立に係る書面提出:6 件、住民基本台帳事務における支援措置のための意見:13 件、配偶者からの暴力の被害者の支援に係る証明書の発行:45 件) ④ 婦人相談員研修(基礎研修、専門研修)の実施 ⑤ 女性保護業務の普及啓発(リーフレット配布) ⑥ 一時保護の状況(大人:21 人、同伴児:19 人) ⑦ 女性保護施設退所者のアフターケア:14 人	
成果及び評価（次期計画を含む）	
困難な問題を抱える女性からの相談から保護、自立支援までの専門的な支援を包括的に提供するとともに、民間団体も含めた関係団体の連携・協働により。早期かつ切れ目のない支援に取り組む。	
関連する基本方針	該当無し
関連する個別計画	第 5 次山口県男女共同参画基本計画
根拠法令（法律・条例）	売春防止法（～R6. 3） 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（R6. 4～） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 山口県男女共同参画相談センター条例
事業区分	継続事業(平成 18 年度～)

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	33,580	33,138	36,519
補正後予算額	31,260	32,054	35,180
決算額	30,254	30,673	33,441

(決算額及び予算額の著増減事項等) 直近 3 年間で当初予算は同水準であるが、令和 5 年度の予算及び決算額の増は会計年度任用職員（婦人相談員）の増員によるものである。

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容
報酬	19,310	会計年度任用職員の報酬
職員手当等	3,277	会計年度任用職員の職員手当
共済費	3,274	会計年度任用職員の共済費
報償費	699	専門相談謝金他
旅費	926	会計年度任用職員の通勤手当他
需用費	1,161	印刷代、コピー用紙代他
役務費	452	電話代他
委託料	159	下記(6)参照
使用料及び賃借料	2,965	相談センター賃借料他
備品購入費	65	机他（一時保護所備品）
負担金、補助及び交付金	7	連絡協議会への参加費
扶助費	788	一時保護所入所者の扶助費
償還金利子及び割引料	358	国庫償還金
合 計	33,441	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	14,687	43.9
その他	131	0.3
一般（県）	18,623	55.6
合 計	33,441	100.0

(その他財源の内容) 雇用保険負担金

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	250	153	159
契約方法	一般競争入札 随意契約	一般競争入札 随意契約	一般競争入札 随意契約
委託業者名	6件	6件	6件

(6) 令和 5 年度委託契約の概要

当事業における委託契約の概要については、安全性確保（秘匿情報の特定の回避）等の観点から県においても一切公表していないため、非公表とする。包括外部監査においては、監査人が必要とする資料及び情報は全て提供され、監査の結果、委託契約業務に関しての指摘及び意見は無かったことを申し添える。

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	契約が適切になされているかを検討した。 会計年度任用職員の勤務時間について検討した。
有効性	検査調書を閲覧し業務実施が適切になされていることを確認した。
経済性・効率性	委託契約について不合理な契約金額ではないことを確認した。

(8) 確認した証憑書類等

山口県男女共同参画相談センター及び寮の会計年度任用職員の勤務時間、休憩時間及び休日に関する規程、山口県男女共同参画相談センター条例、委託契約書、仕様書、委託基準、入札執行伺、業務委託検査調書、請求書、人事異動通知書、任用条件通知書（会計年度任用職員）、行事・勤務表、建物賃貸借契約書、変更契約書

(9) 監査の結果

【意見】 会計年度任用職員の勤務時間について（合規性）

山口県男女参画相談センター及び寮の「山口県男女共同参画相談センター及び大内寮の会計年度任用職員の勤務時間、休憩時間及び休日に関する規程」（以下、「規程」という。）と実際の所定勤務時間が異なるため、規程の見直しが望ましい。

山口県男女共同参画相談センターでは、1 か月単位の変形労働時間制を採用している。規程第 2 条では「会計年度任用職員の勤務時間は、毎月 1 日を起算日とする 1 か月単位の変形労働時間制によるものとし、1 週あたり 38 時間 45 分とする。」と定められている。しかし、令和 5 年 7 月から 9 月までの勤務表を確認したところ、実際の勤務時間が 1 週あたり 38 時間 45 分に達していなかった。

任用条件通知書には、①報酬が月額であること、②月に 17 日勤務すること、③3 つの異なる勤務時間パターンが存在することが示されている。この通知書によれば、最も短い勤務時間で 17 日出勤した場合、月の所定勤務時間は 82 時間 10 分であり、最も長い勤務時間で出勤した場合には 136 時間となる。したがって、同じ条件で任用された会計年度任用職員によって大幅に月の所定勤務時間が異なる可能性がある。

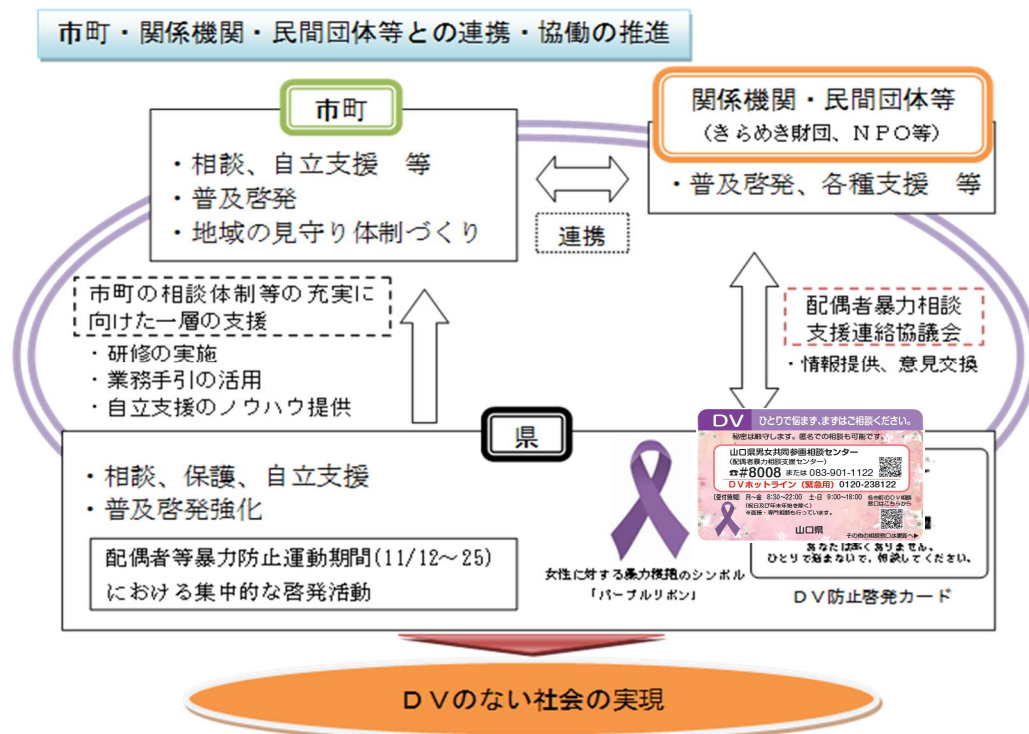
実際には、勤務時間の差が最小限になるように勤務表が作成されているものの、月の所定勤務時間に大きな差が生じる可能性があるため、規程の見直しが望ましいと考えられる。

33. 配偶者暴力等（DV）対策事業

(1) 事業の概要

事業名	配偶者暴力等（DV）対策事業
担当部局課	環境生活部男女共同参画課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり 重点項目 6：男女間における暴力の根絶	
実施の背景（必要性）	
男女共同参画相談センターにおける DV の相談件数は増加傾向であることから、暴力を許さない気運の醸成を図るとともに、市町や関係機関・団体との連携を一層図り、被害者支援の取組を推進することが必要	
目的	
「第 5 次山口県配偶者暴力等対策基本計画」に基づき、普及啓発や市町、関係機関、民間支援団体等と連携・協働した相談、一時保護、自立支援等、DV の防止及び被害者の保護等を図る取組を推進する。	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
配偶者暴力（DV）のない社会の実現	
概要（内容）	
「第 5 次山口県配偶者暴力等対策基本計画」における 5 つの柱に沿った取組を実施している。 ①DV を許さない社会の実現 ②被害者が迷わず相談できる体制の整備・充実 ③被害者を保護する体制の整備・充実 ④被害者の自立に向けた支援の充実・強化 ⑤市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進	

概要図等



主な実施主体	県
対象者	県民、市町、民間団体

令和5年度の取組

①DVを許さない社会の実現

○配偶者暴力防止運動期間における意識啓発の取組

- ・パネル展示
- ・パープルライトアップ
- ・デートDVリーフレットの配布(県内の高校1年生に向けて配布)
- ・DV防止啓発リーフレット、DV防止啓発カードの配布

②被害者が迷わず相談できる体制の整備・充実

- 県男女共同参画相談センター(配偶者暴力相談支援センター)における相談
- 相談窓口職員研修会の実施

③被害者を保護する体制の整備・充実

- 県男女共同参画相談センターにおける一時保護
- 児童虐待防止コーディネーターによる支援

④被害者の自立に向けた支援の充実・強化

状況に応じてアフターケア職員による一時保護終了後の支援を実施

⑤市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進

○配偶者暴力相談支援連絡協議会の開催

○民間シェルターの取組支援

実施結果（実績及び進捗）

①DV を許さない社会の実現

○配偶者暴力防止運動期間における意識啓発の取組

・パネル展示

令和5年11月13日(月)から11月24日(金)まで、県庁1階エントランスホール（パネル展示コーナー）において、関連するポスターや啓発用パネルを展示

・パープルライトアップ

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、夜間のパープルライトアップを県内各地で実施

（下関市5箇所、山口市3箇所、防府市1箇所、下松市1箇所、岩国市2箇所）

・デートDVリーフレットの配布（県内の高校1年生に向けて配布）

・DV防止啓発リーフレット、DV防止啓発カードの配布

②被害者が迷わず相談できる体制の整備・充実

○県男女共同参画相談センター（配偶者暴力相談支援センター）における相談件数

・一般相談：2,558件　うちDV相談319件

・専門相談：法律相談38件、健康相談4件、心の相談2件

○相談窓口職員研修会の実施

・基礎研修　令和5年5月15日（月）

講義「配偶者暴力対策における県、市町の役割・取組」

講義「DV被害者支援において大切にしたいこと」

・専門研修　令和5年10月5日（木）

講演「DV被害女性への中長期支援の必要性～困難な問題を抱える女性支援法の施行を踏まえて～」

（特非）DV防止ながさき　中田 慶子 氏

講師との意見交換

③被害者を保護する体制の整備・充実

○県男女共同参画相談センターにおける一時保護

・被保護者数 21人（うちDV被害者19人）

同伴児等数 19人（うちDV被害者の同伴児等数19人）

- ・一時保護委託件数 2 件

○児童虐待防止コーディネーターによる支援

- ・同伴児への学習支援 2 名
- ・同伴児への心理的ケア 13 名
- ・母の育児不安に対する心理的ケア 7 名
- ・要保護児童対策地域協議会への出席 2 件
- ・退所児童のアフターフォロー※ 7 名
※退所先の心理士との情報共有（虐待の影響への配慮等について）
- ・市町 DV 担当窓口連携 1 件

④被害者の自立に向けた支援の充実・強化

状況に応じてアフターケア職員による一時保護終了後の支援を実施

⑤市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進

○配偶者暴力相談支援連絡協議会の開催

- ・令和 5 年 11 月 15 日（水）開催
「配偶者暴力対策の取組について」

○民間シェルターの取組支援

DV 被害者等を支援する民間シェルターの先進的な取組を支援することにより、被害者支援の更なる充実を図る。

<取組内容>

- ・SNS を活用した相談支援
- ・母子一体型の心理教育プログラムの実施
- ・退所した被害者等へのアウトリーチ等
- ・退所した被害者等の居場所づくり

成果及び評価（次期計画を含む）

①DV を許さない社会の実現

- ・市町と連携した相談窓口の周知を実施することができた。
- ・配偶者暴力防止運動期間における意識啓発の取組については、継続して実施することが必要。

②被害者が迷わず相談できる体制の整備・充実

- ・DV 相談件数は年間 300 件以上の状況が続いており、継続して取り組む必要がある。
- ・相談窓口職員研修会については、有識者の講演により、DV 被害者支援に関する有益な知識を得られる機会となっている。また、各市町の担当者による意見交換を実施することで、市町間での情報共有も図ることができた。

③被害者を保護する体制の整備・充実

・DV 被害者の一時保護は近年増加傾向であり、継続して取り組む必要がある。 ・一時保護委託については、男女共同参画相談センターで対象者の受入ができない場合に有効な手段となる。 ・児童虐待防止コーディネーターを配置することで、各機関と連携しながら、同伴児童の状況に適した支援を実施することが可能となっている。	
④被害者の自立に向けた支援の充実・強化	
・アフターケア職員によるフォローアップにより、施設退所後も継続的な支援を実施することができている。	
⑤市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進	
・配偶者暴力相談支援連絡協議会の開催により、DV 被害者支援における関係機関との連携を図ることができた。 ・民間シェルターにおける DV 被害者支援の取組は、SNS を用いた相談事業や、母子一体型の心理教育プログラム等、先進的なものであり、そうした取組を支援することで、県における DV 被害者支援をさらに充実させることができた。	
関連する基本方針	やまぐち維新プラン やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	第 5 次山口県男女共同参画基本計画 第 5 次山口県配偶者暴力等対策基本計画
根拠法令（法律・条例）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
事業区分	継続事業（平成 14 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	18,527	18,975	17,974
補正後予算額	14,978	18,072	16,959
決算額	14,324	15,483	15,497

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
報酬	5,201	相談員等報酬
職員手当等	974	相談員等手当
共済費	911	相談員等共済費

節	決算額	主な内容等
報償費	101	DV 協議会報償費
旅費	295	外部旅費等
需用費	378	リーフレット増刷等
役務費	180	通信費
委託料	1,156	下記 (6) 参照
使用料及び賃借料	380	研修室等賃借料
負担金、補助及び交付金	5,921	下記 (8) 参照
合 計	15,497	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	8,843	57.0
その他	37	0.2
一般 (県)	6,617	42.6
合 計	15,497	100.0

(その他財源の内容) 雇用保険負担金

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	1,106	950	1,156
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	8件	8件	8件

(6) 令和5年度委託契約の概要

契約名	一時保護委託
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
業務内容 (仕様)	1 配偶者からの暴力による被害者及びその同伴家族の一時保護を行う。 2 一時保護の内容は次に掲げるとおりとする。この場合においては、受託者は被害者等の人権、配偶者からの暴力の特性、安全の確保、秘密の保持等に注意を払わなければならない。

	(1) 食事の提供 (2) 入浴の提供 (3) 被服の提供 (4) 行政機関の訪問等のための移送 (5) 相談及び情報の提供
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	安全確保の観点から秘匿情報としているため非公表
業者選定理由	安全確保の観点から秘匿情報としているため非公表
予定価格	委託料として国が示す基準額（一時保護委託費日額単価）に一時保護人員を乗じて算定した額
契約金額	委託料として国が示す基準額（一時保護委託費日額単価）に一時保護人員を乗じて算定した額
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：契約書の業務内容に記載されているとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。	
検査手法：履行確認	
検査結果：合格	

(7) 負担金、補助及び交付金の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	6, 062	5, 845	5, 921
補助金等の名称	①配偶者暴力（DV） 被害者支援事業補助金 ②山口県性暴力・配偶者暴力被害者等支援補助金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）	①配偶者暴力（DV） 被害者支援事業補助金 ②山口県性暴力・配偶者暴力被害者等支援補助金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）	①配偶者暴力（DV） 被害者支援事業補助金 ②山口県性暴力・配偶者暴力被害者等支援補助金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付先名	安全確保の観点から 秘匿情報としている ため非公表	安全確保の観点から 秘匿情報としている ため非公表	安全確保の観点から 秘匿情報としている ため非公表

(8) -1 令和 5 年度補助金等の概要

補助金等の名称	配偶者暴力（DV）被害者支援事業補助金	
目的（趣旨）	配偶者暴力（DV）被害者を支援することを目的とする民間団体が行う配偶者暴力（DV）被害者支援事業を支援することにより、配偶者暴力（DV）被害者の保護体制の充実を図ること	
公募・非公募	非公募	
根拠法令・要綱等	配偶者暴力（DV）被害者支援事業補助金交付要綱	
創設年度	平成 17 年度	
交付対象事業	安全確保の観点から秘匿情報としているため非公表	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
警備体制強化	警備委託費	10/10
警備体制強化	防犯のための機械のリースに要する経費	10/10
限度額は、1 施設あたり「国単価※×一時保護契約月数」としている。		
※婦人保護事業夜間警備体制強化費		
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
安全確保の観点から秘匿情報としているため非公表		62,000 円
申請及び交付件数	安全確保の観点から秘匿情報としているため非公表	
補助金の効果測定		
警備体制強化に係る補助金であるため、効果測定は実施していない。		

(8) -2

補助金等の名称	山口県性暴力・配偶者暴力被害者等支援補助金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）

目的（趣旨）	山口県内において配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等が行う先進的な取組及び市町が民間シェルター等の先進的な取組を促進する事業に要した経費に充てるために交付することにより、地域における官民が連携した配偶者からの暴力被害者等支援の充実を図ることを目的とする。	
公募・非公募	非公募	
根拠法令・要綱等	山口県性暴力・配偶者暴力被害者等支援補助金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）交付要綱	
創設年度	令和２年度	
交付対象事業	(1) 内閣府男女共同参画局長が別に定める「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき民間シェルター等が行う事業 (2) 実施要領に基づき市町が行う事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
受入体制整備事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、謝金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、改修費、設備整備費 等	10/10
専門的・個別的支援事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、謝金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、改修費、設備整備費 等	10/10
切れ目ない総合的支援事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、謝金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、改修費、設備整備費 等	10/10
※限度額は全ての事業を合わせて 1,000 万円		
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
安全確保の観点から秘匿情報としているため非公表		5,859,000 円

申請及び交付件数	安全確保の観点から秘匿情報としているため非公表
補助金の効果測定	
(効果測定方法) ・民間シェルターの先進的な取組として実施している各事業について、それぞれ定性的効果を図っている。 (測定結果) 各事業についての測定結果は以下のとおり。 ①SNS を活用した相談支援 ・SNS 相談の場合、加害者が同じ家の中にも声を出す必要がないため、別の部屋で相談ができるメリットがある。これにより、相談者の幅が広がり、これまで相談ができなかった人とつながることができた。また、電話が苦手である人や、携帯電話の通話料金を気にしていた人からも、気軽に相談できるとの声があり、相談者の層を広げることができていることが分かった。 ・相談内容は DV や家族間暴力に関するものが多く、職場でのパワハラなどの相談もある。 ・面接につながったケースは DV に関するもの。 ・幼児が家にいるため電話相談しにくいという人にも利用しやすいツールになっている。 ②母子一体型の心理教育プログラムの実施 ・プログラムの対象は、夫と離れている DV 被害女性と、その子どもであり、母子ともに暴力を振るわないコミュニケーションの方法などを学びつつ、自分が大切な存在であることを実感することができる。 ・親の受講者に対して、DV 被害に遭っているのは自分だけではなく、また、決して自分の責任ではないということを認識させることで、自己肯定感を高めることができた。また、自らの子どもとのコミュニケーションに悩んでいる人が多かったが、少しずつ対応方法を見つけ出すことができるようになった。 ・子どもの受講者に関しては、プログラムを受講することで、徐々に落ち着きを取り戻し、他人に左右されない力を持つ子どもも出てきた。また、多様な家族の在り方を理解することもできた。「怒り」という感情は大切なものであるが、暴力を振るわない「怒り」の表現についても理解することができた。 ③退所した被害者等へのアウトリーチ等 ・家庭訪問することで、シェルター退所後の不安感を和らげることができたほか、必要な支援についての情報提供や同行支援をすることができた。	

- ・具体的には、家庭訪問では、生活が苦しい人に、市民団体や個人から寄付された米・食料品・衣類などを提供しつつ、不安感を和らげる取組を行った。
- ・同行支援では、離婚が成立していない人に対して、弁護士事務所や裁判所、医療機関等に同行した。また、外国籍の人が他県に転居するにあたって、不動産屋に同行した。精神的な病気のある人に対しては、気分転換のために希望する場所に連れて行き、心を落ち着かせることができた。

④退所した被害者等の居場所づくり

- ・暴力被害を受けた影響で心が落ち着かない人、孤独な人、人と話してみたい人、安心できる時間を持ちたい人などのための居場所づくりを実施できた。
- ・子どもたちはのびのびと遊び、母親は大人同士の会話の時間を持つことができ、有意義な時間を過ごすことができた。
- ・定期的にスタッフに会うことで、相談も気軽にできるようになった。スタッフと顔なじみになることで、参加者も徐々に様々な内容の相談ができるようになっていた。

(9) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	補助対象事業の広報の在り方や、利用可能な事業が女性のみとされている点について検証した。
有効性	DV 防止の啓発活動（特に DV 防止啓発用リーフレットの作成の在り方）、相談体制の在り方について検証した。
経済性・効率性	DV 防止啓発用リーフレットの作成の在り方について検証した。

(10) 確認した証憑書類等

啓発用リーフレット及び送付先一覧、一時保護委託実施要領、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）公募要領、補助金等の交付事務に係るチェックシート、実績報告書、第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画、同計画の策定状況について

(11) 監査の結果

【指摘】DVを許さない社会の実現におけるパネル展示について（有効性、経済性・効率性）

パネル展示を見るためには、配偶者暴力防止運動期間という限られた期間内に県庁舎に来庁した上、1階のパネル展示コーナーに足を運ばないといけない。しかし、パネル展示コーナーの位置は分かりにくい上に、パネルの内容も見にくい等、県民の意識啓発という事業

目的との関係での著しく有効性に乏しい。このような形式でのパネル展示については今後継続するかについて検討されるべきであり、指摘とする。

さらに、DV 被害は、時に生命・身体の安全が危ぶまれる等、人権課題としての優先度は典型的に高い部類に属する。埼玉県上尾市における取組のように、大学生から啓発用ポスターの作成を募集して、優秀な作品をポスター化して、県内の各機関に配布する等、より効果的な啓発方法を検討いただきたい。

【意見】DV を許さない社会の実現におけるパープルライトアップについて（有効性、経済性・効率性）

パープルライトアップを県が主体的に実施しているのは1箇所（山口県県政資料館（旧山口県会議事堂））のみであり、その他は、任意で実施を希望した県内各市町が実施するものとし、実施に要する費用も全額各市町が負担するとされている。ライトアップが県内の限られた地域でしか実施されないならば、せっかくの事業の意義も半減し、県民の意識啓発という事業目的との関係において有効性に疑問がある。

「DV を許さない」というテーマは、県内あまねく求められるものであり、配偶者暴力防止運動期間は、毎年11月12日から11月25日までの2週間という限られた期間であることも考えれば、県内各市町で最低1箇所はライトアップを行う等の工夫をし、より効果的な啓発を目指すことが検討されるべきである。

また、その際、県内各市町がライトアップを実施するために要する費用の一部を県が補助することも、持続的な事業の実施の観点から検討されることが望ましいと思料する。

【意見】DV を許さない社会の実現：デートDV防止リーフレット2種類、DV防止啓発リーフレット及びDV防止啓発カードの配布について（有効性、経済性・効率性）

1 デートDVのリーフレットが2種類あることの有効性について

デートDVのリーフレットは「知っちゃる？デートDV」（以下「知っちゃる」という。）と「大切にしようあなたとわたし」（以下「あなたとわたし」という。）の二種類が存在する。県によれば、「知っちゃる」は主に生徒向けで、「あなたとわたし」は、主に婚姻前の若年層向けに作成したものとのことである。

確かに、「知っちゃる」には高校生同士の3つの具体的な会話例を挙げた上、これら会話の内容がデートDVに該当するかどうかを考えさせるものとなっており、生徒でも理解しやすいように工夫している。また「あなたとわたし」には、「デートDVチェック」というチェックリストがあり、「あなたとわたし」を読む者が、デートDVを受けているか又はデートDVをしていないかについて考えさせる工夫をしているなど、二種類のリーフレットは差別化が試みられている。他方で、会話例もチェックリストもデートDVの啓発には有用であるにもかかわらず、「知っちゃる」にはチェックリストがなく、「あなたとわたし」には会話例が

ないなど、中途半端な出来になっている。

これらのリーフレットの長所を生かすためにも、統一を図ってはどうか。その際、交際中の恋人同士のやり取りに大学生や社会人を含める形に工夫することが考えられる。

デート DV も DV の一類型であることや、交際中の関係性と婚姻等に移行した後の関係性には連続性があることからすれば、デート DV だけを切り離して啓発リーフレットを作成するよりも、両者を統一した形のリーフレットを作成して、項目の中で分ける方が合理的かつ効率的と考える。

2 啓発用リーフレット等の配布の方法について

啓発用リーフレットの配布には、常に、このような啓発を必要としている人たちにどのように届けるか、という問題がつきまとう。現在、「知っちゃる」については、毎年高校1年生に配布しており、その試みは継続されることが望ましい。課題となるのは、高校卒業後の、婚姻前の若年層に対してどのように啓発用リーフレットを届けるかである。

この点、民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた後も、県内では20歳を対象とした成人式開催を継続する市町が多い。県によれば、現在は、成人式場で啓発用リーフレットの配布は行っていないとのことであるが、大学進学や就職等により人間関係の範囲が、質・量ともに高校生時代よりも拡大する若年者に対して、改めて啓発を行うことには意味があると考えられ、成人式という場で啓発用リーフレットを配布することも検討されるべきである。

【意見】被害者が迷わず相談できる体制の整備・充実について（有効性）

相談体制整備の方向を明確化すべきことが重要と考える。同様の問題が存在する分野としては、消費者行政における消費生活センターの設置がある。現状は、山口県は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第3条第1項にいう「配偶者暴力相談支援センター」（以下「配暴センター」という。）の機能を有する施設を県中央部の1箇所にしか有していない（以下、山口県が設置している配暴センターを「県センター」という。）。なお、地方公共団体として、宇部市が配暴センターを設置している。

一般相談の件数は令和4年度より減少傾向にあるものの、県センターへの一般相談の件数は令和3年以降減少傾向にあり、令和5年度は3,000件を割り込んでいる（但し、相談内容別に見た場合、DV相談は令和4年度より微増している）。なお、一般相談のうち入所面接は20件、面接相談は198件、電話相談は2,340件となっている。

県の相談窓口には相談せず、地元自治体の相談窓口に相談に行く者も一定数存在することが見込まれることから、県内各市町の相談窓口におけるDV相談の件数及びそのうちの面談相談と電話相談のそれぞれの数を統計的に調査すべきと考える。また、配暴センターへの

相談者について、3つの圏域（県東部、県中央部、県西部）のいずれに属するかを確認し、相談者の分布状況についてもデータの収集を行っていく必要がある（現在は未実施）。上記の統計調査結果を踏まえ、山口県内における合理的な相談体制の構築の方向性を検討すべきと考える。

方向性としては2つあり、一つは、消費生活センターと同様に、県が設置する配暴センターは1箇所としつつ、各市町の相談窓口を充実させて、二元的な相談窓口の体制を強化していくというものである。もう一つは、本県を3つくらいの圏域ごとに分けて、それぞれの圏域毎に県が配暴センターを設置し、県が中心となって相談窓口を運営していく方法である。

中国地方を見ても、本県よりも規模が同等か小さいといえる鳥取県は3か所、島根県は2か所、県が配暴センターを設置している。DV問題は、被害者の生命・身体の安全に関わる重大かつ優先度の高い人権課題の一つであり、県が配暴センターを増設することも現実的な選択肢として検討されることが望まれる。

さらに、県によれば、現在、相談者に対するアンケートを実施していないということであるが、一般相談、専門相談を問わず、フィードバックのためにもアンケートを実施すべきである。

【意見】被害者を保護する体制の整備・充実について（有効性）

1 DVを理由とする一時保護の状況について

DVを理由とする一時保護の状況については、以下の通りである。

年 度	実 施 主 体			
	県	民間シェルター	児童養護施設	母子生活支援施設
2019	9	—	—	—
2020	11	2	—	1
2021	11	1	—	1
2022	17	2	1	1
2023	19	2	—	—

一時保護の実績は、県によるものが圧倒的に多い。県が一時保護を行う場合、外部委託先が一時保護を行う場合と比べて、電話を使用できない等の制限が多く、被保護者が、社会生活を自立的に行うに当たっての活動を行う支障が高いというデメリットも強い。

県によれば、現状は、生命・身体の安全を確保する度合いが高い場合、県による一時保護が活用されているとのことであるが、なるべく社会生活を自立的に行うための諸活動に支障が生じないように、有職者や求職者については外部委託先の活用を図ることが求められ

る。また、被保護者の置かれた状況によっては、県営住宅・市営住宅といった施設の活用も有効であり、事案に応じた柔軟な対応がとられるように体制を整えることが必要と考える。

2 被害者の自立に向けた支援の充実・強化について

県センターには、一時保護所入所者が退所した後の自立支援を行う職員である「アフターケア職員」1名（非常勤）が配置されており、僅か1名の職員が対象者14名に対し、面談（自宅及びそれ以外の場所での対面）52回、電話対応183回などの対応を行っており、一人当たりの負担が重いといえる。

一時保護所に入所した者が退所後に自立していくための支援には手厚いサポートが必要であり、アフターケア職員の増員等、更なる体制整備が求められる。

【意見】市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進：DV防止法に基づく基本計画の策定の必要性について（有効性）

DV問題については、前述した県と県内各市町の二元的な相談体制の効果的な運用を行うためにも、県と県内各市町が協働して対応に当たる必要がある。そして、県内各市町が、県と協働体制を深めるため、県内各市町の側も、県が策定したDV防止法に基づく基本計画（以下「基本計画」という。）の内容を踏まえ、県内各市町としての目的意識を持った行政活動が行われることが必要である。かかる観点からすれば、県内の全市町において基本計画が策定されることが望ましい。

県によれば、和木町と阿武町の2町を除く県内各市町において基本計画が策定されているとのことであり、県においては、残りの2町に対して今後基本計画を策定することを強く働きかけていくことが求められる。

【意見】市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進：民間シェルターの取組支援について（合規性、有効性）

県は民間シェルターとの連携事業として国の補助金を活用して4つの取組（以下、4つの取組をまとめて「本事業」という。）を行った。本事業の1つであるSNS相談について、県が国に対して提出した実績報告書には、令和5年度のSNS相談の相談受付日時は、毎週火・水・木（年間156日）の17時～21時となっているが、広報用のチラシには明確に記載されていない。SNS相談を利用しようとする者を困惑させないため、SNS相談の相談受付日時をチラシに明記する必要がある。

また、異なる3種類のSNS相談サービスが並列的に掲載されているリーフレットやカードには、相談できる時間帯や相談できる内容についての記載はない上、これらの相談窓口の違いや特性に関する情報も記載されていない。QRコードを読み取ればある程度の情報は分かるにしても、3つのうちのどのQRコードを読み取れば良いのか逡巡する県民もいると思

われることから、県民に寄り添う視点を持ってもう少し丁寧な広報が求められる。

【意見】事業の利用者を性別により限定していることについて（合規性）

SNS 相談を始めとする本事業についての利用可能者は、女性であるということが暗黙裡に前提とされている。この点、確かに DV の被害者になる者の属性が男性よりも女性の方が多いことや、実質的な男女共同参画の実現という観点から見れば、まだまだ女性が様々な面で社会的に見て厳しい立場に置かれている状況にあることから、男性よりも女性に手厚い支援の必要性があることは認められる。

しかし、その一方で、令和 3 年 3 月に策定された「第 5 次山口県配偶者暴力等対策基本計画」に記載された、令和元年度の県民調査結果によれば、県民の約 4 人に 1 人が DV の被害経験があり、性別毎にみると、女性は約 3 人に 1 人が DV の被害経験を有しているが、男性も約 5 人に 1 人の割合で DV の被害経験を有している。また、被害経験は男女とも 5 年前より増加していることが示されており、男性の DV 被害者が相談できる体制整備の必要性も無視できない。

本事業は国の要綱に基づく補助事業であり、申請や実績報告書の提出は県が行うことになっている上に、補助事業を行う事業主体も県が非公募の形で募集しており、県の関与の度合いは強い。男女平等の見地から、SNS 相談の相談者を事実上女性に限る形で実施する団体「のみ」を同補助事業の事業主体として、県が国に対して補助金の申請等を行うことが適切であるかについて、今後合規性の観点から問題とされる可能性は否定できない。

県においては、この点も考慮した上で、補助事業の申請を行うことが求められる。例えば、補助事業の事業主体を複数の形で申請できるため、一つは女性のみが利用可能な事業にして、もう一つは男女ともに利用可能な事業とするなどの工夫が求められる。

34. 性暴力被害者支援事業

(1) 事業の概要

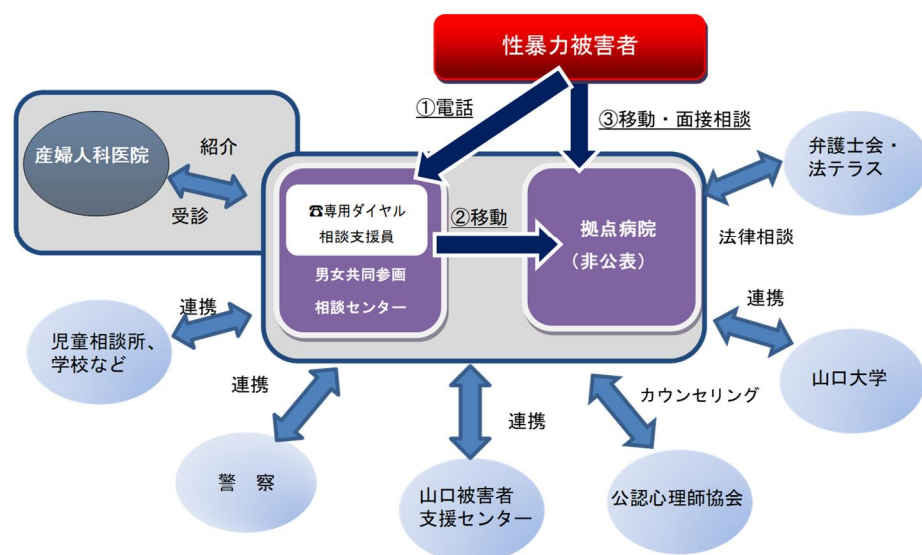
事業名	性暴力被害者支援事業
担当部局課	環境生活部男女共同参画課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	
重点項目 6：男女間における暴力の根絶	
実施の背景（必要性）	
性犯罪や性暴力などの被害者の多くは女性であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき課題の一つである。女性の約 4 人に 1 人は性暴力の被害経験があり、そ	

の被害について約 6 割がだれにも相談していないという実態がある。性犯罪や性暴力の未然防止に向けた取組を推進するとともに、性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援を実施することにより、被害者の心身の負担軽減と健康の回復を図る必要がある。	
目的	
性犯罪や性暴力の未然防止に向けた取組を推進するとともに、性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援を実施することで、被害者の心身の負担軽減と健康の回復を図る。	
達成時期	令和 6 年度
目指すべき将来像	
あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を許さない気運の醸成を図り、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害者の潜在化を防止	
概要（内容）	
【被害者支援体制の充実・強化】	
①相談支援体制の整備	
相談支援員向け研修、時間外電話相談業務の委託、専用ダイヤルの設置・運営	
②証拠採取・保管体制整備	
保管庫の設置・管理、拠点病院への証拠採取キット配布	
【被害者支援の充実・強化】	
③公的負担支援	
相談支援員による同行支援、医療費・カウンセリング費用・弁護士費用の費用負担	
【広報啓発の推進・強化】	
④性暴力被害者支援に係る周知広報	

概要図等

<支援体制>

やまぐち性暴力被害者支援システム「あさがお」



主な実施主体

県

対象者

県民

令和5年度の取組

①相談支援体制の整備

相談支援員向け研修、時間外電話相談業務の委託、専用ダイヤルの設置・運営

②証拠採取・保管体制整備

保管庫の設置・管理、拠点病院への証拠採取キット配布

③公的負担支援

相談支援員による同行支援、医療費・カウンセリング費用・弁護士費用の費用負担

④性暴力被害者支援に係る周知広報

実施結果（実績及び進捗）

- ・相談支援員向け研修の実施 2回
- ・時間外電話相談業務の委託
- ・証拠物保管庫の設置・管理業務の委託
- ・性暴力被害者への費用負担 9件
- ・性暴力被害者相談窓口周知用リーフレットの作成
- ・若年層向け性暴力被害者相談窓口周知用カードの作成

成果及び評価（次期計画を含む）	
・電話相談件数のうち時間外の相談件数は、全体の2～4割を占めることから、引き続き設置する必要がある。 ・証拠物保管管理業務については、被害直後は警察に届け出ることを拒む被害者の中には、支援員によるサポートや心のケアにより、警察への届出の意思を示す被害者もあり、保管していた証拠物を警察に提出することが可能になるため、引き続き実施する必要がある。 ・「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」の周知リーフレットや周知用カードは、関係機関に配布し、周知に努めているところである。 ・一人で悩んでいる方に相談先があることを知ってもらうために、相談窓口の周知を積極的に実施していくが、性暴力等の潜在的被害者が不特定多数存在する中で、その成果が現れにくく、評価はできない。	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	第5次山口県男女共同参画基本計画
根拠法令（法律・条例）	男女共同参画社会基本法 山口県男女共同参画推進条例
事業区分	継続事業（平成28年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	7,700	6,196	6,658
補正後予算額	6,257	5,989	5,842
決算額	5,820	5,369	5,006

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
報償費	138	法律相談報償費他
旅費	182	被害者支援旅費他
需用費	241	啓発資料他
役務費	212	電話代他
委託料	4,188	(6) 参照
使用料及び賃借料	45	研修室賃借料

節	決算額	主な内容等
合 計	5,006	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	2,324	46.4
その他	—	—
一般（県）	2,682	53.6
合 計	5,006	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	4,916	4,365	4,188
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	ダイヤル・サービス ㈱ 外2件	ダイヤル・サービス ㈱ 外2件	ダイヤル・サービス ㈱ 外2件

(6) -1 令和5年度委託契約の概要

契約名	令和5年度山口県性暴力被害者支援事業時間外電話相談業務
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
業務内容（仕様）	①相談業務 ②相談内容に関する報告業務
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）イ
委託業者名	ダイヤル・サービス㈱
業者選定理由	プロポーザル審査会において最優秀提案者となったため
予定価格	3,762,000円（税込）
契約金額	3,762,000円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し

検査の概要
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか否かについて確認した。
検査手法：業務報告書により、適正に業務が実施されているか否かについて確認した。
検査結果：合格

(6) -2

契約名	令和5年度山口県性暴力被害者支援事業カウンセリング業務
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
業務内容（仕様）	性暴力被害者又はその家族に対するカウンセリング
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（2号重複） 業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）ア（イ重複）
委託業者名	山口県公認心理師会
業者選定理由	当団体は、性暴力被害者支援検討会議の構成員であり、県内全域への公認心理師・臨床心理士の派遣が可能であるため
予定価格	1時間 5,500円（税込）
契約金額	1時間 5,500円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：性暴力被害者支援事業によるカウンセリング支援実施要領に基づき、業務が実施されたか否かについて確認した。	
検査手法：実施報告書、カウンセリング記録票により、適正に業務が実施されたか否かについて確認した。	
検査結果：合格	

(6) -3

当該委託契約の概要については、安全確保（秘匿情報の特定の回避）等の観点から県においても一切公表していないため、非公表とする。包括外部監査においては、監査人が必要とする資料及び情報は全て提供され、監査の結果、本委託契約に関しての指摘及び意見は無かったことを申し添える。

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。 また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。
有効性	委託契約の内容が実行可能かどうか確認した。 委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し、確認した。 直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について確認した。 研修の委託業務についてアンケートのまとめを行い、次回に活用していることを確認した。
経済性・効率性	委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか確認した。

(8) 確認した証憑書類等

第5次山口県男女共同参画基本計画、業務計画書、執行伺、業者選定伺、委託業務に係るプロポーザル応募要項、契約締結伺、委託契約書、仕様書、個人情報取扱事項、実績報告書、研修アンケート、検査職員任命伺、業務委託検査調書、業務委託検査報告書、請求書

(9) 監査の結果

【意見】やまぐち性暴力被害者支援システム「あさがお」の活用について（有効性）

現在、やまぐち性暴力被害者支援システム「あさがお」の県民認知度は未だ低いと思われる。

県は、「あさがお」を県民に周知するため、県内の公立高等学校、私立高等学校、大手スーパー、コンビニエンスストア、市町の公民館等に周知用のリーフレット及びカードを配布している。リーフレットやカードの不足が生じた際にはその都度補充しているが、枚数管理は行っていない。

県の目標である男女が健康で安心・安全に暮らせる社会づくりを実現し、性犯罪や性暴力の未然防止を図り性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援を実施し、被害者の心身の負担軽減と健康の回復を図るためにも、現状の施設等への配布のみでは「あさがお」の周知はまだ不十分であると考えられ、周知リーフレットや周知カードを配布する施設を増やすことが有効策の一つと考える。例えば、現在配布対象としていない中学校や小学校にも配布先を拡大してはいかがであろうか。またリーフレットやカードの需要が多い施設の近隣地域は、それだけ「あさがお」の必要性が高い地域であろうと推測できるため、より積極的に配布施設等を増やし、必要な県民へ漏れなく行き渡るよう配慮していただきたい。周知リーフレット等を多数配布し、「あさがお」の認知度を高めることは、性犯罪や性暴力の未然防止や被害の軽減につながると考えられるため、今後も意欲的に周知に努めていただきたい。

35. 女性保護施設運営費

(1) 事業の概要

事業名	女性保護施設運営費
担当部局課	環境生活部男女共同参画相談センター
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	
重点項目6：男女間における暴力の根絶	

実施の背景（必要性）	
配偶者等からの暴力(DV)や性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場等における各種ハラスメント等の暴力は、その被害者の多くが女性であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題である。 あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を許さない気運の醸成を図り、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて被害の潜在化を防ぐ必要がある。	
目的	
性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する相談に応じ、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は地域生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性を支援し、並びに配偶者からの暴力に関し、その防止及び被害者の保護を図る。	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
男女間における暴力の根絶	
概要（内容）	
困難な問題を抱える女性を入所させ保護、支援する女性自立支援施設の運営及び配偶者暴力防止法による被害者の保護 ①指導員の設置 ②調理業務の委託 ③施設の維持管理等	
概要図等	
＜相談窓口及び一時保護所等＞ <pre> graph TD A[男女共同参画相談センター] --- B["【相談窓口】 (山口県婦人教育文化会館内)"] A --- C["【一時保護所】 (所在地など非公開)"] A --- D["【女性自立支援施設】"] C --- 併設 D </pre>	
主な実施主体	県
対象者	県民、事業者、市町
令和5年度の取組	
女性保護施設の運営を行った。	
実施結果（実績及び進捗）	
一時保護の状況(大人:21人、同伴児:19人)	

成果及び評価（次期計画を含む）	
困難な問題を抱える女性からの相談から保護、自立支援までの専門的な支援を包括的に提供するとともに、民間団体も含めた関係団体の連携・協働により。早期かつ切れ目のない支援に取り組む。	
関連する基本方針	該当無し
関連する個別計画	第5次山口県男女共同参画基本計画
根拠法令（法律・条例）	売春防止法（～R6.3） 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（R6.4～） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 山口県男女共同参画相談センター条例
事業区分	継続事業（昭和49年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	13,143	13,046	12,797
補正後予算額	9,631	10,220	10,496
決算額	8,829	9,267	9,736

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
報酬	3,907	会計年度任用職員の報酬
職員手当等	781	会計年度任用職員の職員手当
共済費	773	会計年度任用職員の共済費
旅費	111	会計年度任用職員通勤手当他
需用費	263	コピー代、用紙代他
委託料	2,200	下記（6）参照
負担金補助及び交付金	20	連絡協議会会費
扶助費	1,229	保護施設入所者の扶助費
償還金利子及び割引料	452	国庫償還金
合 計	9,736	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	4,702	48.2
その他	28	0.2
一般 (県)	5,006	51.4
合 計	9,736	100.0

(その他財源の内容) 雇用保険負担金

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	2,370	2,118	2,200
契約方法	一般競争入札 随意契約	一般競争入札 随意契約	一般競争入札 随意契約
委託業者名	7件	7件	8件

(6) 令和5年度委託契約の概要

当事業における委託契約の概要については、安全確保（秘匿情報の特定の回避）等の観点から県においても一切公表していないため、非公表とする。包括外部監査においては、監査人が必要とする資料及び情報は全て提供され、委託契約業務に関しての指摘及び意見は下記「(9) 監査の結果」に記載している。

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	委託事業が、契約書及び仕様書に則り実施されているか、否かについて確認した。 業務委託検査調書にて、業務が適切に実施されたか、否かについて確認した。
有効性	事業の効果及び有効性を検証した。
経済性・効率性	予定価格が適切に積算されているか検証した。

(8) 確認した証憑書類等

委託契約書、仕様書、入札執行伺、業務委託検査調書、請求書、支出負担行為内訳調書

(9) 監査の結果

【指摘】給食費の事業毎の適正な配分について（法規性、経済性・効率性）

男女共同参画相談センターは、「男女共同参画相談センター一時保護所（以下「一時保護所」という。）」と当事業（婦人保護施設）の二つの入所施設を設けている。このうち、給食調理業務に係る業務委託費は、全額が当事業に計上され、一時保護所には計上されていない。

県の担当者によると、一時保護所は短期間の保護を想定しているのに対し、当事業は要支援者が自立に至るまでの比較的長期間の入所を予定しているため、給食を提供する機会（回数）は入所期間が長期となる当事業の方が多くなることが想定されるとして、全額を当事業に計上しているとのことであった。

しかし、令和5年度の入所実績によると、一時保護所の入所延日数は581日であるのに対し、当事業の入所延日数は315日であるため、利用機会（日数）は一時保護所のほうが多くなっている。また、一人当たりの入所延日数は、一時保護所が約10.57日、当事業が11.66日であり、入所期間に差異があるとは言えない。

二つの事業の間の費用の割り振りの問題であるため、外部に支払う費用の額が変動するものではないが、事業に係る経費を正確に把握し、次年度以降の予算編成にも活かすためには、利用実績に応じた合理的な費用按分が必要である。

36. 切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業（妊娠・出産・子育て包括支援推進事業）

(1) 事業の概要

事業名	切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業（妊娠・出産・子育て包括支援推進事業）
担当部局課	健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり 重点項目7：生涯を通じた男女の健康の支援	
実施の背景（必要性）	
地域のつながりの希薄化等により、妊産婦の孤立感や産後うつ発症、虐待のリスクは高まっている。妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するため、身近で日常的に相談支援を受けられる体制の構築・充実が必要である。また、思春期からの女性の健康課	

題（人工妊娠中絶、性感染症、過度なダイエットによるやせ・月経不順、肥満、不妊症・不育症等）が問題視されている。

目的

安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進するため、不妊・不育症への支援、若い世代への健康支援対策、妊産婦等を地域で切れ目なく支える「やまぐち版ネウボラ」の推進等、妊娠前から出産期、子育て期にわたる切れ目のない支援の取組を推進する。

達成時期

個々の事業における手続き完了時期

目指すべき将来像

妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供できるよう、県下全域で身近で日常的に相談支援を受けられる体制が十分に整備され、妊娠前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得や健康行動が促進される。

概要（内容）

①やまぐち版ネウボラ推進事業

地域子育て支援拠点の職員向け研修、連絡会議の実施

②母子保健コーディネーター等の人材育成

子育て世代包括支援センターの保健師等を対象とした研修等の実施

③ハイリスク乳幼児支援

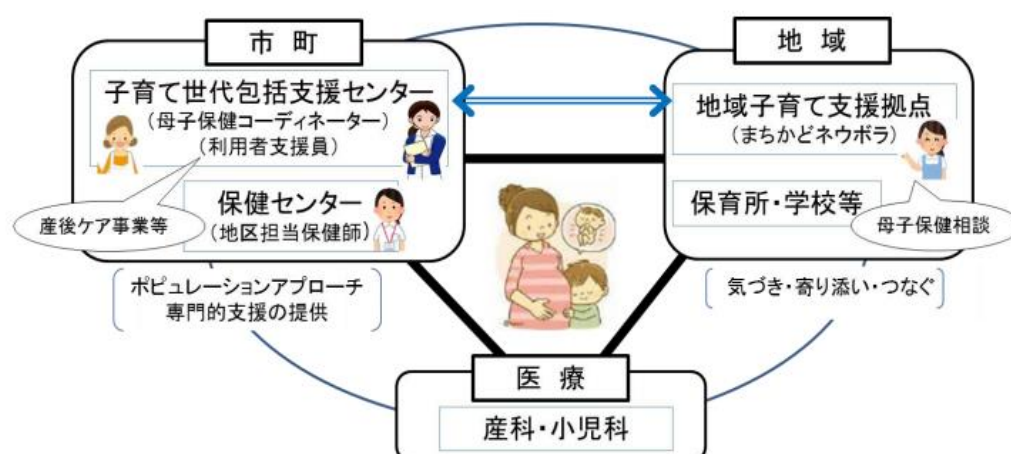
心身の発達の遅れが疑われる乳幼児を対象とした個別の医療・保健指導の実施

④次世代を担う女性の健康支援事業

若い世代への妊娠・出産・育児に関する周知啓発や指導者研修の実施

概要図等

「やまぐち版ネウボラ」イメージ



主な実施主体

県

対象者

県民

令和5年度の取組

- ・地域子育て支援拠点職員のための研修会の開催（R5.11.2、R5.11.30）
- ・やまぐち版ネウボラの推進や体制整備についての会議の開催（R5.4.28）
- ・人材育成のための研修会（R5.6.27～7.5、R5.8.25、R5.12.7）
- ・関係機関との連携強化のための研修会、連絡調整会議の開催
（岩国圏域：7/5、1/31、周南圏域：10/23、1/31、山口圏域：12/19、宇部圏域：2/22）
- ・思春期保健対策の強化と健康教育の推進についての会議等の実施
（思春期保健関係者連絡会議：R6.1.25、思春期保健指導者研修：R5.12.7、
保護者向け公開講座：R6.2.17）
- ・乳幼児発達クリニックの開催
（山口県に住所を有する「要観察児」を対象に専門医による診断、指導を行う）

実施結果（実績及び進捗）

- ・まちかどネウボラ認定数目標：100 か所（R6）
74 か所（R1）→ 75 か所（R2）→ 85 か所（R3）→ 87 か所（R4）→ 93 か所（R5）
- ・思春期保護者向け公開講座
開催日時：令和6年2月17日（土）14:00～15:20
実施方法：ZOOMによるオンライン講座
申込人数：99人（当日視聴者 79人）
講演内容：思春期のこころと身体の変化、家庭での性教育等
- ・拠点職員母子保健スキルアップ研修
開催日時：令和5年11月2日、11月30日
実施場所：山口県立大学5号館E203（母性看護実習室）
参加者数：33人
研修内容：近年の母子を取り巻く環境と課題、育てにくさを感じる母親への支援、
母乳育児に対する基本的な考え方、乳幼児の身体計測（演習）等
- ・母子保健研修業務
【1回目】 令和5年6月27日～7月5日（オンデマンド研修）
受講人数：207人
研修内容：山口県の母子保健の現状について、周産期の精神疾患と妊娠・出産・子育てにおける対応の基礎知識と支援のポイント等
【2回目】 令和5年8月25日
受講人数：91人
研修内容：発達障害をもつ児とその家族への支援について、中高生の妊娠相談と生母支援と特別養子縁組等

【3回目】 令和5年12月7日 受講人数：53人 研修内容：妊産婦・乳幼児期の歯科保健・歯科健診～歯科保健を通して母子の健康を守ろう～、プレコンセプションケアの基本と啓発等 ・乳幼児発達クリニック 開催回数：43回、実施回数：35回 年間受診者実人数：72人、年間受診者延人数：77人	
成果及び評価（次期計画を含む）	
安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりを進めるため、若い世代への健康支援対策、妊産婦等を地域で切れ目なく支える「やまぐち版ネウボラ」の推進等、妊娠前から子育て期にわたる切れ目ない支援の取組を推進した。	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	やまぐち子ども・子育て応援プラン
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（平成27年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	4,992	5,013	4,921
補正後予算額	4,551	4,864	4,621
決算額	3,149	3,094	3,231

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	1,735	下記（6）参照
旅費	441	県外研修派遣旅費、職員出張旅費等
需用費	135	コピー代、用紙代他
役務費	94	電話代
報償費	774	研修講師謝金
使用料及び賃借料	50	高速道路利用代
合 計	3,231	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	1,457	45.0
その他	15	0.4
一般（県）	1,758	54.4
合 計	3,231	100.0

(その他財源の内容) 手数料収入（受胎調整指定証の交付手数料）

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	2,100	1,820	1,735
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(公財) 山口県健康 福祉財団 外2件	(公財) 山口県健康 福祉財団 外2件	(公財) 山口県健康 福祉財団 外2件

(6) -1 令和5年度委託契約の概要

契約名	思春期保健保護者向け公開講座企画運営等業務
契約期間	令和5年12月1日～令和6年3月31日
業務内容（仕様）	思春期保健保護者向け公開講座企画運営等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（2号重複） 業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）ア（イ重複）
委託業者名	(株)コア
業者選定理由	本業務は、思春期世代の保護者等を対象とした、オンラインによる公開講座である。上記業者は、イベント企画・運営とWEB配信の2つの面で、専門的な知識と技術を有しており、前年度も本業務を実施した実績があるなど、当課における子育てに特化したイベント開催の実績がある。上記業者でなければ、当該業務の質の高い遂行が困難であると判断したため。
予定価格	935,000円（税込）
契約金額	935,000円（税込）
変更契約の有無	無し

再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。	
検査手法：提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。	
検査結果：合格	

(6) -2

契約名	拠点職員母子保健スキルアップ研修業務
契約期間	令和5年4月5日～令和6年3月31日
業務内容（仕様）	拠点職員母子保健スキルアップ研修企画運営等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（2号重複） 業務委託契約事務取扱要領第2の3（3）ア（イ重複）
委託業者名	（大）山口県立大学
業者選定理由	学生等への母子保健に関する教育・研修実績があり、母子保健分野における拠点職員の資質向上を目的とした、特殊かつ専門性の高い業務内容を、誠実かつ的確に履行することが可能である県内唯一の機関であるため。
予定価格	300,000円（税込）
契約金額	300,000円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。	
検査手法：提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。	
検査結果：合格	

(6) -3

契約名	母子保健研修業務
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
業務内容（仕様）	母子保健研修企画運営等
契約方法	随意契約

契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（2 号重複） 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3（3）ア（イ重複）
委託業者名	（公財）山口県健康福祉財団
業者選定理由	業務の実施にあたっては、高度の知識や専門的な技術を有する専門職員が不可欠であり、県内においてこの条件に該当する団体は（公財）山口県健康福祉財団において他にない。 また、（公財）山口県健康福祉財団は、本業務を 15 年以上にわたり実施してきており、過去の実績についても良好であることから、蓄積されたノウハウや経験、知識を生かした業務を実施できる唯一の団体である。
予定価格	600,000 円（税込）
契約金額	600,000 円（税込）※うち 100,000 円は別事業の予算
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。 検査手法：提出された業務報告書により、適正に業務が実施されているか、否かについて確認した。 検査結果：合格	

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	契約内容に従った業務実施になっているか、否かについて確認した。 不適切な再委託がされていないか検証した。 契約に至る過程において不適切な事項がないかについて確認した。
有効性	仮説や指標・目標が適切に設定されているか、また設定された指標・目標に基づいて事業成果を確認した。 実施報告書を閲覧し、事業が適切に実施されているか確認した。
経済性・効率性	仕様に従った見積になっているかについて確認した。 予定価格の積算や見積内容に不合理なものがないか、否かについて確認した。

(8) 確認した証憑書類等

委託契約書、契約締結伺、仕様書、業務委託検査調書、業務完了報告書、請求書

(9) 監査の結果

【指摘】 母子保健研修業務の契約事項の不履行について（合規性、有効性）

(6) -3「母子保健研修業務」の委託契約書記載の実施計画書が作成されていなかった。

当該業務の契約書第 5 条において、「乙（受託者）は、本業務を実施するに当たっては、実施計画書を作成し、甲（山口県）の承認を受けるものとする。」と記載されているが、正式に提出された計画書はなく、したがって、県の承認もなされていなかった。

当該事業は、15 年間にわたり随意契約となっており、その理由は、「業務の実施にあたっては、高度の知識や専門的な技術を有する専門職員が不可欠であり、県内においてこの条件に該当する団体は（公財）山口県健康福祉財団において他にない。」ということであり、（公財）山口県健康福祉財団とする理由は、「本業務を 15 年以上にわたり実施してきており、過去の実績についても良好であることから、蓄積されたノウハウや経験、知識を生かした業務を実施できる唯一の団体である。」となっている。このことから、県は（公財）山口県健康福祉財団を信頼できる事業者として当該業務を委託していたのであろうが、計画がなければ、予算が適切に執行されているか、否かの担保はなく、事業終了後に適切に執行されたことをもって判断することとなり、さらに計画との比較も出来ないことから、その善し悪しの判断基準を何に求めるかも曖昧となる。さらに、計画には事業目標も含まれるべきであることは言うまでもない。したがって、県の予算の執行管理としては極めて不適切である。

県は、事業の執行管理の責任及び事業の目的を果たすため、契約書記載のとおり実施計画書の提出を求め、内容を確認し、承認を経て事業を実施する必要がある。

【意見】 思春期保健保護者向け公開講座企画運営等業務の周知方法について（有効性）

当該業務の講座の周知方法について、対象者に直接的に届く手法をより多く採ることが望ましい。

当講座の対象者は、思春期の子どもを持つ保護者となっており、令和 5 年度の参加は、99 人（当日視聴者 79 人）となっている。この講座は、県の HP、LINE 広告、また当該業務で作成した 41,000 部のチラシによる方法で周知を行っている。参加者アンケートによると、受講のきっかけは、76.6%がチラシとなっている。このチラシは、作成した 8 割程度を県内の中学校を中心とした学校関連機関に配布しており、講座内容の主体となる「思春期の子ども」が保護者へ渡すという、間接的な周知方法となっている。

アンケート結果では、受講者の理解度や活用度が高く、好評である。オンライン形式のため参加者の心理的・地理的ハードルも低いことから、今後一層の受講者の増加のために、例えば、各学校から保護者への連絡手段を使用して直接保護者への周知を依頼する等の、確実に受講対象者に案内が届く手法を考えていただきたい。

【意見】拠点職員母子保健スキルアップ研修業務の研修内容について（有効性）

当該業務の研修内容について、今後は、過去に認定されたまちかどネウボラ職員を対象とする研修も加えることが事業活動の有効性を高めるために必要と考える。

まちかどネウボラの認定要件の一つに、「拠点職員母子保健スキルアップ研修」を受講した職員がいることが掲げられており、当該研修は、まちかどネウボラの認定数を増加させることを目的としている。

県のまちかどネウボラ認定件数の目標値は、R6 年度で 100 か所であり、R5 年度時点で認定件数が既に 93 か所となっていることから、目標達成間近となっている。したがって、今後においては、まちかどネウボラの機能を強化し、更に有効な活動となるよう、既受講者に対して知識やスキルを継続的に保持し、高めていくことを目的とした新たな研修も実施していくことが必要である。

37. 周産期医療体制総合対策事業

(1) 事業の概要

事業名	周産期医療体制総合対策事業
担当部局課	健康福祉部医療政策課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	
重点項目 7：生涯を通じた男女の健康の支援	
実施の背景（必要性）	
妊娠 22 週から出生後 7 日未満までの「周産期」は、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高くなる。 このため厚生労働省は、全国的にどの地域においても安全な出産を確保できるよう、各都道府県に対し、そうしたハイリスク妊産婦・新生児に高度な医療を提供できる「周産期母子医療センター」の各周産期医療圏における整備や、正常分娩を担う医療機関と高度な医療を提供する周産期母子医療センターとの連携体制の構築などを通じて、周産期医療体制の確保・充実に取り組むよう求めている。	
＜参考：周産期医療を担う医療機関の区分＞	
①通常の分娩取扱施設：正常分娩を担う医療機関（22 機関）	
②地域周産期母子医療センター：各医療圏におけるハイリスク妊娠に対応（5 機関）	
③総合周産期母子医療センター：全県的なハイリスク妊娠に対応（2 機関）	



目的

本県においても、安全な出産の実現に向け、周産期医療体制の確保・充実を図るため、山口県保健医療計画に基づき、周産期医療体制（周産期医療システム）の充実強化、周産期母子医療センターへの運営支援、助産師の活用推進、分娩取扱施設の整備支援などに取り組んでいる。

達成時期

継続的に実施

目指すべき将来像

今後も周産期医療体制の確保・充実に継続して取り組み、安全な出産の実現・維持を図る。

概要（内容）

1 周産期医療システム強化事業

(1) 周産期医療協議会の開催

- ・本県の周産期医療システムの整備・運営を行うため、有識者（学識経験者、周産期母子医療センター等医療関係者、行政関係者など）から構成される周産期医療協議会を例年開催

(2) 周産期医療システムの運営

- ・国の「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき、全県的な周産期医療システムの運営に必要な取組（情報の収集・提供、相談対応、人材の育成・研修、NICU 入院児支援等）を実施

2 周産期母子医療センター運営事業

○国の「周産期医療の体制構築に係る指針」を踏まえ、「山口県保健医療計画」において周産期母子医療センターに位置付けている医療機関が、その果たすべき機能を發揮できるよう、国の「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき、周産期母子医療センターに対し運営費の一部を補助（国庫補助）

3 助産師活用推進事業

(1) 院内助産所・助産師外来整備支援事業

- ・地域における分娩の場の確保や産科医師の負担軽減を図るため、院内助産所・助産師外来の開設又は既設の強化を行う医療機関に対し、工事費・設備整備費の一部を補助

(2) 助産師出向支援導入事業

- ・助産師の地域偏在の解消や助産師の助産実践能力の向上等を図るため、県内の産科医療機関間における助産師の出向を支援

(3) 助産実践能力向上研修事業

- ・助産師の専門性を高めるため、新人期から中堅期における助産師の実践能力向上に必要な研修を実施

4 分娩取扱施設の設備整備支援

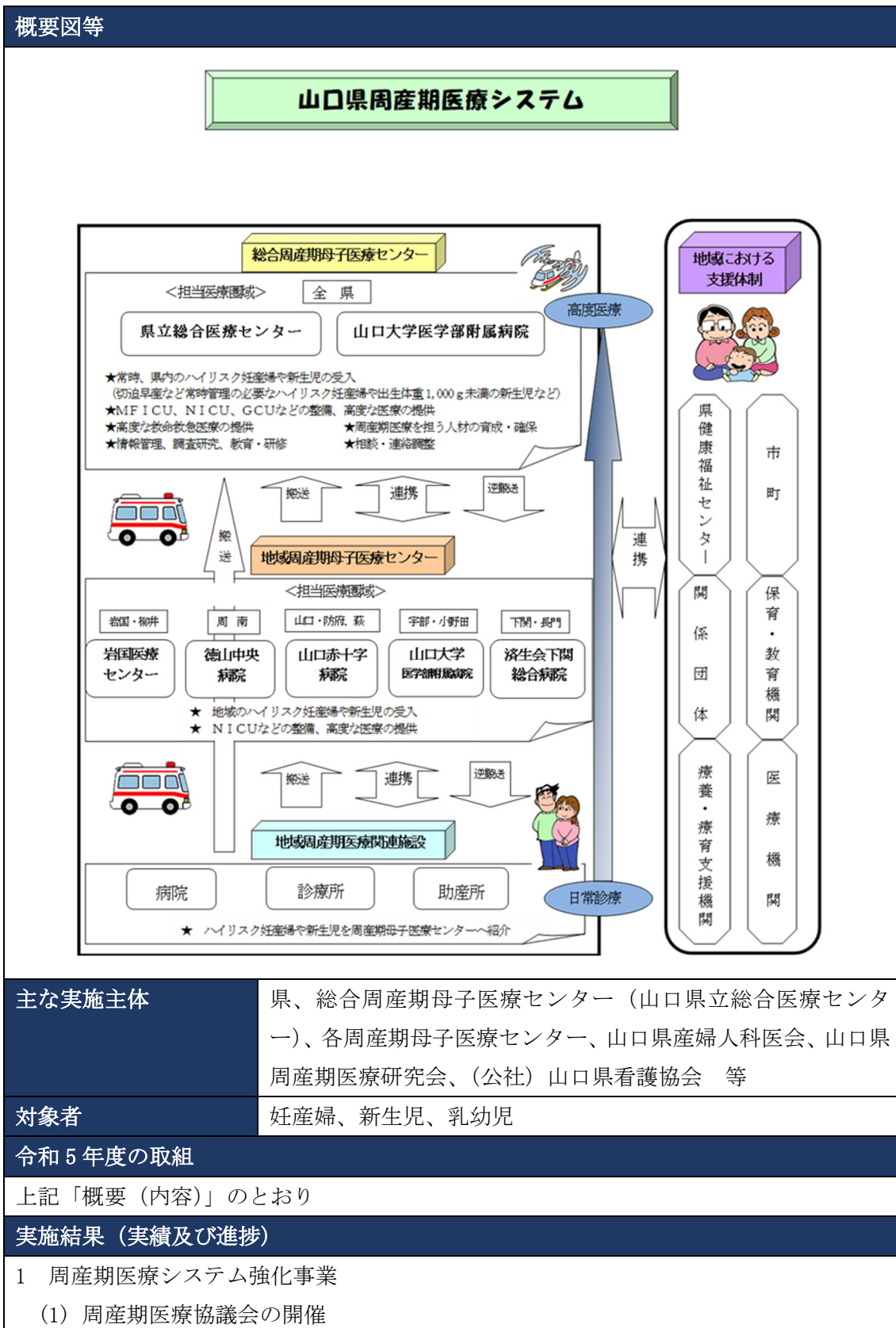
(1) 産科医療機関設備整備事業

- ・身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、国の「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき、二次医療圏で唯一分娩を取り扱っている産科医療機関に対し、産科医療機関として必要な医療機器購入費の一部を補助（国庫補助）

(2) 分娩取扱施設設備整備事業

- ・身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、国の「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき、他に分娩を取り扱う施設が少ない地域の分娩取扱医療機関に対し、分娩に係る設備整備費の一部を補助（国庫補助）

概要図等



主な実施主体	県、総合周産期母子医療センター（山口県立総合医療センター）、各周産期母子医療センター、山口県産婦人科医会、山口県周産期医療研究会、（公社）山口県看護協会 等

対象者	妊産婦、新生児、乳幼児

令和5年度の取組	

上記「概要（内容）」のとおり	

実施結果（実績及び進捗）	

1 周産期医療システム強化事業	
（1）周産期医療協議会の開催	

・第8次山口県保健医療計画を策定するため、2回開催 (2) 周産期医療システムの運営 ・全県的な周産期医療システムの運営に必要な取組（情報の収集・提供、相談対応、人材の育成・研修、NICU入院児支援等）を実施 2 周産期母子医療センター運営事業 ○周産期母子医療センターに対し運営費の一部を補助（国庫補助） 3 助産師活用推進事業 (1) 院内助産所・助産師外来整備支援事業 ・3医療機関に対し、設備整備費の一部を補助 (2) 助産師出向支援導入事業 ・助産師の出向支援1件を実施 (3) 助産実践能力向上研修事業 ・新人期研修（受講13名）及び中堅期研修（受講75名）を実施 4 分娩取扱施設の設備整備支援 (1) 産科医療機関設備整備事業 ・1施設に対し、医療機器購入費の一部を補助 (2) 分娩取扱施設設備整備事業 ・実績なし	成果及び評価（次期計画を含む） 本事業により、本県周産期医療体制の確保・充実を図ることができた。 まず、周産期医療システム強化事業では、周産期医療協議会の開催、総合周産期母子医療センターを中心とする周産期医療関係機関のネットワークづくり、周産期医療を担う人材の育成研修、周産期医療の運営及び充実に必要な調査研究、NICU等長期入院児の在宅療養等への移行支援などを行うことで、周産期医療体制全体の円滑な運営及び充実強化を図ることができた。 次に、周産期母子医療センター運営事業では、ハイリスク妊婦・新生児に対応できる各周産期母子医療センターの安定的な運営を支援するための運営費補助を行うことで、県内全域で安心・安全に出産できる周産期医療体制を確保・維持することができた。 また、助産師活用推進事業では、院内助産所・助産師外来の整備促進、県内の産科を有する医療機関間における助産師の出向システムの構築、助産師の実践能力向上に必要な研修等を行うことで、正常分娩における助産師の活用を推進し、産科医の負担軽減を図るとともに、妊産婦の多様なニーズに対応するための環境整備を図ることができた。

分娩取扱施設の設備整備支援では、分娩を取り扱う施設が少ない地域の医療機関に対し、分娩に必要な設備整備費の補助を行うことで、県内全ての二次医療圏において、分娩取扱施設を維持することができた。 今後も県内で安全・安心な出産（正常分娩、ハイリスク妊娠への対応）を確保・維持するため、これらの取組を継続して実施していく必要がある。	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	山口県保健医療計画
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	224,544	216,690	213,964
補正後予算額	189,059	163,842	161,836
決算額	187,042	163,089	161,461

(決算額及び予算額の著増減事項等) 令和4年度は、新型コロナ感染者の急増に伴い、周産期母子医療センターを設置している医療機関において、新型コロナ患者受入専用病床を確保する必要が生じ、周産期母子医療センター運営事業の補助対象となる病床数が削減したことから、補正後予算額及び決算額が前年度より大幅に減少したものの。

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	11,647	下記(6)参照
負担金、補助及び交付金	148,908	下記(8)参照
旅費	47	職員出張旅費
需用費	23	文書表紙他
償還金利子及び割引料	588	補助金返還金
報償費	248	協議会委員謝金
合 計	161,461	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	150,497	93.2
その他	5,130	3.1
一般（県）	5,834	3.6
合 計	161,461	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	11,651	11,651	11,647
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(地独) 山口県立病院機構山口県立総合医療センター外5件	(地独) 山口県立病院機構山口県立総合医療センター外5件	(地独) 山口県立病院機構山口県立総合医療センター外5件

(6) -1 令和5年度委託契約の概要

契約名	山口県周産期医療システム運営業務
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
業務内容（仕様）	1 周産期医療情報ネットワーク事業 (1) 周産期医療情報の収集と提供 周産期医療システムの運営に必要な情報を収集し、県民及び関係者に提供 (2) 関係者によるネットワーク会議の開催 関係者による実務調整のためのネットワーク会議を開催 2 相談事業 県民及び地域周産期医療関連施設等からの相談に対応 3 周産期医療関係者の育成・研修事業 周産期医療に従事する医師、助産師、看護師等に対し、必要な専門的・基礎的知識及び技術を習得させる研修を実施 4 NICU 入院児支援事業

	NICU 長期入院児の状態に応じた望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図るため、NICU 入院児支援コーディネーターを配置
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(地独) 山口県立病院機構山口県立総合医療センター
業者選定理由	専門性・特殊性を有する業務であり、総合周産期母子医療センターとして県が指定し、その業務を担うことを県保健医療計画の中で規定している山口県立総合医療センターでしか実施できないため
予定価格	6,250,000 円 (税込)
契約金額	6,250,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務の実施結果が仕様書に適合しているかについて検査を実施 検査手法：実績報告書により仕様書との適合状況を確認（加えて一部実施状況を現認） 検査結果：合格	

(6) -2

契約名	小児在宅医療研修業務
契約期間	令和 5 年 5 月 25 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	NICU を退院した小児の在宅医療に携わる小児科医療機関の拡大等 を図るため、小児科医師等の医療関係者等を対象に、年 2 回以上、 講習会又は研修会を実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（2 号重複） 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア（イ重複）
委託業者名	山口県小児科医会
業者選定理由	本業務は、小児科医師等を対象として小児在宅医療に関する研修会 を実施するという専門性・特殊性を有する業務であり、公益性と医 療面における高い専門性に対応し、小児科医師との円滑な調整が可 能であるなど事業を効果的かつ効率的に実施できる者は、山口県小 児科医会以外に存在しない。
予定価格	465,000 円 (税込)

契約金額	465,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務の実施結果が仕様書に適合しているかについて検査を実施	
検査手法：実績報告書により仕様書との適合状況を確認（加えて研修会を現認）	
検査結果：合格	

(6) -3

契約名	精神的な問題を持つ妊産婦の支援体制に係る調査業務
契約期間	令和 6 年 1 月 31 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	これまでの調査結果を踏まえた連携マニュアルの作成
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（2 号重複） 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3（3）ア（イ重複）
委託業者名	山口県周産期医療研究会
業者選定理由	本業務は、専門性・特殊性を有する業務であり、医療面における高い専門性の視点から調査を実施できる者は、県内全域において周産期医療研究を専門とする当該研究会のみである。
予定価格	400,000 円（税込）
契約金額	400,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務の実施結果が仕様書に適合しているかについて検査を実施	
検査手法：実績報告書により仕様書との適合状況を確認	
検査結果：合格	

(6) -4

契約名	周産期医療関連調査業務
契約期間	令和 6 年 1 月 31 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	山口県周産期医療研究会参加医療機関（12 病院）における、母体・新生児の搬送搬入状況、周産期の要医療症例（死亡症例、集中治療

	症例等) と NICU 退院児の予後及び母子感染症に関する令和 5 年の調査
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 (2 号重複) 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) ア (イ重複)
委託業者名	山口県周産期医療研究会
業者選定理由	本業務は、専門性・特殊性を有する業務であり、医療面における高い専門性の視点から調査を実施できる者は、県内全域において周産期医療研究を専門とする当該研究会のみである。
予定価格	604,000 円 (税込)
契約金額	604,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務の実施結果が仕様書に適合しているかについて検査を実施 検査手法：実績報告書により仕様書との適合状況を確認 検査結果：合格	

(6) -5

契約名	山口県助産師出向支援導入業務
契約期間	令和 5 年 5 月 30 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容 (仕様)	1 助産師出向支援 次に掲げる業務を履行すること。 (1) 分娩取扱医療機関の助産師出向等に関する実態を把握すること (2) 事業の調整を行うため、関係団体等の代表者からなる協議会を年 2 回以上開催すること (3) 助産師出向マッチングを支援するコーディネーターを 1 名以上任命し、助産師出向元と助産師出向先との調整を行うこと (4) コーディネーターは、出向する助産師の出向の意思を確認し、また、出向期間中の助産師の相談等に配慮すること (5) 院内助産等の理解促進を目的とした取組を実施すること 2 助産実践研修

	助産師出向を活用した助産実践能力の向上に必要な研修を企画・立案し実施すること
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(公社) 山口県看護協会
業者選定理由	専門性・特殊性を有する業務であり、公益性と医療面における高い専門性に対応し、事業を円滑かつ効率的に実施できる業者は、山口県看護協会以外には存在しない。
予定価格	2,119,000 円 (税込)
契約金額	2,119,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：業務の実施結果が仕様書に適合しているかについて検査を実施 検査手法：実績報告書により仕様書との適合状況を確認（加えて一部実施状況を現認） 検査結果：合格	

(6) -6

契約名	助産実践能力向上事業
契約期間	令和 5 年 4 月 13 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	新人助産師、中堅助産師を対象に、新人期から中堅期における助産実践能力の向上に必要な研修を企画・立案し実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(公社) 山口県看護協会
業者選定理由	山口県看護協会は、これまでの研修開催実績から特殊かつ専門性の高い業務を誠実かつ的確に履行することができ、全県下の助産師に対する研修を実施できる唯一の機関であるため。
予定価格	1,809,000 円 (税込)
契約金額	1,809,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し

検査の概要
検査対象：業務の実施結果が仕様書に適合しているかについて検査を実施
検査手法：実績報告書により仕様書との適合状況を確認
検査結果：合格

(7) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	174,825	150,027	148,908
補助金等の名称	周産期母子医療センター運営事業等	周産期母子医療センター運営事業	周産期母子医療センター運営事業
交付先名	(独) 地域医療機能推進機構徳山中央病院外 11 件	(独) 地域医療機能推進機構徳山中央病院外 8 件	(独) 地域医療機能推進機構徳山中央病院外 8 件

(8) -1 令和5年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県医療提供体制推進事業費補助金（周産期母子医療センター運営事業）	
目的（趣旨）	山口県保健医療計画において周産期母子医療センターに位置付けている医療機関が、その果たすべき機能を発揮できるよう、国の「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき、周産期母子医療センターに対し運営費の一部を補助	
公募・非公募	非公募	
根拠法令・要綱等	山口県医療提供体制推進事業費補助金交付要綱	
創設年度	平成 22 年度	
交付対象事業	周産期母子医療センターの運営	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
総合周産期母子医療センター	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、給食材料費）、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及	1/3（別に定める基準額）

	び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費	
地域周産期母子医療センター	地域周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費	1/3 (別に定める基準額)

交付先及び交付金額

状況

交付先名	交付金額 (円)
(独) 地域医療機能推進機構徳山中央病院	40,963,000 円
(特) 日本赤十字社山口県支部総合病院山口赤十字病院	26,417,000 円
(福) 恩賜財団済生会支部山口県済生会下関総合病院	18,985,000 円
(独) 国立病院機構岩国医療センター	18,722,000 円
(大) 山口大学医学部附属病院	36,486,000 円

申請及び交付件数

申請件数 : 5 件
交付件数 : 5 件

補助金の効果測定

効果測定指標の目標値及び実績値の3期間推移

県内の周産期母子医療センター数

(単位: 施設数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標値 (A)	6	6	6
実績値 (B)	6	6	6
達成率 (B/A)	100%	100%	100%

達成度の説明

全県及び各周産期医療圏をカバーするための周産期母子医療センター数を維持できた。

(8) -2

補助金等の名称	山口県院内助産所・助産師外来整備支援事業費補助金		
目的（趣旨）	地域における分娩の場の確保や産科医師の負担軽減を図るため、院内助産所・助産師外来の開設又は既設の強化を行う医療機関に対し、工事費・設備整備費の一部を補助		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	山口県院内助産所・助産師外来整備支援事業費補助金交付要綱		
創設年度	平成 20 年度		
交付対象事業	院内助産所・助産師外来の開設又は既設の強化に伴う設備整備		
補助対象経費及び補助率（限度額）			
概要			
区分	補助対象経費の概要		補助率（限度額）
施設整備	院内助産所・助産師外来として必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	1/3（別に定める基準額）	
設備整備	院内助産所・助産師外来として必要な医療機器等の備品購入費	1/2（3,919 千円）	
交付先及び交付金額			
状況			
交付先名			交付金額（円）
手山産婦人科			724,000 円
（大）山口大学医学部附属病院			1,738,000 円
（医）しま産婦人科			775,000 円
申請及び交付件数	申請件数：3 件 交付件数：3 件		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移			
院内助産所・助産師外来の数			（単位：施設数）
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
目標値（A）	15 以上	14 以上	14 以上
実績値（B）	15	14	16
達成率（B/A）	100%	100%	114%
達成度の説明			
院内助産所・助産師外来の増加を達成することができた。			

(8) -3

補助金等の名称	産科医療機関設備整備事業		
目的（趣旨）	身近な地域で安心して出産できる環境を整備するため、二次医療圏で唯一分娩を取り扱っている産科医療機関に対し、産科医療機関として必要な医療機器購入費の一部を補助		
公募・非公募	公募		
根拠法令・要綱等	山口県医療施設等設備整備費補助金交付要綱		
創設年度	平成 21 年度		
交付対象事業	二次医療圏で唯一分娩を取り扱っている産科医療機関による、産科医療機関として必要な医療機器の購入		
補助対象経費及び補助率（限度額）			
概要			
区分	補助対象経費の概要		補助率（限度額）
医療機器整備費	産科医療機関として必要な医療機器購入費		1/2（17,035 千円）
交付先及び交付金額			
状況			
交付先名			交付金額（円）
（共済連）山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院			4,048,000 円
申請及び交付件数	申請件数：1 件 交付件数：1 件		
補助金の効果測定			
効果測定指標の目標値及び実績値の 3 期間推移			
分娩取扱施設を有する二次医療圏の数（単位：医療圏数）			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
目標値（A）	全 8	全 8	全 8
実績値（B）	8	8	8
達成率（B/A）	100%	100%	100%
達成度の説明			
無産科医療圏（分娩取扱施設のない二次医療圏）の発生を回避することができた。			

(9) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	【委託事業】 委託契約が業務委託契約事務取扱要領に基づき適切に実施されているか検証した。 不適切な再委託契約がされていないかについて検証した。 契約に至る過程の中で不適切な事項がないかについて確認した。 【補助金】 補助金交付要綱に従い適切に事業が実施されているか検証した。 補助対象となる経費の適切性について検証した。
有効性	【委託事業】 実績報告書を閲覧し、事業が有効に実施されていることを確認した。 【補助金】 指標・目標が適切に設定されているか、また設定された指標・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているかについて検証した。 事業評価の適切性について検証した。
経済性・効率性	【委託事業】 予定価格が適切に積算されているか検証した。 業務委託内容の効果に対して、経済性・効率性が十分かどうかについて検証した。

(10) 確認した証憑書類等

山口県周産期医療システム運営事業実施要綱、委託契約書、業者選定伺、契約締結伺、仕様書、業務委託検査調書、業務完了報告書、算定根拠、概算見積書、請求書、支出票、各補助金交付要綱、個人情報の適正管理等に関する確認票、事業計画、事業実績報告書

(11) 監査の結果

【指摘】委託業務の仕様書記載内容の適切性について（経済性・効率性）

(6) -2 小児在宅医療研修業務の仕様書には、WEB 研修なのか、あるいは集合研修なのかの記載はなく、見積書は集合研修を前提として作成されている。そのため、仕様書に研修実施方法を明確に記載する必要がある。

現在の研修は令和 2 年度以降 WEB 研修となっているが、仕様書にはその記載がない。また、仕様書に基づいて提出された見積書も集合研修を前提としている。WEB 研修と集合研修では経費（例えば、旅費や会場使用料）が異なるため、この違いを明確にした上で、仕様書を作成し、それに対応した見積書を用いて契約する必要がある。

【指摘】委託契約の積算の妥当性について（経済性・効率性）

(6) -5 山口県助産師出向支援導入業務及び (6) -6 助産実践能力向上事業について、ともに1者の随意契約となっている。

過去3年間の積算、見積書、決算書を確認すると、両委託業務ともに同傾向で報償費と旅費は積算・見積段階では多く、決算では減少する結果となり、差額が賃金として計上されている。

各委託費の内訳を具体的に見ると、まず、助産師出向支援導入業務における実践研修に係る経費の執行状況は毎年度予算の1割である。毎年度、積算及び見積書の金額はほぼ同じであることから、最終的に決算額とかなり乖離が生じている。

次に、助産実践能力向上事業については、内訳に増減があるにも関わらず、積算額と見積額及び決算額が一致しており、こちらは一致していること自体が相当に不自然である。報償費と旅費は実費であり、その差額を全て賃金として予算上限まで計上することを良しとするのであれば、そもそも当該事業が委託料予算ありきで実施されているのではないかとの疑念が生じる。

実践研修については、なるべく多くの出向研修に対応できるよう、予算上限の500千円を毎年計上しているが、実績として県内医療機関の事情もあり未達となっていることは理解できるが、賃金が増加したことについても合理的な説明が必要である。

当該委託事業が経済的かつ効率的に実施されているとの説明責任が果たせるよう、前年度の実績内容の合理性を検証した上で、積算及び見積については慎重かつ適正に実施しなければならない。

6-(5)助産師出向支援導入業務

単位（千円）

費目（主なもの）	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	積算	見積書	決算	積算	見積書	決算	積算	見積書	決算
賃金	1,187	770	1,744	1,196	881	1,591	1,225	1,000	1,695
報償費	193	390	211	193	456	232	193	462	144
旅費	394	797	48	393	660	101	408	484	83
実践研修	500	500	50	500	500	50	500	500	50
計	2,569	2,569	2,119	2,569	2,569	2,119	2,569	2,569	2,119

6-(6)助産実践能力向上事業

単位（千円）

費目（主なもの）	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	積算	見積書	決算	積算	見積書	決算	積算	見積書	決算
賃金	512	358	1,105	512	614	862	471	520	1,009
報償費	397	689	440	397	755	490	397	783	462
旅費	534	511	145	534	359	315	476	412	168
計	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809

※表中の計は業務の合計額であり、費目（主なもの）の合計ではない。

【指摘】 補助金交付条件の記載の適切性について（経済性・効率性）

(8)-2 山口県院内助産所・助産師外来整備支援事業費補助金及び(8)-3 産科医療機関設備整備事業については、ともに同内容の補助金であり、補助金交付要綱に補助事業完了後の条件として、消費税等の仕入控除税額の報告が記載されている。

しかし、交付決定通知書には、(8)-3 は交付の条件が記載されているのに対し、(8)-2 は交付の条件の記載がないため、わざわざ補助事業者へメールにより報告の依頼をしている。

業務を効率的に実施するため、山口県院内助産所・助産師外来整備支援事業費補助金の交付決定通知書にも交付の条件の記載をする必要がある。

【意見】 小児在宅医療研修業務の参加者について（有効性）

(6) -2 「小児在宅医療研修業務」における研修会の参加者について、医師が不足しているため、その参加を促進するような研修内容にすべきである。令和5年度の研修会には、1回目は103名中13名の医師、2回目は71名中6名の医師しか参加しておらず、研修への医師の参加率が少ない。本事業の研修目的は、「小児在宅医療に従事する小児科医療機関の拡大を図るため、小児科医師等を対象にした普及啓発および技能研修の開催」であり、医師のみを対象としている訳ではなく、看護師や保健師を主たる受講者とすることもある。しかし、事業の目的や「小児科医師との円滑な調整が可能であるなど、事業を効果的かつ効率的に実施できる者は山口県小児科医会以外には存在しない」という理由で随意契約が締結されているのであれば、医師の参加が多くなるような研修を企画することも重要であると考ええる。

【意見】 委託業務の仕様書記載内容と予定価格の適切性について（有効性、経済性・効率性）

(6) -3 「精神的な問題を持つ妊産婦の支援体制に係る調査業務」の仕様書に記載されている内容だけでは、県が業務委託を通じて期待している成果や業務量が明確ではないため、予定価格の算出も不明瞭になっている。精神的な問題を抱えている妊産婦の支援体制に関する調査業務においては、仕様書には「これまでの調査結果をふまえた連携マニュアルの作成」としか記載がなく、この情報から必要な業務量を判断することは困難である。

この業務の予定価格の内訳は、賃金単価 7,700 円×30 日＝231,000 円、旅費（県内）3,300 円×7 回＝23,100 円、一般需用費 65,615 円、役務費 80,000 円、共済費（一月分）285 円で合計 400,000 円となっている。しかし、30 日の業務量が必要かどうかについては、仕様書からは読み取ることができない。

業務委託で県が期待する結果を得るためには、より具体的な仕様書の作成が求められる。仕様書に業務内容が明確に記載されれば、想定される業務量も明確になり、予定価格の精度が向上し、最良の結果を最低限のコストで達成できると考えらる。

【意見】 1 者随意契約の妥当性について（有効性、経済性・効率性）

(6)-4「周産期医療関連調査業務」について、1 者随意契約となっているが、仕様書による事業内容は「山口県周産期医療研究会参加医療機関（12 病院）における、母体・新生児の搬送搬入状況、（中略）に関する令和 5 年の調査」となっており、そもそも対象医療機関が周産期医療研究会参加機関のみのため、当然、委託先は周産期医療研究会となる。

研究会参加の医療機関は県内の中核医療機関となっている。調査先を一般の医療機関まで加えないのは、回収率が悪いからとの理由があるが、最初から対象にしないのではなく、調査がより有効になるためにも一般の医療機関、助産施設にも対象を広げる努力を促したい。

また委託料の積算根拠となっている人件費の計上基準も曖昧であり、検証が必要であるとする。

38. つながりサポート事業（コロナ関連事業）

(1) 事業の概要

事業名	つながりサポート事業（コロナ関連事業）
担当部局課	環境生活部男女共同参画課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	
重点項目 8：みんなが安心して暮らせる社会づくり	
実施の背景（必要性）	
男女共同参画相談センターや民間団体には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、収入の減少による生活困窮、外出自粛に伴う在宅時間の増加に起因するストレスによる DV の深刻化や、人と人との接触減に伴う人間関係の稀薄化による孤独・孤立など、新型コロナウイルス感染拡大前よりも生活状況が悪化している旨の相談や、新たな問題が発生している旨の相談が寄せられている。	
目的	
新型コロナウイルスの影響が長期化する中、経済困窮や人間関係、孤独・孤立など、様々な困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復できるよう、NPO 法人の知見やノウハウを活用し、女性に寄り添ったきめ細かな支援に取り組む。	
達成時期	事業委託期間の満了による
目指すべき将来像	
女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現	

概要（内容）	
①SNS や電話等による相談 幅広い年齢層の方が、自分に合った方法でアクセスできるよう、様々な相談形態による相談支援を実施する。 ②アウトリーチ型支援 相談者の状況を勘案し、家庭訪問や関係機関への同行等を実施する。 ③居場所づくり 同じような悩みや境遇を抱える人同士で談話等ができる居場所を提供する。	
概要図等	
※支援機関は例示	
主な実施主体	県
対象者	県民（様々な困難や不安を抱える女性）
令和5年度の取組	
①SNS や電話等による相談 SNS 相談、メール相談、電話相談、リモートカウンセリング、面接相談の実施 ②アウトリーチ型支援 - 当事者の自宅等、希望する場所での訪問面談を実施 - 関係機関への同行支援を実施 - ハローワークでの相談会の実施 - 繁華街等における困難女性を支援する夜間の見回りの実施	

③居場所づくり	
・カフェ型相談会を開き、相談対応や談話ができる場所を提供 ・状況に応じた一時保護の実施（宿泊場所の提供）	
実施結果（実績及び進捗）	
①SNS や電話等による相談	
SNS 相談 68 件、メール相談 241 件、電話相談 1,658 件 計 1,967 件	
②アウトリーチ型支援	
訪問面接 63 件、ハローワーク相談会 24 件、夜間見回り 3 回	
③居場所づくり	
・カフェ型相談会 全 46 回実施 152 件 ・一時保護（宿泊場所提供） 36 件	
成果及び評価（次期計画を含む）	
①SNS や電話等による相談	
・頻回相談者については、適切な相談対応により、徐々に落ち着きを取り戻し相談回数が減少 ・SNS 相談やメール相談は電話による直接の会話が苦手な方にとっても有効な手段となっている。	
②アウトリーチ型支援	
・訪問面接は相談者の希望する場所で実施できるので、落ち着いた環境で話を聞くことが可能 ・ハローワークとの連携による出張相談会では、求職者の抱える精神的な悩みや対人関係の悩みについて対応することができたため有効な取組となった。	
③居場所づくり	
・孤独な状況に陥っている女性にとって癒しの場となっている。 ・子どもに関する悩みや、自身の病気に関する悩みなどを気軽に話せる場になっており、ケースによっては適切な支援機関に繋げることも可能	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	該当無し
根拠法令（法律・条例）	該当無し
事業区分	継続事業（令和 3 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	15,000	15,000	13,700
補正後予算額	13,000	14,665	13,521
決算額	12,391	14,519	13,511

（決算額及び予算額の著増減事項等）令和 5 年度は事業内容を精査し、当初予算は減額

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	13,511	下記 (6) 参照
合 計	13,511	

(4) 財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率 (%)
国庫	6,760	50.0
その他	—	—
一般（県）	6,751	49.9
合 計	13,511	100.0

(5) 委託料の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	11,761	14,500	13,511
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	（特非）山口女性サポートネットワーク	（特非）山口女性サポートネットワーク	（特非）山口女性サポートネットワーク

(6) 令和 5 年度委託契約の概要

契約名	つながりサポート事業実施業務
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	・ SNS や電話等による相談の実施 ・ アウトリーチ型支援の実施 ・ 居場所づくりの実施

契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(特非) 山口女性サポートネットワーク
業者選定理由	本業務の実施に当たっては、①経済困窮や人間関係、孤独・孤立などの様々な困難や不安を抱える、幅広い年齢層の女性を対象に支援を行った実績があり、当該事業に速やかに対応可能であること、②電話や面接、メール、SNS による相談対応をはじめ、カウンセリングやアウトリーチによる支援に関するノウハウ及び、公認心理師等の専門スタッフ体制を有していること、③これまでの活動で培われた、市町等の行政機関、民間支援団体等との信頼性の高いネットワークを有していること、④県全域を対象に実施可能であること、⑤コロナ対策として、現に、様々な困難や不安を抱える者に対して、早期かつ緊急に実施することが求められている。 (特非) 山口女性サポートネットワークは、公認心理師、臨床心理士等の専門スタッフを有し、その活動は、電話や面接に加え、メール・SNS による相談支援をはじめ、様々な困難な理由により行き場を失った女性の一時保護、更に退所者の自立に向けた関係機関への同行支援や家庭訪問、県内の女性相談員等を対象とした研修など多岐にわたり、国・県・市町や民間助成団体等の支援・連携の下、積極的な取組を展開している。 また、近年では、厚生労働省や内閣府の相談事業に携わるなど、高度で専門性の高い業務にも取り組んでいる。 以上のことから、本業務に、的確にかつ速やかに対応することができる団体は、(特非) 山口女性サポートネットワーク以外にはなく、当法人を本業務の委託先とするものである。
予定価格	13,511,000 円 (税込)
契約金額	13,511,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。 検査手法：提出された業務実績報告書から適正に業務が実施されている、否かについて確認した。	

検査結果：合格（適正に業務を遂行している）

（7）特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	委託業務が契約書及び仕様書に基づき実施されているかについて検証した。
有効性	仮説や指標・目標が適切に設定されているか、また設定された指標・目標に基づいて事業成果を検証し、再構築しているかについて検証した。
経済性・効率性	予定価格が適切に積算されているか検証した。

（8）確認した証憑書類等

委託契約書、契約締結伺、業者選定伺、仕様書、業務委託検査調書、業務完了報告書、収支計算書、見積書、請求書、委託先決算書

（9）監査の結果

【指摘】契約書及び仕様書に基づく委託業務及び手続の妥当性について（合規性、有効性）
委託契約書及び仕様書に基づき委託先から県に提出されることとなっている実績報告等の提出物が、仕様書に記載の内容を満たしていなかった。

具体的には、つながりサポート事業実施業務仕様書（3）留意事項においては、①「相談者（参加者）へのアンケートの作成、実施、集計を行うこと」、②「相談記録の作成及びアンケートの実施に当たっては、県が指定する様式を使用すること」、③「相談記録の原本は、業務完了時に持参により提出すること」等と記載されていた。また、同仕様書（4）成果の報告等においては、④「報告書には活動及び参加者のアンケート結果や写真を盛り込むこと」と記載されていた。

しかし、①については委託業者において相談者に対するアンケートの作成、実施、集計は行われていなかった。②については一定の様式により相談記録が残されていたが、特に様式の指定は行われていなかった。③については相談記録の原本は県へ提出されていなかった。④については参加者のアンケート結果や写真が実績報告書に記載されておらず、契約期間は1年に渡り、かつ13,511千円と高額な契約であるが、実績報告書はA4版サイズの両面印刷で1枚のみの非常に簡潔なものであった。

上記に鑑みれば、当事業における委託業務は仕様書どおりに実施されていなかったにも関わらず業務完了とし委託料を支払ってしまっていたことになる。ここで改めて上記（6）令和5年度委託契約の概要の「検査の概要」を見ると、「検査対象：仕様書のとおり業務が

実施されたか、否かについて確認した。検査手法：提出された業務実績報告書から適正に業務が実施されているかどうかについて確認した。検査結果：合格（適正に業務を遂行している）」と記されており、検収業務の適切性についても信憑性が疑われる結果となっている。

委託業務の終了時点においては、契約書及び仕様書の記載内容を十分に確認し、これらに従って委託業務及び事務手続が実施されていたことを業務委託検査において検証すべきである。

【指摘】 契約期間と業務委託検査の実施時期の不整合について（合规性）

つながりサポート事業実施業務については、令和6年3月26日に県の担当者による検査が実施され、適正に履行されている旨の評価が行われていた。

しかし、当委託業務については、委託契約書上、契約期間は3月31日までとなっており、これは委託期間満了前に業務委託検査を実施し、検査の結論を出していることになる。県の担当者によると、業務委託検査後の期間においても委託業者による業務の実施は行われているとのことであったが、委託期間経過後において追加の業務委託検査等を実施した証跡は残されていなかった。

業務委託検査を委託期間終了前に実施するのであれば、その後委託期間終了後までの期間においても適切に委託業務が実施されたか否かについて確認する必要がある、また確認をしたのであれば追加の業務委託検査としてそれを記録し、証跡を残す必要がある。

【指摘】 個人情報の管理及び引継ぎについて（合规性）

つながりサポート事業実施業務は、単年度契約により毎年度業務の委託が行われている。

当委託業務に係る仕様書では、「相談記録の原本は、業務完了時に持参により提出すること」とされているが、現状は委託業者から県に相談記録の提出は行われておらず、単年度契約により委託業務を受託している委託業者が相談記録の原本を保管していると考えられる。

相談記録は本来県が所有・管理するものであり、単年度契約を行っている委託業者側で相談記録を保管することは、個人情報等の管理の観点から極めて望ましくない。

また、将来的に委託業者が他の業者となった場合に、相談者への円滑なサポート体制の継続という観点からは相談内容等の個人情報が適切に後任の委託業者に引き継がれる必要がある。

相談記録は県の責任において適切に保管するとともに、当委託業務に係る委託契約書において後任の委託業者へ相談内容等を適切に引き継ぐ旨を規定する必要がある。

【意見】 委託業者の選定について（有効性）

つながりサポート事業実施業務は、（特非）山口女性サポートネットワークに随意契約で委託が実施されている。

ここで、つながりサポート事業実施業務に係る委託契約の仕様書において、「2 目的」の部分に「NP0 の知見やノウハウを活用し」と記載されており、仕様書上では NP0 法人を委託業者として選定することが前提であるかのような記載になっている。

当委託業務の内容は、公認心理師等の資格を持った職員が対応しなければならないと決められているわけではなく、また NP0 法人以外にも相談等の業務を担える法人はあると考えられる。

委託業者の選定に際しては、NP0 法人に限らず相談等のノウハウを有している者を委託業者の候補とし、安易に随意契約にて契約が行われないよう留意する必要がある。

39. 生活困窮者自立支援事業

(1) 事業の概要

事業名	生活困窮者自立支援事業
担当部局課	健康福祉部厚政課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	
重点項目 8：みんなが安心して暮らせる社会づくり	
実施の背景（必要性）	
平成 27 年に、生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立支援策の強化を図るため、包括的な支援が求められている。	
目的	
生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階での自立に向けた支援を行う。	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行い、最低限度の生活が維持できなくなる前に、生活を立て直し、自立した生活が営むことのできる社会の構築。	
概要（内容）	
① 福祉事務所を設置していない町（和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町）における生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施。 ※阿武町については、必須事業を萩市に委託。 ・自立相談支援事業（必須事業） 地域の関係機関と連携し、就労や生活に関する支援、自立に向けたプラン作成 ・住居確保給付金（必須事業）	

離職ややむを得ない休業等により住居を失った又は失う恐れのある生活困窮者に対し有期で家賃相当分を支給

- ・就労準備支援事業

就労に必要な準備として、日常生活、社会生活を自立して行うための支援（生活指導・就労体験・面接指導等）を実施

- ・家計改善支援事業

家計、家計管理に関する指導や貸付のあっせん、法テラス等へのつながりを実施

- ・子どもの学習・生活支援事業

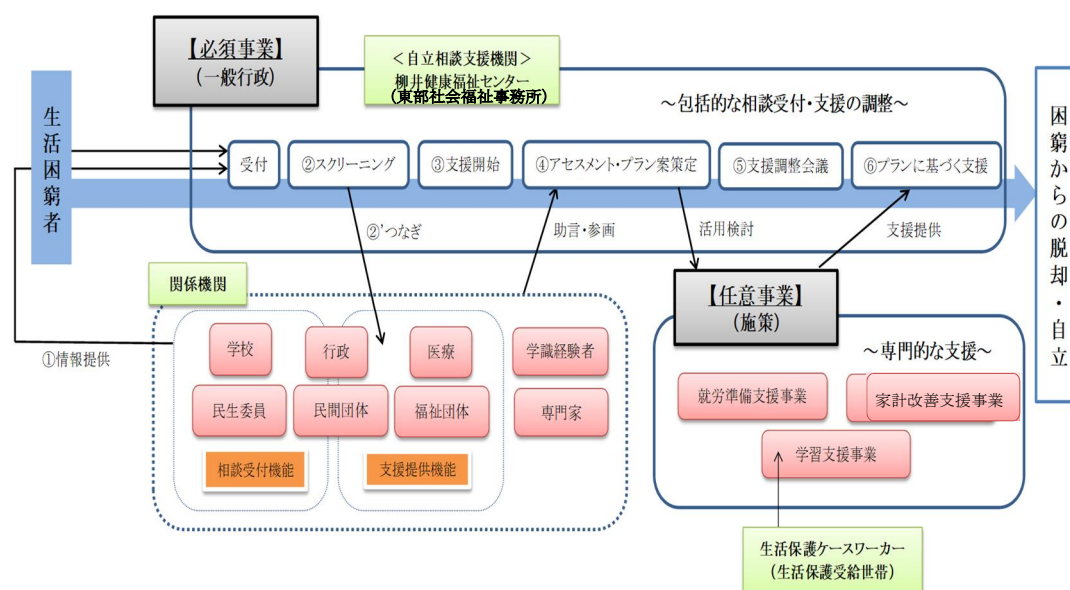
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や子ども及び親に対し、生活習慣・育成環境改善の助言、進路相談等を実施

② 生活困窮者自立支援事業従事者養成研修

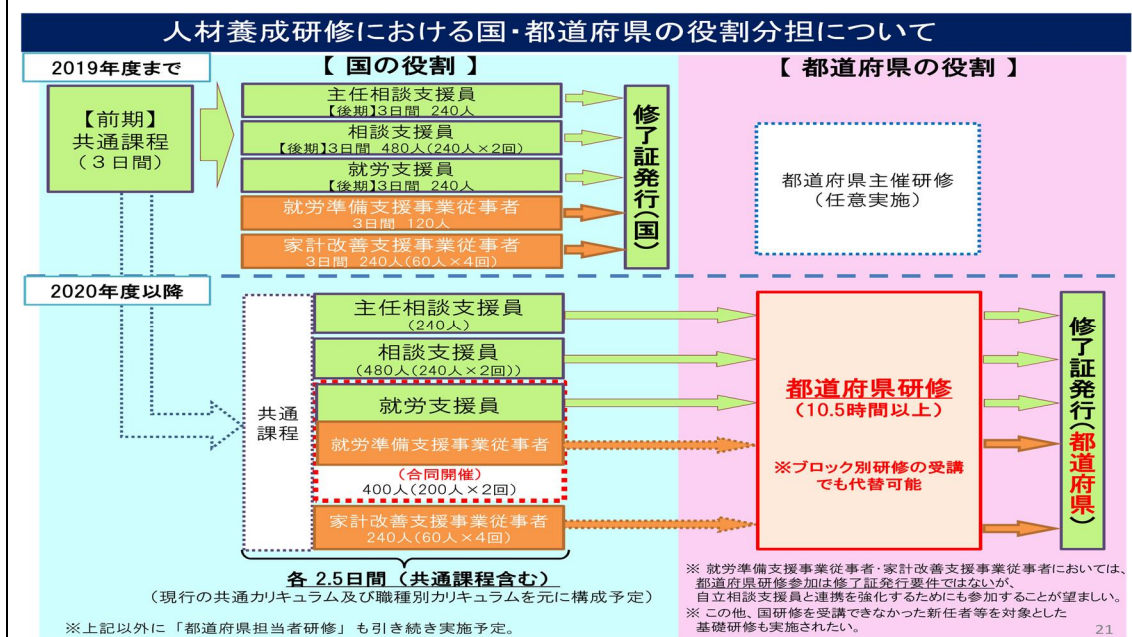
県内の生活困窮者自立支援事業に従事する者に対し、人材養成研修を実施する。

概要図等

- ・福祉事務所を設置していない町（和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町）の生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施について



・生活困窮者自立支援事業従事者養成研修



主な実施主体

県

対象者

県民（町民）、市町、事業者

令和5年度の取組

- ① 福祉事務所を設置していない町（和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町）について、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施。
- ② 生活困窮者自立支援事業従事者養成研修について、県社協に委託し実施した。

実施結果（実績及び進捗）

- ① 福祉事務所を設置していない町（和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町）の生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施。
 - ・ 自立相談支援事業
R5 新規相談件数 15 件 プラン作成数 6 件
 - ・ 住居確保給付金
R5 申請件数 1 件、決定件数 1 件、支給金額 378,900 円
 - ・ 就労準備支援事業
（特非）つばさへ委託し実施。
R5 年実績 利用者数 4 名
 - ・ 家計改善支援事業
グリーンコープやまぐち生活協同組合へ委託し実施。
R5 年実績 利用者数 6 名
 - ・ 子どもの学習・生活支援事業

学習支援事業の利用を希望する世帯に対し、学習支援員を派遣し、学習支援や進学相談等を実施。 R5 年実績 利用者数 11 名 ② 生活困窮者自立支援事業従事者養成研修 県社協に委託し、令和 5 年 12 月 7、8 日に実施。参加者 29 名（延べ人数）	
成果及び評価（次期計画を含む）	
① 福祉事務所を設置していない町（和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町）の生活困窮者自立支援法に基づく必須事業及び任意事業を実施した。 ・自立相談支援事業にて、生活困窮者の相談を受付、個々の状況に応じプランを作成し支援調整会議を開催。必要に応じ、実施事業や社協の貸付などにつないだ。 ② 生活困窮者自立支援事業従事者養成研修 県社協に委託し、生活困窮者自立支援事業へ従事する者に対して、地域の実情に合わせた研修を実施した。12 月 7、8 日に実施。2 日で延べ 29 名の参加者があった。 国の基礎研修を受講し、県の養成研修を受講したものに対し、修了証を発行。	
関連する基本方針	該当無し
関連する個別計画	該当無し
根拠法令（法律・条例）	生活困窮者自立支援法
事業区分	継続事業（平成 27 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	56,033	46,234	20,224
補正後予算額	33,951	33,630	20,429
決算額	20,475	32,256	19,394

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	7,578	下記（6）参照
負担金、補助及び交付金	689	下記（7）参照 研修費用
旅費	938	職員出張旅費、学習支援員 派遣旅費

節	決算額	主な内容等
需用費	359	コピー代、用紙代他
役務費	186	学習支援保険料等
報酬費	3,816	主任相談員・相談支援員
報償費	1,463	学習支援員謝金
期末手当	764	主任相談員・相談支援員
共済費	839	主任相談員・相談支援員
使用料及び賃借料	5	高速道路利用料
扶助費	379	住居確保給付金
償還金利子および割引料	2,378	国庫負担金償還金
合 計	19,394	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	12,957	66.8
その他	24	0.1
一般(県)	6,413	33.0
合 計	19,394	100.0

(その他財源の内容) 雇用保険自己負担分

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	8,234	7,634	7,578
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	(福)山口県社会福祉協議会 外2件	(福)山口県社会福祉協議会 外2件	(福)山口県社会福祉協議会 外2件

(6) -1 令和5年度委託契約の概要

契約名	生活困窮者自立支援事業従事者研修業務委託契約
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
業務内容(仕様)	生活困窮者自立支援事業従事者研修業務
契約方法	随意契約

契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	(福) 山口県社会福祉協議会
業者選定理由	本事業を効率的・効果的に実施できる体制及びノウハウを有しているのは当会以外にないため ※競争入札審査会において決定
予定価格	2,100,000 円 (税込)
契約金額	2,100,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：生活困窮者自立支援事業従事者研修事業の実績	
検査手法：生活困窮者自立支援事業従事者研修事業実績報告の提出	
検査結果：合格	

(6) -2

契約名	家計改善支援事業
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容 (仕様)	家計改善支援事業の実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ
委託業者名	グリーンコープやまぐち生活協同組合
業者選定理由	厚生労働省のモデル事業の実績等を踏まえ、消費生活専門相談員等の専門的な人材、家計改善に係る先進的なノウハウを有するなど、当該事業を実施するに当たっての支援体制は十分であり、同じ条件でグリーンコープやまぐち生活協同組合以外に委託する機関を探すことは困難であるため。
予定価格	1,431,000 円 (税込)
契約金額	1,431,000 円 (税込)
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：家計改善支援事業の実績	

検査手法：実績報告の提出
検査結果：合格

(6) -3

契約名	就労準備支援事業
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	就労準備支援事業の実施
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3（3）イ
委託業者名	（特非）つばさ
業者選定理由	福祉分野に精通し、かつ、就労訓練に実績のある事業所が望ましく、 障害者福祉サービスの就労継続支援事業所に委託することが最も 適当である。 就労継続支援事業所 B 型を運営する管内 6 事業所のうち、（特非）つ ばさは、ほかに就労移行支援、就労継続支援事業所 A 型も運営し、 より充実した就労支援のノウハウを有すること、また、柳井駅周辺 に事業所を構え交通の利便性が良いことなどから、当該法人以外に 委託することは困難であるため。
予定価格	4, 047, 000 円（税込）
契約金額	4, 047, 000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：就労準備支援事業の実績	
検査手法：実績報告の提出	
検査結果：合格	

(7) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	699	695	683
補助金等の名称	生活困窮者自立支援事業委託事務交付金	生活困窮者自立支援事業委託事務交付金	生活困窮者自立支援事業委託事務交付金
交付先名	萩市	萩市	萩市

(8) 令和5年度補助金等の概要

補助金等の名称	生活困窮者自立支援事業委託事務交付金	
目的（趣旨）	阿武町の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置に係る事務について、必要な経費を交付する。	
公募・非公募	非公募	
根拠法令・要綱等	生活困窮者自立支援事業委託事務交付金交付要綱	
創設年度	平成 27 年度	
交付対象事業	施行事務費交付金委託事務に要する費用 住居確保給付金	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
交付金の種類	対象経費	交付額
施行事務費交付金	委託事務に要する人件費、旅費、需用費等	知事が認めた額
住居確保給付金交付金	受託市が支弁する住居確保給付金	受託市が支弁した住居確保給付金の額に 4 分の 1 を乗じた額
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
萩市		682, 541 円
申請及び交付件数	交付件数：1 件	
補助金の効果測定		
市町が処理する事務処理に対する交付金であるため、効果測定は実施していない。		

(9) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であることを確認した。 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問し、確認した。また随意契約であることから、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した。 さらに安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した。 委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。
有効性	委託契約に付する合理性があるか確認した。 委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。
経済性・効率性	委託業務の内容に照らして、業者見積の合理性を十分に検討しているか確認した。 委託先から提出される請求書・事業内訳書を閲覧し、安易に見積ありきで請求されていないか検討した。

(10) 確認した証憑書類等

業務委託契約事務取扱要領、起案書、委託契約書、契約締結伺、実績報告書、業務委託検査調書、収支報告書、見積書、請求書、支出負担行為票 （(6)-1 生活困窮者自立支援事業従事者研修業務委託契約） 業者選定伺、競争入札審査資料 生活困窮者自立支援事業従事者研修業務委託仕様書、研修アンケート （(6)-2 家計改善支援事業） ・家計改善支援事業委託仕様書 （(6)-3 就労準備支援事業） 競争入札等審査会審査記録、請求書※、支出票※、概算払精算書※、就労準備支援事業内訳書※、令和5年度就労準備支援事業に係る活動報告について、業務委託検査調書 （※は4-6月分、7-9月分、10-12月分、1-3月分） （生活困窮者自立支援事業委託事務交付金）

山口県と萩市との間の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置に係る事務の委託に関する規約、生活困窮者自立支援事業委託事務交付金交付要綱、生活困窮者自立支援制度にかかる委託事務交付金算定表

(11) 監査の結果

【指摘】業務委託検査調書の様式について（合規性）

(6) -3「就労準備支援事業」について、業務完了後の検査時に作成された検査調書の様式が「別記第 11 号様式」となっていた。改定前の業務委託契約事務取扱要領（以下、要領）の様式であり、検査調書が作成された令和 6 年 3 月時点では令和 5 年 4 月 1 日から実施される要領の「様式 7-2」を使用しなければならない。ただし「別記第 11 号様式」にて作成した検査調書には「様式 7-2」で必要とされる項目は網羅されており、記載内容の漏れはなかった。

業務委託に係る契約については、県会計規則や要領に定められた取扱をしなければならない。要領は必要に応じて改定されており、その時点で必要な事務手続が規定されている。前年度と同様の業務委託契約を締結する際、前年度作成した書類は参考にはなるものの、要領が改定され新たな検査項目が追加された場合、前年度の書類を使用していると手続漏れが発生してしまうため、まずは要領に変更がないかについて確認する必要がある。

【指摘】業務委託の事業内訳書の内容確認について（経済性・効率性）

(6) -3「就労準備支援事業」では、四半期ごとに概算払が行われ、委託先から概算払精算書が提出されている。概算払精算書に添付された事業内訳書には対象四半期中に発生した費用が人件費と物件費に区別され費目ごとの金額が記載されている。1 月から 3 月の事業内訳書において、共済費等（主に社会保険料）の金額が給料の金額を上回っており、担当者へ質問したところ、共済費等に社会保険料の本人負担額が含まれていた。今回の指摘により、担当者が委託先に確認したところ、間違いが判明し、後日、委託先から訂正された事業内訳書が再提出されたということであった。

本来であれば概算払精算書が提出された際に内容を確認し、見積書と比較して著増減があれば質問し、誤りがあれば指摘し修正を求めなければならない。また実績額の情報は次年度以降の予算編成においても重要な情報となるため、正確な実績額を把握するべく事業内訳書に不明な点があれば委託先へヒアリングを行い、記載内容を明らかにしておくべきである。

【意見】生活困窮者自立支援制度に係る委託事務交付金算定根拠について（合規性）

阿武町の生活困窮者支援事業の必須事業については、地方自治法に基づき事務の委託により萩市へ委託しており、生活困窮者自立支援事業委託事務交付金交付要綱に基づいて事

務交付金を交付している。交付金額は算定表により計算されており、人件費及び委託料は、それぞれ地方交付税参考資料の市町村一般職員単価、萩市から萩市社会福祉協議会への自立相談支援事業委託料に阿武町の人口割合を乗じて算出、扶助費については住居確保給付金に給付件数・月数を乗じて算出していた。物件費についても、阿武町の人口割合を乗じて算出していたが、単価は「消耗品費 800 円」となっていたため内容について担当者へ質問したところ、萩市へのヒアリングにより決定した金額であるがそのことは記録として残されていなかったとのことであった。

金額が 800 円と少額ではあるものの、交付金算定根拠となる重要な項目であることから、算定根拠として採用された経緯については記録に残すべきである。萩市へのヒアリングにより決定した金額であること、さらには算出方法についても萩市へ確認し、妥当であることを確認した旨の記録をしておく必要がある。

40. ひとり親家庭等就業支援強化事業

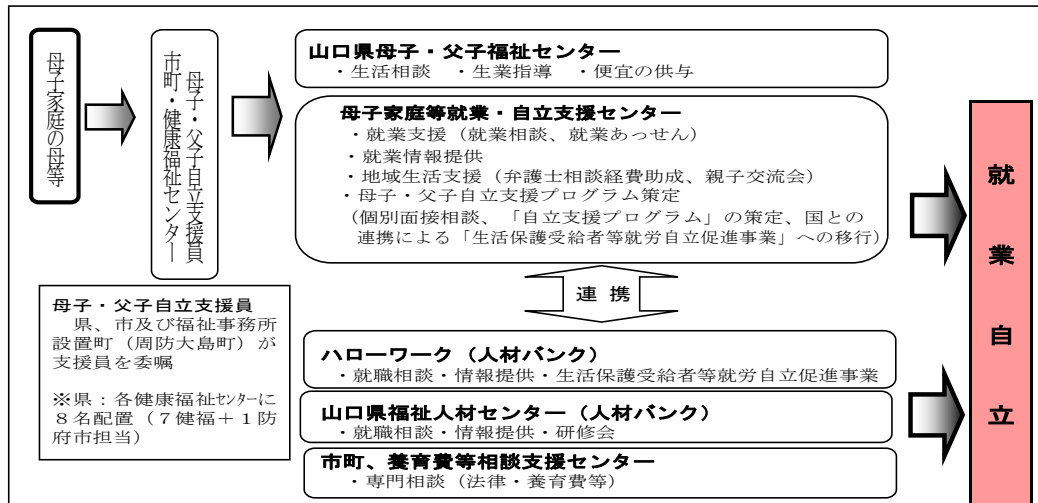
(1) 事業の概要

事業名	ひとり親家庭等就業支援強化事業
担当部局課	健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	
重点項目 8：みんなが安心して暮らせる社会づくり	
実施の背景（必要性）	
母子家庭の母等の就業情報や経験の不足、雇用する側の理解不足など母子家庭の母等を取り巻く就業環境は厳しい状況にあり、母子家庭の母等の自立の支援は就業支援のみならず、地域での生活支援を総合的に講ずる必要がある。	
目的	
母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立のため	
達成時期	個々の事業における手続完了時期
目指すべき将来像	
母子家庭の母等の自立	
概要（内容）	
・ 山口県母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 ・ ひとり親家庭生活向上事業（情報交換事業及び相談支援事業への市町補助）	

- ・生活支援講習会等の開催

概要図等

【山口県母子家庭等就業・自立支援センター事業 イメージ図】



主な実施主体

県、市町、（福）山口県社会福祉協議会

対象者

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦等

令和5年度の取組

母子家庭の母等に就業相談、就職情報の提供などの就業支援を行い、児童扶養手当現況届月の8月には各市への巡回相談や、必要に応じて出張相談を実施した。就業相談と併せて、離婚前相談や養育費等生活支援等相談についても総合的に実施した。

また、家計管理等に関する生活支援のための講習会を県内で20回開催し、284人が参加した。

実施結果（実績及び進捗）

- ・就業相談者数 147件（面接32件、電話115件）、就業情報の提供 18件、求人開拓した企業数 7社（求人数22人）、母子・父子自立支援プログラム策定件数 7件
- ・巡回相談（県内9会場）20人、出張相談45人（市の母子・父子自立支援員と連携実施）
- ・ハローワーク等関係機関との連携、相談関係職員の研修会を開催
- ・母子・父子交流会 2回開催

成果及び評価（次期計画を含む）

- ・就業相談、就業情報の提供等の就業支援により、25人が就職した。
- ・就業や生活支援等の各種相談の対応を行い、相談件数は987件となった。
- ・離婚前相談が増加し、離婚調停申立書等の書き方の助言、家庭裁判所等関係機関への同行等の支援を拡充し、特に生活に直結する養育費の履行確保のための公正証書の作成や

調停申立書・上申書等の書き方等の助言を 94 件行った。家庭裁判所、法テラス、児童相談所等への同行支援は、5 件実施した。	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	山口県ひとり親家庭等自立促進計画（R2～R6）
根拠法令（法律・条例）	母子及び父子並びに寡婦福祉法
事業区分	継続事業（平成以前年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	10,276	20,817	23,867
補正後予算額	10,276	16,317	18,562
決算額	10,133	15,615	16,978

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	8,822	下記 (6) 参照
負担金、補助及び交付金	8,156	下記 (8) 参照
合 計	16,978	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	16,346	96.3
その他	—	—
一般（県）	632	3.7
合 計	16,978	100.0

(5) 委託料の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
決算額	9,012	8,822	8,822
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
委託業者名	(一財) 山口県母子寡婦福祉連合会	(一財) 山口県母子寡婦福祉連合会	(一財) 山口県母子寡婦福祉連合会

(6) -1 令和 5 年度委託契約の概要

契約名	母子家庭等就業・自立支援センター事業
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	就業支援、就業情報提供、母子家庭等養育費等支援等
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（2 号重複） 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 2（3）ア（イ重複）
委託業者名	(一財) 山口県母子寡婦福祉連合会
業者選定理由	国の実施要綱により、事業の実施を母子・父子福祉団体に委託することができることされており、選定業者は県内唯一の母子・父子福祉団体であるため
予定価格	8,287,000 円
契約金額	8,287,000 円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：成果品	
検査手法：成果品を確認し、委託した業務が適正に履行されているか検査を行った。	
検査結果：合格	

(6) -2

契約名	山口県ひとり親家庭等生活向上事業
契約期間	令和 5 年 4 月 6 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	家計管理、生活支援等の講習会の開催
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（2 号重複） 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 2（3）ア（イ重複）
委託業者名	(一財) 山口県母子寡婦福祉連合会

業者選定理由	国の実施要綱により、事業の実施を母子・父子福祉団体に委託することができることされており、選定業者は県内唯一の母子・父子福祉団体であるため
予定価格	534,600 円
契約金額	534,600 円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：成果品	
検査手法：成果品を確認し、委託した業務が適正に履行されているか検査を行った。	
検査結果：合格	

(7) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	1,121	6,793	8,156
補助金等の名称	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金 (1,121千円)	①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金 (6,643千円) ②山口県ひとり親家庭生活向上事業費補助金(150千円)	①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金 (4,856千円) ②山口県ひとり親家庭生活向上事業費補助金(3,300千円)
交付先名	(福)山口県社会福祉協議会	①(福)山口県社会福祉協議会 ②宇部市	①(福)山口県社会福祉協議会 ②宇部市、山口市

(8) -1 令和5年度補助金等の概要

補助金等の名称	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金
目的(趣旨)	母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援
公募・非公募	—
根拠法令・要綱等	山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱
創設年度	平成27年度
交付対象事業	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
補助金	入学準備金及び就職準備金貸付金	1/10
補助金	住宅支援資金貸付金	10/10
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
（福）山口県社会福祉協議会		4, 856, 000 円
申請及び交付件数	申請件数：1 件 交付件数：1 件	
補助金の効果測定		
実施していない		

(8) -2

補助金等の名称	山口県ひとり親家庭生活向上事業補助金	
目的（趣旨）	母子家庭の母及び父子家庭の父の家庭生活支援	
公募・非公募	－	
根拠法令・要綱等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条の 5	
創設年度	令和元年度～	
交付対象事業	情報交換事業、相談支援事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
補助金	報酬、賃金、報償費、共済費、備品購入費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3/4
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
宇部市		300,000 円
山口市		3,000,000 円
申請及び交付件数	申請件数：2 件	

	交付件数：2 件
補助金の効果測定	
(効果測定方法)	
育児や自身の健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている母子家庭及び父子家庭の地域での生活を総合的に支援することを目的とした市町事業への補助	
(測定結果)	
市町において補助事業を実施	

(9) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。 また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 補助金交付要綱及び交付申請書並びに審査書類等を閲覧し、規定の手続きに準拠していること（交付目的、交付対象事業、補助対象経費等の適切性や公益性）を確認した。 交付決定通知書を閲覧し、交付額の確定や精算及び交付時期の適切性を確認した。 実績報告書を閲覧し、補助金の使途や補助金に係る収支（経理）が適切に報告されていることを確認した。
有効性	委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 直営の場合と比較して、サービスの向上が図られていることを県が適切に評価しているか確認した。 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討

監査要点	実施手続
	した。 実績報告書の審査状況や、補助金交付先へ適切に指導及び監督を実施していることを質問により確認した。 補助金チェックシートを閲覧し、補助事業の効果測定方法及び分析や評価結果を確認した。 補助事業の分析や評価結果をどのようにフィードバックしているか質問により確認した。 効果測定は適切な成果指標を設定しているか、また、可能な限り定量的評価を行っているか（安易に定性評価としていないか）確認した。 本事業の目指すべき将来像に対する補助事業の適合性について検討した。
経済性・効率性	入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。 委託先から提出される収支計算書（予算実績比較）や請求書を閲覧し、業務コストの削減努力が行われているか、安易に見積ありきで請求されていないか確認した。 直営の場合と比較して、委託の効果（経済性・効率性）を分析しているか確認した。 当該補助金制度の利用（申請）状況や将来展望を質問し、制度縮減の必要性について検討した。 補助金交付先が大規模な事業者（財政余力のある事業者）である場合等、補助金支出の要否（必要性）をどのように判定しているか質問により確認した。

（10）確認した証憑書類等

（業務委託） 委託契約書、仕様書、業者選定伺、委託検査調書、請求書、支出負担行為、委託検査調書、実績報告書 （補助金） 補助金交付要綱、交付申請書、審査書類、補助金チェックシート、交付決定通知書、実績報告書

(11) 監査の結果

【意見】事業目的達成のための効果的な指標の設定と事業効果の検証について（有効性、経済性・効率性）

当該事業は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立を目的としているが、現在明確な事業目的の達成指標は設定されていない。確かに相談就業者数や就業情報の提供及び求人開拓した企業数等、アウトプットとしての実績値は把握されている。しかし、この実績は多いのか、少ないのか、また実績として十分なのか否か、達成したい指標を設定していなければ判断できず、事業の改善もできない。従って、事業の有効性及び効率性を高めるためには、明確な指標を設定し、それらを実績値と比較して評価・検証する必要がある。

さらに、事業目的は、自立支援であることから、当該事業のアウトカムとしては、相談者等から自立支援プログラム策定に繋がった実績把握や、自立支援プログラム策定者の行動変容等を追跡調査し、何が有効であったのかを把握しエビデンスを積み上げていく必要がある。

【意見】講習会参加者に対するアンケートの実施について（有効性）

山口県ひとり親家庭等生活向上事業における講習会では、アンケートを実施していない。家計管理等に関する生活支援のための講習会を県内で20回も開催し、参加人数も284人となっており、精力的に活動されていると評価できる。これら講習会参加者は実際に家計管理等に関する生活支援を必要としている人と推察でき、当該参加者の特に理解度や役立度、さらに要望等を把握することは、事業を継続的に発展させより有効なものにしていくために大変貴重なデータとなる。

講習会に参加しただけでは自立支援には繋がらず、その内容を理解し、実践してもらわなくてはならない。従って、受講者へのアンケートの実施及びその積み上げで、より受講者に寄り添った講習会を実施することができる。アンケートの内容も工夫し、真の自立支援の一助になるとの認識を持って、事業を実施する必要がある。

【意見】ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の継続性に関する検討について（有効性、経済性・効率性）

県は平成28年度より、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業として、高等学校を卒業していない（中退を含む）、県内の町（周防大島町を除く）に居住するひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、高卒認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対策講座の受講費用の軽減を図るための給付金（最大30万円）を支給することにより支援を行っている（令和5年度予算額は30万円）。しかし当該事業における支給実績は平成28年度より現在まで1件もない（申請実績もなし）。

その要因としては、県内の町（周防大島町を除く）に居住する者のみという対象の狭さや、他の民間団体の支援策などもあり、当該事業の優位性がない等、様々考えられるが、平成 28 年度より 1 件もないという事実は、当該事業の意義について今一度検証すべきと考える。そもそも、当該制度は周知されているのかという疑念も生じる。

県の予算には限りがある以上、当該事業の継続性についても検討する必要がある。

【意見】当初予算額と決算額の乖離要因について（有効性、経済性・効率性）

当初予算額 23,867 千円に対して、決算額は 16,978 千円と乖離した結果となっている（当初予算比△6,889 千円、△28.8%）。主な要因は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対する当初予算額 11,155 千円に対して、決算額が 4,856 千円であったこと（当初予算比△6,299 千円、△56.4%）と考えられる。当該乖離額または乖離率は他の事業と比較しても小さくない。

当該貸付事業は財源の大部分が国庫からであり、県は申請があれば可能な限り全て対応し、当貸付事業を推進させるためにも、より多くの予算を確保しておきたいというインセンティブが働くことはある程度、理解できる。また当貸付事業の対象はひとり親家庭の親であり、一般的にひとり親家庭となるタイミングや要因は個別に様々である上に、ひとり親家庭において当事業の制度を利用したいタイミングや要因も個別に様々と考えられるため、当事業の制度の申請数を正確に予測することは困難であり、予算として正確に積算することが困難であるという点も理解は出来る。

しかし予算の適切な配分という観点から考えると、国からの交付が大部分を占めるとは言え、予算は可能な限り正確に積算し、決算額との乖離は可能な限り僅少にすべきである。そのため県としては今後、過去の実績分析や就業相談等により得られた情報分析等から、より慎重な調査に基づき予算を積算し、決算額との乖離を最小限にする必要がある。

41. 母子・父子自立支援員等活動費

(1) 事業の概要

事業名	母子・父子自立支援員等活動費
担当部局課	健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	
重点項目 8：みんなが安心して暮らせる社会づくり	
実施の背景（必要性）	
母子家庭・父子家庭並びに寡婦への支援	

目的	
母子・父子自立支援員は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な指導を行うとともに、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行うなど、母子家庭等の福祉の増進に寄与する。	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
母子家庭等の福祉の増進	
概要（内容）	
相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。 職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。	
要図等	
主な実施主体	県
対象者	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦
令和5年度の取組	
母子・父子自立支援員の配置	

実施結果（実績及び進捗）

相談事項		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活一般	住 宅	111	194	162	186	189
	医 療	563	455	606	456	343
	家庭紛争：配偶者等の暴力	88	87	109	211	306
	そ の 他	116	166	209	367	475
	就 労	1,702	1,789	1,772	756	678
	結 婚	63	93	131	275	213
	養 育 費	93	113	155	265	306
	借 金	82	144	127	86	68
	そ の 他	259	332	385	238	233
	小 計	3,077	3,373	3,656	2,840	2,811
児童	養 育	457	444	515	230	157
	教 育	409	241	356	242	256
	非 行	23	22	30	22	7
	就 職	61	94	83	28	7
	そ の 他	154	182	153	135	196
生活支援	小 計	1,104	983	1,137	657	623
	母子・父子福 貸付	1,385	1,279	1,045	706	443
	祉資金 償還	5,362	4,774	4,301	2,901	2,564
	寡婦福祉資金 貸付	17	5	8	13	1
	償還	122	94	87	7	11
	公 的 年 金	131	248	123	26	28
	児童扶養手当	1,014	872	901	656	643
	生 活 保 護	102	130	56	59	32
	税	91	92	136	29	18
	そ の 他	311	462	622	250	240
その他	小 計	8,535	7,956	7,279	4,647	3,980
	売 店 設 置	0	0	0	0	0
	たばこ販売	0	0	0	0	0
	母子・父子世帯向け公営住宅	57	32	46	26	13
	母子・父子福祉施設の利用	10	22	11	9	6
	母子生活支援施設	33	91	63	22	5
	小 計	100	145	120	57	24
合 計		12,816	12,457	12,192	8,201	7,438

成果及び評価（次期計画を含む）

○母子・父子世帯数（推計値）の状況

世帯数（推計値）の状況をみると、前回（H29）調査と比較して、母子世帯、父子世帯とも減少している。そのため、全ての大項目の相談合計は減少しているが、相談内容に応じて経済支援をはじめとする各種相談に応じた支援メニューに的確に繋ぐことができおり、きめ細かい支援ができている。

このため、事業実施は継続する予定。

(単位：世帯、%)					
	H 2 4 年調査 (H24.6.1)	H 2 9 年調査 (H29.10.1)	R 4 年調査 (R4.10.1)	増加率	全国 (R3.11.1)
母子世帯数	15,431	14,563	10,827	△25.7	1,195,128
父子世帯数	2,144	1,703	1,537	△9.8	148,711
総世帯数	601,583	600,877	597,838	△0.5	54,310,000
関連する基本方針	該当無し				
関連する個別計画	山口県ひとり親家庭等自立促進計画（R2～R6）				
根拠法令（法律・条例）	母子及び父子並びに寡婦福祉法				
事業区分	継続事業（昭和 28 年度～）				

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移 (単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	26,649	26,539	27,172
補正後予算額	24,949	24,821	25,654
決算額	24,382	23,749	24,293

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳 (単位：千円)

節	決算額	主な内容等
報酬	18,797	会計年度任用職員報酬
職員手当等	2,590	会計年度任用職員期末手当等
共済費	2,425	会計年度任用職員共済費
旅費	404	会計年度任用職員通勤手当等
一般需用費	32	資料印刷代等
役務費	21	電話代等
負担金、補助及び交付金	24	連絡協議会参加費
合 計	24,293	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	82	0.4

財源	金額	比率 (%)
一般（県）	24,211	99.6
合 計	24,293	100.0

（その他財源の内容）雇用保険自己負担金（母子・父子自立支援員が負担するもの）

（5）特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合规性	母子・父子自立支援員の採用が業務内容を考慮し適切に行われているか、配置人数が法令の基準に適合しているかを質問により確認した。
有効性	母子・父子自立支援員の活動状況について、相談指導実績集計表の閲覧及び質問により内容を確認した。

（6）確認した証憑書類等

母子・父子自立支援員等活動費予算資料、令和5年度予算所要見込額調、母子・父子自立支援員相談指導結果報告書

（7）監査の結果

【意見】母子・父子自立支援員の配置について（合规性）

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、県内の各健康福祉センター及び防府支所に8名の母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭等の相談に応じ、自立に必要な指導・支援を行っている。支援員は国家資格等ではないが、社会福祉士等、福祉行政に精通した者が任用されている。任期1年の会計年度任用職員であるが、専門性が必要であることから基本的に継続して任用されている。

令和5年度は年度途中での欠員は生じていないが、各健康福祉センターに1名のみの配置であるため、退職者が発生した際、後任者の採用まで期間が空くと母子家庭等の相談及び指導・支援業務に支障が生じる可能性がある。また支援員が急な事情で当日休暇を取得した場合、他の支援員によるフォローが難しい。日頃より社会福祉士や福祉行政経験者等の支援員となりうる候補者についてリストを作成する等し、急な退職者の発生に備えておく必要があると考える。また将来的には複数センターを複数の支援員で対応するブロック制導入等も検討し、母子家庭等がいつでも相談できる環境、支援員が安心して働ける環境を整備していただきたい。

42. ひとり親家庭自立支援給付金事業

(1) 事業の概要

事業名	ひとり親家庭自立支援給付金事業
担当部局課	健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり 重点項目 8：みんなが安心して暮らせる社会づくり	
実施の背景（必要性）	
母子家庭の母等は、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、より収入の高い就業を可能にするための支援が必要である。	
目的	
就職に有利な資格・技能習得を容易にし、経済的自立を促進し、福祉の増進を図る。	
達成時期	個々の母子家庭の母等における支給完了時
目指すべき将来像	
母子家庭の母等の経済的な自立及び生活の安定	
概要（内容）	
◆自立支援教育訓練給付金 <対象講座> ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 ② 同制度の専門実践教育訓練給付指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る） <支給内容> 1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者 ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限 20 万円 ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限 40 万円 2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額 ※1、2のいずれの場合も、12,000 円を超えない場合は支給しない。 ◆高等職業訓練促進給付金 <対象資格・訓練> 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士等 <支給対象期間> 修業する期間（上限4年） <支給額>月額 10 万円（住民税課税世帯は月額 70,500 円）	

修学の最終年限 1 年間に限り 4 万円を加算

◆高等職業訓練修了支援給付金

<支給額>5 万円（住民税課税世帯は 25,000 円）

◆低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

5 万円（監護する児童一人当たり）

概要図等

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和 5 年 3 月分の児童扶養手当受給者の方
令和 5 年 4 月分の新規児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

※ 上記②又は③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

2. 支給額

児童 1 人当たり一律 **5 万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。
*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■**こども家庭庁コールセンター**
0120-400-903（受付時間：平日9:00～18:00）

■お住まいの市町
「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」窓口

3. 給付金の支給手続き

■令和 5 年 3 月分の児童扶養手当受給者の方（表裏 1 の①に該当する方）

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 令和 5 年 4 月分で新たに児童扶養手当受給者となった方も申請不要で受け取れます。
- ▶ 5 月頃、児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】
※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■上記以外の方（表裏 1 の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに〇〇市の窓口へ直接、または郵送等でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
「振り込み詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。
ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(☎9110)）にご連絡ください。

主な実施主体

県

対象者

【ひとり親家庭自立支援給付金】

・母子家庭の母又は父子家庭の父であって、20 歳に満たない児童を扶養しており、児童扶養手当受給者又は児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者

・山口県内の町（周防大島町を除く）に居住する者

【低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）】

・令和 5 年 3 月分の児童扶養手当受給者

・食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している者

	・ 山口県内の町（周防大島町を除く）に居住する者
令和 5 年度の取組	
・ 高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を給付した。 ・ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を給付した。	
実施結果（実績及び進捗）	
◆ 自立支援教育訓練給付金 R4, R5 は実績なし、R3 : 1 件（77,526 円） ◆ 高等職業訓練促進給付金 R5 : 2 件（2,880 千円）、R4 : 4 件（4,808 千円）、R3 : 7 件（7,878 千円） ◆ 高等職業訓練修了支援給付金 R5 : 1 件（50 千円）、R4 : 1 件（50 千円）、R3 : 2 件（75 千円） ◆ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） R5 : 271 世帯（21,100 千円）、R4 : 260 世帯（19,750 千円）、R3 : 277 世帯（21,050 千円）	
成果及び評価（次期計画を含む）	
◆ 高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金 R5 に支給した 2 件のうち、1 件は看護師資格を取得して就職し、1 件は修学中であり R6 年度末に資格取得後就職が見込まれる。 ◆ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 食費等の物価高騰の影響を特に受けた低所得のひとり親世帯 271 世帯に対し、生活支援特別給付金を 21,100 千円支給した。	
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	山口県ひとり親家庭等自立促進計画（R2～R6）
根拠法令（法律・条例）	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条
事業区分	継続事業（平成 15 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	9,130	10,140	10,140
補正後予算額	45,614	32,616	36,810
決算額	44,419	31,866	35,490

（決算額及び予算額の著増減事項等）令和 3～5 年度の補正予算は、ひとり親世帯向けの特別給付金の予算措置

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
負担金、補助及び交付金	24,030	下記(6)参照
償還金利子及び割引料	11,460	令和4年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金及び令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(ひとり親世帯分)事業費分)交付額の交付額確定に伴う国への返還金
合 計	35,490	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国庫	26,185	73.7
その他	—	—
一般(県)	9,305	26.2
合 計	35,490	100.0

(5) 負担金、補助及び交付金の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	29,081	24,608	24,030
補助金等の名称	①山口県ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 ②山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 ③山口県低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	②山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 ③山口県低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	②山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 ③山口県低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付先名	①A 氏 ②B 氏 外 8 件 ③C 氏 外 276 世帯	②A 氏 外 4 件 ③B 氏 外 259 世帯	②A 氏 外 2 件 ③B 氏 外 270 世帯

(6) -1 令和 5 年度補助金等の概要

補助金等の名称	山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金 山口県ひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金	
目的（趣旨）	母子家庭の母等への就業支援による自立の促進	
公募・非公募	－	
根拠法令・要綱等	山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等交付要綱	
創設年度	平成 15 年度	
交付対象事業	山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
山口県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	月額 10 万円（住民税課税世帯は月額 70,500 円） 修学の最終年 1 年間に限り 4 万円加算	全額
山口県ひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金	5 万円（住民税課税世帯は 25,000 円）	全額
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
A 氏		1,680,000 円
B 氏		1,200,000 円
C 氏		50,000 円
申請及び交付件数	申請件数：4 件 交付件数：3 件 差異については、不採択 1 件	
補助金の効果測定		
当該資格に係る養成訓練の受講期間について生活の負担の軽減を図ることを目的とした個人に対する給付金であり、資格取得後の就職に寄与している。		

(6) -2

補助金等の名称	山口県低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	
目的（趣旨）	食費等の物価高騰の影響を特に受けた低所得のひとり親世帯への給付金	
公募・非公募	－	
根拠法令・要綱等	山口県低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱	
創設年度	令和５年度	
交付対象事業	山口県低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業	
補助対象経費及び補助率（限度額）		
概要		
区分	補助対象経費の概要	補助率（限度額）
特別給付金（ひとり親世帯分）	５万円（監護する児童一人当たり）	全額
交付先及び交付金額		
状況		
交付先名		交付金額（円）
B氏 外 270 世帯		21, 100, 000 円
申請及び交付件数	申請件数：26 件 交付件数：271 件 差異については、申請不要のプッシュ型 245 件	
補助金の効果測定		
食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から個人に対し給付される給付金であるため、効果測定は実施していない。		

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合规性	不採択案件について、児童扶養手当所得制限にかかる所得金額が規則に沿って適切に計算されているか確認した。
有効性	ひとり親家庭自立支援給付金の支給件数について、県の申請対象外である市町における件数や対象 5 町の児童扶養手当受給者数を確認し、県の支給実績が県全体の割合から有効に機能しているか検証した。

監査要点	実施手続
経済性・効率性	補助金の目的に照らして、本来必要とする県民に給付されているか、否かについて検証した。 補助金給付の目的は、平等かつ公平なものとなっているか、否かについて確認した。

(8) 確認した証憑書類等

給付金申請書、所得制限計算書、各人の所得・控除金額

(9) 監査の結果

【意見】 自立支援給付金の給付実績について（有効性）

自立支援教育訓練給付金の実績は、令和 3 年度 1 件、令和 4 年度と令和 5 年度は 0 件だが、県の給付対象は福祉事務所の設置がない県内 5 町である。対象外市町における実績と比較すると以下ようになる。

令和 5 年度実績	県対象 5 町	対象外市町（下関市除く）
自立支援教育訓練給付金	0	9
高等職業訓練促進給付金	2	86
高等職業訓練修了支援給付金	1	36

結果、県対象の 5 町が極端に少ないわけではなく、県全体においても自立支援教育訓練給付金の件数は少ない。

また、対象者である児童扶養手当の受給者数は 5 町で 235 名である。対象者はひとり親でありながら、子育て、就業をこなした後の教育訓練給付の指定講座の受講をする必要があり、かなりの負担が生じることが予想される。これらの事情を踏まえると本実績は無理もないと判断する。

本給付金は、国の制度に沿ったものであるため県独自で対象や給付条件を変更することは難しいと思われる。しかし本事業実施の必要性にあるように、より収入の高い就業を可能とするため、就職に有利な資格・技能習得を容易にし、経済的自立を促進し、福祉の増進を図るためにも一人でも多くの対象者が受給できるように可能な範囲で条件を改善し、今後の事業を実施していただきたい。

43. 母子・父子福祉センター運営費

(1) 事業の概要

事業名	母子・父子福祉センター運営費
担当部局課	健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	
重点項目 8：みんなが安心して暮らせる社会づくり	
実施の背景（必要性）	
母子家庭及び父子家庭並びに寡婦への支援	
目的	
母子家庭等の福祉の増進	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
母子家庭等の福祉の増進	
概要（内容）	
山口県母子・父子福祉センターの管理及び運営に関する業務（母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に係る各種相談等対応や生活指導等）	
概要図等	
○包括協定の概要	
公の施設の名称	山口県母子・父子福祉センター
設置根拠	山口県母子・父子福祉施設条例
指定管理者	一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会 (山口市吉敷下東三丁目1番1号)
指定の期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日
事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
指定管理料（債務負担額）	46,505千円
支払区分	前金払
※本契約は、消費税法第6条の非課税となる取引に該当（別表第一、7号ロに該当）	
主な実施主体	県

対象者	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦
令和 5 年度の取組	
	山口県母子・父子福祉センターの管理及び運營業務を委託し実施した。
実施結果（実績及び進捗）	
	山口県母子・父子福祉センターの開館及び閉館、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に係る各種相談等対応や生活指導等を実施した。
成果及び評価（次期計画を含む）	
	平日の相談対応の他、毎月第 3 日曜休日相談、平日時間外相談、オンライン相談の実施等による相談体制の強化及び施設や受託事業の周知に努めた。また、相談関係機関や母子・父子自立支援員との連携を密にし、業務の推進に努力した結果、令和 5 年度は 1,269 人と前年比 312 人増と大幅に利用者（ひとり親等の相談者）が増加した。令和 6 年度においても、養育費履行確保を支援する新規事業を受託し関係機関と連携し、ひとり親により寄り添い、効果的にセンターを運営している。
関連する基本方針	やまぐち未来維新プラン
関連する個別計画	山口県ひとり親家庭等自立促進計画（R2～R6）
根拠法令（法律・条例）	母子及び父子並びに寡婦福祉法 山口県母子・父子福祉施設設置条例
事業区分	継続事業（平成以前年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	9,301	9,274	9,301
補正後予算額	9,301	9,274	9,301
決算額	9,301	9,274	9,301

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	9,301	下記 (6) 参照
合 計	9,301	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	—	—
一般（県）	9,301	100.0
合 計	9,301	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	9,301	9,274	9,301
契約方法	指定管理	指定管理	指定管理
委託業者名	(一財)山口県母子 寡婦福祉連合会	(一財)山口県母子 寡婦福祉連合会	(一財)山口県母子 寡婦福祉連合会

(6) 令和5年度委託契約の概要

契約名	令和5年度山口県母子・父子福祉センターの管理に関する協定書
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
業務内容（仕様）	山口県母子・父子福祉センターの管理及び運営に関する業務
契約方法	指定管理
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 業務委託契約事務取扱要領第2の2(3)イ
委託業者名	(一財)山口県母子寡婦福祉連合会
業者選定理由	山口県母子・父子福祉センターは、ひとり親家庭等の福祉の向上のための便宜を総合的に供与することを目的とする県内唯一の母子・父子福祉施設であるため、ひとり親家庭等の状況やこれらに対する支援策等を熟知し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的として県内で広域的な活動をしている唯一の団体である山口県母子寡婦福祉連合会が管理することが妥当であるため
予定価格	9,301,000円（税込）
契約金額	9,301,000円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し

検査の概要
検査対象：成果品
検査手法：成果品を確認し、委託した業務が適正に履行されているか検査を行った。
検査結果：合格

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合规性	不適切な再委託がされていないか検証した。 包括協定書に従い業務が実施されているか確認を行った。
有効性	事業計画書及び実績報告書を閲覧し、計画が妥当であり計画が実施されているか、否かについて確認を行った。
経済性・効率性	実績報告書において、経費実績額に不合理な点がないかについて確認した。

(8) 確認した証憑書類等

包括協定書、事業計画書、事業報告書

(9) 監査の結果

【指摘】 山口県母子・父子福祉センターの開館日及び時間について（合规性）

山口県母子・父子福祉センターの開館日及び時間は、山口県母子・父子福祉施設条例の第4条と第5条で規定されている。さらに同条例の第8条第2項では、第4条と第5条で示された日や時間以外に開館する場合、またはその日や時間内で閉館する際には、知事の承認が必要と定められている。しかし、実績報告書を閲覧した結果、条例で定められた以外の日や時間帯に開館していたことが判明した。

これらについて知事の承認を得ているかを確認したところ、明確に承認を受けていることを証明する書類はないとの回答であった。県のサービス拡大としては問題ないが、指定管理者としては包括協定書に明記されていない内容を独自に実施している形となる。そのため、条例指定以外の日や時間に開館する場合は、例えば包括協定書に記載する等を行い、知事の承認を得ていることを明確に示す必要がある。

43-1. 母子・父子福祉センター運営費（（一財）山口県母子寡婦福祉連合会）

(1) 収支決算書

【収入の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
指定管理料	9,301	9,301
合計	9,301	9,301

【支出の部】

(単位：千円)

科目	予算額	決算額
人件費	6,538	7,502
旅費	278	6
需用費	1,000	579
役務費	340	399
委託料	100	19
使用料及び賃借料	345	290
負担金	700	506
合計	9,301	9,301

(2) 令和5年度の委託契約の概要

契約名	防火対象物点検
契約期間	(当初) 令和5年6月30日～令和5年7月25日
業務内容(仕様)	消防法に定める防火対象物点検
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	(一財)山口県母子寡婦福祉連合会会計規定第36条第4号
委託業者名	㈱セフティメンテナンス
業者選定理由	当会館実施の消防訓練・消火設備点検等に併せて実施
予定価格	18,924 円
委託契約金額	18,924 円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：消防署へ届け出た防火対象物点検結果報告書	
検査手法：消防署へ届け出た防火対象物点検結果報告書の確認	
検査結果：消防署の届出済印が押印されており問題なし	

(3) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	委託契約書及び仕様書どおりに事務手続がされているか確認した。 事業計画書及び事業報告書を閲覧し、事業が適切に実施されたか、否かについて確認した。 包括協定が不当なものになっていないかについて検証した。
有効性	業務の成果は十分であるか検証した。
経済性・効率性	予定価格が適切に積算されているか検証した。 最小の経費で最大の効果が発揮できているか確認した。

(4) 確認した証憑書類等

委託契約書、防火対策物点検結果報告書、請求書、事業計画書、事業報告書、包括協定書

(5) 監査の結果

【意見】人件費の予算額と決算額の大幅な乖離について（経済性・効率性）

本事業の人件費は、令和5年度、予算額6,538,000円に対して、決算額7,502,134円となっており、約96万円もの差異がある（決算額/予算額114.7%）。

センター所長からの聴き取りによると、最低賃金の引上げに伴う賃上げや、相談件数の増加による残業代の増加により、人件費が増加しているとのことである。

一方、本事業は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の包括協定が締結されており、予算額は毎年同額となっている（9,301,000円×5年）。予算額の内訳も毎年同額であるため、人件費は毎年上記の6,538,000円が固定的に予算計上されている。年度別の協定においても予算額は包括協定と同じ内容となっている。

人件費の予算額に対する乖離については、例えば、令和3年度の予算を作成した当時の最低賃金は829円（令和2年度）であったが、令和5年度は928円であるため、11.9%増加している。このため、人件費に関しては、固定的な予算額に対して決算額が増大するのは当然と考えられる。

指定管理料収入が固定化されているため、指定管理者が人件費の増加分をカバーするために経費節減に努めているとのことだが、令和6年度も最低賃金が979円（令和2年度より18.1%増加）に引き上げられたことから、経費節減による人件費の捻出にも限界があると考えられる。また、無理な経費節減は就労環境の悪化や県民に対するサービスの低下にも繋がりがねない。

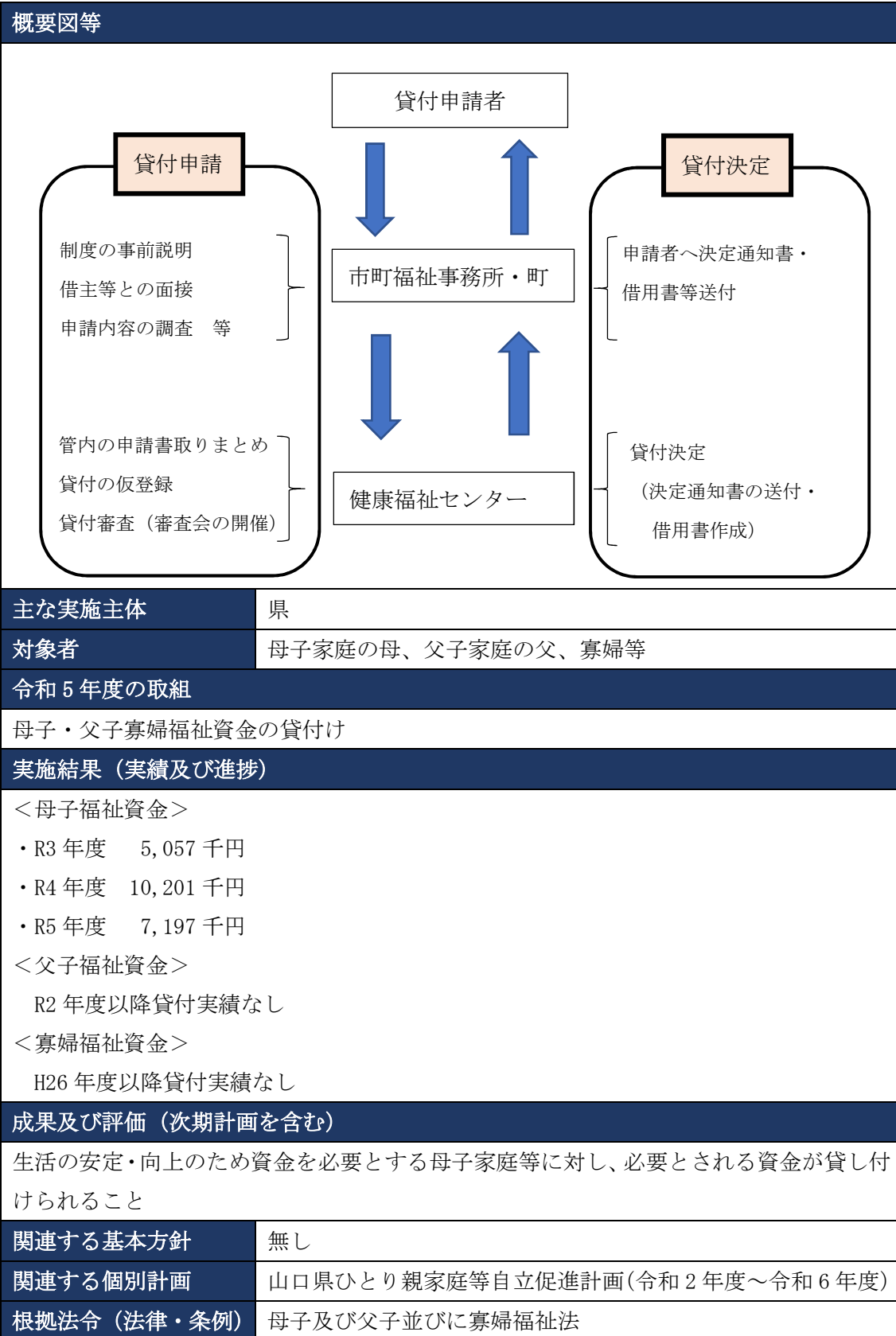
5年間の包括協定期間における、相談件数の増加といった内部事情や、最低賃金の引上げといった外部事情の変動を予測することは困難であるため、予算は年度別協定において柔

軟に対応すべきである。包括協定書第 16 条では「年度別協定で定めた指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、協議の上これを変更するものとする。」と定められているが、これは緊急事態に対応する趣旨と思われる。安定した事業運営のためには、まずは、年度別協定で実情にあった予算を編成し、5 年間の包括協定の期間中であっても、年度別に指定管理料の増減を検討することが望ましいと考える。

44. 母子父子寡婦福祉資金

(1) 事業の概要

事業名	母子父子寡婦福祉資金
担当部局課	健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	
重点項目 8：みんなが安心して暮らせる社会づくり	
実施の背景（必要性）	
母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため。	
目的	
母子家庭等に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等の福祉を図ること。	
達成時期	継続的に実施
目指すべき将来像	
母子家庭等の福祉の増進	
概要（内容）	
母子家庭等に対し、児童の進学費用や生活費等の必要な資金を貸付けるもの。 各市町の窓口で申請を受け付け、各健康福祉センターにおいて貸付審査及び決定を行う。	



事業区分	継続事業（平成以前年度～）

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	262,168	84,469	63,085
補正後予算額	262,168	84,469	63,085
決算額	247,031	67,730	31,429

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
一般需用費	32	封筒代等
役務費	38	連絡経費
委託料	1,254	母子父子寡婦福祉資金システムの保守料
負担金、補助及び交付金	621	市町交付金
貸付金	7,197	母子父子寡婦福祉資金貸付金
償還金利子及び割引料	14,819	国庫償還金
繰出金	7,468	一般会計への繰出金
合 計	31,429	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	—	—
その他	59,593	189.6
一般（県）	▲28,164	▲89.6
合 計	31,429	100.0

(その他財源の内容)・繰越金 18,623 千円・諸収入 40,970 千円

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	1,254	1,254	1,254

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	㈱佐賀電算センター	㈱佐賀電算センター	㈱佐賀電算センター

(6) 令和 5 年度委託契約の概要

契約名	母子父子寡婦福祉資金システム運用管理業務
契約期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
業務内容（仕様）	母子父子寡婦福祉資金システム保守
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 業務委託契約事務取扱要領第 2 の 2（3）イ
委託業者名	㈱佐賀電算センター
業者選定理由	本システムのプログラム及び使用機器の詳細な仕様に精通した対応が行える業者が株式会社佐賀電算センター以外にいないため。
予定価格	1,254,000 円（税込）
契約金額	1,254,000 円（税込）
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	
検査対象：成果品	
検査手法：成果品を確認し、委託した業務が適正に履行されているか検査を行った。	
検査結果：合格	

(7) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	山口県ひとり親家庭等自立促進計画に基づいた事業となっているか、否かについて確認した。 根拠法令である母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づいた事業となっているかについて確認した。 一般会計への繰入限度額が正しく計算されていることを確認した。 母子父子寡婦福祉資金システムの導入時の検討資料が適切に保存されているか、システムの改修等に関する記録が保存されているか否かについて確認した。

監査要点	実施手続
	貸付金の滞納状況について確認し、適切な処理がされているか否かについて検証した。 各伺における決裁方法の適切性について確認した。
有効性	必要としている人に必要な金額の貸付が適時・適切になされているかについて確認した。 滞納者に対する償還督促が適切に実施されているか否か確認した。
経済性・効率性	最小の経費で、最大の事業実績を出しているかについて確認した。 令達における事務処理及び令達先での事務処理が適切に実施されているかについて確認した。 システム導入業者と随意契約となっている、母子父子寡婦福祉資金システムの運用管理について、保守点検等のコストが客観的に算定され、それを踏まえた検討がされているかについて検証した。 母子父子寡婦福祉資金システムの運用管理業務の財務事務が経済的かつ効率的に運用されているかについて検証した。

(8) 確認した証憑書類等

母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度のご案内、令和 6 年度母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧、修学資金の貸付限度額学校種別・学年一覧、就学支援金の貸付限度額学校種別一覧、母子父子寡婦福祉資金の資金種別ごとの概要、令和 5 年度山口県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出予算書、償還額の報告書一式、償還金支出状況、支出負担行為・支出票、債権発生通知書、母子父子寡婦福祉資金システムの運用管理業務委託契約書、母子父子寡婦福祉資金システム運用管理業務委託仕様書、特定個人情報等取扱特記事項、特定個人情報等作業責任者及び作業従事者に関する届、業務完了報告書、請求書、母子・父子・寡婦福祉資金貸付申請書綴り一式、徴収停止及び債権放棄に係る起案書類一式、収納情報、母子・父子・寡婦福祉資金届出書等受付簿兼償還台帳送付伺簿

(9) 監査の結果

【指摘】 契約書に従っていない実績報告書について（合規性）

随意契約をしている母子父子寡婦福祉資金システム運用管理業務は、①業務完了報告書の日付欄が全ての月において空欄となっていた。さらに、②業務完了日以前に報告書及び請求書が郵送されていた。

当該業務は、委託契約において、委託料の請求は 1 か月毎とし、検査に合格したときは県に対して委託料を請求するものとなっている。委託業者から毎月提出されている業務完了

報告書の作業期間は毎月 1 日から月末までとなっており、業務完了年月日はその月の末日となっている。しかし、業務完了報告書と請求書は、常に月末日前に送付されてきており、令和 6 年 3 月分については、令和 6 年 3 月 15 日付で県に郵送されている。また、業務完了報告書にある日付欄は、全ての月で空欄となっており、県の受付印は翌月初めの日付となっている。

以上のことから、当該実績報告書は業務の完了を証明するものとは言えず、県はどのような検査をもって合格としているのか、これらの書類からは全く判断できない。そのため、委託業者は業務を完了しないまま、また県は業務についての検査をせずに委託料の支払を実施していることになり、合规性に疑義がある。県は業務を適正に遂行しなければならず、また委託業者に対して適切な指導を実施する必要がある。

【指摘】委託業務の契約額の客観性について（経済性・効率性）

母子父子寡婦福祉資金システム運用管理業務は、システムの保守を業務としており、具体的には次のように仕様書に明記されている。

業務内容及びその仕様について

母子父子寡婦福祉資金システム保守

業務遂行上発生する「母子父子寡婦福祉資金システム」のさまざまなシステム運用・保守上の問題点について支援（期間：令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで）

【支援業務の作業内容】

母子父子寡婦福祉資金システム保守活動に必要な体制維持管理、保守発生受付システムに関するドキュメント、資源管理作業

母子父子寡婦福祉資金システムの軽微なプログラム修正

母子父子寡婦福祉資金システムの QA 対応

母子父子寡婦福祉資金システムの障害対応

母子父子寡婦福祉資金システムの業務支援

上記の仕様に対して、令和 5 年度に実際に発生した業務を確認するため、関係書類を精査したところ、実績報告書は、具体的業務実績を記載する様式にはなっておらず、保守発生受付や業務報告等の添付書類もないことから、実施された業務内容を客観的に判断することは不可能であった。

単独随意契約に至る手続については、規定に従い競争入札審査会も適切に実施されているものの、選考理由は、主に①システムのプログラム設計事業者であること、②これまでの対応の状況（平成 27 年度より単独随意契約）の 2 点である。②これまでの対応状況については、特に大きな問題が発生していなかったことは窺えるが、対応状況の記録がないため、

価格の妥当性を第三者が判断することが出来ず、また、県も競争入札審査会において、価格の妥当性について検討した痕跡はない。契約額は、年間 125 万 4 千円であり、100 万円を超えている上、見積合わせも行っていない。随意契約の根拠を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に求めるとしても、委託料の価格の妥当性に客観性をもたせないことへの免罪符にはなりえず、県民に対して価格の妥当性を説明できる体制を構築する必要がある。

この点について県は、母子父子寡婦福祉資金のシステムの保守費用の額が妥当かどうかについては、毎年度、保守業者から見積書を徴取した上で、デジタル・ガバメント推進課を経由し IT アドバイザーに検証を依頼し、適正な経費か否か精査してもらっているということである。しかし所見欄に、「今年度と同額であること」と記載されているのみであることから、前年同額を基準としているだけであり、実際の業務に対する経済性を評価している訳ではない。従って、各個別事業で価格の妥当性を判断できる体制を整える必要があり、当該事業の場合、業者からの作業報告書等の添付を求め、業務と価格の経済性を判断した上で、契約する必要がある。

【指摘】 稟議書等における決裁日の記入漏れについて（合規性）

当事業に関連する稟議等を閲覧したところ、決裁年月日が未記入となっていたものが散見された。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、決裁日は必ず適切に記入する必要がある。

【指摘】 徴収停止後の債権処理の適切性について（合規性）

今回実地監査を行った宇部健康福祉センターにおける最終徴収日から 10 年以上経過している者は、80 件 22,810 千円であり、その内徴収停止措置をした者は、2 件 844 千円のみである。内、1 件償還金 839,632 円、違約金 40,600 円については、平成 29（2017）年 1 月 10 日に徴収停止調書を作成し具申している。山口県債権管理条例では、徴収停止の措置をとった非強制徴収債権について、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においてなおその要件に該当する場合には債権放棄ができる旨規定している。県は、相当期間を 5 年間と関連資料等に明記しており、当該債権についても徴収停止措置から 5 年後に債権放棄を目指す旨起案されている。しかし、徴収停止措置の具申から 7 年経過した 2024 年 10 月時点において、なんらのアクションも起こされていなかった。

このことについては、特に法律や県の規定違反となる訳ではない。しかし、当該徴収停止措置が具申された背景は、平成 28 年 8 月時点の健康福祉部の繰越分未収額 778,770 千円の内半額以上を占める 479,378 千円が母子父子寡婦福祉貸付金によるものであり、その内消滅時効が満了している債権が 109,850 千円（健康福祉部計 164,879 千円）であることを問題視し、部のプランに沿った回収を基本としつつ、債権数の削減に努めるとしたものであり、その決定が反故された状態となっていた。

担当課については、問題を放置していた訳ではなく、適切に処理する意思はあるものの、日々の業務の優先順位を勘案すると現状のようになっていたということである。令和 5 年度末時点の収納未済額は母子父子寡婦福祉貸付資金だけで 296,740 千円となっており、取り決めたルールに則り最大限の回収及び整理をしていく必要がある。その上で、職員の負担軽減等も考慮し、特に少額債権（上記 2 件の内もう 1 件、債権残額 4,612 円であるが、徴収停止措置を行っていない 1 万円以下の債権多数あり）については積極的に債権放棄する等の対応も必要と考える。

【意見】債権回収マニュアルの作成及び外部専門家への委託の検討について（有効性、経済性・効率性）

収納未済額の回収については、制度の維持や公平性を確保するとともに、歳入確保の面からも極めて重要であり、最大限の回収及び整理が必要である。消滅時効の期間を完成させて債権を失うことは許されないため、未収債権への対応について基本方針を定め、現場の担当者にも理解し易いマニュアル類の整備、研修会の実施等により、担当課のみでなく、全庁で事務の標準化を進めるべきである。

また、現場の担当者についても業務多忙である上、債務者との距離も近いが故に徴収困難となる事例も多いと推察する。従って、弁護士等の専門家への回収業務委託も有効と考える。他県では債権回収業務の弁護士への委託事例もある。引用になるが、茨城県の令和 3 年度包括外部監査報告書（43 頁）によると、弁護士法人への回収委託は、「回収に難ある債権の約 11 ヶ月間の回収額は想像以上の実績となっている。」と記載されており、実績は、令和 2 年度（10 月から翌年 3 月）回収委託額 72,382 千円に対して回収額 27,597 千円（回収率 38.1%）、令和 3 年度（4 月から 8 月）回収委託外 204,970 千円に対して回収額 24,577 千円（回収率 12.0%）となっている。監査人は、「意見」として、「時間の経過とともに債権回収の困難性は高まる傾向にあることから、費用対効果を検討の上、弁護士又は弁護士法人への債権回収の委託をより進められたい。」と記している。さらに、「茨城県の債権全般に言えることではあるが、債務者の立場からすると県が法的措置に移行する可能性は低いと判断し、他の債務を優先的に返済した方が良いとの考えを持っていることは否定できない。事実、金融機関の住宅のローンについては、遅滞なく返済を実施しているが、県の債務については支払がなされていない事案もあった。一部の債務者にあつては、県への債務の支払は後回しにしても問題ないと認識を有している可能性もあることも認識すべきである。」とし、「意見」として「債権者が県への支払をすることなく他の債権者への支払を優先している実態、弁護士法人が督促した場合の良好な回収状況等を勘案すると、所管課における延滞債権の回収可能性の判断には甘さがあり、債務者の実態を的確に把握できていない事案もあることがわかる。所管課の債務者に対する支払い能力の判断は、必ずしも実態を反映していない場合もあると

の認識を持つことが重要であり、所管課は所定の回収手続を粛々と実施することが必要である。」と述べられている。

実際に宇部健康福祉センターの償還指導記録を閲覧したところ類似した事案もあり、債権管理の実務は、地方自治法、地方自治法施行令はもとより、民法等の民事法分野や債権管理条例の知識も必要な上、担当者の債権回収に係る精神的・時間的負担も大きいと考えられることから、外部専門家の活用も有効と考える。

今回の監査を受け、担当課では課長名で母子父子寡婦福祉資金貸付金管理・回収に係る取組強化について」（令和6年11月7日付 令6こども家庭658号）と題して各健康福祉センターへ職員を派遣し、基礎的な知識及び回収困難案件の回収方針等に関するヒアリングを12月から翌年2月まで実施する旨通知している。実施内容は、①時効、相続等、債権管理に必要な基礎知識の確認について、②徴収停止の要件及び債権管理条例を活用した債権放棄について、③徴収困難となっている案件の債権回収方針等について、である。

このように即実行に移していただいた点については、大いに評価できる。今後の回収及び整理が進展することを期待している。

【意見】貸付対象者を一部性別により限定していることについて（有効性）

県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて、国庫を利用して貸付事業を実施している。貸付の対象者は以下の通りである。

	対象者	定義
①	母子家庭の母、父子家庭の父	・配偶者のいない女子・男子で現に20歳未満の児童を扶養している方
②	寡婦	・配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない女子として児童を扶養していた方
③	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦以外の方	・夫と死別や離婚等をし、現在配偶者のいない40歳以上の女子の方（所得制限あり） ・20歳未満の父母のいない児童

この対象者及び定義は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいているため、合規性に問題はない。しかし、寡婦は女子とされ、③においても女子が対象となっており、男子は対象外となっている。国の制度とは言え、事業の目的に照らせば、寡夫も対象とされるべきであり、これは、憲法14条の平等原則に違反するものではないかとの疑念がおこる。この考え方は、夫が一家の働き手として働く性別分業に根ざしたモデルが背景にあり、所得税法や年金分野における差異については、経済的差別は合理性があるとの司法の判例もある。一

方、児童福祉手当の父子家庭手当は、平成 22 年 7 月に導入されたが、これは、平成 14 年 7 月に栃木県鹿沼市が導入した児童育成手当が先駆けとなったとされている。

このように、父子家庭への救済が地方自治法の施策が先駆けとなった例もあることから、山口県においては、対象者を性別に関係なく同等とする見直しを行うことが必要である。

45. 児童扶養手当支給事業費

(1) 事業の概要

事業名	児童扶養手当支給事業費
担当部局課	健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課
男女共同参画基本計画における施策区分	
基本目標Ⅲ：男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり	
重点項目 8：みんなが安心して暮らせる社会づくり	
実施の背景（必要性）	
生活が困難なひとり親の家庭等に対し、社会的な援助が求められている。	
目的	
ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について、児童扶養手当を支給し、児童の福祉増進を図る。	
達成時期	個々の申請請求における受給資格の認定時期
目指すべき将来像	
みんなが安心して暮らせる社会づくり	
概要（内容）	
離婚等によるひとり親家庭等で、その児童を養育する者に対して児童扶養手当を支給する。	

概要図等

児童扶養手当
支給要件該当者

町役場（福祉事務所
設置町を除く）
請求書受付

こども家庭課
認定

請求
→
←
認定通知書
・証書交付

請求書進達
→
←
認定通知書
・証書送付

支給

主な実施主体	県
対象者	県民
令和5年度の取組	
一定の条件の下、対象となる者に手当を支給する。	
実施結果（実績及び進捗）	
○受給者等の推移（5町）	
(単位：人)	
	R3R4R5
受給者	234226242
支給対象児童	355352367

○児童扶養手当返納金の状況（5町）

返納金の発生は、受給者の婚姻、年金受給、扶養義務者との同居、養育する児童の施設入所等の資格喪失事由の発生により生じる。

(単位：千円)

		調定額	収入済額	不納欠損額 (※)	収入未済額
R3	現年	156	120	36	0
	過年	1,138	106	9	1,023
R4	現年	120	120	-	0
	過年	1,023	17	-	1,006
R5	現年	120	120	-	0
	過年	1,006	23	-	983

※当返納金は公債権であり、消滅時効期間の 5 年を経過したことにより、債権が消滅したため（山口県会計規則第 226 条第 1 項第 2 号）。

成果及び評価（次期計画を含む）

申請者からの請求を適正に審査し、受給資格の認定等を行うことで、児童の福祉増進を図った。

関連する基本方針	該当無し
関連する個別計画	該当無し
根拠法令（法律・条例）	児童扶養手当法
事業区分	継続事業（昭和 36 年度～）

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

（単位：千円）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	143, 491	140, 294	136, 571
補正後予算額	132, 601	121, 908	116, 521
決算額	129, 374	119, 898	115, 752

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
扶助費	115, 322	児童扶養手当の支給
償還金利子および割引料	430	
合 計	115, 752	

(4) 財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国庫	38, 697	33. 4
その他	—	—
一般（県）	77, 055	66. 6
合 計	115, 752	100. 0

(5) 特別な検討を必要とした事項

監査要点	実施手続
合規性	給付請求に対する認定手続等が適切に実施されているかについて検証した。
有効性	受給資格の認定は、分かりやすく、申請方法は簡易なものとなっているか確認した。
経済性・効率性	事務処理が効率的に実施されているかについて検証した。

(6) 確認した証憑書類等

＜認定関係＞

伺（児童扶養手当の認定について）、（特別）児童扶養手当証書 受領書、児童扶養手当決議書（任意様式）、受給資格の認定請求書、公的年金調書、戸籍に関する全部事項証明書、児童扶養手当口座振替申出書、預金通帳写し等、児童扶養手当の認定に係る調査承諾書、児童扶養手当受給資格者台帳、児童扶養手当認定通知書

＜現況届関係＞

伺（児童扶養手当の支給停止解除について）、児童扶養手当支給停止解除通知書、児童扶養手当現況届、伺（児童扶養手当の一部支給停止適用除外の決定について）、伺（児童扶養手当現況届に伴う児童扶養手当の支給額の決定について）、養育費等に関する申告書、（特別）児童扶養手当 継続支給決定調書、児童扶養手当支給停止通知書、児童扶養手当一部支給停止通知書、（特別）児童扶養手当継続予定者名簿（兼受付処理簿）

＜返納関係＞

調定票、児童扶養手当返納金 返納指導台帳、履行延期特約決議書、履行延期承認通知書、履行延期申請書、返済計画書

(7) 監査の結果

【意見】町と県とのデータの連携について（経済性・効率性）

児童扶養手当の認定に際しては、児童扶養手当の支給要件該当者から町役場へ受給資格の認定請求書が提出され、町役場の担当者による要件等の確認及び請求書へ記載内容を反映した上で県（こども家庭課）へ進達されている。

受給資格の認定請求書は手書きであり、こども家庭課の担当者は、同請求書の内容を確認の上、請求書に基づき児童扶養手当システムへ必要事項を入力している。

業務の効率的な実施の観点からは、将来的には町と県との間で児童扶養手当の認定に関する情報の授受をデータ連携により行う等の方法について検討することが望まれる。

以上

